

文化財保護の 手引き

【資料編】

宮城県教育庁文化財保護課

平成 29 年 5 月

目次

Ⅰ 文化財関係法令	
1 法律	
（1）文化財保護法	1
（2）重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	36
2 法令	
（1）文化財保護法施行令	37
2 省令	
（1）国宝又は重要文化財指定書規則	45
（2）国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の 管理に関する届出書等に関する規則	45
（3）国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並 びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に 関する規則	49
（4）国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規 則	51
（5）国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する 技術的指導に関する規則	51
（6）国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の 出品及び公開に関する規則	52
（7）国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財出 品給与金支給基準規則	53
（8）国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の 出品又は公開に起因する損失の補償に関する規 則	54
（9）国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売 渡申出書に関する規則	55
（10）登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等 に関する規則	55
（11）重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等 の氏名変更等の届出に関する規則	59
（12）重要有形民俗文化財指定書規則	60
（13）重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の 届出等に関する規則	61
（14）登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出 書等に関する規則	62
（15）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の管理に関する届出書等に関する規則	66
（16）史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	67
（17）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の復旧の届出に関する規則	68
（18）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記 念物の現状変更等の許可申請等に関する規則	69
（19）登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の 設置の基準及び届出書等に関する規則	70
（20）重要文化的景観に係る選定及び届出等に関す る規則	73
（21）伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定 等の場合の報告に関する規則	75
（22）重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に 関する規則	76
（23）文化財保護法の規定による処分等に関する聴 聞、意見の聴取及び審査請求規則	76
（24）文化財の保護のための条例の制定等の場合の 報告に関する規則	79
4 告示等	
（1）国宝及び重要文化財指定基準	82
（2）登録有形文化財登録基準	83
（3）重要文化財の所有者及び管理団体以外の者に よる公開に係る博物館その他の施設の承認に関 する規程	83
（4）重要有形民俗文化財指定基準	84
（5）登録有形民俗文化財登録基準	85
（6）重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以 外の者による公開に係る博物館その他の施設の 前の届出の免除に関する規程	85
（7）国宝・重要文化財等買取要領	86
（8）国宝・重要文化財等買取基準	87
（9）重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持 団体の認定の基準	87
（10）記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選 択基準	88
（11）重要無形民俗文化財指定基準	88
（12）記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化 財の選択基準	88
（13）特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記 念物指定基準	88
（14）登録記念物登録基準	89
（15）重要文化的景観選定基準	90
（16）重要伝統的建造物群保存地区選定基準	90
（17）選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団 体の認定の基準	90
5 通達・通知等	
■事務取扱いにかかる通知	
（1）「地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律」の施行に伴う文化財保護法第 188 条（書 類等の経由）にかかる事務取扱いについて	91
■文化財の防災並びに管理にかかる通知	
（2）伝統的建造物群保存地区の防火体制の徹底に ついて	95
（3）無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛 行させる際の飛行ルールと文化財保護の関係に ついて	96
（4）文化財の防犯対策について	97

(5) 文化財の防犯体制の徹底について	98	(38) 登録有形文化財建造物修理にかかる設計監理技術者の承認基準の改正及び文化財補助金を受けて行う登録有形文化財（建造物）修理補助事業の設計監理技術指導者の承認に伴う事務処理について.....	119
(6) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災、防火及び防犯対策の徹底等について	98	(39) 重要文化財（建造物）耐震診断指針の改正について.....	120
(7) 重要文化財建造物等の防火防犯の徹底について.....	99	(40) 重要文化財（建造物）耐震基予備診断（旧所有者診断）実施要領の改正について	124
(8) 文化財の防犯対策について	99	(41) 重要文化財（建造物）耐震基礎診断（旧基礎診断）実施要領の改正について	130
(9) 文化財の防火防犯対策の徹底について	100	(42) 国宝・重要文化財（建造物）保存修理における漆の使用方針について.....	130
(10) 文化財の防火防犯の徹底について	100	■文化財の活用等にかかる基準・指針	
(11) 文化財保存施設（収蔵庫）及び文化財（美術工芸品）の公開時の防犯対策の強化について	101	(43) 重要文化財（建造物）の活用について	130
(12) 文化財建造物に係る消防用設備の取扱いについて.....	101	(44) 重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について.....	134
(13) 伝統建造物群保存地区の防火体制の徹底について.....	104	(45) 「歴史文化基本構想」策定技術指針について ..	135
(14) 埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について	104	■文化財の公開にかかる基準・指針	
(15) 文化財の保存施設（収蔵庫）の防犯対策の強化について.....	105	(46) 国宝・重要文化財の公開について	141
(16) 文化財の防火防犯の徹底について	105	(47) 国宝・重要文化財の公開許可申請について	142
(17) 文化財の防火防犯の徹底について	106	(48) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程の一部改正について.....	142
(18) 文化財の防火の徹底について	106	(49) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準について	143
(19) 文化財建造物等の地震時における安全性の確保について.....	106	(50) 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について.....	144
(20) 文化財（美術工芸品）の管理の徹底について ..	109	(51) 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程について	145
(21) 文化財の防火について	110	■証書等交付にかかる規定	
(22) 文化財の防火について	110	(52) 重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について.....	147
(23) 文化財の防火防犯の徹底について	111	(53) 重要無形民俗文化財の指定証書の交付について	147
(24) 文化財の防火と防災施設の日常管理について ..	111	(54) 選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について.....	148
(25) 文化財の防火防犯について	112	■文化財保護啓蒙等	
(26) 文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について.....	112	(55) 文化庁選定「歴史の道百選」について	148
(27) 文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について.....	113	(56) ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱	148
(28) 防犯措置の強化について	113	■記念物にかかる事務処理並びに諸通知	
(29) 文化財（美術工芸品）の管理の強化について ..	114	(57) 記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について.....	149
(30) 文化財の防火防犯について	115	(58) 記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更等について.....	154
(31) 文化財の防火防犯について	115		
(32) 史跡等の保存及び管理の適正化について	116		
(33) 名勝及び天然記念物の保存及び管理の適正化について.....	116		
(34) 史跡の管理の適正化等について	116		
(35) 指定文化財の保存管理について	117		
■文化財の修理にかかる基準・指針			
(36) 重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準の改正について	117		
(37) 文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事に従事する主任技術者の承認に伴う事務処理について	119		

(59) 史跡等の現状変更の権限委譲及び現状変更の事務処理について	157	(9) 国庫補助事業における補助率加算の算定について	233
(60) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の許可の事務の処理基準	160	(10) 「文化財関係国庫補助事業に係る財産処分の承認基準」の一部改正について	235
(61) 採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と史跡等の文化財の保護について	162	(11) 文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱いについて	239
(62) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行について	163	(12) 史跡等の土地を先行取得する場合の取扱いについて	240
■参考条例等		(13) 史跡等の土地を先行取得する場合の取扱いについて	241
(63) 都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について	166	3 県費補助金関係	
(64) 伝統的建造物群保存地区の制度の実施について	173	(1) 補助金等交付規則	243
■指定報告等		(2) 宮城県文化財保護補助金交付要綱	246
(65) 文化財の保護のための条例の制定の場合の報告について	180	【凡例】	
6 県条例・規則・通知等		・数字は、法律・法令・省令・告示・例規並びに条例案等は原文通りの漢数字を使用し、その他要綱・通知等はアラビア数字に統一した。なお施行等の日付はすべてアラビア数字としている。	
(1) 宮城県文化財保護審議会条例	181	・句点は原典に拠らず、すべて「、」に統一した。	
(2) 宮城県文化財保護条例	181		
(3) 宮城県文化財保護条例施行規則	188		
(4) 県指定文化財の指定について	201		
(5) 宮城県文化財保護指導員設置要綱	203		
(6) 特別天然記念物ニホンカモシカの取扱いについて	204		
II その他関係法令			
1 銃砲刀剣関係			
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法(抄)	206		
(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(抄)	207		
(3) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令	208		
(4) 銃砲刀剣類登録規則	208		
(5) 美術刀剣類製作承認規則	210		
(6) 宮城県銃砲刀剣類登録審査委員設置要綱	210		
2 国庫補助金関係			
(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	211		
(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)	217		
(3) 文化庁文化財補助金交付規則	220		
(4) 文化財保存事業費関係補助金交付要綱	221		
(5) 文化財保存事業費関係国庫補助実施要領	230		
(6) 災害復旧に係る文化財補助金の補助率について	231		
(7) 文化財補助金の適正な執行について	231		
(8) 「文化財補助金の補助率加算に係る取扱要領」について	232		

文化財関係法令

1 法律

(1) 文化財保護法

昭和25年5月30日法律第214号
最終改正：平成26年6月13日法律第69号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 削除
第三章 有形文化財
第一節 重要文化財
第一款 指定（第二十七条—第二十九条）
第二款 管理（第三十条—第三十四条）
第三款 保護（第三十四条の二—第四十七条）
第四款 公開（第四十七条の二—第五十三条）
第五款 調査（第五十四条・第五十五条）
第六款 雑則（第五十六条）
第二節 登録有形文化財（第五十七条—第六十九条）
第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第七十条）
第四章 無形文化財（第七十一条—第七十七条）
第五章 民俗文化財（第七十八条—第九十一条）
第六章 埋蔵文化財（第九十二条—第一百八条）
第七章 史跡名勝天然記念物（第九十九条—第一百三十三条）
第八章 重要文化的景観（第一百三十四条—第一百四十一条）
第九章 伝統的建造物群保存地区（第一百四十二条—第一百四十六条）
第十章 文化財の保存技術の保護（第一百四十七条—第一百五十二条）
第十一章 文化審議会への諮問（第一百五十三条）
第十二章 補則
第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求（第一百五十四条—第一百六十一条）
第二節 国に関する特例（第一百六十二条—第一百八十一条）
第三節 地方公共団体及び教育委員会（第一百八十二条—第一百九十二条）
第十三章 罰則（第九十九条—第二百三条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上

又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第一百六十五条、第一百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第一百六十五条並びに第一百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。
（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 削除

- 第五条 削除
- 第六条 削除
- 第七条 削除
- 第八条 削除
- 第九条 削除
- 第十条 削除
- 第十一条 削除
- 第十二条 削除
- 第十三条 削除
- 第十四条 削除
- 第十五条 削除
- 第十六条 削除
- 第十七条 削除
- 第十八条 削除
- 第十九条 削除
- 第二十条 削除
- 第二十一条 削除
- 第二十二条 削除
- 第二十三条 削除
- 第二十四条 削除
- 第二十五条 削除
- 第二十六条 削除

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

(指定)

- 第二十七条** 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定することができる。
(告示、通知及び指定書の交付)
- 第二十八条** 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
- 2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
 - 3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しな

ればならない。

- 4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
(解除)

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。
- 4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。
(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出

なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しく

はき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第三款 保護

(修理)

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のた

めに要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重

要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
 - 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。
（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（修理の届出等）

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
（輸出の禁止）
- 第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。
（環境保全）

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
（国に対する売渡しの申出）

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

- 2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
- 3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相

当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

5 第一項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

（管理団体による買取りの補助）

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四款 公開

（公開）

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合

には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

（文化庁長官による公開）

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

5 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

（所有者等による公開）

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対

し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
- 6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。
(損失の補償)

第五十二条 第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、文化庁長官に届け出るものとする。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わな

かつたときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 調査

(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
 - 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつばら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体

が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。
- 3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
(告示、通知及び登録証の交付)

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）の所有者に通知する。

- 2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。
- 3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。
- 4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
(登録有形文化財の登録の抹消)

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。
- 3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。
- 4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。
- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。
- 6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。
(登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

- 2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、

適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

- 3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。
- 4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。
- 5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。
(登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(登録有形文化財の修理)

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置

若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の輸出の届出)

第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第六十九条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四章 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第七十二条 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第七十三条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死

亡したとき、その他文部科学省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日）から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（重要無形文化財の保存）

第七十四條 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

（重要無形文化財の公開）

第七十五條 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

（重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）

第七十六條 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等）

第七十七條 文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民俗文化財

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）

第七十八條 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化

財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第二十八条第一項から第四項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除）

第七十九條 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財が重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定の解除には、第二十九条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

（重要有形民俗文化財の管理）

第八十條 重要有形民俗文化財の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の保護）

第八十一條 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

第八十二條 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第八十三條 重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の公開）

第八十四條 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届

出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設を設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれら主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第五十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

第八十五条 重要有形民俗文化財の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

（重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第八十六条 重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第五十四条の規定を、重要有形民俗文化財の所有者が変更し、又は重要有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。

（重要無形民俗文化財の保存）

第八十七条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

（重要無形民俗文化財の記録の公開）

第八十八条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

（重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第八十九条 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（登録有形民俗文化財）

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」という。）については、第三章第二節（第五十七条の規定を除く。）の規定を準用する。

この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

（重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第九十一条 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発し

た日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項

若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。（国庫帰属及び報償金）

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第七十条 都道府県の教育委員会は、第五十五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第五十五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第七十一条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第七十二条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第七十三条 前条第一項の規定による指定前において緊急の

必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第七十四条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第七十二条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第七十五条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第七十二条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第七十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第七十二条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第七十六条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十二条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物

の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。
（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。
（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。
（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合におい

て、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められる

ものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二百条まで

の規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定には、第九十九条第三項から第五

項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第三百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第三百三十五条 重要文化的景観がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第三百三十六条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下この章において「所有者等」という。)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第三百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第三百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第三百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第三百三十九条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現

状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第三百四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第三百四十一条 文部科学大臣は、第三百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第三百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第三百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第九章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第三百四十二条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第三百四十三条 市町村は、都市計画法(昭和三十九年法律第百号)第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合に

においては、前項後段の規定を準用する。

- 3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第十九条第三項の規定による同意に当たっては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。
- 5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第百四十四条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部が我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

- 2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第百四十五条 文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第百四十六条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第十章 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第百四十七条 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第百四十八条 文部科学大臣は、選定保存技術について保

存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 文部科学大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

- 3 前二項の場合には、第七十二条第三項の規定を準用する。

- 4 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第百四十九条 保持者及び保存団体には、第七十三条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第百五十条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

(選定保存技術の記録の公開)

第百五十一条 選定保存技術の記録の所有者には、第八十八条の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第百五十二条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

第十一章 文化審議会への諮問

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
- 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
- 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指

- 定及びその指定の解除
- 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
- 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）
- 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
- 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
- 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
- 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
- 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 五 国による重要文化財の買取り
- 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に

影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

十七 重要文化的景観の管理に関する命令

十八 第百八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び審査請求

（聴聞の特例）

第百五十四条 文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五条第一項又は第二百二十八条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第二百二十五条第七項（第二百二十八条第三項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第二百二十五条第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

（意見の聴取）

第百五十五条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第三十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第三百三十一条第一項の規定

による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行

- 2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第五十六条 第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に掲げる処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から三十日以内に、審査請求人及び参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市の教育委員会である場合にあっては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第四十三条第一項又は第二百五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第十三条第一項（第三十三条で準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定

- 2 審理員は、前項の意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあっては、審査請求人及び参加人とする。）に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

(参加)

第五十七条 審査請求人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、審理員にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第五十八条 第五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決前の協議等)

第五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求に対する裁決（却下の裁決を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求に係る事案について意見を述べることができる。

(手續)

第六十条 第五十六条から前条まで及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求に関する手續は、文部科学省令で定める。

第六十一条 削除

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財

化財に指定したときは、第二十八条第一項又は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九十九条第三項（第一百条第三項及び第一百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第三十四条第二項（第三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第九十九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財

の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十二条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調

査をさせることができる。

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第百七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第百七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百十七条の規定を準用する。

第百七十五条 第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第三十二条第一項の規定による登録をし、又は第三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第三十二条第二項で準用する第九十条第三項又は第三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。
- 二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取ら

れたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第一百五十二条第二項の規定を準用する。

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第三十三条で準用する第三十三条から第十八条までの規定は、適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会
(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第一百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)
- 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令
- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三百十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三百一十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百一十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百一十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百一十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第百八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条(第八十五条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百二十二条第一項並びに第一百条第三項及び第一百二十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の

罰金若しくは科料に処する。

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）、又は第八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、

き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）

又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第二百一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な

措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第八十六条で準用する場合を含む。）又は第五十九条第六項若しくは第六十九条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第一百二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五条第二項（第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第百三十六條又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第一百五条第四項（第百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則 抄

（施行期日）

第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

（関係法令の廃止）

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和四年法律第十七号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百十一号）

重要美術品等調査審議会令（昭和二十四年政令第二百五十一号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

（法令廃止に伴う経過規定）

第三条 この法律施行前に行つた国宝保存法第一条の規定による国宝の指定（同法第十一条第一項の規定により解除された場合を除く。）は、第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第三条又は第四条の規定による許可は、第四十三条又は第四十四条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第七条第一項の規定による命令及び同法第十五条前段の規定により交付した補助金については、同法第七条から第十条まで、第十五条後段及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九条第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第六条及び第二十三条の規定を除くほか、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際に国宝保存法第一条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

6 第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際に国宝保存法第一条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第二十八条に規定する重要文化財の指定書を受付するものとする。

第四条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

2 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第百八十八条の規定を準用する。

第五条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第百九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第百十条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第百二十五条第一項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

（従前の国立博物館）

第六条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

（国の無利子貸付け等）

第七条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三十五条第一項の規定により国がその経費

について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の措置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 国が第一項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第三十五条第二項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第三項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

附則（昭和二六年一月二四日法律第三一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条、第二十二條、第二十三條及び第百二十四條第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の文化財保護法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。

附則（昭和二七年七月三一日法律第二七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（東京国立博物館の分館の職員に関する経過規定）

2 この法律施行の際現に東京国立博物館の分館の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、奈良国立博物館の職員となるものとする。

附則（昭和二八年八月一〇日法律第一九四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月一五法律第二一三号）抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。
- 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

附則（昭和二十九年五月二九法律第一三一号）抄

- 1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第七十一条第二項の規定にかかわらず、新法第六十九条第一項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から三年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、その効力を失う。
- 3 この法律の施行前六月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第四十三条第一項若しくは第八十条第一項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第四十五条第一項若しくは第八十一条第一項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から三十日以内に委員会に対して異議の申立をすることができる。この場合には、第八十五条の二第二項及び第三項並びに第八十五条の三から第八十五条の九までの規定を準甲する。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十九号）は、廃止する。
- 6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。
- 7 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一条の二、第九十五条又は第九十五条の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十一条の二第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法中第七十一条の二第一項又は第九十五条第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

附則（昭和三一年六月一二法律第一四八号）抄

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三一年六月三〇日法律第一六三号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附則（昭和三三年四月二五法律第八六号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条の次に一条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、昭和三十三年四月一日から適用する。

附則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特権の順位に関する経過措置）

- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附則（昭和三六年六月二日法律第一一一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（行政機関職員定員法の廃止）

- 2 行政機関職員定員法（昭和三十四年法律第二百二十六号）は、廃止する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

- 3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴

訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなったものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して

必要な経過措置は、政令で定める。

- 10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附則（昭和四〇年三月三一日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四三年六月一五日法律第九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過規定）
- 2 この法律の施行の際現に文部省文化局、文化財保護委員会事務局、文部省の附属機関（この法律の規定により文化庁の相当の附属機関となるものに限る。）又は文化財保護委員会の附属機関（文化財専門審議会を除く。）の職員である者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて文化庁の相当の職員となるものとする。
- 3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。
- 4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣に対してされている申請、届出その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づいて、文部大臣又は文化庁長官に対してされた手続とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に効力を有する文化財保護委員会規則は、文部省令としての効力を有するものとする。

附則（昭和四六年五月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四十六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年六月三日法律第五二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

附則（昭和五〇年七月一日法律第四九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

（遺跡発見の場合の停止命令等の特例）

- 2 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十七条の五の規定の適用については、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

（経過措置）

- 3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十六条の三第一項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六条の三第二項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六条の三第二項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六条の三第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六条の三第二項の規定により保持団体の認定をしなければならない。この場合においては、新法第五十六条の三第三項及び第五十六条の四第三項の規定を準用する。

- 4 この法律の施行の際現に旧法第五十六条の十第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六条の十第二項において準用する旧法第二十八条第三項の規定による交付された重要民俗

資料の指定書は、新法第五十六条の十第二項において準用する新法第二十八条第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

- 5 この法律の施行前に旧法第五十七条の二第一項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七条の二及び第五十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例による。

- 6 この法律の施行前に新法第五十七条の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等（当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除く。）に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

- 7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五（旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の三第一項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六）の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

- 8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

- 9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

- 10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五八年一月二日法律第七八号）

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（平成五年一月一日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞

又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則（平成六年一月一日法律第九七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の文化財保護法第四十六条第一項（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定により売渡しの申出又は第四条の規定による改正前の文化財保護法第四十六条第一項ただし書（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請については、第四条の規定による改正後の文化財保護法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条及び第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、

この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成八年六月一二日法律第六六号）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(重要文化財等の公開の届出に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の文化財保護法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定による許可を受け、又はその申請を行っている改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設の設置者であつて当該公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第五十三条第一項ただし書に規定する届出を行った文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体であつて、新法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設において展覧会その他の催しを主催するものは、同条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。

4 文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体であつて新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する公開事前届出免除施設において展覧会その他の催しを主催するもの又は公開事前届出免除施設の設置者であつて当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催するものうち、この法律の施行前に旧法第五十六条の十五第一項の規定による届出を行ったものは、新法第五十六条の十五第一項ただし書に規定する届出を行ったものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

6 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の実施状況、保護すべき文化財の状況等を勘案し、有形文化財の登録に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成十一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改

良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

(文化財保護法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 施行日前に発見された文化財でこの法律の施行の際現にその所有者が判明しないものの所有権の帰属及び報償金については、第三百三十五条の規定による改正前の文化財保護法(以下この条及び次条において「旧文化財保護法」という。)第五十九条第一項に規定する文化財及び旧文化財保護法第六十一条第二項に規定する文化財のうち国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものについては第三百三十五条の規定による改正後の文化財保護法(以下この条において「新文化財保護法」という。)第六十三条の規定を適用し、その他のものについては新文化財保護法第六十三条の二の規定を適用する。

第五十九条 旧文化財保護法第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財のうち、この法律の施行の際現に地方公共団体において保管しているもの(物品管理法第八条第三項又は第六項に規定する物品管理官又は分任物品管理官の管理に係るものを除く。)の所有権は、施行日において、当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする。ただし、施行日の前日までに、文部省令で定めるところにより、当該地方公共団体から別段の申出があった場合は、この限りでない。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日において

これらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で

定める。

附則 (平成十一年一月二二日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十一年一月二二日法律第一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十一年一月二二日法律第一七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十二年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年七月三日法律第八二号)

この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (平成十六年五月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成十八年五月三十一日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第二項、第六条、第八条第二項及び第三項、第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同法第二

十一条、第二十二條第一項及び第八十七條の二の改正規定、第二條中建築基準法第六條第一項の改正規定、第三條、第六條、第七條中都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定並びに附則第三條、第四條第一項、第五條、第八條及び第十三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一八年六月一五日法律第七三號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法律第七號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（文化財保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 前條の規定による改正後の文化財保護法第四百四條第一項の規定の適用については、施行日前に研究所が埋蔵文化財（同法第九十二條第一項に規定する埋蔵文化財をいう。）の調査のための土地の発掘により発見した同法第二百二條第二項に規定する文化財は、機構が発見したものとみなす。

附則（平成二三年五月二日法律第三七號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四條 附則第二條から前條まで及び附則第三十六條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二六年六月四日法律第五一號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九條 附則第二條から前條までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九號）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八號）の施行の日から施行する。

（2）重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

昭和8年4月1日法律第43号

廃止：昭和25年5月30日法律第214号

（文化財保護法附則第四條（p28～29）により、なおその効力を有する）

第一條 歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル価値アリト認めラルル物件（国宝ヲ除ク）ヲ輸出又ハ輸出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後五十年ヲ経ザルモノ及輸入後一年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且当該物件ノ所有者ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依リ認定ノ告示アリタルトキハ売買、交換又ハ贈与ノ目的ヲ以テ当該物件ノ寄託ヲ受ケタル占有者ハ其ノ認定アリタルコトヲ知りタルモノト推定ス

第三條 主務大臣第一條ノ規定ニ依リ許可ノ申請アリタル場合ニ於テ許可ヲ為サザルトキハ許可申請ノ日ヨリ一年ヨリ長カラザル期間内ニ当該物件ヲ国宝保存法第一條ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前條ノ規定ニ依ル認定ヲ取消スベシ

第四條 認定、其ノ取消及第二條ノ規定ニ依ル認定物件ノ所有者ニ付変更アリタル場合ノ届出ニ関スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 主務大臣ノ許可ナクシテ第二條ノ規定ニ依ル認定物件ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2 法令

(1) 文化財保護法施行令

昭和50年9月9日政令第267号
最終改正：平成28年3月25日政令第78号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、港務局、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

（法第二百二十六条の政令で定める処分等）

第二条 法第二百二十六条の政令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条及び第三十三条の五第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
- 二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定による認可（同項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）
- 2 前項各号に掲げる認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者が法第二百二十六条の規定により通知する事項は、次のとおりとする。
 - 一 前項各号に掲げる認可の別
 - 二 当該認可に係る区域

三 当該認可を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該認可に係る行為の内容並びにその開始及び終了の時期

（法第四百四十一条第二項の規定による協議）

第三条 文化庁長官が法第四百四十一条第二項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条 法第四百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。

2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会とし、以下この条において単に「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

- 一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- 四 木竹の伐採
- 五 土石の類の採取
- 六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの

3 教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。

- 一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- 二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該

伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。

5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならないものとする。

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園

の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十

- 五条において準用する場合を含む。)及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。)及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)
- 三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ニ 法第一百五十一条第一項(法百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定

する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、

文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（出品された重要文化財等の管理）

第六条 文化庁長官は、法第八十五条第一項の規定により、法第四十八条（法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を当該出品に係る公開を行う施設が存する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする場合には、あらかじめ、当該教育委員会が行う事務の範囲を明らかにして、当該教育委員会の同意を求めなければならない。

2 都道府県又は指定都市等の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

（事務の区分）

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

2 法附則第七条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第七条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合に

は、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第七条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。(法第九十四条第一項の政令で定める法人に関する経過措置)

7 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、第一条に規定するもののほか、独立行政法人環境再生保全機構とする。

8 法第九十四条第一項の政令で定める法人は、国立研究開発法人森林総合研究所が行う国立研究開発法人森林総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)附則第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する業務が終了するまでの間、第一条及び前項に規定するもののほか、国立研究開発法人森林総合研究所とする。

附則(昭和三十二年一月二五政令第三一〇号)
この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部の施行の日(昭和三十二年二月一日)から施行する。

附則(昭和三十二年六月二七政令第二六〇号)
この政令は、公布の日から施行し、第三条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法施行令の規定は、昭和三十二年年度の予算から適用する。

附則(昭和三十二年九月二九政令第二四二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則(昭和三十二年九月二九政令第二四五号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附則(昭和三十二年十一月二九政令第三一三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十二年八月三日政令第二六八号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則(昭和三十二年十一月一七政令第三二一号)
この政令は、外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の施行の日(昭和三十七年三月三十一日)から施行する。

附則(昭和三十二年六月三〇政令第二三九号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十二年三月五日政令第二四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則(昭和三十二年三月八日政令第二七号)
この政令は、法の施行の日(昭和三十六年三月三十一日)から施行する。

附則(昭和三十二年三月一五政令第三一号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則(昭和三十二年四月二三日政令第一一一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十二年一月一〇月三日政令第三二四号)
この政令は、東北開発株式会社法を廃止する法律の施行の日(昭和三十七年十月六日)から施行する。

附則(昭和三十二年三月二〇日政令第五四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附則(昭和三十二年七月二二日政令第二三二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和三十二年七月二十三日)から施行する。

附則(昭和三十二年九月一三日政令第二六九号)
この政令は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十二年十月一日)から施行する。

附則(昭和三十二年九月二四日政令第二七七号)
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日(昭和三十二年十月一日)から施行する。

附則(平成三年一月二五政令第六号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則(平成三年九月二五政令第三〇四号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則(平成四年八月一二日政令第二七八号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。

附則(平成八年八月一二日政令第二四二号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則(平成八年九月一九日政令第二八〇号)抄
(施行期日)
第一条 この政令は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成八年十月一日)から施行する。

附則（平成一〇年九月一七政令第三〇八号）

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附則（平成一〇年一〇月二日政令第三三六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の施行の日（平成十年十月二十二日）から施行する。

附則（平成一一年五月二八日政令第一六五号）

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一日）から施行する。ただし、第一条から第三条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年六月二三日政令第二〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附則（平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年九月二九日政令第三〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年二月一六日政令第四二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

（文化財保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 この政令の施行前に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第三百三十五条の規定による改正前の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「旧文化財保護法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に旧文化財保護法の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第三百三十五条の規定による改正後の文化財保護法（以下「新文化財保護法」という。）及び第十八条の規定による改正後の文化財保護法施行令（以下「新文化財保護法施行令」

という。）の適用については、新文化財保護法及び新文化財保護法施行令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月三十一日政令第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年十一月七日政令第三四六号）

この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。

附則（平成一四年二月八日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年八月八日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二五政令第四四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月二五政令第四四三号)

この政令は、法第三条の規定の施行の日(平成十五年十月二日)から施行する。

附則 (平成一五年一二月五政令第四八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年一二月二五政令第五五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十九日)から施行する。

附則 (平成一五年一二月二五政令第五五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一五年一二月二五政令第五五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一九政令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三条まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一九政令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月二四政令第五九号)

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則 (平成一六年一二月二五政令第三六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一二月二七日政令第四二二号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年六月二四日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二〇年三月三十一日政令第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(文化財保護法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十八条の規定による改正後の文化財保護法施行令第四条第六項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年三月二二日政令第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十四年七月一

日) から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二四年七月二五日政令第二〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律 (以下「平成二十四年改正法」という。) の施行の日 (平成二十四年十月一日) から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年一二月一六日政令第四一八号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この政令の施行前に文化財保護法若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為 (以下この項において「処分等の行為」という。) 又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可の申請その他の行為 (以下この項において「申請等の行為」という。) で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者 (以下この項において「新事務執行者」という。) のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行った申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年一二月二八日政令第四四四号)

(施行期日)

1 この政令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月二五日政令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 省 令

(1) 国宝又は重要文化財指定書規則

昭和 25 年 12 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号
最終改正：平成 12 年 10 月 31 日文部省令第 53 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十八條第二項の規定に基き、国宝又は重要文化財指定書規則を次のように定める。

（この規則の趣旨）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二十八條第三項の規定により国宝又は重要文化財の所有者に交付する指定書に記載すべき事項及び指定書の附書、形式、再交付、原簿等については、この規則の定めるところによる。

（記載事項）

第二条 指定書には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 法第二十七條の規定により国宝又は重要文化財に指定された年月日
- 三 当該国宝又は重要文化財が建造物であるときは、その構造及び形式
- 四 当該国宝又は重要文化財が絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は材質その他の特徴
- 五 指定書の記号番号
- 六 当該国宝又は重要文化財の所在の場所
- 七 当該国宝又は重要文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

（附書）

第三条 前条第一号の員数に細目がある場合には、その細目及び同条第三号又は第四号に掲げる事項は、指定書の附書に記載するものとする。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

2 前項の附書には、当該指定書の裏面に掛けて割印を押すものとする。

（形式及び記載上の注意）

第四条 国宝の指定書及びその附書並びに重要文化財の指定書及びその附書の形式及び記載上の注意は、それぞれ別表第一から別表第四までの通りとする。

（再交付）

第五条 指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足る書類又は破損した指定書を添えなければならない。

（原簿）

第六条 文化庁に指定書の原簿を備え、第二条各号に掲げる事項を記載する。

2 指定書の交付又は再交付をしようとする場合には、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付のときは、その理由を記載し、且つ、この原簿に掛けて当該指定書に割印を押すものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第 53 号）抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第 53 号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

別表第一（第四条関係）（略）

別表第二（第四条関係）（略）

別表第三（第四条関係）（略）

別表第四（第四条関係）（略）

(2) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則

昭和 26 年 1 月 23 日文化財保護委員会規則第 1 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十一条第三項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条の規定に基き、並びに同法第三十二条第一項及び第三十三条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解

任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込その他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理

責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 五 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

（滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 滅失、き損等の事実を知った日
- 十一 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状態を示す書類を添えるものとする。

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 六 現在の所在の場所（指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所又は現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なる場合において、当該指定書記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第八条 法第三十四条ただし書の規定により国宝又は重要文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第三十五条第一項（法第七十二条第五項及び法第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 法第三十六条第一項（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 法第三十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 法第四十三条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 五 法第四十三条の二第一項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 六 法第四十四条ただし書の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 七 法第四十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は法第五十一条第一項、第二項若しくは第七項の規定による勧告、命令、出品の期間の更新又は承認を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 八 法第五十三条の規定による許可を受け、又は届出を行つた展覧会その他の催しに出品するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 九 前二号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。

十 法第三十四条の規定による届出を行つて所在の場所を変更したのち、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出を行つたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

十一 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 法第三十四条但書の規定により国宝又は重要文化財の所在の場所の変更について届出の際指定書の添付を要しない場合は、所在の場所を変更したのち一年以内に現在の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第三十四条但書の規定により国宝又は重要文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更したのち届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（重要有形民俗文化財の管理に関する届出書の記載事項等）

第九条 重要有形民俗文化財の管理に関する届出の書面については、法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十一条第三項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条の場合において、法第三十一条第三項前段の場合に係るときは第一条の規定を、法第三十一条第三項後段の場合に係るときは第二条の規定を、法第三十二条第一項の場合に係るときは第三条の規定を、法第三十二条第二項の場合に係るときは第四条の規定を、法第三十二条第三項の場合に係るときは第五条の規定を、法第三十三条の場合に係るときは第六条の規定を、法第三十四条の場合に係るときは第七条の規定を準用する。

2 法第八十条は第七十二条第五項で準用する法第三十四条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第八十三条、第七十二条第五項又は第七十四条第三項で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。

- 二 法第八十三条又は第七十二条第五項で準用する法第三十六条第一項の規定による命令又は勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 三 法第八十三条で準用する法第三十七条第二項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 四 法第八十五条で準用する法第四十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は第五十一条第一項、第二項若しくは第七項の規定による勧告、命令、出品の期間の更新又は承認を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 法第八十一条第一項の規定による届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 六 法第八十二条の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 七 法第八十四条第一項の規定による届出を行つた展覧会その他の催しに出品するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 八 第四号及び前号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 九 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条の規定による届出を行つて所在の場所を変更したのち、当該届出の書面に記載した前項で準用する第七条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出を行つたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 十 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。
- 3 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際指定書の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。
 - 4 法第八十条又は第七十二条第五項で準用する法第三十四条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、前条第四項の規定を準用する。
(国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等)

- 第十条 国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第四号の場合に係るときは第七条の規定を準用する。
- 2 法第六十七条第二項で準用する（同項で準用する法第八十条で準用する場合を含む。）法第三十四条ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 法第六十七条第一項第五号の規定による通知をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 二 法第六十七条第一項第六号の規定による通知をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 三 法第六十八条第一項又は第二項の規定による同意を得て行う同条第一項各号又は第二項に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 四 法第六十九条第一項第二号又は第四号の規定による勧告を受けて行う同条同項第二号又は第四号に掲げる行為のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 前号のほか、文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 六 法第六十七条第一項第四号の規定による通知を行つて所在の場所を変更したのち、当該通知の書面に記載した第一項で準用する第七条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の通知を行つたときは、その時期）において復する旨を明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行つたのち、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - 七 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。
- 3 法第六十七条第二項で準用する（同項で準用する法第八十条で準用する場合を含む。）法第三十四条ただし書の規定により通知の際指定書の添付を要しない場合は、第八条第二項の場合とする。
 - 4 法第六十七条第二項で準用する（同項で準用する法第八十条で準用する場合を含む。）法第三十四条ただし書の規定により所在の場所を変更したのち通知することをもつて足りる場合は、第八条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二六年一二月二四日文化財保護委員会規則第一二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、改正前の国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。

附則（昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第一二号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（昭和三一年三月一二日文化財保護委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年一二月二六日文部省令第三一號）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三號）抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成一四年一〇月三〇日文部科学省令第四三號）

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十二号）の施行の日（平成十四年十二月九日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十四条但書の規定によりされている許可の申請については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一號）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（3）国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 3 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第四十三条第二項（同法第九十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、国宝又は重要文化財の現状変更の許可申請等に関する規則を次のように定める。

（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以

下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 現状変更等許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 八 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 九 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十四 その他参考となるべき事項
- （国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 四 現状変更等許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 管理責任者がある場合において、現状変更等許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- 六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

（国宝又は重要文化財の輸出の許可の申請）

第三条 法第四十四条但書の規定による許可を受けようとする者（以下「重要文化財等輸出許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代

表者の氏名

四 重要文化財等輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 輸出を必要とする理由

六 輸出の時期又は期間

七 輸出における輸送方法

八 輸出後の展覧会等の主催者、名称、会場及び会期

九 輸出後の展覧会等における管理方法

十 輸出及び展覧会等における保険に関する事項

十一 輸出後の展覧会等における警備方法

十二 その他参考となるべき事項

(国宝又は重要文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

第四条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 国宝又は重要文化財の写真

二 輸出後の展覧会等の概要及び会場図面

三 輸出後の展覧会等の主催者との協定書

四 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 重要文化財等輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 管理団体がある場合において、重要文化財等輸出許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

七 その他参考となるべき資料

(重要有形民俗文化財の輸出の許可の申請)

第五条 法第八十二条の規定による許可を受けようとする者(以下「重要有形民俗文化財輸出許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 重要有形民俗文化財の名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の番号

三 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名

四 重要有形民俗文化財輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 輸出を必要とする理由

六 輸出の時期又は期間

七 仕向地並びに受取人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八 輸出後における取扱いの予定の概要

九 その他参考となるべき事項

(重要有形民俗文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

第六条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 重要有形民俗文化財の写真

二 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

三 重要有形民俗文化財輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

四 管理団体がある場合において、重要有形民俗文化財輸出許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

五 その他参考となるべき資料

(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

3 法第四十四条ただし書又は第八十二条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(維持の措置の範囲)

第八条 法第四十三条第二項の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

一 国宝又は重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。

二 国宝又は重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(国の機関による現状変更等)

第九条 各省各庁の長その他の国の機関が、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の現状変更等又は輸出について、法第百六十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条から第六条までの規定を、法第百六十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第七条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項において準用する法第四十三条第二項の維持の措置の範囲は、前条各号に掲げる場合とする。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二六日文部省令第三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附則（昭和五三年九月一二日文部省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一四年一〇月三〇日文部科学省令第四三号）

- この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十二号）の施行の日（平成十四年十二月九日）から施行する。
- この省令の施行の際現に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十四条但書の規定によりされている許可の申請については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（４）国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 4 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十三条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則を次のように定める。

（修理の届出）

- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、左に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。
- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号
 - 三 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 修理を必要とする理由
 - 八 修理の内容及び方法
 - 九 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - 十 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十一 修理の着手及び終了の予定時期
 - 十二 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

三 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第四十三条の二第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（修理の届出を要しない場合）

第四条 法第四十三条の二第一項但書の規定により届出を要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

- 一 法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて修理を行うとき。
- 二 法第三十七条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて修理を行うとき。
- 三 法第四十三条第一項の規定による現状変更の許可を受けて修理を行うとき。

（国の所有に属する国宝又は重要文化財の修理の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による国宝又は重要文化財の修理の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により国宝又は重要文化財の修理について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て修理を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて修理を行うとき。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（５）国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則

昭和 50 年 9 月 30 日文部省令第 29 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十七条第四項（同法第五十六条の十四、第七十三条の二及び

第七十五条において準用する場合を含む。)及び同法第五十六条の二の規定に基づき、国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則を次のように定める。

(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第四十七条第四項(法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
- 三 現在の所在の場所(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。)
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。

- 一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
- 二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
- 三 現状の写真又は図面

(国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の場合)

第二条 法第七十条の規定により国宝、重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 有形文化財の名称、種類及び員数
- 二 有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び材質
- 三 有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- 四 有形文化財に関する由来その他の説明
- 五 所在の場所
- 六 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。

一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要

二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書

三 有形文化財が建造物であるときは、その平面図

四 現状の写真又は図面

(史跡名勝天然記念物の場合)

第三条 法第一百八条及び法第二百十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

一 史跡名勝天然記念物の名称

二 指定年月日

三 所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名

七 技術的指導を必要とする理由

八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面に添付すべき書類、図面又は写真については、第一条第二項の規定を準用する。

附則

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則(平成八年八月三〇日文部省令第三〇号)

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十六号)の施行の日(平成八年十月一日)から施行する。

附則(平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(6) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則

昭和26年5月10日文化財保護委員会規則第9号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号)第四十八条第五項及び第五十一条第七項の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、並びに同法第五十条並びに第五十一条第六項及び第七項の規定に基き、国宝又は重要文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則を次のように定める。

(出品の申出)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第四十八条第五項(法第八十五条に

において準用する場合を含む。)の出品の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によつてしなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
- 三 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 出品の場所として希望する施設
- 七 出品の期間
- 八 荷造及び運送の方法
- 九 その他参考となるべき事項

(国庫の負担とする出品費用)

第二条 法第五十条第一項(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 出品のための国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- 二 特別の事由により出品期間中に国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を移動する場合において、文化庁長官が承認したときは、その移動に要する荷造費及び運送費
- 三 前二号の移動に際し、文化庁長官が必要と認めて国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を運送保険に付する場合は、その保険料

(国庫の負担とする公開費用)

第三条 法第五十一条第六項又は第七項(これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により国庫の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 公開のための国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- 二 前号の移動に際し、文化庁長官が必要と認めて国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を運送保険に付する場合は、その保険料
- 三 公開のための施設及び設備に関する経費
- 四 警備費

(公開に係る収支予算書及び収支決算書の提出)

第四条 法第五十一条第一項又は第二項(これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。)の勧告又は命令により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財を公開するときは、当該公開に係る収支の予算書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の公開又は法第五十一条第七項(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開を終わったときは、当該公開に係る収支の決算書を文化庁長官に提出しなければならない。

(公開の届出)

第五条 法第五十三条第二項の公開の届出は、次に掲げる事項を記載した書面によつてしなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号
- 三 国宝又は重要文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設の名称及び所在地並びに当該施設が文化庁長官の承認を受けた年月日
- 七 展覧会その他の催しの名称及び主催者の氏名
- 八 公開の期間
- 九 公開の期間中における管理の状況
- 十 その他参考となるべき事項

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成八年八月三〇日文部省令第三一号)

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十六号)の施行の日(平成八年十月一日)から施行する。

附則(平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(7) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財出品 給与金支給基準規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第7号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号)第五十条第二項の規定に基き、国宝又は重要文化財出品給与金支給基準規則を次のように定める。

(給与金額の範囲)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第五十条第二項(法第八十五条において準用する場合を含む。)の規定により支給する給与金(以下「給与金」という。)の額の範囲は、出品の期間一月につき、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項又は第二項(これらの規定を法第八十五条において準用する場合を含む。)の勧告又は命令により、国宝を出品したときは、一件につき千五百円以上二千八百円以下、重要文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき千円以上千五百円以下
- 二 法第四十八条第五項(法第八十五条において準用する場合を含む。)の承認を受けて、国宝を出品したときは、一件につき七百五十円以上千五百円以下、重要

文化財又は重要有形民俗文化財を出品したときは、一件につき五百五十円以上七百五十円以下

(給与金額の決定)

第二条 給与金の額は、出品を勧告し、命令し、又は承認した都度、前条各号に規定する範囲内で、文化庁長官が定める。ただし、出品された国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財について特別の事情があるときは、同条各号に規定する最高額を超えて定めることができる。

(一月に満たない期間についての給与金の支給)

第三条 一月に満たない期間についての給与金の支給は、第一条第一号の場合は、その期間を一月とした計算により、同条第二号の場合は、第二条の規定により定められた給与金額の三十分の一を日額とした日割計算による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年十月一日から適用する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(8) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開に起因する損失の補償に関する規則

昭和27年3月29日文化財保護委員会規則第6号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十二条第一項の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、国宝又は重要文化財の出品又は公開に起因する損害の補償に関する規則を次のように定める。

(補償の請求)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第五十二条第一項(法第八十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により補償を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した損失補償請求書(以下「請求書」という。)を文化庁長官に提出することができる。

- 一 補償を受けようとする理由
- 二 補償金の額として希望する金額
- 三 前号の金額算出の基礎
- 四 滅失し、又はき損した国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財につき損害保険契約をしていたときは、当該保険証券の記載事項
- 五 その他参考となるべき事項

(補償の決定)

第二条 文化庁長官は、請求書の提出があつたときは、審査の上、補償を行うか否かをすみやかに決定しなければならない。

ならない。

2 文化庁長官は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項とともにこれを補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の規定により補償を行わないことを決定したときは、理由を附してその旨を請求書の提出者に通知しなければならない。

第三条 請求書を提出していない者に対し、法第五十二条第一項の規定により補償を行うことを決定した場合には、前条第二項の規定を準用する。

2 前項の場合において、補償金の額を定めるに当つては、文化庁長官は、あらかじめ、補償を受けるべき者に対し第一条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した書面の提出を求めなければならない。

3 前項の規定により書面の提出を求めてから三十日を経過してその提出がないときは、これを待たないで、補償金の額を定めることができる。

(補償金額決定の基準)

第四条 補償金の額の決定は、次の各号の一に掲げる金額を基準として行うものとする。

一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財が滅失した場合においては、当該国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の時価に相当する金額

二 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財がき損した場合においては、当該国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(当該国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財のき損の状況により、これを修理することが不適当又は不可能であると認められるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 文化庁長官は、前項の基準により定められるべき補償金の額が当該滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないとき認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(9) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財売渡申出書に関する規則

昭和26年1月31日文化財保護委員会規則第3号
最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六條第一項の規定に基き、及び同項但書の規定を実施するため、同法第十五條第一項の規定に基き、国宝又は重要文化財売渡申出書等に関する規則を次のように定める。

（売渡申出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十六條第一項（法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定による国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の国に対する売渡しの申出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
- 三 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者を定めてある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
- 七 予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準とした金銭に見積つた額）
- 八 その他参考となるべき事項

（売渡申出書への事情の記載）

第二条 法第四十六條第二項（法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定により相手方に対して譲り渡したい事情を記載する場合は、前条の売渡しの申出書に当該事情を記載して申出をするものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年一月一日文部省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文科科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(10) 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

平成8年8月30日文部省令第29号
最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条—第四条）

第二章 管理に関する届出書（第五条—第十三条）

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条—第二十一条）

附則

第一章 文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七條の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代
- 六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- 七 その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条 法第五十八條の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ
- 六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

（登録証の形式）

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

（登録証の再交付）

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えなければならない。

第二章 管理に関する届出書

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第五条 法第六十條第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 変更の事由

八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第六十条第四項の規定において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

四 変更前の氏名又は名称及び住所

五 変更後の氏名又は名称及び住所

六 変更の年月日

七 その他参考となるべき事項

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

六 現在の所在の場所(登録証記載の所在の場所と異な

る場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。)

七 変更後の所在の場所

八 変更しようとする年月日

九 変更しようとする事由

十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期(同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期)において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

(国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等)

第十三条 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期(前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期)において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所(現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。)

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 八 現状変更を必要とする理由
- 九 現状変更の内容及び実施の方法
- 十 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所
- 十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十四 その他参考となるべき事項
(現状変更の届出書の添付書類等)

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十七条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

- 一 登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）
- 二 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変

更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合

- 三 登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合
(輸出の届出)

第十八条 法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 輸出における輸送方法
- 八 その他参考となるべき事項
(輸出の届出書の添付書類等)

第十九条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 登録有形文化財の写真
- 二 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 四 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 五 その他参考となるべき資料
(国の機関による現状変更等)

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更又は輸出について、法第七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には、第十四条から第十六条まで並びに第十八条及び第十九条の規定を準用する。

2 法第七十九条第四項において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、第十七条の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

- ては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十六号）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別記様式による登録証は、この省令による改正後の別記様式による登録証とみなす。

別記様式（第3条関係）（略）

（11）重要無形文化財又は選定保存技術の保持者等の氏名変更等の届出に関する規則

昭和30年6月30日文化財保護委員会規則第2号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）第五十六条の五の規定に基づき、重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出に関する規則を次のように定める。

（重要無形文化財の保持者に関し届出を要する場合）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第七十三条に規定する文部科学省令の定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。
- 二 保持者が住所を変更したとき。
- 三 保持者について、その保持する重要無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- 四 保持者が死亡したとき。

（重要無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項）

第二条 前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 変更前の氏名、芸名、雅号等又は住所

- 四 変更後の氏名、芸名、雅号等又は住所
- 五 変更の年月日
- 六 その他参考となるべき事項

2 前条第三号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 心身の故障の生じた年月日
- 四 心身故障の状況
- 五 その他参考となるべき事項

3 前条第四号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 死亡の年月日
- 四 死亡の理由
- 五 その他参考となるべき事項

（重要無形文化財の保持団体の名称変更等の届出書の記載事項）

第三条 法第七十三条の規定による保持団体が名称又は事務所の所在地を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 変更前の名称又は事務所の所在地
- 四 変更後の名称又は事務所の所在地
- 五 変更の年月日
- 六 その他参考となるべき事項

2 法第七十三条の規定による保持団体が代表者を変更し、又は構成員に異動を生じたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 保持団体の名称及び事務所の所在地
- 四 旧代表者又は旧構成員の氏名及び住所
- 五 新代表者又は新構成員の氏名及び住所
- 六 新代表者又は新構成員の生年月日及び経歴
- 七 変更又は異動の年月日
- 八 変更又は異動の理由
- 九 その他参考となるべき事項

3 法第七十三条の規定による保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 保持団体の名称及び事務所の所在地
- 四 解散の年月日
- 五 解散の理由

六 その他参考となるべき事項
(選定保存技術に関し届出を要する場合及び届出書の記載事項)

第四条 法第四百四十九条において準用する法第七十三条の規定による届出については、前三条の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附則 (平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(12) 重要有形民俗文化財指定書規則

昭和31年3月12日文化財保護委員会規則第1号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十六条の十第二項で準用する同法第二十八条第四項の規定に基き、重要民俗資料指定書規則を次のように定める。

(指定書の記載事項等)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)

第七十八条第二項で準用する同法第二十八条第三項の規定により交付する重要有形民俗文化財の指定書(以下「指定書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 指定年月日
- 三 重要有形民俗文化財の形状、寸法、重量又は品質その他その内容を示す事項
- 四 重要有形民俗文化財の所在の場所
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所

2 指定書には、第一号から追番号をもつて番号を記載するものとする。

(附書)

第二条 前条第一項第三号の事項は、重要有形民俗文化財指定書附書(以下「附書」という。)に記載することができる。この場合においては、附書は、当該指定書の一部分として取り扱うものとする。

2 前項の場合において、附書が二枚以上になるときは、当該附書は、順を追って「重要有形民俗文化財指定書附書その一」、「重要有形民俗文化財指定書附書その二」等とする。

3 附書には、当該指定書の番号と同一の番号を記載し、当該指定書の裏面に掛けて割印を押すものとする。

(指定書及び附書の用紙)

第三条 指定書及び附書の用紙は、淡緑白色、無地の総みつま製とし、「文部科学省」の文字をすき入れるものとする。

2 前項の用紙の寸法は、縦二十四センチメートル、横三十五センチメートルとする。

(指定書及び附書の形式)

第四条 指定書及び附書の形式は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

(再交付)

第五条 指定書又は附書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、当該重要有形民俗文化財の所有者は、文部科学大臣にその再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書若しくは附書及び再交付を申請する指定書又は附書に係る附書又は指定書を添えなければならない。

(原簿)

第六条 文化庁に指定書の原簿を備え、第一条第一項各号に掲げる事項、番号及び附書に関する事項を記載する。

2 指定書又は附書の交付又は再交付に当たっては、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付の場合はその理由を記載し、かつ、原簿に掛けて当該指定書又は附書に割印を押すものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一二月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

附則 (平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

別表第一 (第四条関係) (略)

別表第二 (第四条関係) (略)

(13) 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則

昭和50年9月30日文部省令第30号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十六条の十三第一項（同法第九十条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十六条の十五第一項の規定に基づき、重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則を次のように定める。

（現状変更等の届出）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 重要有形民俗文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の番号
 - 三 重要有形民俗文化財の指定書記載の所在の場所
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 八 現状変更等を必要とする理由
 - 九 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
 - 十一 現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 十四 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書
 - 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
 - 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
 - 四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 - 五 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 六 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外

外の者であるときは、管理団体の意見書

（記載事項等の変更）

第二条 前条の届出の書面又は書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第八十一条第一項の規定による現状変更等の届出を行った者は、当該届出に係る現状変更等が終了したときは、遅滞なく文化庁長官にその旨を報告するものとする。

（届出を要しない場合）

第四条 法第八十一条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更等に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 重要有形民俗文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要有形民俗文化財を原状に復するとき。
- 二 重要有形民俗文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 法第八十三条において準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。
- 四 法第八十三条において準用する法第三十六条第一項又は法第三十七条第二項の規定による命令又は勸告を受けて行う措置又は修理のために現状変更等を行うとき。
- 五 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。
- 六 重要有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

（国の所有に属する重要有形民俗文化財の現状変更等の通知）

第五条 法第六十七条第一項第六号の場合に係る重要有形民俗文化財の現状変更等の通知については、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第二項において準用する法第八十一条第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、前条の規定を準用する。

（公開の事前の届出）

第六条 法第八十四条第一項の規定による所有者及び管理団体以外の者が主催する展覧会その他の催しにおける公開の事前の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項
- 二 公開を行おうとする施設及びその所在地
- 三 公開の期間

- 四 公開の方法及び公開の期間中における管理の方法
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- 一 公開を行おうとする施設及び陳列、防災等の設備の概要を示す図面又は写真
 - 二 所有者の意見書及び管理責任者又は管理団体がある場合は、その者の意見書
- (公開事前届出免除施設における公開の届出)
- 第七条** 法第八十四条第一項ただし書の規定による公開事前届出免除施設における公開の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 第一条第一項第一号から第五号までに掲げる事項
 - 二 文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設の名称及び所在地並びに当該施設が文化庁長官から事前の届出の免除を受けた年月日
 - 三 展覧会その他の催しの名称及び主催者の氏名
 - 四 公開の期間
 - 五 公開の期間中における管理の状況
 - 六 その他参考となるべき事項

附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成九年五月二九日 文部省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年一〇月三〇日 文部科学省令第四三号）

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十二号）の施行の日（平成十四年十二月九日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十四条但書の規定によりされている許可の申請については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一〇号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(14) 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 8 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法 を実施するため、登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

- 第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条—第四条）
- 第二章 管理に関する届出書（第五条—第十三条）
- 第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条—第二十一条）

附則

第一章 文化財登録原簿及び登録証

(文化財登録原簿の記載事項)

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

(登録証の記載事項)

第二条 法第九十条第三項において準用する法第五十八条第三項の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項

(登録証の形式)

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

(登録証の再交付)

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えるものとする。

第二章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 選任の年月日
- 七 選任の事由
- 八 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による

管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第九条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 変更前の氏名又は名称及び住所
- 五 変更後の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

（滅失、き損等の届出書の記載事項）

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び概要
- 九 滅失、き損等の事実を知った日
- 十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる

る場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。)

七 変更後の所在の場所

八 変更しようとする年月日

九 変更しようとする事由

十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期

十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の場所変更の届出を要しない場合等)

第十二条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期(同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期)において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲

げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

(国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等)

第十三条 国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書(法第九十条第三項において準用する場合に限る。以下この条及び第十九条第二項において同じ。)の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期(前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期)において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項

を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 八 現状変更を必要とする理由
- 九 現状変更の内容及び実施の方法
- 十 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十一 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十二 その他参考となるべき事項
（現状変更の届出書の添付書類等）

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書
- 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（現状変更の届出を要しない場合）

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。
- 二 登録有形民俗文化財がき損している場合又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。
- 四 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命

令に基づく措置を執るとき。

（輸出の届出）

第十八条 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 二 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 三 その他参考となるべき資料
（国の機関による現状変更等）

第十九条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形民俗文化財の現状変更又は輸出について、法第七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には第十四条から第十六条まで及び前条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十四条第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、第十七条の規定を準用する。

（技術的指導を求める場合の書面の記載事項）

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

附則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）（略）

（15）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号
最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。

以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に

掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき

の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。
（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。
（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第六号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(16) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号
最終改正：平成 27 年 9 月 11 日文部科学省令第 30 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

- 三 指定又は仮指定の年月日

- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

- 二 指定又は仮指定の年月日

- 三 指定又は仮指定の理由

- 四 説明事項

- 五 保存上注意すべき事項

- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。
（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定

又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

附則（平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月一一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

(17) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）

の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命

令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三三号) 抄

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十年十月一日) から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(18) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。) 第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者 (以下「許可申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官 (法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令 (昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。) 第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会) に提出しなければならない。

一 史跡 (特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝 (特別名勝を含む。以下同じ。) 又は天然記念物 (特別天然記念物を含む。以下同じ。) の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 (以下「現状変更等」という。) を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた

者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる

事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年一二月二日文部科学省令第三六号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（19）登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 9 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則を次のように定める。

第一章 文化財登録原簿（第一条）

第二章 標識等の設置の基準（第二条—第七条）

第三章 管理に関する届出書（第八条—第十五条）

第四章 現状変更に関する届出書等（第十六条—第二十一条）

附則

第一章 文化財登録原簿

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所
- 七 登録記念物の内容を示す事項
- 八 その他参考となるべき事項

第二章 標識等の設置の基準

（標識）

第二条 法第三十三条において準用する法第十五条第一項（法第二百十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称

二 文部科学省の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 登録年月日

（説明板）

第三条 法第三十三条において準用する法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、登録に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第四条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が登録に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第五条 法第三十三条において準用する法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標には、登録に係る地域の境界を示す方向指示線並びに登録記念物境界の文字及び文部科学省の文字を記載するものとする。

2 前項の境界標は、登録に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。（標識等の形状等）

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該登録記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第七条 法第三十三条において準用する法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

第三章 管理に関する届出書

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第八条 法第三十三条において準用する法百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第九条 法第三十三条において準用する法百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第十条 法第三十三条において準用する法百二十条において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が登録に係る地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第十一条 法第三十三条において準用する法百二十条において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第十二条 法第百三十三条において準用する法第百二十条において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名又は名称及び住所
- 六 変更後の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第十四条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第二項(法第百二十条において準用する場合を含む。)の

規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあった後三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第十五条 国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知の書面については、法第百七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第十条の規定を、法第百七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十三条の規定を、法第百七十九条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

第四章 現状変更に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十六条 法第百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 八 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 九 現状変更を必要とする理由
- 十 現状変更の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更に係る地域の地番
- 十四 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十五 その他参考となるべき事項

(現状変更の届出書の添付書類等)

第十七条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地

番及び地貌を表示した実測図

- 三 現状変更に係る地域のキャビネ型写真
- 四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 五 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書
- 六 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 七 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第十八条 第十六条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十九条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

- 一 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合
- 二 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合
- 三 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

(国の機関による現状変更)

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録記念物の現状変更について、法第七十九条第一項第五号又は第二項の規定により通知する場合には、第十六条から第十八条までの規定を準用する。

2 法第七十九条第四項において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、前条の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面

をもって行うものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他必要となるべき事項

附則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(20) 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 10 号
最終改正：平成 23 年 6 月 29 日 文部科学省令第 24 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第三百三十四条第一項、第三百三十六条（同法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三百三十九条第一項（同法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則を次のように定める。

(法第三百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準)

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景観保存計画」という。）を定めていること。
- 二 景観法 その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
- 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。

2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲
- 二 文化的景観の保存に関する基本方針
- 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
- 四 文化的景観の整備に関する事項
- 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

- 六 文化的景観における重要な構成要素
- 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に關し特に必要と認められる事項

(選定の申出)

第二条 法第三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市町村は、選定の申出に關し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 文化的景観の名称
- 二 文化的景観の種類
- 三 文化的景観の所在地及び面積
- 四 文化的景観の保存状況
- 五 文化的景観の特性
- 六 文化的景観保存計画
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の選定申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- 二 文化的景観の概況を示す写真
- 三 文化的景観に係る規制に関する書類
- 四 所有者等の同意を得たことを証する書類
- 五 その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出書の記載事項等)

第三条 法第三十六条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 滅失又はき損の事実の生じた日時
- 七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
- 八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
- 十 滅失又はき損の事実を知った日
- 十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置
その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第四条 法第三十六条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に

掲げる行為による場合とする。

一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に關する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に關する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

三 古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に關連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条に規定する緑地保全地域、同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に關連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(現状変更等の届出)

第五条 法第三十九条第一項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地

- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
 - 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
 - 六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 七 現状変更等を必要とする理由
 - 八 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項
 - 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十一 現状変更等に係る地域の地番
 - 十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 十三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 3 前項第二号の実測図及び第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)
- 第六条** 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
(維持の措置の範囲)
- 第七条** 法第三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状(選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
 - 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
 - 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知)
- 第八条** 各省各庁の長が、重要文化的景観の滅失若しくはき損又は現状変更等について、法第六十七条第一項第

三号の規定により通知する場合については第三条の規定を、法第六十七条第一項第六号の規定により通知する場合については第五条及び第六条の規定を準用する。

- 2 法第六十七条第二項において準用する法第三十六条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第四条の規定を、法第六十七条第二項において準用する法第三十九条第一項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条の規定を準用する。

附則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年七月三十一日文科科学省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年六月二九日文科科学省令第二四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。

(経過措置)

- 2 放送法等の一部を改正する法律附則第七条の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、この省令による改正後の重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第四条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(21) 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則

昭和50年9月30日 文部省令第31号
最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第八十三条の三第四項の規定を実施するため、伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則を次のように定める。

(条例の制定又は改廃の場合)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第四百三十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)に関する条例の制定又は改廃の報告は、市町村の教育委員会(以下「教育委員会」という。)が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。

- 2 前項の報告が条例の廃止又は全部若しくは一部の改正に係る場合には、廃止又は改正の理由を併せて報告するものとする。

(保存地区の決定又はその取消しの場合)

第二条 法第四百三十三条第四項の規定による保存地区の決

定の報告は、教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは、市町村長。以下同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。

- 一 保存地区の名称
- 二 決定年月日
- 三 所在地及び面積
- 四 保存地区の保存状況
- 五 保存地区内の伝統的建造物群の特性
- 六 その他参考となるべき事項

2 法第四十三條第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。

附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文科科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(22) 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則

昭和50年9月30日文科省令第32号
最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第八十三條の四第一項の規定を実施するため、重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則を次のように定める。
（選定の申出）

第一条 文化財保護法第四十四條第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の名称
- 二 保存地区の決定年月日
- 三 保存地区の所在地及び面積
- 四 保存地区の保存状況
- 五 保存地区内の伝統的建造物群の特性
- 六 保存地区の保存計画
- 七 その他参考となるべき事項

（添付資料等）

第二条 前条の選定申出書には、次に掲げる資料、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 保存地区の位置及び範囲を示す図面
- 二 保存地区の保存計画に係る図面
- 三 保存地区の概況を示す写真
- 四 その他参考となるべき資料

附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成一二年一〇月三一日文科省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文科科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(23) 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第11号
最終改正：平成28年3月30日文科科学省令第11号

文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第十五條第一項、第八十五條の二第二項（文化財保護法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第三百一十一号。以下「改正法」という。）附則第三項で準用する場合を含む。）、第八十五條の五（改正法附則第三項で準用する場合を含む。）及び第八十五條の九（改正法附則第三項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、文化財保護委員会聴聞及び異議申立規則を次のように定める。

第一章 総則

（この規則の趣旨）

第一条 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第五十四條第一項及び第二項の規定により文化庁長官が行う聴聞、同法第五十五條第一項の規定により文化庁長官が行う意見の聴取並びに文化財保護法の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為に関し行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により文部科学大臣又は文化庁長官に対して行う審査請求に関する手続については、文化財保護法、行政不服審査法、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び文部科学省聴聞手続規則（平成十二年総理府令・文科省令第九号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二章 処分を行う場合の聴聞に関する手続

（関係人の参加許可の手続）

第二条 行政手続法第十七條第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則第三條第一項の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につ

き利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

(文化庁の職員以外の者の出席)

第三条 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、文化庁の職員以外の者に出席させて、聴聞に係る処分に関し説明させることができる。

(聴聞の続行又は期日の変更)

第四条 主宰者は、行政手続法第二十二条第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則第二条第二項により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(調書の閲覧)

第五条 行政手続法第二十四条第一項の規定による調書は、当事者又はその代理人が求めたときは、その閲覧を許可しなければならない。

(公示)

第六条 文化財保護法第五十四条第二項の公示及び第四条の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は主宰者は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもって前項の公示の方法に代えることができる。

第三章 措置を行う場合の意見の聴取に関する手続

(意見聴取会)

第七条 文化財保護法第五十五条の規定による意見の聴取は、文化庁長官が指名する文化庁の職員が議長として主宰する意見聴取会において行う。

(代理人)

第八条 文化財保護法第五十五条の関係者(以下「関係者」という。)がその代理人を意見聴取会に出頭させようとするときは、当該関係者は、代理人の権限を証する書面をもって、議長にその旨を届け出なければならない。

(関係者の口述書)

第九条 関係者は、病気その他の事故により意見聴取会に出頭することができないときは、意見聴取会開始前に議長に到達するように口述書を送付することができる。この口述書には、記名しなければならない。

2 議長は、前項の口述書の朗読をもって、その陳述に代えることができる。

(議長の説明)

第十条 意見聴取会においては、議長は、先ず、聴聞に係る措置の要旨及び理由を説明しなければならない。

(文化庁の職員等の出席)

第十一条 議長は、文化庁長官が指名する文化庁の職員又は文化庁の職員以外の者を意見聴取会に出席させて、意見の聴取に係る措置に関し説明させることができる。

(秩序の維持)

第十一条の二 議長は、議事を整理するため必要があると

認めるときは、陳述又は証拠の提出を制限することができる。

2 議長は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その職務の執行を妨げ、又は不穏な言動をする者を退席させることができる。

(意見聴取会の延期又は続行)

第十一条の三 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

2 前項の場合には、議長は、次回の期日及び場所を指定して、これを関係者又はその代理人に通知し、かつ、公示しなければならない。

(調書)

第十一条の四 議長は、意見聴取会終了後遅滞なく意見の聴取の結果を調書に作成し、文化庁長官に提出するものとする。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名押印するものとする。

一 件名

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長及び意見聴取会に出席した文化庁の職員(職員以外の者で文化庁長官の指名した者を含む。)の氏名

四 意見聴取会に出頭した関係者又はその代理人の住所及び氏名

五 説明及び陳述の要旨

六 証拠が提出されたときは、その旨及び証拠の標目

七 その他参考となるべき事項

第十一条の五 前条の調書は、関係者又はその代理人から申出のあった場合には、閲覧させなければならない。

(公示)

第十一条の六 文化財保護法第五十五条第二項の公示及び第十一条の三第二項の公示は、官報又は文化庁長官の指定する日刊新聞紙に掲載して行うものとする。

2 文化庁長官又は議長は、適当と認めるときは、地方公共団体の掲示板に掲示することをもって前項の公示の方法に代えることができる。

第四章 審査請求に関する手続

(審査請求参加の許可申請)

第十二条 行政不服審査法第十三条第一項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員(同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二 参加しようとする審査請求に係る事案の要旨

三 参加しようとする理由

2 前項の申請書には、許可を得ようとする者が参加しようとする審査請求に係る事案について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(手続の承継)

第十三条 行政不服審査法第十五条第六項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 審査請求人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 三 審査請求の目的である処分に係る権利の表示及び許可を得ようとする者が当該権利を譲り受けた年月日
- 四 審査請求人の地位を承継しようとする理由

2 前項の許可申請書には、許可を得ようとする者が審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(口頭意見陳述の申立て等)

第十四条 行政不服審査法第三十一条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 二 申立人が口頭で述べようとする意見の要旨
- 2 審理員は、あらかじめ、申立人に対して、口頭意見陳述を行うべき日時及び場所を通知するものとする。
- 3 審理員の許可を受けた者は、当該許可に係る口頭意見陳述を傍聴することができる。
- 4 行政不服審査法第三十一条第三項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員に提出しなければならない。
- 一 許可を得ようとする者の氏名及び住所
 - 二 補佐人となるべき者の氏名及び住所
 - 三 補佐人となるべき者と許可を得ようとする者との関係
 - 四 補佐人とともに出頭を希望する理由
- 5 審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。
- 6 審理員は、類似の事案又は関連のある事案に係る口頭意見陳述を併合することができる。

(物件の提出要求等の申立て)

第十五条 行政不服審査法第三十三条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 提出を求める物件（以下「物件」という。）の表示
- 三 物件を所持する者の氏名及び住所又は名称及び代

表者の氏名並びに事務所の所在地

四 提出を求める理由（物件の留置きをあわせ申し立てる場合にあっては留置きを必要とする理由を含む。）

(参考人の陳述及び鑑定の要求の申立て等)

第十六条 行政不服審査法第三十四条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項のうち、参考人の陳述の聴取を申し立てる場合にあっては第一号から第三号まで、鑑定の要求を申し立てる場合にあっては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 参考人又は鑑定人となるべき者の氏名及び住所
- 三 参考人となるべき者に陳述させようとする事実の概要
- 四 鑑定の対象となるべきものの表示
- 五 鑑定により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る参考人の陳述の聴取については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(検証の申立て)

第十七条 行政不服審査法第三十五条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 検証を行うべき場所
- 三 検証を必要とする理由及び検証により明らかにしようとする事項

(質問の申立て等)

第十八条 行政不服審査法第三十六条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

- 一 申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 質問の対象となるべき審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。）の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 三 質問により明らかにしようとする事項

2 前項の申立てに係る質問については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

(意見の聴取への参加の申出書の記載事項等)

第十九条 文化財保護法第五十七条の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 二 参加しようとする意見の聴取の期日及び場所

三 参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見

2 前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

(意見の聴取の併合)

第二十条 審理員は、類似の事案又は関連のある事案を一の意見の聴取に併合することができる。

(準用規定)

第二十一条 前二条に定めるもののほか、文化財保護法第一百五十六条の規定による意見の聴取には、前章及び第十四条第四項の規定を準用する。この場合において、第七条中「文化庁長官が指名する文化庁の職員」とあるのは、「審理員」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 文化財保護法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十一号）附則第三項の規定による異議の申立については第十二条の規定を、同項の規定による異議の申立のあつた場合の聴聞については第十三条から第十五条までの規定を準用する。
- 3 文化財保護委員会聴聞規則（昭和二十八年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

附則（昭和三十八年一月九日文化財保護委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年一月二六日文部省令第三一七号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の前日に開始された聴聞、意見の聴取及び不服申立の手續については、なお従前の例による。

附則（平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月三十一日文部省令第五三三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一七号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三〇日文部科学省令第一一七号）

- 1 この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた処分その他公権力の行使に当たる行為に係る意見の聴取及び不服申立ての手續については、なお従前の例による。

(24) 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 12 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十八条第四項の規定に基づき、文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則を次のように定める。

(条例の制定又は改廃の場合)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、教育委員会は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。

2 前項の報告が文化財保護条例の全部又は一部の改正に係る場合には、改正の理由を併せて報告するものとする。（有形文化財についての指定又は解除の場合）

第二条 文化財保護条例の定めるところにより建造物である有形文化財について指定を行つたときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
- 二 員数
- 三 指定年月日
- 四 所在の場所
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項
- 七 建築の年代又は時代
- 八 創建及び沿革
- 九 むな札、墨書その他参考となるべき事項

2 文化財保護条例の定めるところにより建造物以外の有形文化財について指定を行つたときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
- 二 員数
- 三 指定年月日
- 四 所在の場所
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 種類
- 七 品質及び形状
- 八 寸法又は重量
- 九 作者
- 十 製作の年代又は時代
- 十一 画賛、奥書、めい文等
- 十二 伝来その他参考となるべき事項

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行つた有

形文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第五号まで又は前項第一号から第五号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該有形文化財について重要文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形文化財についての指定又は解除の場合)

第三条 文化財保護条例の定めるところにより音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財について指定（保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の認定を含む。）を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
- 二 指定年月日
- 三 保持者にあつては、その氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項
- 四 保持団体にあつては、その名称、設立年月日、事務所の所在地、代表者の氏名その他保持団体に関する事項
- 五 内容（使用楽器、衣装、曲目等を含む。）
- 六 行われる時期及び場所
- 七 由来
- 八 その他参考となるべき事項

2 文化財保護条例の定めるところにより工芸技術である無形文化財について指定（保持者又は保持団体の認定を含む。）を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
- 二 指定年月日
- 三 保持者にあつては、その氏名、生年月日、性別、住所、経歴その他保持者に関する事項
- 四 保持団体にあつては、その名称、設立年月日、事務所の所在地、代表者の氏名その他保持団体に関する事項
- 五 内容
- 六 由来
- 七 その他参考となるべき事項

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形文化財について、保持者又は保持団体の追加認定又は当該無形文化財の指定の解除（保持者又は保持団体の認定の解除を含む。）を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号から第四号までに掲げる事項及びその理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただ

し、当該解除が当該無形文化財について重要無形文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(有形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第四条 文化財保護条例の定めるところにより有形の民俗文化財について指定を行った場合の報告については、第二条の規定を準用する。

(無形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第五条 文化財保護条例の定めるところにより無形の民俗文化財について指定を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
- 二 指定年月日
- 三 当該無形の民俗文化財を主として保持している者若しくは団体又は保存することを主たる目的とする団体の氏名又は名称及び住所
- 四 内容及び由来
- 五 行われる時期及び場所
- 六 その他参考となるべき事項

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形の民俗文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(記念物についての指定又は解除の場合)

第六条 文化財保護条例の定めるところにより記念物について指定を行ったときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 種別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 所在地
- 四 指定の理由
- 五 現状
- 六 その他参考となるべき事項

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った記念物についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該記念物について史跡、名勝又は天然記念物の指定又は仮指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(文化財の保存技術についての選定又は解除の場合)

第七条 文化財保護条例の定めるところにより文化財の保存技術について選定（保持者又は保存団体（選定に係る保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団

を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。
以下同じ。)の認定を含む。)を行つたときは、教育委員
会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、
三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

- 一 名称
 - 二 選定年月日
 - 三 保持者にあつては、その氏名、生年月日、性別、住
所、経歴その他保持者に関する事項
 - 四 保存団体にあつては、その名称、設立年月日、事務
所の所在地、代表者の氏名その他保存団体に関する事
項
 - 五 内容
 - 六 保存の措置を必要とする理由
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 文化財保護条例の定めるところにより選定を行つた文
化財の保存技術について保持者又は保存団体の追加認定
又は当該選定に係る保存技術の選定の解除（保持者又は
保存団体の認定の解除を含む。）を行つたときは、教育委
員会は、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び解
除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁
長官に報告しなければならない。

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（昭和四三年一月二六日文部省令第二号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年九月三〇日文部省令第三号）抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施
行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

4 告示等

(1) 国宝及び重要文化財指定基準

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号
最終改正：平成8年10月28日文部省告示第185号

絵画、彫刻の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

工芸品の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

書跡、典籍の部

重要文化財

- 一 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

古文書の部

重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

考古資料の部

重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

(2) 登録有形文化財登録基準

平成8年8月30日文部省告示第152号
平成17年3月28日文部科学省告示第44号

建造物以外の部

建築物以外の有形文化財（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にまとまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

(3) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

平成8年8月2日文化庁告示第9号
最終改正：平成8年8月30日文化庁告示第12号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条第一項ただし書の規定を実施するため、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。

以下「法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定め

るところによる。

（承認）

第二条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付すことができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

（承認の基準）

第三条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第五条第一項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、承認の申請前五年間に、法第五十三条第一項に基づく重要文化財の公開を適切に三回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第四条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
- 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
- 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
- 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
- 五 申請日の属する事業年度の直前三年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
- 六 申請日の属する事業年度の直前三年間の事業の実施状況
- 七 申請前五年間に行われた重要文化財の公開状況
- 八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第五条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から二週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第六条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故があったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一 第三条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。

二 第五条第一項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

改正文 (平成八年八月三〇日文化庁告示第一二二号) 抄

平成八年十月一日から施行する。

(4) 重要有形民俗文化財指定基準

昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 58 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省告示第 42 号

一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (一) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (二) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (六) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具 舞台等
- (九) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (十) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 歴史的変遷を示すもの
- (二) 時代的特色を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- (四) 技術的特色を示すもの
- (五) 生活様式的特色を示すもの
- (六) 職能の様相を示すもの

三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

(5) 登録有形民俗文化財登録基準

平成17年3月28日 文部科学省告示第45号

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）うち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形態、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史の変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すものうち重要なもの

(6) 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の前届出の免除に関する規程

平成8年9月5日 文化庁告示第14号
最終改正：平成17年3月28日 文化庁告示第13号

(趣旨)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十号。以下「法」という。）第八十四条第一項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。

(事前の届出の免除)

第二条 文化庁長官は、重要有形民俗文化財の公開の促進を図るため、公開事前届出免除施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）について事前の届出を免除する。

2 前項の事前の届出の免除（以下「事前の届出の免除」という。）は、当該免除のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(事前の届出の免除の基準)

第三条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。

- 一 博物館等の施設の設置者が、重要有形民俗文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要有形民俗文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。
- 二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - イ 重要文化財有形民俗文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。
 - ロ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項に規程する学芸員の資格を有する者で

あり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

- ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。
- 三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。
 - イ 建物が、耐火耐震構造であること。
 - ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。
 - ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。
 - ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
 - ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
 - ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の専用のものであること。
 - ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。
- 四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前五年間に、法第八十四条第一項に基づく重要有形民俗文化財の公開等を適切に三回以上行った実績があること。

(事前の届出の免除の申請)

第四条 事前の届出の免除を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の期間又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

- 一 博物館等の施設の設置に関する規約
- 二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類
- 三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類
- 四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類
- 五 申請日の属する事業年度の直前三年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類
- 六 申請日の属する事業年度の直前三年間の事業の実

施状況

七 申請前五年間に行われた重要有形民俗文化財等の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

3 法五十三条第一項ただし書の規定に基づく公開承認施設については、第一項第一号から第六号に掲げる書類を、重要文化財の所有者及び管理団体以外のものによる公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程（平成八年文化庁告示第九号）第四条第一項第一号から六号に掲げる書類に変えることができる。ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合はこの限りでない。

（変更の届出等）

第五条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出して、当該施設又は設備の変更に係る部分について改めて文化庁長官の免除を受けなければならない。

2 公開事前届出免除施設の設置者は、前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類（同条第三項の規定により公開承認施設の書類に替えた場合にはその書類）の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から二週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

（災害及び事故の書類の提出）

第六条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要有形民俗文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

（事前の届出の免除の取消し）

第七条 文化庁長官は、公開事前届出免除施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事前の届出の免除を取り消すことができる。

一 第三条に規定する事前の届出の免除の基準に適合しなくなったとき。

二 第五条第一項の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠り、又は文化庁長官の免除を受けなかったとき。

三 第五条第二項及び第六条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

附則

この規程は、平成八年十月一日から施行する。

改正文（平成一七年三月二八日文化庁告示第一三号）抄

平成十七年四月一日から施行する。

（7）国宝・重要文化財等買取要領

昭和46年4月1日文化庁長官裁定

最終改正：平成22年10月20日

（目的）

第1条 この要領は、文化庁本庁における国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）（以下「文化財等」という。）の買取事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（鑑査会議）

第2条 文化庁に鑑査会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

一 買取方針案の策定及び決定

二 買取候補文化財等の選定

2 鑑査会議は、次の号に掲げる4部門について、それぞれ当該各号に定める委員で構成する。

一 美術工芸品部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、美術学芸課文化財保護調整官及び独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

二 有形民俗文化財部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、美術学芸課文化財保護調整官及び独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

三 美術作品部門

文化財鑑査官、芸術文化課長、美術学芸課長及び独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

四 無形文化財資料部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、伝統文化課文化財保護調整官及び独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

3 第1号第2号に掲げる事項を審議する場合には、その都度、主任文化財調査官、文化財調査官又は芸術文化調査官のうち買取候補文化財等に係る分野を担当する者及び独立行政法人国立文化財機構又は独立行政法人国立美術館の職員のうち買取候補文化財等に係る分野を専門とする者を委員として加えるものとする。

4 鑑査会議には、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 鑑査会議の委員及び臨時委員は、文化庁長官が指名し、又は委嘱する。

6 鑑査会議の議長は文化財鑑査官とする。

7 鑑査会議は、文化庁長官がこれを召集する。

8 鑑査会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を

開き議決することができない。

9 議事は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
(買取協議員及び評価員)

第3条 文化庁長官は、文化財等を買取ろうとするときは、その都度、物件ごとに5人以上の買取協議員を、学識経験者の中から委嘱して、その意見を聞くものとする。

2 買取協議員は、合同して、文化財等の買取りの可否その他買取りに関する事項を調査審議し、それぞれの買取りについての意見を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。

3 文化庁長官は、文化財等を買取ろうとするときは、その都度、評価員を委嘱して、その評価を求めるものとする。ただし、定価のあるものを買取する場合その他特別の事情がある場合については、この限りでない。

4 評価員の数は、物件ごとに、5人以上委嘱するものとする。ただし、当該物件につき5人以上の評価員を得難い事情があるときは、3人以上とすることができるものとする。

5 評価員は、個々に独立して、買取ろうとする物件の価格評価を行い、評価の結果を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。

6 買取協議員及び評価員は、買取ろうとする物件について利害関係のない者のうちから、選ぶものとする。

7 買取協議員は、評価員を兼ねることができない。

8 文化庁長官は、買取ろうとする物件に関する情報を事前に買取協議員及び評価員に提供しないものとする。
(買取価格の決定)

第4条 文化庁長官は、申出価格又は評価員による価格の結果を基礎として、買取価格を決定するものとする。

(買取物件の公表)

第5条 文化庁長官は、会計年度終了後、買取った文化財等に関する情報を公表するものとする。

(買取協議員及び評議員の氏名公表)

第6条 文化庁長官は、会計年度終了後、買取協議員及び評議員の氏名を公表するものとする。

(庶務)

第7条 買取に関する事務は、文化財部美術学芸課が文化庁の関係各課と協力して処理する。

附則

(施行期日)

本要領は、平成22年10月20日から施行する。

(8) 国宝・重要文化財等買取基準

昭和49年12月11日文化庁長官裁定
最終改正：平成22年10月20日

文化庁において買取する国宝、重要文化財等は、歴史上、芸術上又は学術上価値が極めて高い国宝、重要文化財、重

要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）で次の各号の一に該当するものとする。

1 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財又はこれらに準ずる文化財で国民共通の財産として国において計画的に購入し、保存を図る必要のあるもの。

2 文化財保護法第46条第1項（同法第83条において準用する場合を含む。）の規定により国に対して売渡しの申出があつたものうち国において保存を図る必要のあるもの。

3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財で管理が適切でないもの又は散逸等のおそれのあるもので国において保存を図る必要のあるもの。

4 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財に準ずる文化財で海外流出及び散逸のおそれがあるため国において緊急に保存を図る必要のあるもの

5 日本の近代美術作品又は東洋若しくは西洋の美術作品のうち国において保存を図る必要のあるもの

6 重要無形文化財保持者等の作品のうち製作優秀なもので国において保存を図る必要のあるもの

附則

国宝・重要文化財等買上げ要領（昭和47年6月29日文化庁長官裁定）は、廃止する。

(9) 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

昭和29年12月25日文化財保護委員会告示第55号
最終改正：昭和50年11月20日文部省告示第154号

第一 重要無形文化財の指定基準

[芸能関係]

一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの

二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

[芸能関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体现できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

[工芸技術関係]

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

(10) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 56 号
最終改正：昭和 50 年 11 月 20 日文化庁告示第 16 号

[芸能関係]

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

(11) 重要無形民俗文化財指定基準

昭和 50 年 11 月 20 日文部省告示第百 56 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文部科学省告示第 43 号

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で

芸能の基盤を示すもの

- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの

(12) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

昭和 29 年 12 月 25 日文化財保護委員会告示第 59 号
最終改正：平成 17 年 3 月 28 日文化庁告示第 12 号

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
- 五 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

(13) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号
最終改正：平成 7 年 3 月 6 日文部省告示第 24 号

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことができないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としての保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野性の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈澱物
- (九) 風化並びに侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

(14) 登録記念物登録基準

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 46 号

[遺跡関係]

政治、経済、文化、社会に関する遺跡その他の遺跡(史跡及び文化財保護法第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として近代までのものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 一 我が国の歴史を理解する上で重要なもの
- 二 地域の歴史の特徴を表しているもの
- 三 歴史上の人物等に関するもの

[名勝地関係]

公園、庭園その他の名勝地(名勝及び文化財保護法第百

八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

[動物、植物及び地質鉱物関係]

動物、植物及び地質鉱物(天然記念物及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、国土の成り立ち、自然の特徴又は人と自然の関わりを知る上で重要なものであり、かつ、次の各号いずれかに該当するもの

- 一 我が国において作り出された飼養動物及び飼育地
- 二 我が国において作り出された栽培植物及び生育地
- 三 動物、植物並びに岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 前三号に掲げるもの以外の地域独特の自然物又は自然現象

(15) 重要文化的景観選定基準

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 47 号

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

(16) 重要伝統的建造物群保存地区選定基準

昭和 50 年 11 月 20 日 文部省告示第 157 号

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の

各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

(17) 選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

昭和 50 年 12 月 22 日 文部省告示第 166 号

第一 選定保存技術の選定基準

[有形文化財等関係]

- 一 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの
- 二 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

[無形文化財等関係]

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第二 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

5 通達・通知等

■事務取扱いにかかる通知

(1) 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う文化財保護法第188条（書類等の経由）にかかる事務取扱いについて

平成26年10月28日26庁財第321号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて文化庁次長通知

文化財保護行政につきましては、平素よりご理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、平成26年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次一括法」という。）により、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成27年4月1日から施行されることとなりました（別添1参照）。

今回の改正は、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日地方制度調査会）において、3分の2以上の指定都市及び指定都市を包括する道府県が指定都市への移譲に賛成したとされ、都道府県から指定都市へ「移譲することを基本として検討を進めるべき」と指摘されたことを踏まえ、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づき行われたものです（別添2参照）。

この改正については、「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に関する文部科学省関係法令の改正について」（平成26年6月5日文部科学省大臣官房長通知）をもって既にその概要を通知したところで（別添3参照）が、とりわけ、第4次一括法の施行に伴う法第188条に規定する書類等の経由に係る事務（以下「経由事務」という。）に係る取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

第1 第4次一括法による法第188条の改正の趣旨

法第188条の趣旨は、書類等に係る文化庁との連絡を密接にするとともに、文化財の情報を把握し、文化庁と協力しつつその保護を図るという点にあるものであり、現在、都道府県教育委員会が行うこととされています。

この度、上記の地方制度調査会の答申において、指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るため、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務について、指定都市が処理できるものについてはできるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である旨

指摘されたことを踏まえ、現在、都道府県教育委員会が行うこととされている経由事務について、文化財保護に係る一定の体制整備がなされている指定都市教育委員会に移譲するものです。

第2 第4次一括法の施行後における経由事務の取扱い

一 総論

経由事務については、第4次一括法により、「当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会」が行うこととされました（改正後の法第188号第1項括弧書き）。

これは、指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るため、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務について、指定都市が処理できるものについてはできるだけ指定都市に移譲するという上記の地方制度調査会の答申及び指定都市教育委員会の事務処理体制等を踏まえ、原則として文化財の所在に着目して指定都市教育委員会が経由事務を行う場合と定めたものです。

二 「文化財が…存する」という文言の解釈

上記を踏まえ、第4次一括法の施行後においては、原則として、文化財が指定都市の区域内に所在する場合にあつては当該指定都市の教育委員会、それ以外の場合にあつては文化財の所在する都道府県教育委員会が経由事務を行うこととなります。

一方、例えば下記（一）から（四）までのように、「文化財が…存する」という文言の解釈に関連して、文化財類型、あるいは事務に応じて経由事務の主体の考え方を異にするべき場合もあることから、その点にも御留意いただき、事務の取扱いをしていただくようお願いいたします。

この他、事務の取扱いについて判断に迷う事例等がある場合には、適宜、下記の担当まで御連絡をお願いします。

（一）美術工芸品について

動産の文化財である美術工芸品（有形文化財のうち建造物以外のもの）については、建造物や記念物をはじめとする不動産（土地及びその定着物）が基本的に可動性がなく、その権利関係を登記によって公示し、権利関係についても慎重な手続を要するのとは異なり、売買等の手続によってその所在が容易に移転する可能性を有していること、美術工芸品に関して経由事務が発生する事務のほとんどが所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下（一）及び第3において同じ。）が行う許可申請又は届出等であることを踏まえ、所有者の届出等の便宜の観点（注1）、都道府県又は指定都市の教育委員会による経由事務の円滑な遂行の観点（注2）、文化財の適切な保存・活

用の観点（注3）等から、文化財の所有者に着目して經由事務の主体を考えることが適切です。

したがって、美術工芸品に係る所有者変更の届出や現状変更等の許可申請等を行う場合の經由事務の主体についての改正後の法第188号第1項括弧書きの「文化財が…存する」とは、当該文化財の所有者の住所地が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会、それ以外の場合にあっては当該文化財の所有者の住所地が存する都道府県の教育委員会と解釈し、運用することとします。

（注1）例えば、美術工芸品が所有者の住所地から遠く離れた都道府県又は指定都市に所在する場合に、そのような遠隔地の教育委員会に、個々の文化財の所在に応じてそれぞれ書類等を送付することとなるのは、大きな負担増となります。

（注2）例えば、美術工芸品が輸送のために所有者の住所地の存する都道府県又は指定都市とは異なる都道府県又は指定都市を一時的に通過している場合において、当該美術工芸品が滅失・き損した等、經由事務が発生する事例が生じた場合、「文化財が…存する」の解釈次第では、そのような一時的に区域内を美術工芸品が通過していたに過ぎない都道府県又は指定都市の教育委員会に經由事務を行わせるという不合理なことになりかねません。

（注3）文化財の適切な保存・活用を図るためには、必要に応じて、その管理・修理・活用について所有者が教育委員会へ相談したり、教育委員会が指導等を行ったりすることになりますが、所有者と、その住所地から遠く離れた文化財の所在地がある教育委員会との間では、実際にそのような相談や指導等をするのは困難となります。

（二）無形文化財、無形の民俗文化財及び文化財の保存技術について

無形文化財については、有形の文化財と異なり、演劇、音楽、工芸技術といった形のない「わざ」であることから、文化財自体についての所在はそもそも観念できません。一方、無形文化財の保存・継承等を図るため、当該「わざ」を高度に体现する者（保持者又は保持団体）に着目し、これと当該「わざ」を不可分一体のものとして保護措置を講じている（注4）とともに、經由事務が発生する事務についても、当該文化財ではなく、その保持者又は保持団体に着目して行われていること（注5）から、文化財の保持者又は保持団体に着目して經由事務の主体を考えることが適切です。

したがって、無形文化財に係る保持者の氏名変更等の届出等を行う場合の經由事務の主体についての改正後の法第188条第1項括弧書きの「文化財が…存する」とは、当該無形文化財の保持者又は保持団体の住所地又は所在地が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会、それ以外の場合にあっては当該無形文化財の保持者又は保持団体の住所地又は所在地が存する都道府県の教育委員会と解釈し、運用することとします。

なお、重要無形文化財（保持者認定）のうち、当該「わざ」を2人以上の者が一体となって高度に体现している、いわゆる「総合認定」のうちでは、保持者は団体（保存会）の構成員であることが制度上前提とされている（注6）ことから、個別の保持者に着目するのではなく、当該団体の所在地が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会を、それ以外の場合にあっては当該団体の所在地が存する都道府県の教育委員会を、それぞれ經由することとします。

また、無形の民俗文化財及び文化財の保存技術についても、同様の理由から、それぞれ当該無形の民俗文化財の保護団体の所在地又は当該保存技術の保持者若しくは保存団体の住所地若しくは所在地が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会、それ以外の場合にあっては当該無形の民俗文化財の保護団体の所在地又は当該保存技術の保持者若しくは保存団体の住所地若しくは所在地が存する都道府県の教育委員会と解釈し、運用することとします。

（注4）例えば、法第71条第1項において、文部科学大臣が無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができることとされ、同条第2項において、同条第1項の指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならないとされていることから明らかです。

（注5）例えば、法第73条において、保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき等において、保持者等が文化庁長官に届け出なければならないこととされていること、また法第75条第1項において、文化庁長官が重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を勧告することができることとされていること、等の規定が挙げられます。

（注6）「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準」（昭和29年文化財保護委員会告示第55号）において、例えば芸能関係

について、「三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員」と規定されており、「総合認定」については団体の構成員であることが認定の前提とされています。

(三) 所有者以外の者による公開許可申請又は届出について

重要文化財の所有者等（所有者及び管理団体をいう。以下（三）及び第3において同じ。）以外の者による公開の許可申請（法第53条第1項）及び重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の届出（法第84条第1項）については、文化庁長官がこれらの公開の適否を検討するに当たって、公開の対象となる文化財の情報のみならず、開催場所、開催期間、公開環境（温度・湿度・照度等）及びこれらを踏まえ、当該行為が公開の対象となる文化財の価値に影響を与えるか否か等を総合的に勘案するため（注7）、当該許可申請又は届出に係る経由事務の主体となる教育委員会においても、これらの情報を了知している必要があることから、公開が行われる施設（以下「公開施設」という。）に着目して経由事務の主体を考えることが適切です。

また、これらの事務については、公開の対象となる文化財が複数の都道府県にまたがるが多分に想定され、このような場合に当該文化財の所在する都道府県又は指定都市が経由事務を行うこととするのは、申請者の許可申請又は届出等の便宜の観点（注8）及び都道府県又は指定都市の教育委員会による経由事務の円滑な遂行の観点（注9）等からも適切ではありません。

したがって、これらの事務に係る経由事務の主体についての改正後の法第188条第1項括弧書きの「文化財が…存する」とは、当該公開施設が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会、それ以外の場合にあっては当該公開施設が存する都道府県の教育委員会と解釈し、運用することとします。

ただし、都道府県が設置する公開施設（都道府県立の美術館・歴史博物館等）については、指定都市の区域内に存する当該公開施設で行われる公開に係る重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可申請及び重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の届出に関して、当該公開施設の設置者である都道府県が公開の事実を了知すべき立場に置かれなければならないことは適切ではないこと（注10）から、当該公開施設が指定都市の区域内に存する場合であっても、引き続き、当該公開施設

が存する都道府県の教育委員会を経由することとします。

（注7）「国宝・重要文化財の公開について」（昭和34年6月2日文委美第24号文化財保護委員会事務局長通知）では、申請者が法第53条第1項に基づく許可申請を行う場合、展覧会の名称、展覧会の趣旨、主催、後援、公開の期間、公開の場所、公開品目、入場料、陳列・撤回等の技術指導者、保管責任者、輸送方法等を記載することとしています。

（注8）例えば、公開の対象となる文化財が多数の都道府県又は指定都市に所在している場合、申請者である美術館・歴史博物館等において、これら全ての都道府県又は指定都市の教育委員会に許可申請書又は届出書を送付することとなり、事務が煩雑化し、大きな負担増となります。

（注9）例えば、公開の対象となる文化財を、現在所在している場所から遠く離れた都道府県又は指定都市において公開する場合、文化財の所在する都道府県又は指定都市の教育委員会において、経由事務を行う前提として、そのような遠隔地に所在する公開施設の状況等を把握することを求めることは極めて困難です。

（注10）都道府県が設置する美術館・歴史博物館等の公開施設については、設置者である都道府県が当該公開施設の管理に対して一定の役割を果たすことが文化財保護の観点からも望ましいことであり、文化財保護法令においても、そのような考え方の下、都道府県が設置する公開施設について、同様に、指定都市等の区域内に存する他の公開施設とは主体の考え方を異にしている例が存在しています（法第185条第1項の規定を受けた文化財保護法施行令第6条第1項など）。

(四) 天然記念物である動物の現状変更について

史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第125条第1項）のうち、ある飼育施設等（以下「施設」という。）で飼育等（注11）されている天然記念物である動物（以下「動物」という。）を当該施設が存する都道府県又は指定都市を越えて移動させ、異動先の施設で飼育等を行う現状変更の許可申請については、域内に存する天然記念物の所在の把握及び事故や事件など緊急事態への迅速な対応等の観点から、当該動物の保存・活用を今後継続して行う施設に着目して経由事務の主体を考えることが適切です。

したがって、上記に係る経由事務の主体についての改正後の法第188条第1項括弧書きの「文化

財が…存する」とは、動物を移動させ、①その後移動元に戻す場合は移動元の施設が、②その後移動元に戻さない場合は移動先の施設が存する都道府県の教育委員会（移動元又は移動先の施設が指定都市の区域内に存する場合にあっては当該指定都市の教育委員会）と解釈し、運用することとします（注12、13、14）。

なお、移動元及び移動先の施設が存する都道府県又は指定都市の間で、当該動物の移動について情報共有に努めていただくようお願いします。

（注11）飼育等とは、飼育及び展示、試料採取を指します。

（注12）「動物を移動させ、その後移動元に戻す場合」とは、「現状変更申請時に、移動元に戻すことが移動元と移動先の施設の間で合意されている場合」とし、その旨申請書に記載があるものとします。

（注13）現状変更申請の許可後に、移動元に戻すかどうかについて合意内容に変更が生じた場合は、新たに現状変更許可申請をお願いします。

例えば、「動物を移動させ、その後移動元に戻す」という現状変更について、移動元の施設が存する都道府県又は指定都市の教育委員会を経由して許可申請を行い、許可を得た後、「移動元に戻さない」（移動先への譲渡等）と取扱いを変更する場合、当該動物の飼育等に係る現状変更許可申請を、移動先の施設が存する都道府県又は指定都市の教育委員会を経由して新たに行う必要があります。逆に、「動物を移動させ、その後移動元に戻さない」という現状変更について、移動先の施設が存する都道府県又は指定都市の教育委員会を経由して許可申請を行い、許可を得た後、「移動元に戻す」と取扱いを変更する場合、当該動物を移動元へ戻すための移動に係る現状変更許可申請を、移動元の施設が存する都道府県又は指定都市の教育委員会を経由して新たに行う必要があります。

（注14）文化財保護法施行令第5条第4項第1号チ「天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け」に該当する現状変更については、その許可権限は都道府県又は市の教育委員会に以上されているため、当該申請書類は法第188条第1項の「文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他書類」には該当しません。したがって、本事務手続きは、これまでと同様に、同施行令及び「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからりまでに掲げる史蹟名勝天然記念物の現状変

更等の許可の事務の処理基準について」（平成12年4月28日庁保記第226号文化庁次長通知）に沿って実施していただくようお願いします。

第3 その他留意事項

一 都道府県と指定都市の教育委員会の間における情報共有について

文化財保護行政を円滑に遂行するに当たっては、国と地方公共団体はもとより、地方公共団体相互間で情報共有に努めていただくことは望ましいことです。例えば、指定都市の区域内において所有者や文化財の所在に変更が生じたなどの場合には、指定都市教育委員会から都道府県教育委員会に情報共有いただくなど、都道府県と指定都市の教育委員会の間におかれても、今般の經由事務の移譲の趣旨を踏まえつつ、より一層活きない文化財の保存・活用に資するよう、円滑な情報共有に努めていただくようお願いします。

二 補助金に係る事務の取扱いについて

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づく補助事業に関し文化庁長官に対して提出すべき書類等については、文化財保護法の規定に基づく事務ではないことから、第4次一括法の施行後においても、引き続き、都道府県教育委員会を経由することとなります。

なお、「当該文化財が指定都市の区域内に存する」が、国が補助金を交付する事業を都道府県が遂行する前提として把握が必要な事務（例えば法第33条に基づく滅失・き損等の届出や法第43条第1項に基づく現状変更の許可申請等）については、文化財保護法の規定に基づく事務であるため、第4次一括法の施行後においては、当該指定都市の教育委員会が經由事務を行うこととなりますが、当該補助事業の円滑な遂行のため、引き続き都道府県教育委員会も当該文化財について情報を把握していることが望ましいことから、適宜、都道府県と指定都市の教育委員会の間で情報共有に努めていただくようお願いします。

三 指定都市又は都道府県が当事者として行う許可申請又は届出等に係る取扱いについて

「当該文化財が指定都市の区域内に存する」場合において、指定都市が当事者として行う許可申請又は届出等については、第4次一括法による改正前においては、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会が經由事務を行っていましたが、第4次一括法の施行後においては、当該都道府県の教育委員会を経由する必要はなく、指定都市教育委員会が当事者となるときには当該指定都市の教育委員会から、指定都市市長が当事者となるときには当該指定都市の教育委員会を経由して、それぞれ許可申請書又は届出書等を文化庁に提出することとなります。

また、「当該文化財が指定都市の区域内に存する」場合において、都道府県庁所在地が指定都市の中にある都道府県が当事者として行う許可申請又は届出等については、都道府県が所有等（注 15）しているものであっても、それ以外のものとの取扱いの均衡を考慮した上で経由事務を行う必要があることから、原則として、当該指定都市の教育委員会を経由することとなります。

ただし、美術工芸品又は有形の民俗文化財については、都道府県が当事者となって行う許可申請又は届出等であって、当該文化財が都道府県の設置する施設（都道府県立の美術館・歴史博物館等）において管理されている場合には、都道府県教育委員会が当事者となるときには当該都道府県の教育委員会から、都道府県知事が当事者となるときには当該都道府県の教育委員会を経由して、それぞれ許可申請書又は届出書等を文化庁に提出することとします。なお、この取扱いは、「第2 二(三)」においても述べている、都道府県が設置する公開施設であって指定都市の区域内に存するもので行われる公開に係る重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可申請及び重要有形民俗文化財の所有者等以外の者による公開の届出の取扱いとの整合性を踏まえたものです。

（注 15）「所有者」とは、都道府県が所有者である場合又は現状変更等の許可申請者若しくは届出者等である場合を指します。

四 史跡名勝天然記念物等が指定都市とそれ以外の市町村にまたがって所在する場合の取扱いについて

ある史跡名勝天然記念物が指定都市とそれ以外の同一都道府県内の市町村にまたがって所在している場合が想定されますが、このような場合において、所有者変更の届出や現状変更等の許可申請等を行う場合の経由事務の主体については、当該史跡名勝天然記念物等の全部について当該行為の効果が及ぶ場合には、当該指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会の双方を、当該史跡名勝天然記念物等の一部についてのみ当該行為の効果が及ぶ場合には、その効果が及ぶ構成物件の所在する都道府県又は指定都市の教育委員会のみを（注 16）、それぞれ経由することとします。

（注 16）例えば、当該行為の効果が指定都市の区域内のみ及びぶ場合には、当該指定都市の教育委員会のみを経由し、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会を経由する必要はありません。

別添（略）

■文化財の防災並びに管理にかかる通知

（2）伝統的建造物群保存地区の防火体制の徹底について

平成 28 年 8 月 25 日 28 財参事第 29 号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財部参事官（建造物担当）通知

標記の件については、従来から特段の努力をいただいているところ です。

平成 28 年 2 月から 8 月にかけて、重要伝統的建造物群保存地区 4 地区で火災が生じ、伝統的建造物 8 棟、非伝統的建造物 11 棟が焼損・焼失しました。

上記火災では幸いにも死傷者が出ませんでした。近年の地区住民の高齢化や空き家の増加などにより、火災の発生が人命を脅かす危険性が高くなっています。火災の発生は、文化財保護の観点からも非常に憂慮されることです。

については、下記について貴管内における関係市町村に御周知いただき、防火体制の徹底に努めていただきますよう、よろしくお祈いします。

記

1. 防火意識の向上

伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」と言う）において安全性を確保するためには、地区住民ならびに地区来訪者の防火意識の向上が不可欠です。たばこの始末を徹底する、生活における火気の使用環境や火元の点検を徹底する、地区内に禁煙区域や火気使用制限区域を定める等、所轄消防署の指導・助言を得て、火災予防を図る上で重要な事項を見直し、関係者に周知徹底してください。

特に、近年は、生活における電気製品の多用により、電気火災にも十分な注意が必要です。電気火災の原因は、不適切な維持管理や取り扱いが過半を占めるとされます。安全な使い方（例：電気コードの上に絨毯を敷いたり家具を置いたりしない、たこ足配線をしない、使用していない電気製品はプラグを抜く等）や必要な点検箇所（例：電源コード、コンセント、差込みプラグ等）等、電気火災予防のために重要な事項を、関係者に周知徹底してください。また、修理修景の機械を捉えて古い電気配線の更新を促す等、所有者への適切な助言に努めてください。

なお、全国の平成 27 年総出火件数 39,111 件を出火原因別にみると、放火（放火の疑いのあるものを含む）が最も多く、2 割弱を占めていることから（総務省消防庁調べ）、放火されない環境づくりにも努めてください。

2. 防火設備の充実

保存地区内の建造物の多くは木造であり、火災に対して脆弱です。予防、早期発見、迅速な通報、確実な初期消火と延焼防止、十分な防火用水、安全な避難経路などを含む総合的な視点から適切な防火対策を図る必要が

あります。

消防法では、火災発生時の逃げ遅れがないよう、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けています。所轄の消防署等と連携し、まず、保存地区内における住宅用火災警報器の設置の徹底を図ってください。

しかし、消防法上求められる住宅用火災警報器の設置箇所は、基本的には寝室と寝室所在階の階段上部（1階の階段は除く）にとどまります。また、住宅用火災警報器は、各室或いは各建物の中だけで警報音が発せられるものであり、火を使用する部屋の警戒や、近隣住民の火災の覚知等といった点では必ずしも十分ではない場合があります。火災を発見した後の通報・初期消火の手段を確保しておくことも大変重要です。

そのため、文化庁では、近隣住民に対して火災の発生を有効に伝達できる警報システムの導入、初期消火に資する消火設備の設置・強化、防火用水の確保等を補助事業により促進しているところです。いずれの保存地区も、総合的な防災計画にもとづき、地区の状況に合った防火設備の充実を図ってください。

3. 防火設備の保守点検の強化、防火演習の実施

設置した防火設備については、日常の保守点検を怠りなく行い、使いやすい状態で維持しておくことが大切です。また、これらの防火設備を有効に活用するためには、地元の消防団員や地域住民が操作方法を熟知していることが不可欠であり、定期的な訓練の実施が求められます。

文化財保護強調週間（11月1～7日）や文化財防火デー（1月26日）などの機会に、所轄消防署等の協力を得て防火演習を実施する等して、保存地区全体の防火のあり方を見直すと共に、防火体制の確認、防災設備の点検に努めてください。

（3）無人航空機（ドローン・ラジコン機等）を飛行させる際の飛行ルールと文化財保護の関係について

平成27年11月25日事務連絡
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部伝統文化課周知

平成27年9月に航空法の一部が改正され、平成27年12月10日からドローンやラジコン機等の無人航空機の飛行ルールが新たに導入されることとなりました。

改正航空法において導入される無人航空機の飛行ルールは、

- ・無人航空機の飛行の許可が必要となる空域
 - ・無人航空機の飛行の方法
- の2つに大別され、航空法に定めるルールに違反した場合には、50万円以下の罰金が科せられます。（別添資料を御参照ください。）

航空法改正の詳細や申請の方法については、

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html を御参照ください。不明な点等ございましたら、上記webページに掲載されている問合せ先窓口（国土交通省）まで御相談ください。

本件につき、文化財所有者等に注意喚起・助言していただくとともに、別添資料を文化財所有者等に配付していただくようお願いします。

（別添1）航空法改正と文化財保護の関連について 改正航空法の概要（施行日：平成27年12月10日）

- ① 以下の空域では、国土交通大臣の許可を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない
 - （1）空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域
 - （2）人又は家屋の密集している地域の上空（→国勢調査の結果による「人口集中地区」）
- ② 無人航空機を飛行させる者は、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、以下の方法により飛行させなければならない。
 - （1）日出から日没までの間で飛行させること
 - （2）ドローン及びその周囲の状況を目視により常時監視すること
 - （3）地上・水上の人・物件との間に一定の距離（30メートル）を保つこと
 - （4）祭礼など多数の者の集合する場所（集合する者の人数や密度だけでなく、特定の場所や日時に開催されるものかどうか、また、主催者の意図等も勘案して総合的に判断）の上空以外を飛行させること
 - （5）爆発物など危害・損傷のおそれのある物件を輸送しないこと
 - （6）原則としてドローンから物件を投下しないこと

文化財の保存・活用との関連

★ドローンの落下により、寺社等に密集して集合している人・物件に被害が生じないか。（例：善光寺の事案）

→②（4）により、原則として祭礼や縁日など多数の者が集合する場所の上空を避けて飛行しなければならないため、被害は防止。

★過度な規制により、自らドローンを活用した場合にも飛ばせないことにはならないか。（例：航空写真の撮影）

→②の6つの事項を守れば、①の空域以外では自由に（※）ドローンを飛ばせるため、有効活用は阻害されない。

※無人航空機を飛行させるもの及びその関係者、それらが所有又は管理する物件については、30メートルの距離を保つ必要がない。

★地方の無人の寺社等で、危険な物件がドローンから投下されるなどして被害が生じないか。（例：火災びんの投下）

→②（3）（5）（6）により、原則として物件からは—

定の距離が置かれ、爆発物の輸送や物件の投下も禁止されるため、被害は防止。

その他注意事項

無人飛行機（ドローン・ラジコン等）の安全な飛行のためのガイドライン（国土交通省航空局）

3. 注意事項（抄）

（5）その他の関係法令の遵守等

- ・自治体が、その管理する公園等の上空におけるドローンの飛行を禁止していることがあります。また、重要文化財を含む神社仏閣等の管理者が、敷地上空での無人航空機の飛行を禁止する看板を掲示している場合もあります。土地の所有者等が、その土地の上空で無人航空機の飛行を禁止する旨の表示等を行っている場合には、その土地の上空では無人航空機を飛行させないようにしましょう。（第三者の所有する土地の上空で無人航空機を飛行させる場合、所有権の侵害とされる可能性があります）
- ・無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネット上で公開する場合は、『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（総務省）に従って、第三者のプライバシー等に注意しましょう。
- ・無人航空機により他人の身体や財産に危害を加えることは、処罰の対象になる可能性があります。

（別添2）無人航空機（ドローン・ラジコン機）等の安全な飛行に向けて（略）

（4）文化財の防犯対策について

平成27年4月30日27財伝文第8号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部伝統文化課長通知

本年2月以降、寺社等に油のような液体が散布され、文化財を汚損する被害が相次いでいることから、文化財の防犯体制の徹底に関して、所有者等との日常管理体制の再確認、防犯体制の強化の必要性についての注意喚起、異常を発見した場合の連絡体制の確認等について、「文化財の防犯体制の徹底について」（平成27年4月8日付け27庁財第26号）を通知しました。

文化庁としては、更なる被害を防止できるよう、引き続き、警察庁等の関係機関と連携を図ることとしています。

ついては、貴教育委員会においても、警察庁からも別紙のとおり文書が発出されていることを踏まえ、所轄の都道府県警察本部等との連携を強化しつつ、防犯対策の更なる強化を図るため、下記について、文化財所有者等に注意喚起・助言していただくとともに、別添「文化財の防犯対策の強化のお願い」を文化財所有者等に配布していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については、警察庁とも協議済みです。

記

1. 日頃から文化財やその周辺の状況を確認し、文化財の周辺の整理整頓に努めること。
2. 定期的な見回りを徹底すること。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すこと。
3. 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の増強を検討し、また、既存の設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。また、防犯設備を設置していることを明らかにすること。
4. 敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板を設置したり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行うこと。また、これらを広報することで防犯対策をアピールすること。
5. 犯人が犯行をためらうこともあるので、拝観者等に対して顔を見て挨拶することを奨励すること。
6. 異常を発見した際は、110番通報を行うこと。不審車については、ナンバーの書き留めなどを行うこと。
7. 文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮すること。また、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、警備員の配置、所轄の警察署や近隣住民への巡回協力依頼などを検討すること。
8. 文化財が被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとること。
9. 日頃から防犯対策について、所有者、地域住民、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。
10. 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業等を活用するなどして設備の充実・更新を図ること。

（別添）

文化財の所有者の皆様へ

文化財の防犯対策の強化のお願い

最近、文化財の汚損被害が相次いでいますので、次の対策をとるなど、防犯対策の強化をお願いいたします。

- ①日頃から、文化財やその周辺の状況を確認するとともに、文化財の周辺の整理整頓に努めましょう。
- ②文化財とその周辺の見回りを定期的に行いましょう。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すようにしましょう。
- ③鍵や防犯カメラなどの増強を検討するとともに、既存の防犯設備の点検を行いましょう。また、防犯設備を設置していることを明らかにしましょう。

- ④敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板の設置をしたり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行いましょ。また、これらの防犯対策を行っていることを広報し、広く世間にアピールしましょう。
- ⑤犯人が犯行をためらうことがありますので、拝観者等に対して顔を見て挨拶しましょう。
- ⑥異常を発見した際は、110番通報を行いましょ。不審車両はナンバーを控えるようにしましょ。
- ⑦文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮しましょ。また、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、所轄の警察署や地元の教育委員会、近隣住民と相談の上、必要に応じて、巡回等の協力を依頼しましょ。
- ⑧被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとっておくようにしましょ。このような備えは、盗難被害に対しても役に立ちます。
- ⑨地元の教育委員会、所轄警察署等と日頃から連絡が取れるよう、連絡先を確認しておきましょ。
- ※不明な点があれば、都道府県・市区町村教育委員会、地元の警察に相談しましょ。

本件連絡先：

- 都道府県教育委員会（ ）
- 市町村教育委員会（ ）
- 警察署（ ）

文化庁文化財部（代表：03-5253-4111）

※文化庁に直接お問い合わせいただいても結構です。

（5）文化財の防犯体制の徹底について

平成27年4月8日27庁財第26号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

標記の件については、従来から御協力をいただいているところですが、本年2月以降、京都府及び奈良県で、寺社等に油のような液体が撒布され、重要文化財（国宝を含む。）に指定されている建造物や仏像を汚損する被害が相次いでいます。

貴教育委員会におかれては、文化財保護法により指定、選定、登録されている貴管轄区域内文化財の更なる防犯対策の徹底について、下記のことを踏まえ、所有者や管理責任者、管理団体等（以下「所有者等」という。）に御指導、御助言くださいますようお願いします。

記

1. 所有者等と日常管理体制の再確認に努め、防犯体制の強化の必要性について注意を喚起すること。
2. 見回り及び点検により文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁担当課と情報共有が図れるよう、改めて連

絡体制を確認すること。

3. 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業を活用するなどして設備の充実を図るよう、所有者等に助言すること。

（6）国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災、防火及び防犯対策の徹底等について

平成25年8月19日25財美学第120号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部美術学芸課長通知

先般、愛媛県寺院で火災が発生し、重要文化財の仏像が焼失したと見られています。このほかにも昨年来、指定文化財の毀損や盗難など、文化財保護の観点から看過することのできない事案が相次いでいます。

文化財は、火災等により永久に失われてしまったり、毀損事故により文化財としての価値を損なってしまえば取り返しのつかないかけがえのない国民全体の財産であり、その保存上、適切な管理を図るため、日頃からの格段の努力が求められています。

各都道府県教育委員会におかれましては、文化財の防災、防火及び防犯対策の徹底等について従来より御指導いただいているところではありますが、下記の事項に御留意の上、域内の文化財所有者、管理者及び博物館等の関係者に対して改めて注意喚起をしていただくようお願いいたします。

重要文化財収蔵施設等については、防災、防火及び防犯体制の強化などを含む総合的な視点から適切な対策を図る必要があるため、文化庁の補助事業を活用するなどして各設備の充実を図るよう、また、当該補助事業は規模の小さな事業にも対応できることになっており、事業費または補助額の多寡にかかわらず行政に相談するよう、所有者、関係者等に御指導ください。

なお、大規模な災害が起きたとき、被災した文化財への対応が必要となる場合に備え、都道府県教育委員会におかれましては、日頃から文化財の所在の把握や域内市町村教育委員会、博物館・美術館、関係団体等とのネットワークの形成に努めていただくようお願いします。

記

1. 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防災、防火及び防犯体制の強化に努めること。
2. 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防災、防火及び防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。
3. 多発する局地的豪雨などによる浸水や漏水などについて、周辺環境に応じた対策を十分に講じ、事故等の発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合には早期

に発見できるよう点検、巡回等を行うよう防災対策の強化を図ること。

4. 文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
5. 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。
6. 文化財収蔵施設及び展示施設等の管理状況に応じて、鍵、警報装置、監視記録装置などの適切な防火機器を設置するよう、防災対策の強化に努めること。
7. 文化財を展示等により公開する場合には、文化財の毀損及び盗難のおそれがないよう、管理体制を見直し、安全な公開ができるよう配慮すること。
8. 十分な対策が不可能な場合、文化財を防災、防火及び防犯対策が十分施された施設に一時保管するなどの措置を考慮すること。
9. 文化庁作成の防災・防火及び防犯対策に関するリーフレット（「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」）等を活用すること。

（7）重要文化財建造物等の防火防犯の徹底について

平成 24 年 12 月 26 日 24 財参事第 39 号
各都道府県教育委員会文化財行政所管課長あて
文化庁文化財部参事官（建造物担当）通知

平成 24 年 12 月 24 日に、岡山県に所在する重要文化財（建造物）の寺院本堂で火災が発生し、大規模な被害に至りました。

火災の発生は文化財保護の観点から非常に憂慮されることです。加えて、年末年始には、祭事や行事等で文化財建造物の内部又は周辺で下記を使用するところが多くなるとともに、人の動きが慌ただしく様々な犯罪が起りやすいとも言われています。

貴教育委員会におかれては、これまでも文化財の防火防犯対策について各種施策の実施に御尽力をいただいているところですが、枠内の事項を踏まえ、防火防犯のさらなる徹底について貴域内の重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）の所有者及び管理者並びに重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村等への御指導をお願いします。

1. 防火防犯意識の向上について

- ・火元の点検を徹底すること。
- ・火の使用に当たっては、消火器や消火バケツ等、初期消火に資する設備を近くに備え、火の監視を行き届かせること。
- ・祭事や行事のために文化財建造物や重要伝統的建造物群保存地区の内部又は周辺で火を使う場合には、所轄

消防署等との連絡を密にし、指導と協力を仰ぐこと。

- ・不特定多数の入場や入館が見込まれる場合には、敷地や地区内に禁煙区域や火気使用制限区域、立入制限区域を設定し、分かりやすく表示するとともに、巡視に努めること。また、所轄警察署等との連絡、連携を密にし、必要に応じて地域住民の協力を得るなどして防火防犯体制の強化に努めること。
- ・植物性屋根（檜皮葺、板葺、茅葺等）を有する文化財建造物の場合には、火の使用後も一時間程度は目を行き届け、火元の再燃や屋根への着火といった異常がないことを確認すること。
- ・長期に留守にする場合には、近隣住民、地元教育委員会文化財担当者等にその旨を連絡し、防火防犯への協力を得ること。

2. 防火防犯設備の点検の実施と操作方法等の確認

- ・既設の防火防犯設備に異常がないことを確認すること
- ・既設の防火防犯設備の操作方法を関係者全員が熟知しておくこと。また、火災等発生時の連絡体制や役割分担を確認しておくこと。

なお、重要文化財建造物等の防火に当たっては、予防、早期発見と通報、初期消火と延焼防止、安全な避難経路の確保、防犯体制の強化などを含む総合的な視点から、適切な対策を図る必要があります。防火防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業を活用するなどして、設備の充実を図るよう、所有者や管理者等に御指導ください。

（8）文化財の防犯対策について

平成 22 年 4 月 26 日 22 庁財第 139 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

昨今、文化財の盗難の被害が相次いでおり、昨年 10 月 4 日、油山観音（福岡県）所有の重要文化財木造聖観音坐像の盗難が発生しました。本像は後日発見されたものの、損傷の痕が見受けられ、貴重な文化財のき損の被害が発生しています。

また、先月 21 日には、無住の今養寺（大阪府）において、重要文化財大日如来坐像の盗難が発生しました。本件のように、特に無住の寺社などにおける盗難の危険性は高く特段の注意が必要であると考えられます。

貴教育委員会におかれましては、文化財（美術工芸品）の保存・管理について、従来から文化財所有者や管理者に対して御指導をいただいているところでありますが、このような事件が再び起こらないよう、下記事項について、文化財所有者等への周知徹底・注意喚起をしていただくとともに、別添「防犯対策の確認のお願い」を所有者等に配布していただくようお願いいたします。

記

1. 特に、無人の寺社で文化財を保存・管理している場合には、改めて文化財の状況を確認すること。
2. 見回りの回数を増やすなど、定期的な見回りを徹底すること。
3. 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。
4. 万一、盗難の被害にあった場合に備え、当該文化財が特定できるよう、文化財の写真、特徴・寸法などの最新の記録をとり、台帳を作成すること。
5. 所有者、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。

(別添)

文化財の所有者の皆様へ

防犯対策の確認のお願い

最近、仏像などの文化財の盗難被害が相次いでいます。

特に、次の対策がとられているか確認をお願いいたします。

- ①特に、無住の寺社で保管している場合は、文化財の状況を確認してください。
- ②見回りの回数を増やすなど、定期的な見回りを徹底してください。
- ③鍵や防犯カメラなどの防犯設備の点検を行ってください。
- ④万一、盗難にあった場合に備え、文化財の写真、特徴・寸法など最新の記録をとるようにしてください。

※不明な点があれば、都道府県・市区町村教育委員会、地元の警察に相談しましょう。

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

文化庁文化財部美術学芸課

※文化庁に直接お問い合わせいただいても結構です。

(9) 文化財の防火防犯対策の徹底について

平成 21 年 3 月 25 日 20 庁財第 8005 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

今月 15 日未明、横浜市戸塚区にある重要文化財旧住友家侯野別邸が火災により焼失しました。また、それに先立ち今月 12 日には、奈良県天理市にある石上神宮で火災が発生し、国宝石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿の一部が焼損しました。幸い石上神宮では、早期発見、初期消火活動が奏功し、被害の拡大を防ぐことができております。

しかし、平成 20 年 5 月には大阪府吹田市にある吉志部神社本殿が焼失し、重要文化財の指定が解除されています。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産であり、その保存上、適切な管理を図るため、格段の努力が求められているものであります。

また、重要文化財等に指定されていない歴史的な建造物についても、火災の被害にさらされるとともに、美術工芸

品についても盗難被害が発生するなど、これまで以上に防火防犯対策の徹底が求められています。

貴教育委員会におかれては、これまでも文化財の防火防犯対策について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、「文化財保存施設（収蔵庫）及び文化財（美術工芸品）の公開時の防犯対策の強化について」（平成 17 年 11 月 28 日付け 17 庁財第 272 号（別紙 1））及び「文化財の防火防犯の徹底について」（平成 20 年 6 月 2 日付け 20 庁財第 69 号（別紙 2））の通知の内容等を踏まえ、特に下記の事項に御留意の上、文化財の防火防犯に関し所有者、管理者への御指導をお願いします。

なお、消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされているところであり、消防部局とも連携を図りながら、防火防犯対策の一層の推進を図られますようお願いいたします。

記

1. 日頃から、地元警察、消防など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
2. 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
3. 建造物の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。
4. 文化財保存施設及び展示施設のセンサー、警報装置などの防犯機器が施設の管理状況に適合したものであるかを確認し、防犯対策の強化に努めること。
5. 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）を確実に実施できるように、防災設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防災訓練の実施を徹底すること。

(別紙 1) 文化財保存施設（収蔵庫）及び文化財（美術工芸品）の公開時防犯対策の強化について（平成 17 年 11 月 28 日 17 庁財第 272 号）**(略)**

(別紙 2) 文化財の防火防犯の徹底について（平成 20 年 6 月 2 日 20 庁財第 69 号）**(略)**

(10) 文化財の防火防犯の徹底について

平成 20 年 6 月 2 日 20 庁財第 69 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

去る 5 月 23 日、大阪府吹田市にある吉志部神社で不審火があり、通常火の気のないところから出火して重要文化財吉志部神社本殿が焼損しました。また、去る 5 月 7 日には、京都市にある長楽寺の収蔵庫で火災があり、重要文化財木造智真立像ほか 6 躯が緊急搬出される事故がありました。長楽寺においては重要文化財の被害を免れましたが、このような事故が相次ぐことは、文化財保護の観点から誠に憂慮すべきことであります。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び

回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産であり、その保存上、適切な管理を図るため、格段の努力が求められているものであります。

貴教育委員会におかれては、これまでも文化財の防火防犯対策について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、別紙の通知（昭和61年1月24日付け委保建第4の4号、平成4年6月3日付け4保伝第21号）の内容を踏まえ、また、特に下記の事項に御留意の上、文化財の防火防犯に関し所有者、管理者への御指導をお願いします。

記

1. 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の管理を徹底するとともに、日頃から、地元警察、消防など関係機関との連携を密にし、必要に応じて、地域住民等の協力を得るなど、防火防犯体制の強化に努めるよう指導すること。
2. 文化財や文化財収蔵施設の周辺には焼却炉等の火気を発生する施設・器具を設置しないようにするとともに、周辺、特に床下、軒下に木材等の可燃物類を置かないよう指導すること。

（別紙）文化財の防火防犯について（平成4年6月3日4保伝第21号）、文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について（昭和61年1月24日61委保建第4の4号）（略）

（11）文化財保存施設（収蔵庫）及び文化財（美術工芸品）の公開時の防犯対策の強化について

平成17年11月28日17庁財第272号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

平成17年9月2日に、島根県出雲市の鱒淵寺において、文化財保存施設（収蔵庫）が荒らされ、重要文化財4点を含む十数点の貴重な文化財が盗まれていることが発見されました。

調査結果によれば、窃盗犯が収蔵庫の鉄製扉の施錠を破壊して侵入した際、収蔵庫内に設置していた警報装置は作動せず、また、参拝者からの通報によって事件が発覚するなど、施設・設備面の欠陥や管理体制の在り方に改善すべき点が見られます。

さらに、11月9日には、京都府相楽郡加茂町の岩船寺において、重要文化財である厨子入木造普賢菩薩像の一部が盗まれていることが発見されました。当該文化財は常時公開されており、拝観時に盗まれた蓋然性があるものと考えられます。

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、未来の文化の向上発展の基礎となるべき国民の共有の財産です。これらの文化財が盗難により所在が不明となってしまったことは極めて遺憾なことであります。

貴教育委員会におかれましては、文化財（美術工芸品）

の保存・管理について、平素から文化財所有者や管理者に対して御指導をいただいているところでありますが、これらの事件が再び起こらないよう、改めて、下記及び従来の通知の指摘事項について、文化財所有者等への周知徹底・注意喚起をしていただき、次世代に伝える貴重な文化財の適切な保存・管理に万全を期するよう御協力をお願いいたします。

記

1. 文化財保存施設（収蔵庫）のセンサー、警報装置などの防犯機器が施設の管理状況に適合したものであるかを確認し、問題がある場合には改善すること。
2. 文化財保存施設（収蔵庫）の防犯機器が正常に作動するかを、毎月、定期的に点検・確認すること。
3. 十分な防犯体制が確保できず、文化財が盗み取られる虞があると認められる場合は、該当する文化財を博物館等に寄託するなど適切な管理に努めること。
4. 文化財を展示等により公開する場合は、文化財のき損及び盗難の虞がないよう、管理体制を見直し、安全な公開ができるよう配慮すること。
5. 所有者、地方公共団体、所轄警察署等と防犯対策のための連携協力体制を構築すること。

（別紙）文化財の防火防犯について（平成5年5月6日5保伝第20号）、文化財（美術工芸品）の管理の徹底について（平成7年7月20日7保美第57号）、文化財の防火防犯の徹底について（平成12年5月10日庁保伝第145号）、文化財保存施設（収蔵庫）の防犯対策の強化について（平成14年7月16日14庁財第129号）（略）

（12）文化財建造物に係る消防用設備の取扱いについて

平成16年2月6日15財伝文第98号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部伝統文化課長通知

「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成16年政令第18号）」が平成16年2月6日に公布されました。

文化財建造物の消防用設備等の設置について、現状では別表第一（一七）項により「文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物」についての消防設備の設置が義務づけられておりますが、今回の改正により上記の建造物については、（一七）項における設置の他、当該建造物が供されている用途に伴い発生する火災危険性に応じた消防用設備等を設置することが必要となります。

このため、文化財建造物について新たに消防用設備の設置が必要となる場合が想定されますが、その設置にあたって関係者から消防長又は消防署長に相談があった場合は、必要に応じて教育委員会・所有者等の意見も踏まえて適切に対応することとされています。

貴職におかれましては、当該改正の内容及び消防用設備等の設置について消防長又は消防署長から意見を求められた場合には協力いただくとともに、貴管内の市町村教育委員会へ周知願います。

なお、本件については消防庁とも協議済みであり、別添のとおり消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長宛に通知されていることを申し添えます。

(別紙) 文化財建造物に係る消防用設備等の取扱いについて

平成 16 年 2 月 6 日消防予第 26 号
各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知
消防法施行令の一部を改正する政令の公布については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 16 年 2 月 6 日付け消防予第 23 号、消防安第 10 号及び消防救第 24 号)により通知したところです。

文化財建造物は、国民にとってかけがえのない文化的財産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものです。このため、文化財建造物を令別表第一(一七)項に掲げる防火対象物として位置付け、必要な防火安全上の措置を講ずることとしてきたところです。

しかしながら、近年、文化財建造物又はその部分を飲食店・宿泊施設等として利用するもの、特定防火対象物の用途に供される施設が文化財建造物に指定されるもの等、文化財建造物の利用形態が多様化してきています。

今回の改正では、このような文化財建造物の多様化を踏まえ、必要な防火安全上の措置を講ずることができるよう、法令上の根拠を設けたものです。

貴職におかれましては、以下の事項に留意の上、その改正を期されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

なお、本件については文化庁とも協議済みであり、別添のとおり文化庁伝統文化課長から各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて通知されていることを念のため申し添えます。

記

1 本改正に伴い、消防用設備等の設置が新たに必要となる場合にあっては、文化財建造物の位置、構造、設備及び文化財的価値の重要性を総合的に判断し、消防用設備等の設置の指導を行うことが必要となる場合もあること。この場合、関係者から相談があった場合は、必要に応じて教育委員会・所有者等の意見も踏まえて、当該防火対象物の文化財的価値の重要性を念頭に置いた適切な消防用設備等が設置されるよう、文化財建造物の関係者と必

要な協議を行い適切に対応されたいこと。

2 文化財建造物の関係者と協議等を行う際に疑義が生じた場合には、当庁まで連絡されるとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、必要に応じて消防法施行令第 32 条を活用する等により、適切かつ円滑な運用を図られたいこと。

(参考配布)

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

平成 16 年 2 月 6 日消防予第 23 号・消防安第 10 号・消防救第 24 号
各都道府県知事あて消防庁次長通知

「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成 16 年政令第 18 号)」が平成 16 年 2 月 6 日に公布され、「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 84 号。以下「改正法」という。)」の一部の施行期日が平成 16 年 6 月 1 日と定められました。また、改正法の一部の施行等に伴い、「消防法施行令の一部を改正する政令(平成 16 年政令第 19 号)」が平成 16 年 2 月 6 日に公布され、改正法にあわせて施行されることとなりました。

今回の改正は、消防用設備等の技術上の基準に対する性能規定の導入等を内容とする改正法の一部の施行に伴い、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準及び消防設備士による特殊消防用設備等の工事又は整備の義務付け等を定めるほか、新築の工事中の建築物及び建造中の旅客船について防火管理の義務を課すとともに、防火管理者の資格に関する事項等について規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 防火対象物の指定に関する事項

防火管理を行う防火対象物に、次の防火対象物を追加したこと。

(1) 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が 50 人以上のものうち、総務省令で定めるもの(消防法施行令の一部を改正する政令(平成 16 年政令第 19 号)による改正後の消防法施行令(以下「令」という。)第 1 条の 2 第 3 項第 2 号関係)

- ① 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上である建築物
- ② 延べ面積が 50,000 m²以上である建築物
- ③ 地階の床面積の合計が 5,000 m²以上である建築物

(2) 建造中の旅客船で、収容人員が 50 人以上で、かつ、甲板数が 11 以上のものうち、総務省令で定めるもの(令第 1 条の 2 第 3 項第 3 号関係)

第二 防火管理者の資格に関する事項

共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認める場合、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位になくとも、防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていることその他総務省令で定める要件を満たす者であれば、防火管理者として定めることができることとしたこと（令第3条第2項関係）。

第三 消防用設備等の種類に関する事項

改正法による改正後の消防法（以下「消防法」という。）第17条第1項に規定する消防用設備等に、第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を追加したこと（令第7条第7項関係）。

第四 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準に関する事項

- (1) 消防法第17条第1項の関係者は、令第29条の4第1項に規定する通常用いられる消防用設備等（以下「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、その防火安全性能が通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であることを消防長又は消防署長が認めた消防の用に供する設備等（以下「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができることとしたこと（令第29条の4第1項関係）。
- (2) 消防法第17条第1項の関係者は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等について、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の防火安全性能を有するように設置し、及び維持しなければならないこととしたこと（令第29条の4第2項関係）。
- (3) 通常用いられる消防用設備等（それに代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が用いられるものに限る。）については、令第2章第3節第2款から第6款までの規定（令第10条から第29条の3までの規定）は適用しないこととしたこと（令第29条の4第3項関係）。

第五 消防用設備等の基準の特例に関する事項

消防法第17条第3項において特殊消防用設備等の総務大臣による認定制度を設けたことに伴い、後段部分を削除し、前段部分において「火災の発生及び延焼のおそれ」を「火災の発生又は延焼のおそれ」としたこと（令第32条関係）。

第六 消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備に関する事項

消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備の対象設備等に、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等及び消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等を追加したこと（令第36条の2関係）。

第七 救急隊の編成及び装備の基準に関する事項

- (1) 回転翼航空機のみでなく、その他の航空機による救急隊を編成できることとしたこと（令第44条関係）。
- (2) 改正法による改正後の消防組織法第18条の3第1項に基づき、都道府県が航空機を用いて市町村の消防を支援する場合に、救急業務を実施する救急隊の編成及び装備の基準を規定したこと（令第44条の2関係）。

第八 令別表第一（一七）項に関する事項

令別表第一（一）項から（一六）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が別表第一（一七）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、別表第一（一七）項に掲げる防火対象物であるほか、別表第一（一）項から（一六）項までに掲げる防火対象物又はその部分としても扱うものとしたこと（令別表第一関係）。

第九 施行期日等に関する事項

(1) 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行日（平成16年6月1日）から施行することとしたこと。ただし、第一の事項については平成16年8月1日から、第七の事項については平成16年4月1日から、第八の事項については平成17年4月1日から施行することとしたこと（令附則第1条関係）。

(2) 経過措置

- ① 改正前の消防法施行令第32条の後段部分を削除したことに係る経過措置

改正前の消防法施行令第32条の後段部分の規定により消防長又は消防署長が認めた場合における消防用設備等については、なお従前の例によることとしたこと（令附則第2条第1項）

- ② 別表第一に備考四を加えたことに係る経過措置

別表第一に備考四を加える規定の施行の際、現に存する令別表第一（一七）項に掲げる防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具及び誘導灯に係る技術上の基準については、平成19年4月1日までの間は、なお従前の例によることとしたこと（令附則第2条第2項）。

(3) その他

関係政令について所要の規定の整備を行ったこと
(令附則第3条から第9条まで関係)。

第十 その他

今回の消防法施行令の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

(13) 伝統建造物群保存地区の防火体制の徹底について

平成 15 年 5 月 29 日 15 財建造第 8 号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部建造物課長通知

標記の件については、従来から特段の御努力を頂いているところであります。

すでに新聞報道等で御承知のとおり、平成 15 年 5 月 13 日、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区（鳥取県）で火災が発生し、地区内の建造物 16 棟が被災しました。文化財保護の観点からも非常に憂慮すべきことであります。

文化財は、先人が永年にわたり大切に護り伝えてきたかけがえのない国民全体の財産であり、その適切な管理への格段の努力が求められるものであります。

全国伝統的建造物群保存地区協議会の事務連絡会等で防災体制の強化について指導しているところではありますが、今回の火災にかんがみ、下記の事項について関係市町村教育委員会等に周知し、被害の根絶を期するよう御指導をお願いいたします。

1 防災施設の充実

伝統的建造物群保存地区内の建造物の多くは木造であり、火災に特に弱い建物も少なくない。このように防火面では一般の地区に比べて脆弱な面があり、総合的な視点から適切な防災対策が必要である。必要な場合には防災施設整備事業に対して補助を行なっているところであるが、各保存地区とも総合的な防災管理計画にもとづき、地区の防災施設の充実を急ぐこと。

2 防火設備の管理・点検の強化

これらの設備も日常の整備点検と活用のための訓練が不可欠であり、関係の消防署等の協力を得て、定期的に設備の整備・点検を励行すること。

3 防火意識の向上

保存地区における安全性の確保のためには、上記の 2 項目に加え、地域住民の防火意識の維持が不可欠であり、さらなる関係者の防火意識の向上に努めること。

(14) 埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について

平成 15 年 1 月 20 日 14 財記念第 107 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部記念物課長通知

近年火災により埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の保管・管理施設（以下、「出土品等の保管施設」という。）が連続して全焼したことを受けて、平成 14 年度都道府県埋蔵文化財保護行政担当者会議（平成 14 年 10 月 31 日・11 月 1 日開催）において、出土品等の保管施設等の防災等について特に注意を促したところですが、平成 14 年 12 月 29 日、北海道南茅部町の同町埋蔵文化財調査団事務所において火災が発生し、大きな被害を生じたことは、誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は我が国の文化の成り立ちを物語る貴重な歴史的財産であり、発掘調査によって得られた出土品や図面・写真等の記録類は、適切に保管し、活用することが必要です。出土品等の保管施設の火災は、遺跡から得られた貴重な歴史的財産及び情報を滅失させ、埋蔵文化財の保護上、極めて重大な損失となります。

このため、各教育委員会におかれては、下記の事項に留意の上、これらの施設における火災の発生を防止し、出土品・記録類の適切な保管・管理を行うようお願いいたします。また、貴管下の市町村（特別区を含む。）の教育委員会その他の関係機関に対し、本通知の趣旨を周知するとともに、各教育委員会等における出土品・記録類の保管状況を確認くださるようお願いいたします。

記

1. 当面必要な措置

(1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）を遵守し、消防当局の指導のもと、火災の早期発見・初期消火に必要な管理者・消防用設備等を出土品等の保管施設に適切に配置・設置すること。

(2) 消防当局の協力を得ながら、出土品等の保管施設の消防用設備等の保守点検を行うとともに、光熱施設、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検整理を行うこと。特に、旧校舍等の木造施設やプレハブ施設を出土品等の保管施設に当てている場合には、これらが火災に極めて弱いものであることを認識し、入念に行うこと。

(3) 自衛防火組織の充実強化に努め、休日や夜間など、出土品等の保管施設に十分な人員がいない場合の対策を講じること。

(4) 図面・写真等の記録類は、火災に特に弱いばかりでなく、消火活動により被害を被ることも予想されることから、電子媒体の活用等によりバックアップデータをとるなど、保管収蔵方法の工夫を行うこと。

2. 今後の課題

(1) 出土品・記録類の適切な保管・管理を行うために、各地方公共団体において、必要な設備を有する恒久的な出土品等の保管施設の整備に努めること。なお、文化庁では、埋蔵文化財センターの建設に対して、補助金の交付を行っているので、その活用などを通

じて、施設の充実を図られたい。

- (2) 「出土品の取扱いについて」(平成9年8月13日付け庁保記第182号文化庁次長通知)を参考に、保存・活用の必要性に基づいた出土品の区分を行い、それに応じた保管・管理を行うこと。その際、文化財としての価値が高く活用の機会が多いと判断されるものについては、特に管理に万全を期すこと。
- (3) 出土品・記録類の保管・管理については、今後更に文化庁において検討のうえ、その適切な在り方について周知することを予定していること。

(15) 文化財の保存施設(収蔵庫)の防犯対策の強化について

平成14年7月16日14庁財第129号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

去る7月9日夜から10日未明、兵庫県加古川市の鶴林寺において、文化財保存施設(収蔵庫)正面扉の施錠を破壊して前室に侵入、さらに防犯センサーの設置されていない開口部を破って収蔵室に至り、短時間のうちに重要文化財(絵画2件7幅)を持ち去るという悪質な盗難事件が発生しました。

今回の事件は、本来安全であるべき構造・仕様で建設された施設で発生したものであり、文化庁としてはこの事実を重く受け止め、非常に憂慮しているところです。

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、未来の文化の向上発展の基礎となるべき国民共有の財産です。これらが不法な行為により亡失・滅失するようなことのないよう万全を期す必要があります。

もとより文化財(美術工芸品)の管理については、その所有者、管理者、関係地方公共団体等が協調して、より現状に即した対策を講じていく必要があります。また、防犯については、近年の社会情勢にかんがみ、所轄警察署との緊密な連携が不可欠です。

貴教育委員会におかれては、文化財の管理及び防火防犯に関する従来の通知(別紙参照)において指摘されている諸事項について、改めて文化財所有者等への周知徹底に努められると共に、特に文化財保存施設(収蔵庫)について、下記により防犯機器の再点検等に努められますよう、一層の御配慮をお願いします。

記

1. 既存の文化財保存施設(収蔵庫)の入口扉について、単式錠の場合は新たな施錠設備を追加して二重錠(同型式の錠よりも異型式の錠が望ましい。例えばピッキング不可能なシリンダー錠に門錠を追加等)とする。既に二重錠の場合は、錠機能の点検を行う。
2. 入口扉内側に、防犯センサーを設置する。既に設置さ

れている場合には、設置位置を点検し、また配線の隠ぺい等にも留意する。

3. 床下換気口等、その他開口部設備についても点検を行い、不審者侵入の可能性がある場合は、鉄格子の設置等、必要な対策を講じる。
4. 入口及び開口部周辺に、センサー作動の防犯灯を設置する。
5. 参観者がある場合には、必ず氏名・人員等を確認できるような記帳等を励行する。
6. 常時または定期的に文化財保存施設(収蔵庫)を巡回し、文化財の所在、状態を確認する。

(別紙)文化財の防火防犯について(平成5年5月6日5保伝第20号)、文化財(美術工芸品)の管理の徹底について(平成7年7月20日7保美第57号)、文化財の防火防犯の徹底について(平成12年5月10日庁保伝第145号)(略)

(16) 文化財の防火防犯の徹底について

平成12年5月10日庁保伝第145号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

去る5月9日、京都府寂光院本堂の火災により重要文化財木造地藏菩薩立像が焼損し、また、同日、和歌山県歓喜寺所有の重要文化財木造阿弥陀如来坐像が盗難に遭うという事故が相次いで発生しました。前者については放火の疑いがあるとのことであり、このような事態が相次ぐこととすれば、文化財の防火防犯の観点から誠に憂慮すべきことであります。

文化財は、先人が永年にわたって大切に譲り伝えてきたかけがえのない国民全体の財産であり、その適切な管理への努力が格段求められるものであります。このことから、文化財については、常々、その所有者、管理者、関係地方公共団体、国が協力してその保護に努力を傾注してきているところであります。事故によって滅失毀損等をこうむれば再び文化財を回復することは不可能であり、これまでの努力も水泡に帰することとなります。

貴教育委員会においては、かねて文化財の防火防犯に御努力いただいているところですが、別紙に御留意の上、地元警察、消防との密接な連絡をとるなどの適切な措置が講じられますよう一層の御配慮くださるとともに、文化財の防火防犯について、文化財の所有者、管理者への指導を徹底していただくなど事故の根絶を期するよう重ねてお願いいたします。

(別紙)文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について(昭和61年1月24日61委保建第4の4号)、文化財の防火防犯について(平成4年6月3日4保伝第21号)(略)

(17) 文化財の防火防犯の徹底について

平成 11 年 1 月 21 日庁保伝第 145 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

昨今、放火、盗難による文化財の被害が相次いで発生していることは、文化財の防火防犯の観点から誠に憂慮すべきことであります。

特に本年 1 月 14 日から 1 月 19 日の間に奈良県及び滋賀県において、放火と思われる文化財の被害が相次いで発生しておりますが、文化財は、火災により滅失毀損すれば再び回復することが不可能であることから、その保存のための適切な管理への努力が格段に求められるかけがえのない国民全体の財産であります。

貴教育委員会においては、かねて文化財の防火防犯に御努力いただいているところですが、平成 10 年 6 月 17 日付け庁保伝第 102 号「文化財の防火の徹底について」及び平成 10 年 11 月 25 日付け庁保伝第 94 号「文化財防火デーの実施について」の通知の内容に留意のうえ、地元警察、消防との密接な連絡をとるなどの適切な措置が講じられますよう一層のご配慮をお願いするとともに、文化財の防火防犯について、文化財の所有者、管理者への指導を徹底していただくなど事故の根絶を期するよう重ねてお願いいたします。

(18) 文化財の防火の徹底について

平成 10 年 6 月 17 日庁保伝第 102 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

去る 5 月 20 日、奈良県東大寺戒壇院千手堂が全焼し、重要文化財木造愛染明王坐像等が汚損したことは、文化財保護の観点から誠に遺憾であります。

文化財は、火災により滅失毀損すれば再び回復することが不可能であることから、その保存のための適切な管理への努力が格段に求められるかけがえのない国民全体の財産であります。

貴教育委員会においては、かねて文化財の防火に御努力いただいているところですが、別段に留意のうえ、文化財の管理の徹底、防災施設の日常の保守点検の強化等、文化財の防火について、文化財の所有者、管理者への指導を徹底していただくなど事故の根絶を期するよう重ねてお願いいたします。

(別紙 1) 文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について (昭和 61 年 1 月 24 日 61 委保建第 4 の 4 号)、文化財の防火防犯について (平成 4 年 6 月 3 日 4 保伝第 21 号) (略)

(参考) 文化財の防火防犯について (昭和 41 年 8 月 8 日付文委建第 3 の 56 号)、文化財の防火防犯について (昭和 41 年 8 月 8 日付文委建第 3 の 57 号)、文化財 (美術工芸品) の管理の強化について (昭和 44 年 5 月 1 日付庁保美第 84 号)、防犯装置の強化について (昭和 46 年 8 月 11 日付庁保美

第 172 号)、重要文化財建造物等の防災施設の点検について

(昭和 48 年 8 月 1 日付庁保建第 142 号)、文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について (昭和 61 年 1 月 24 日付庁保建第 42 号)、文化財の防火防犯について (平成 4 年 6 月 3 日付庁保伝第 119 号)、文化財の防火と防災施設の日常管理について (平成 5 年 2 月 23 日付 5 保伝第 8 号)、文化財の防火防犯の徹底について (平成 5 年 5 月 6 日付 5 保伝第 20 号)、文化財の防火について (平成 6 年 8 月 17 日付庁保建第 61 号)、文化財の防火について (平成 6 年 8 月 17 日付 6 保建第 29 号) (略)

(19) 文化財建造物等の地震時における安全性の確保について

平成 8 年 1 月 17 日庁保建第 41 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

去る平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大地震により、重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物 (以下「文化財建造物等」という。) に被害が発生しました。文化財建造物等の関係では、人命に影響を与える事態には至りませんでした。被害の実情にかんがみ、文化庁文化財保護部では、学識経験者から成る「文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を組織し、対策を検討した結果、別紙「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を作成しました。

今後、文化財建造物等の管理及び修理事業実施に当たっては、別紙指針及び左記に十分に留意していただくようお願いいたします。また、貴管下市 (区) 町村教育委員会及び文化財建造物等の所有者に対しても、同様に別紙指針及び左記に十分に留意し、この趣旨を周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、今回の指針に引き続き、文化財建造物等の補強に係る技術的な指針について検討を行っておりますので、取りまとめ次第追って通知します。

記

- 1 文化財建造物等の地震時の安全性確保のためには、具体的な地震被害を事前に想定し、維持管理及び使用方法の改善、補強を伴う修理事業の推進、周辺環境の整備、防災施設の充実が効果的であることにかんがみ、その所有者・管理責任者・管理団体 (以下「所有者等」という。) は、積極的に前記地震被害の想定並びに地震被害を軽減するための対処案の作成及びその実施に努めるものとし、都道府県教育委員会 (以下「教育委員会」という。) は、所有者等に対して適切な指導助言を行うこと。(指針 1—2 参照)
- 2 重要文化財建造物のうち、建築基準法第 2 条第 2 号に定める特殊建築物に該当するような用途 (学校、劇場、集会場、観覧場等) のものについては、所有者等が活用

計画を作成する際には、文化庁と緊密な連絡・協議を行うよう、教育委員会は指導助言すること。(指針3参照)

3 重要文化財建造物に根本的な大修理を行う場合には、所有者等は文化庁と緊密な連絡・協議を行い、修理計画書を作成するよう、教育委員会は指導助言すること。(指針4—3参照)

4 重要伝統的建造物群保存地区においては、市町村は、「伝統的建造物群保存地区の制度の実施について」(昭和50年9月30日庁保建第192号文化庁文化財保護部長通達)に定める保存計画の中に、伝統的建造物の補強方針及び保存地区の防災計画を定めること。(指針7参照)

(別紙)

文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針

1 総論

1—1 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する基本的な考え方

重要文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物(以下「文化財建造物等」という。)は、様々な部位にわたって工匠的・技術的・歴史的・学術的な価値が認められるものであり、一律的な基準に基づいて改修を進めることは困難である。しかしながら、文化財建造物等には、維持管理・定期的な補修・立地条件・使用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあり、地震時の安全性確保が必要である。

このことから、可能な範囲で構造面の補強等を進めると同時に、ソフト面の対策も併せて実施する必要がある。なお、本指針は安全性確保のための基本的な考え方を示すものであり、具体的な補強方法や構造診断の項目・基準等については、別途技術指針に示す予定である。

地震時における文化財建造物等の安全性の確保は、強い地震の際にも人命に重大な影響を与えないことを目標とし、原則として、文化財建造物等の価値を損なわない範囲で必要な補強が可能な場合には補強工事を実施し、補強を行うことにより主要な文化財的価値を失ってしまう等、やむを得ない場合は立ち入りを制限することによるものとする。

また、文化財建造物等の地震時の安全性確保には、耐震性能向上を伴う修理事業以外にも、維持管理や使用方法の改善・周辺環境の整備・防災施設の充実なども効果があるので、これらの対策も実施するよう努める必要がある。

これらのことは、所有者・管理責任者・管理団体(以下「所有者等」という。)が主体となって行うものであるが、地震被害の想定及びその被害を防ぐための対処案の作成や根本的な大修理の必要性等の検討等、専門的な事項については、建築専門家の意見を参考にすることが望ましい。これらの実施は早急に行う必要があるが、所有者等の多大な負担を伴う場合は、当面、根本的な大修

理の際に併せて補強を実施することとし、立ち入りの制限等については危険性を明示すること等の措置で代えるのもやむを得ないものとする。

1—2 地震被害の想定並びに対処案の作成及びその実施

文化財建造物等の地震時の安全性確保のためには、具体的な地震被害を事前に想定し、並びに対処案を作成及び実施する必要がある。所有者等は、当該地域又は場所で想定される最大級の地震が発生した際に、文化財建造物等の受ける被害の程度及び山崩れや火災などの地震に伴う二次災害の程度を想定しておくことが望ましい。

具体的には、専門家の助言を得て構造診断を行うと同時に、当該文化財及び周辺地区が過去の地震の際に、どのような被害を受けたかを写真その他の記録、当時の記憶や伝承等から調査し、現状の調査と比較して地震発生時の被害を想定する方法が考えられる。

なお、地震被害の想定に当たっては特に次の点に留意すること。

① 当該文化財建造物等及びその周辺の建造物が過去の地震で受けた被害の把握

- ・人的被害の有無と人的被害が生じた状況
- ・当該文化財建造物等の全体構造にかかわる被害
- ・当該文化財建造物等の各部の被害
- ・周辺の被害(火災、崖崩れ等)

② 過去の地震時と現状との比較

- ・増改築等により当該文化財建造物等の形態が変化した部分の把握
- ・使用方法の比較(建物の用途、使用頻度、使用者の数等)
- ・周辺状況の比較(地形の変化、市街地化の進行等)
- ・当該文化財建造物等の老朽化の度合等の比較

所有者等は、想定した地震被害に対して、後記の事項に留意しつつ次の各項目ごとに対処案を作成し、実施するよう努めるのが望ましい。

- 維持管理方法の改善(後記2参照)
- 使用方法の改善(同3参照)
- 補強を伴う修理(同4参照)
- 周辺環境の整備(同5参照)
- 防災施設等の充(同6参照)

なお、対処案の作成については、被害を可能な限り小さくするという観点から作成するものとする。

2 日常の維持管理に当たって留意すべき事項

文化財建造物等が本来的に有している強度を維持するためには、適切な日常管理を継続的に行うことが大きな効果がある。所有者等は、日常管理に当たり、「文化財保存・管理ハンドブック 建造物編」(文化庁文化財保護部建造物課監修、(社)全国国宝重要文化財所有者連盟編、平成6年10月)及び「文化財防火・防犯の手

引き」(文化庁文化財保護部、昭和45年3月)を参考にし、特に次の点に留意して行うのが望ましい。

① 破損箇所の把握

耐力と関連する次に示すような点に留意して、破損箇所の確認・把握に努めること。

- ・柱梁などの主要な構造部材の傾斜箇所
- ・雨漏り及びその原因となる屋根の破損箇所
- ・部材の腐朽箇所(特に柱の基部、構造部材の接合部、床下の根太・大引等)
- ・虫害を受けた箇所
- ・壁の亀裂及び剥落箇所
- ・煉瓦造の煙突や塀の破損及び劣化状況
- ・地盤の変化(不同沈下の状況等)

② 部分的・応急的な補修

確認できる破損箇所については、常日ごろから部分的・応急的な補修を実施するよう努めること。

③ 地震に伴う人的被害、火災の防止

地震に伴う人的被害や火災等については、次に示すような点に留意して、日常の注意、備品の整備等を計画的に実施するよう努めること。

- ・室内の設備(背の高い家具、照明器具、天蓋等)の固定
- ・物品・什器類の倒壊や滑り出しの防止
- ・火気使用区域の限定
- ・火種の後始末の徹底
- ・携帯用消火器、耐火布等の常備

④ 緊急対応物資の確保

災害時に必要となる可能性がある防水シート、ロープ、貯水タンクなどを常時保持しておくよう努めること。

3 使用方法に関して留意すべき事項

不特定多数の人への公開及び活用に供している文化財建造物等については、特に人命の安全確保という観点に留意する必要がある。この点から、所有者等は想定した被害状況及び前記2の①に基づいて、危険と判断される箇所の付近には、柵・生垣・看板等を設けるなどして危険性を明示するのが望ましい。また、見学者等の行動を把握し、地震時に見学者が避難などの適切な行動をとれるように留意し、各種特別行事等で多数の見学者が予想される場合には、ボランティアの参加を得るなどして人員を配置することが望ましい。

特に、建築基準法第2条第2号に定める特殊建築物に該当するような用途(学校、劇場、集会場、観覧場等)の重要文化財建造物については、その所有者等は構造診断(文化庁も、追って示す補強に係る技術指針に、構造診断の項目・基準を示す予定である。)を行うと同時に、重要文化財建造物及びその周辺(土地が重要文化財等に指定されている場合には、その範囲)を対象にして、具

体的な使用の内容、管理使用の責任者などを、活用計画として定めておく必要がある。

4 補強を伴う修理

4-1 修理の必要性

文化財建造物等の耐震性能の向上には、定期的又は必要に応じ、適切な修理を行うことが大きな効果がある。

修理には小修理及び大修理があり、小修理は、主要な建築構造部材(柱、梁、小屋組等)の解体を伴わない部分的な修理及び付加的な部材による補強行為等をいう。大修理は、構成部材の全解体を伴う解体修理、壁及び造作材の解体を伴う半解体修理並びに屋根全面修理及びそれに準ずるものをいう。いずれの場合も、所有者等は、補強のために必要な修理を積極的に実施するよう努める必要がある。その際には、建築専門家の指導を受けることが望ましい。

4-2 補強のための小修理

重要文化財建造物の所有者等は、補強のために必要な小修理を実施するに当たっては、文化財的価値を損なわないために、次の事項を遵守すること。

- ① 主要な構造部材及び意匠を構成する部材(彫物や彩色等により図様が施された部材又は部分)を傷つけないこと。
- ② 屋根葺材や壁材など消耗品的な部材については、従来からの意匠・材質・構法をできるだけ損なわないようにすること。特に、壁などで仕様を変更して補強する場合には、従来の仕様を示す痕跡を消し去らないこと。
- ③ 付加的な部材により補強する場合には、将来の根本的な修理の際に容易に撤去可能な方法で行うよう努めること。

4-3 根本的な大修理

重要文化財建造物に根本的な大修理を行おうとする場合には、所有者等は、修理着手以前に、地盤調査及び建造物の構造診断(文化庁も、追って示す補強に係る技術指針に、構造診断の項目・基準を示す予定である。)を行い、その結果に基づいて、文化庁と緊密な連絡・協議を行いつつ修理方針を定め、修理計画書を作成するのが望ましい。

なお、修理計画の具体的な作成は、重要文化財建造物の修理の経験を有する技術者又はそれに準ずる者が参加するのが望ましい。

5 環境の整備

5-1 周辺地形等の保全整備

地震による周辺地形の変化は、文化財建造物等の保存に大きな影響を及ぼすおそれがあるので、所有者等は常日ごろから、周辺地域も含め、石垣・崖・池沼・大木などの状況に留意し、危険と考えられる場合には安全性確保のため、環境保全に関する整備計画を立案する必要がある。

ある。

なお、整備計画の作成及び実施に当たっては、周辺の歴史的な風致や景観の保全に努めるものとする。

5-2 建造物の環境の整備

多湿な環境は部材の腐朽や虫害の発生の原因となり、結果として文化財建造物等の強度を著しく低下させることとなるので、所有者等は建物内や床下の換気に努めると同時に、敷地に湿気がこもらないように排水路等の整備を行うことが望ましい。

6 防災施設等の充実

6-1 消火施設の設置

地震時には、断水等により水道管に直結した消火栓は使用できなくなるおそれがあるので、所有者等は、消防機関等に協力・助言を求め、貯水槽の設置及び自然水利（河川・井戸等）の確保等に努める必要がある。文化財建造物等が、人家の密集する市街地に所在する場合や、植物性屋根葺材を使用している場合には、特に消火施設の充実に配慮することが望ましい。

6-2 火除地の設置

地震に伴う火災の延焼防止には、火除地としての空地の設定が有効であるので、所有者等は、重要文化財建造物の周囲に一定範囲の火除地を設定するとともに、可燃物を放置しないよう努めること。

6-3 防災訓練等の実施

所有者等は既存の消火施設の所在場所・機能・使用方法を把握し、定期的な点検を行うと同時に、避難方法も把握しておく必要がある。

また、消防機関等の指導を受け、防災訓練を定期的の実施するよう努めること。

7 重要伝統的建造物群保存地区における安全性の確保

7-1 伝統的建造物の補強の推進

伝統的建造物について市町村は、「伝統的建造物群保存地区の制度の実施について」（昭和50年9月30日庁保建第192号 文化庁文化財保護部長通知）に定める伝統的建造物群保存地区の保存計画（以下「保存計画」という。）で示された伝統的建造物群の特性の維持と両立する伝統的建造物の補強方針を定めるとともに、保存計画の中に位置づけ、これに基づき補強を推進する必要がある。

なお、補強方針の策定に当たっては、『木造住宅の耐震精密診断と補強方法』（建設省住宅局監修、（財）日本建築防災協会・（社）日本建築士連合会編、平成7年改定）などを参考にすること。

7-2 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画の策定とその実施

重要伝統的建造物群保存地区にあつては、その歴史的特性から、幅員の狭い道路（火災時の避難・消火活動への妨げ）、密集する木造建築物（連鎖して倒壊する危険

性、低い耐火性能）、周辺地形（崖崩れ、地盤崩壊の危険性）など、当該保存地区及びその周辺地区の総合的安全性にかかわる項目が存在している場合があることは、かねてから指摘されてきた。これらの項目については、市町村は改めて安全性の確保に関して調査把握すると同時に、それらが保存地区の歴史的風致を構成する要素とも関連する事項でもあることから、伝統的建造物群の特性及び地区の歴史的風致を損なわないような代替措置（例えば、地区消火設備の充実、防火帯の整備、急傾斜地の保全整備等）を防災計画として策定するとともに、保存計画の中に位置づけ、これに基づき実施に努めること。

8 地震時の対応

8-1 避難

強い地震の後には余震が生じることがあるので、文化財建造物等の屋内で地震にあった場合には、速やかに瓦等の落下物に注意しながら外に逃げ、広域避難場所等に避難し、消防機関等の指示に従うこと。

8-2 非常災害のために必要な応急措置

地震によって文化財建造物等が被害を受け、これにより被害者が生じた場合にはその救助を優先して行うこと。その後、所有者等は文化財建造物等とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置をとることができる。

① 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去を含めた適切な対応をとること。

② 文化財建造物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで覆う。軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に危険部分に立ち入り制限の措置をとること。なお、破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行うこと。

③ 文化財建造物等の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置をとること。

(20) 文化財（美術工芸品）の管理の徹底について

平成7年7月20日7保美第57号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財（美術工芸品）の管理については、日頃から文化財所有者等に対し、防犯等の指導の徹底に配慮いただいているところですが、最近、重要文化財等美術工芸品の悪質

な盗難事件が多発しているところです。

貴教育委員会におかれては、文化財防犯要項（昭和44年5月1日付け庁保美第84号文化庁次長通達）の諸事項を文化財所有者等に再度周知いただくとともに、貴管下の文化財の防犯体制の実態を把握し適切な対策を講ずるなど、事故の根絶に特段の配慮をされるようお願いいたします。

（参考）文化財防犯要項（昭和44年通知内容）

I. 事故の防止に対する心がまえ、体制

1. 常時陳列公開の場合

- (1) 必ず監視人を置き、常時巡回監視を行うこと。
- (2) 監視上の死角・盲点を作らぬようできるだけ遮蔽物等はとりのぞくよう工夫すること。
- (3) 参観者の人数に対応できる警備員・監視人を配置し、無制限に入場させないよう留意すること。
- (4) 開館・閉館時には事故が起こりやすいので、特に警備・監視を強化すること。
- (5) 必要に応じて昼間のみならず夜間においても陳列品の確認を定期的に行うこと。

2. 公開展示はしないが参観者等がある場合

- (1) 参観者の氏名・人員等を確認するため記帳等を必ず実行すること。
- (2) 参観者には案内人をつけ動静に常時注意すること。
- (3) 参観者の退出を確認して施錠等を行うとともに事後文化財の点検を必ず実行すること。

3. 無住の社寺あるいは常時居住する場所と文化財が納置されているところが離れている場合

- (1) 常時または定期的に文化財の収納建造物を巡視し、出入口・窓等の異常の有無を点検するとともに、文化財の確認を行うこと。
- (2) 警察に適時パトロール等を依頼すること。

4. 上記のほかいずれの場合も施設および文化財の異常の有無を点検・確認できるような体制をつくることを心がけること。

II. 調書・写真等の資料の整備

非常の際にそなえ、文化財の特徴・寸法その他を詳細に記入した調書や台帳写真を整備しておくこと。

III. 施設整備の改善

1. 施錠

外部から容易に破壊されやすい錠は、強度のものに改め、特に社寺等にあつては海老錠のほか内装錠等をあわせ用いることを工夫すること。

2. 入口・窓等の補強

出入口の扉等はもちろん、外部から侵入されやすい窓等は鉄格子その他でじゅうぶん補強すること。

3. 柵・ケース等の設置

文化財を公開・陳列する場合にあつては、文化財に手をふれることのないよう柵等を設けたりケース内

におさめ施錠するなどの設備をじゅうぶんに行うこと。

4. 防犯警報装置の設置

それぞれの文化財の陳列ないしは収納場所等の実情に応じレーダーアイその他の防犯警報装置の設置を検討すること。

(21) 文化財の防火について

平成6年8月17日6庁保第61号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

去る8月9日、愛知県の重要文化財大恩寺念仏堂が全焼したことは、文化財の防火の観点からまことに憂慮すべきことであります。

文化財の防火防犯については平成4年6月3日付け庁保伝第119号及び4保伝第21号によって通知し、重ねて平成5年2月23日付け5保伝第8号通知したところですが、その後も火災事故が続いております。

燃え易い植物性屋根の文化財建造物周辺でたき火や花火を行うと屋根への飛び火による火災が起きやすく、消防法改正により文化財建造物への自動火災報知設備が義務設置となつた昭和42年以降でも、多数の事故が発生しています。

また、今年のように乾燥が続くと、8月4日、愛媛県の国宝大宝寺本堂付近で発生した山火事、8月15日、奈良県の特別史跡平城宮跡内の草地の火災のように、直接建造物等に被害がなかったものの、火の不始末が原因の事故が発生しています。

文化財は、火災により滅失毀損すれば再び回復することが不可能なかけがいのない国民全体の財産であり、その保存のため適切な管理への努力が格段に求められているものであります。

今回の大恩寺念仏堂の火災事故にかんがみ、文化財の管理にあたる所有者等が十分な防火対策をたて、今後このような事故がおきることのないよう、貴職から重ねて格別のご指導をいただき、事故の根絶を期するようお願いいたします。

(22) 文化財の防火について

平成6年8月17日6保建第29号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部建造物課長通知

標記の件については、平成6年8月17日付け庁保建第61号で文化庁文化財保護部長から貴教育長あて通知しましたが、今回の重要文化財建造物大恩寺念仏堂の全焼事故にかんがみ、下記の事項を厳守するよう文化財所有者をはじめとする関係者にご指導のうえ、この種の火災事故の根絶を期するようお願いいたします。

なお、文化財建造物の防災施設については、貴教育委員

会による文化財パトロールでの定期的な点検・確認を行う等により、防火対策に努めるようお願いいたします。

記

- 1 燃えやすい桧皮葺（ひわだぶき）や、茅葺（かやぶき）、柿葺（こけらぶき）等の植物性屋根材料の文化財建造物周辺では、花火（とくにロケット花火）やたき火を原則として禁止し、飛び火のおそれがあるときは厳重に警戒をおこなうこと。

これらの植物性の屋根の表面は、乾燥すると小さな飛び火でも着火しやすい状態になっている。飛び火の着火発見はきわめて困難で、桧皮葺の場合、屋根表面に着火してもほとんど煙は立たず、火種は屋根材料内部に長時間かけて穴を開けて行き、屋根小屋組内に落ちて燃え広がる。この時点で自動火災報知設備が感知し、屋根内部から出る煙を発見するため、放水しても手遅れになることが多い。

桧皮葺や茅葺等の屋根が近年まれになり、一般にその火災や消火の経験が乏しくなっているため、これらが燃え易い屋根であることを周知させることが重要である。

- 2 植物性屋根火災の消火活動では初期消火段階では放水効果をあげるために屋根に登って桧皮や茅の屋根材料をめくり落とすことが必要であり、このことを想定した消防計画を所轄消防署等と協議してあらかじめ作成すること。

桧皮葺屋根の場合、外部からの消火放水も屋根自体が強い防水層となつて、燃える小屋組内部に水がとどかず、建造全体に火がまわって全焼する場合がある。初期消火段階では、小屋組内部に注水するために、屋根に登って桧皮をめくり落とすことが必要である。茅葺屋根の場合、放水でいったん鎮火しても数時間して再燃するおそれがあるので、一日程度の監視警戒を続けるか、危険な場合は屋根に登って茅を掻き落とし安全なところに運搬することが必要である。

文化財所有者等は日頃から自衛消防隊を訓練し初期消火活動に備えるとともに、地域の公設消防の消火活動と連携する必要があり、市町村教育委員会、所轄消防署等関係機関の協力を得て、全体としての消防計画をあらかじめ作成し周知しておくことが重要である。

- 3 植物性屋根火災の場合、自動火災報知設備、消火栓の防災設備については、その効果に限界があること知ったうえで、日頃から定期的な保守点検整備と活用訓練をおこなうこと。

自動火災報知設備の場合、屋根表面に飛び火が着火した段階では感知困難で、消火栓も初期消火の段階を過ぎると放水が手遅れになる場合がある。このため、乾燥時期に飛火の危険がある場合には、あらかじめ屋根全体に消火栓等で定期的に散水しておくことが不可欠である。

(23) 文化財の防火防犯の徹底について

平成5年5月6日5保伝第20号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財保護部伝統文化課長通知

標記の件については、従来から特段の御努力をいただいているところであります。

すでに新聞報道等で御承知のとおり、去る4月24日夜から25日未明にかけ、京都市内の社寺4ヶ所において国宝や重要文化財等に指定されている建造物等が放火される事件が発生しました。この事件については、30日に過激派団体が犯行を認める声明を発表したところであります。

については、平成4年6月3日付け4保伝第21号により文化財の防火防犯について通知しているところであり、その趣旨の徹底に努められるとともに、このような事態を未然に防止するため、地元警察との密接な連絡など適切な措置が講じられるよう一層の御配慮をお願いします。

なお、このことについては、貴管下の文化財所有者等に対して周知徹底されるよう併せてお願いします。

(24) 文化財の防火と防災施設の日常管理について

平成5年2月23日5保伝第8号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財保護部伝統文化課長通知

去る2月4日、奈良県橿原神宮において重要文化財が全焼したことは、文化財の防火の観点から誠に憂慮すべきこととあります。

標記の件については、別紙のとおり昭和61年1月24日付け庁保建第42号で、また、同日付け61委保建第4の44号で通知したところですが、今回の奈良県橿原神宮の火災にかんがみ、下記の諸事項を励行するよう文化財所有者等に周知し、事故の根絶を期するよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 文化財の防火管理の体制を徹底させること。

今回の火災は、警察署及び消防署の現場検証によれば、文化財の所有者である宗教法人職員によるたき火の飛び火が原因とみられている。特に、文化財所有者が法人等の場合は、必要に応じて防火管理者等をおき火元責任者を定めて防火意識の向上を図り、担当責任を明らかにした実効のあがる防火管理を行うこと。

- 2 防災施設の整備点検を励行すること。

文化財建造物には、消防法施行令第21条により自動火災報知設備の設置が義務づけられており、文化庁では自動火災報知設備のほか消火栓設備や避雷針設備等の防災施設の設置・点検の事業についても、必要な場合には補助を行っているところである。しかし、これらの設備も所有者自身による日常の整備点検と活用のための訓練が不可欠であり、関係の消防署等の協力を得て定期

的に設備の整備点検を励行すること。

- 燃えやすい文化財の周辺では、たき火や花火を原則として禁止するとともに火気の使用には充分注意し、特に栓皮茸（ひわだぶき）や茅茸の建造物の場合は特別な消火活動訓練を行うこと。

栓皮茸や茅茸の建造物の場合で、花火やたき火の飛び火が屋根の表面に着火しておきる火災は、火種が屋根の内部にもぐりこんで小屋組の内部で燃え広がるため、火災の外からの発見に数時間もかかることがあり、消火活動も極めて困難で、建造物を全焼させる重大な結果となる場合が多い。

したがって、消防署の協力を得てたき火等禁止区域を定めるとともに有効な消火活動の方法を検討し、所有者自身による初期消火の機会を失わないよう、日頃から消火活動訓練を行うこと。

(25) 文化財の防火防犯について

平成4年6月3日4保伝第21号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財保護部伝統文化課長通知

標記の件については平成4年6月3日付け庁保伝119号で文化庁次長から貴教育長あて通知しましたが、今回の法隆寺の事件にかんがみ、下記の諸事項を厳守するよう御指導の上、事故の根絶を期するようお願いいたします。

なお、非公開社寺等については、貴教育委員会における定期的な点検・確認を行うこと等により、防火防犯に努めるようお願いいたします。

記

- 来観者に対しては、案内人あるいは監視人等による監視の充実を図ること。
- 観覧（拝観）順路を決め、順路に沿って丈夫な柵などを設け、立入り禁止区域との境界を明らかにするとともに、その区域への出入りを制止すること。
- 防火防犯上目のとどかない個所をできるだけ少なくし、管理体制を整備して計画的に建造物及びその周辺の見回り・点検を実施し、監視の充実を図ること。
なお、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、近隣住民の協力及び地元警察に巡回を依頼することなどを考慮すること。
- 監視の目の行き届かないところには、柵・ロープ等により立入りを制限するための措置をとるとともに、立入り禁止等の制札を掲げること。特に夜間は門扉を閉め、施錠するよう心がけること。
- 閉鎖したままの部屋や室内の屏風、衝立の類は監視の盲点になり易いので注意を要すること。
- 必要に応じて所轄の消防署と相談の上、重要文化財等の内部及び周囲を禁煙とするなどの必要な措置を図ること。

と。

- 観覧時間中及び観覧時間終了直後には巡視を励行し、来観者の居残りがいないかを確認するとともに、異常の有無を点検すること。

その後も計画的に適時巡視を行うこと。

- 団体による観覧についてはその代表者名と団体名とを記入させること。
- 不時に備えて、早期発見及び初期消火に必要な設備を整備するとともに、既設の防災施設については保守、点検を励行し、また所轄の消防署、警察署に防災上の意見を問うこと。
- 以上の条項が守り難い場合は、公開を制限するなどの対策を考慮し、状況に応じた適切な管理を図ること。

(26) 文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について

昭和61年1月24日庁保建第42号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財の防火防犯については昭和41年8月8日付け文委建第3の56号によつて通達したところでありますが、その後も火災事故の発生が続いております。最近では、昨年11月26日埼玉県下の慈光寺において出火し、県指定文化財を含む建造物3棟と彫刻1軀が焼失、重要文化財建造物を囲った覆屋及び美術工芸品の銅鐘を焼損する事故がありました。同寺院においては、国庫補助事業により防災施設を完備しておりましたが、今回の事故は初期消火の機会を逸したことに大きく起因するところがあり、消火設備が十分に機能を発揮できなかつたことはまことに遺憾であります。

また、昨年末には、京都市内の大徳寺においても建造物を焼損するという事故が発生しましたが、火災警報装置が作動し、被害は最小限に食い止められました。

こうした火災の状況にかんがみても、設備の保守点検及び消防訓練の重要性が痛感されます。なお、これらの火災の原因は所轄警察署等において現在調査中ですが、放火の疑いが強いようであります。近年の文化財建造物の火災発生の原因の多くが放火であることに留意し、事故を未然に防止するために、組織的・機能的な防火管理体制をより一層充実・強化するとともに関係者の防災に対する心構えも一段と強化する必要があると考えられます。

貴委員会におかれては、かねてから文化財の所有者・管理者に対し、指導・助言を行ない、事故の防止に努めておられることと存じますが、さらに一層の文化財管理の徹底、防災施設の日常の保守点検の強化、消防訓練の励行について御指導賜わり、事故の根絶を期するようお願いいたします。

(27) 文化財建造物の防火と防災施設の日常管理について

昭和61年1月24日61委保建第4の4号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財保護部建造物課長通知

文化財の防火防犯については、すでに昭和41年8月8日付け文委建第3の57号によつて通知したところですが、近年の相次ぐ放火による火災事故が発生していることにかんがみ、昭和61年1月24日付け庁保建第42号で文化財保護部長から貴教育長宛の通達に基づき、とりあえず下記の諸事項を励行するよう御指導いただき、事故の根絶を期するよう重ねてお願いします。

記

第一 建造物及び境内（周辺）の管理

- 1 建造物及びその周辺の清掃と整理整頓を日常十分に行之、訪れる人々に文化財愛護の周知徹底をはかること。
- 2 防火防犯上目のとどかない箇所をできるだけ少なくし、管理体制を整備して計画的に建造物及びその周辺の見回り・点検を実施し、監視の充実をはかること。

なお通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は近隣住民の協力ならびに地元警察に巡回を依頼するなど考慮すること。

- 3 監視の目のいきとどかないところには柵・ロープ等により立ち入りを制限するための措置をとるとともに立ち入り禁止等の制札を掲げること。特に夜間は門扉を閉め、施錠するよう心がけること。

第二 防火設備の点検

- 1 専門業者による機器の保守点検の際は文化財所者・管理者は必ず立ち会い、自らも操作し、その機器の操作を熟知しておくこと。
- 2 文化財所有者又は管理者等は法的な定期点検以外に毎週又は毎月、日を定めて下記事項について点検・確認を行うこと。

(1) 消火設備

ア 消火器・水バケツは所定の場所に設置され、又これら消火器具及び消火栓の周囲は十分な空間を確保しているか。

イ 消火器具について

消火栓のホース・ノズル・ハンドルが所定の場所に収納され、又消火栓や放水銃の箱の蓋の開閉が容易であるか。

ウ 遠隔操作について

エンジンポンプ起動のための遠隔操作盤（起動釦）の設置場所を周知し、緊急時常に作動するような状態にあるか。

エ 動力設備について

動力ポンプ室の場所を周知し、その出入口・扉の解錠・開扉が容易であるか又動力ポンプのエンジンは押

しボタン及び手動操作のいずれによつても直ちに作動するか。

オ 貯水槽について

(ア) 貯水槽の設置されている場所を周知し、その貯水槽の外壁又は周辺に水がにじみでていないか又貯水槽内に所定の量が入っているか。

(イ) マンホールの梯子及び錠の収納場所を周知し、その周囲に障害物が放置されていないか。

カ 配管について

配管の漏れ・破裂がないか又途中のバルブの開閉が容易か。

(2) 自動火災報知設備

受信盤の設置場所を周知し、正常に作動していることを確認できるか又感知器に損傷はないか。

(3) 避雷設備

突針及び導線が損傷していないか。

(28) 防犯措置の強化について

昭和46年8月11日庁保美第172号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財（美術工芸品）の盗難事故に対処しての管理の強化については、昭和44年5月1日付け庁保美第84号で通達を行ない、各教育委員会におかれてもご努力をいただいているところではありますが、その後も盗難等の事故が頻発し、特に最近美術館等の常設展示施設における事故が目立つのは誠に遺憾であります。

近時、刀剣類をはじめとする美術品に対する社会一般の関心が高まるにつれ、計画的犯行と見られるものが多くなっており、これらの盗難事故は今後も続発するおそれが大であるとみとめられますので、美術品を収蔵、展示する施設に対し、下記の点に留意し、防犯体制を一層強化するようご指導願います。

記

I 施設・設備の改善について

(1) 展示場・収蔵室等美術品を展示・保管する場所に直接外部から侵入される危険のある出入口や窓等については早急にシャッター等を設備するよう検討すること。

(2) 当面危険が大であると認められる出入口、窓等には防犯警報装置（ドア・スイッチ等）を設置するとともに常時これらの装置の点検と作動状態の確認（閉館後電源スイッチを入れた際の確認）を励行するようつとめること。

(3) 可能な限り美術品の展示ケースの強化を図るとともに、美術館の構造に応じ、出入口等に近い事故の可能性のある位置をさけて展示するよう工夫すること。

(4) 外部からの侵入のおそれのある館の周辺は、夜間照明（防犯灯）の設置を考慮し、環境をそこなわない限り、

見通しの点から樹木等の遮蔽物がないよう整備すること。

II 管理体制について

- (1) 管理防犯の責任者を定めるとともに、防犯組織を確立し、定時の巡視を強化すること。
- (2) 巡視は、施設の実情に応じ、必ず確認する箇所を定めておくこと。
- (3) 特別展等の際は、警備員を増員し、警備を強化すると同時に必要に応じ警察の定期的パトロールを依頼すること。

III その他

- (1) 防犯上の施設・設備の改善等についてはもとより、管理体制改善の細目についても所轄の警察署に依頼して防犯診断をうけ十分に意見を聴取すること。
- (2) 前記の施設・設備および管理体制については、貴教育委員会において、管下の美術館より報告を求め、実情を十分把握すること。
- (3) その他の防犯上の留意点については、文化庁文化財保護部編「文化財防火・防犯の手引き」を参考とすること。

(29) 文化財（美術工芸品）の管理の強化について

昭和44年5月1日庁保美第84号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財（美術工芸品）の管理については、平素から各所有者、管理者に対し、ご指導いただいているところでありますが、最近、関係者の注意にもかかわらず、社寺あるいは国立、公立の美術館等において、指定文化財等の美術品の盗難事故が発生していることは、まことに寒心にたえません。

被害にあつた文化財のうちには、さいわいにして、その後、無事発見されたものもありますが、これらの事故にさいし、文化財を収納・展示する施設の面の欠陥のみならず、社寺にあつては所有者・管理者として管理の心がまえやその体制に欠けるところがあり、また、事故の発見がおくれ、正確な盗難発生の日時をはあくできず、捜査に支障をきたすなどのことがあり、さらには美術館等にあつては巡視の際の陳列品の確認がふじゅうぶんであるなど、管理上の不注意の点が指摘されますことは、はなはだ遺憾であります。

よつて、文化庁においては、とくに国の関係各機関に対しては、美術品等の管理体制について総点検を行なわせて、その改善強化をはかつておりますが、この際貴教育委員会におかれても、管下の各社寺・美術館等に対し、別添「文化財防犯要項」に掲げる諸事項についてじゅうぶんど指導のうえ、今後事故の根絶を期されるようお願いいたします。

(別紙) 文化財防犯要項

I 事故の防止に対する心がまえ、体制

1 常時陳列公開の場合

- (1) 必ず監視人を置き、常時巡回監視を行なうこと。

- (2) 監視上の死角・盲点を作らぬよう出来るだけ遮蔽物等はとりのぞくよう工夫すること。

- (3) 参観者の人数に対応できる警備員・監視人を配置し、無制限に入場させないよう留意すること。

- (4) 開館・閉館時には事故が起りやすいので、特に警備・監視を強化すること。

- (5) 必要に応じて昼間のみならず夜間においても陳列品の確認を定期的に行なうこと。

2 公開陳列はしないが参観者等がある場合

- (1) 参観者の氏名・人員等を確認するため記帳等を必ず実行すること。

- (2) 参観者には案内人をつけ動静に常時注意すること。

- (3) 参観者の退出を確認して施設等を行なうとともに事後文化財の点検を必ず実行すること。

3 無住の社寺あるいは常時居住する場所と文化財が納置されているところが離れている場合

- (1) 常時または定期的に文化財の収納建造物を巡視し、出入口・窓等の異常の有無を点検するとともに、文化財の確認を行なうこと。
- (2) 警察に適時パトロール等を依頼すること。

4 上記のほかいずれの場合も施設および文化財の異常の有無を点検・確認できるような体制をつくることを心がけること。

II 調書・写真等の資料の整備

非常の際にそなえ、文化財の特徴・寸法その他を詳細に記入した調書や台帳写真を整備しておくこと。

III 施設設備の改善

1 施錠

外部から容易に破壊されやすい錠は、強度のものに改め、特に社寺等にあつては海老錠のほか内装錠等をあわせ用いることを工夫すること。

2 入口・窓等の補強

出入口の扉等はもちろん、外部から侵入されやすい窓等は鉄格子その他でじゅうぶんど補強すること。

3 柵・ケース等の設置

文化財を公開・陳列する場合にあつては、文化財に手をふれることのないよう柵等を設けたり、ケース内におさめ施錠をするなどの設備をじゅうぶんど行なうこと。

4 防犯報警装置の設置

それぞれの文化財の陳列ないしは収納場所等の実情に応じレーダーアイその他の防犯報警装置の設置を検討すること。

備考 この要項は、「文化財防火、防犯の手引き」（文化財保護委員会昭和38年刊）から防犯上の要点を抄録したものである。詳細については、必要に応じ同手引きを参考にされたい。

(参考)

最近の盗難の事例

事例1 本堂の厨子内に安置されていた重要文化財の仏像が盗難にあつたが、この仏像は秘仏のため厨子は平素は全く開扉されず、扉は海老錠で施錠されていた。文化庁の担当官が文化財の定期的確認と厨子の換気等につき指導を行なつたが、その後事故発見までの約3ヶ月間厨子の開扉、確認がじゅうぶんでなく、このため盗難発生の日時が把握できなかった。

(昭和43年11月 京都府の寺院)

事例2 宝物庫(土蔵)の2階に収蔵されていた重文太刀等3口が、庫の裏側の窓に穴をあけられ、内側の錠をはずされて侵入され、盗難にあつた。こゝでは、10月31日に宝物庫の入口扉の錠が切断されているのを発見、新しい錠に切りかえるとともに内部および文化財を点検、異状のないことを確認したが、その後11月23日の盗難発見までは建物および文化財の点検、確認が行なわれなかつた。宝物庫の位置は社務所から約30m、裏手はがけ、他の三方は塀で囲まれているが、侵入されやすく、また見通しがじゅうぶんでない。さいわい被害にあつた文化財はその後発見された。

(昭和43年11月 大分県の神社)

事例3 国庫補助による収蔵庫の扉の錠(真ちゆう製の大型海老錠)がクリツパーで切断され、国宝神輿の金銅製飾金具がはぎとられ盗まれた。2月11日宮司が死去し、その葬式のさい、この神輿を参列者に公開したが、その後は収蔵庫を開いておらず、日常の管理は宮司の未亡人のみがあたつていた。3月2日収蔵庫を掃除の折、錠が破壊されているのを発見、遠隔の県庁につとめている息子の帰宅をまつて文化財の盗難を届け出た。

なお、収蔵庫は、中間にある建物にさえぎられて居所からの見通しがきかない位置のために異状の発見が遅れた。

(昭和44年3月 和歌山県の神社)

事例4 4月8日公立の美術館において開館中1階のガラスケースの錠がこわされ、中の工芸品4点(内3点は重文)が盗まれた。館の警備は、1、2階あわせて3人の定位置の監視人と守衛の巡回によつていたが、監視人は1階の第1室および第5室におり、盗難にあつた第3室には監視人がおらず、守衛の巡回は朝9時、11時および午後2時の3回で、第3回目の巡視中盗難を発見。

さいわい犯人は、翌日逮捕されたが、その自供によると開館直後ベンチでケースのさしこみ錠をこわし盗みだしたもので、守衛は第2回の巡視のさいガラスケースの引き戸が元通りの位置に復してあつたため異状に気づかなかつた。

(昭和44年4月 大阪府の美術館)

事例5 12月27日朝九時国立美術館で特別展開催中の陳

列品(絵画)1点の盗難が発見された。その原因、状況等については目下調査中であるが、26日閉館後から発見までの間の館内巡視中の陳列品の確認がじゅうぶんであつたので、正確な盗難時刻の確認ができなかつた模様である。

(30) 文化財の防火防犯について

昭和41年8月8日文委建第3の56号
各都道府県教育委員会教育長あて文化財保護委員会事務局長通達

去る7月20日京都市内大徳寺方丈において出火があり建造物(国宝)の一部を焼損し併せて障壁画(壁及び襖貼付)(重要文化財)の一部を焼失、汚損したことはすでに御承知と思ひます。国宝建造物の火災事故は文化財保護法制定後始めてのことでまことに遺憾にたえません。

今回の火災の原因については警察等において調査中であり、失火よりは放火説が強いようであります。指定建造物やその障壁画などを公開する場合に、観覧者のうちには心ない者もいることが考えられますので、格別の配慮をもつて事故を未然に防止する必要があると考えます。

今回の事故を防災に対する十分な構えがあれば防止することができたのではないかと考えられますので、施設の整備はもとよりのこと「心の防災」について重ねて注意を喚起したいと存じます。

貴教育委員会におかれては、つねづね文化財の所有者、管理責任者を指導して、事故の防止と対策に遺漏なきを期しておられることと存じますが、相次ぐ事故にかんがみてその根絶を期するよう、重ねてご指導賜りたいと存じます。

(31) 文化財の防火防犯について

昭和41年8月8日文委建第3の57号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化財保護委員会事務局美術工芸課長・建造物課長通知

このことについては昭和41年8月8日付け文委建第3の56号で事務局長から貴教育長あて通知しましたが、今回の事故にかんがみ、とりあえず下記の諸事項を厳守するよう御指導の上事故の根絶を期するようお願いいたします。

記

- 1 来観者に対しては案内人あるいは監視人等による監視の充実をはかること。
- 2 観覧(拝観)順路をきめ、順路に沿って丈夫な柵などを設け、立入禁止区域との境界を明らかにするとともに、その区域への出入を制止すること。
- 3 閉鎖したままの部屋や室内の屏風、衝立の類は監視の盲点になり易いので注意すること。
- 4 必要に応じて所轄の消防署と相談の上、適切な位置に喫煙所を設け禁煙区域室内での禁煙を厳守させること。

- 5 観覧時間終了直後には巡視を励行し来観者の居残りが
ないかを確認し、併せて異常の有無を点検し、その後も
計画的に適時巡視を行なうこと。
- 6 来観者に対してはできるだけ記帳させ、団体について
はその代表者名と団体名を記入させること。
- 7 不時に備えて、早期発見及び初期消火に必要な設備を
整備すると共に、既設の防災施設については保守、点検
を励行し、また所轄消防署、警察署に防災上の意見を問
うこと。
- 8 以上の条項が守り難い場合は公開を制限するなり、博
物館に寄託するなどの対策を考慮し状況に応じた適切な
管理をはかること。

(32) 史跡等の保存及び管理の適正化について

平成 23 年 8 月 2 日 23 財記念第 99 号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

各位におかれては史跡、名勝及び天然記念物（以下、「史跡等」という。）の適正な保護にかねてから努力いただいているところですが、先般、神奈川県及び和歌山県の史跡について、許可手続きを行わない現状変更の事例がありました。

これらの事例はいずれも、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）のほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）等複数の法令の規定に接触する可能性が高いと考えられ、このような事例を防止するためには、地方公共団体内の関係部局で十分連携を図ることが有効であると考えています。

このため、貴管内の史跡等について適正な保存及び管理を行う観点から、個々の史跡等の状況を十分把握し、文化財保護法、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）等に基づく適切な保護に努めるとともに、史跡等の指定地が森林法等による規制区域と重なっていることもあり得ることに留意し、関係法令の担当部局と連携を図るようお願いします。

また、史跡等の適切な保護の観点からは、行政内部での周知や連携に加えて、地域住民への周知を通じて地域で史跡等を保護する意識を高めることも有用であることを申し添えます。

なお、このことについて管下の市区町村に対しても十分周知願います。

(33) 名勝及び天然記念物の保存及び管理の適正化について

平成 15 年 2 月 5 日 14 財記念第 114 号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

各位におかれてはかねてから名勝及び天然記念物の適正な保護に努力いただいているところですが、最近、無許可の現状変更など不適切な事例が相次いで生じていることは誠に遺憾です。

このため、貴管内の国指定の名勝及び天然記念物のうち、特に自然的な名勝及び地域を定めて指定されている天然記念物について適正に保存及び管理が行われるよう、関係する部局との十分な連携協力を努めるとともに、個々の名勝及び天然記念物の状況を十分把握し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 3 条及び第 4 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）等に基づく適切な保護方策の確保に努力願います。

なお、このことについて管下の市町村に対しても十分周知願います。

(34) 史跡の管理の適正化等について

平成 14 年 10 月 22 日 14 財記念第 86 号
各都道府県教育委員会文化財行政主管課長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

各位におかれてはかねてから史跡の適正な管理及び活用に努力いただいているところでありますが、今般会計検査院の現地検査により、一部の都道府県及び市町村において不適切な事例が指摘されたことは、遺憾であります。

ついては、下記の事項に留意の上、貴所管の史跡について適切な対応をするとともに、管下の市町村に対しこの趣旨を徹底願います。

なお、各位には既に史跡等の適切な保存・整備・活用の推進を図るための紹介冊子「歴史とふれあい現代に生かすために」を去る 9 月に参考配布したところですが、今後とも引き続き情報提供を行っていくために手引書及び事例集を本年度中を目途に取りまとめ公表することとしておりますので、念のため申し添えます。

記

1 史跡の管理について

個々の史跡の状況を十分把握し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）等に基づいて史跡の管理を適切に行うこと。

2 史跡の活用について

文化財保護法第四条、「文化を大切に作る社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」（平成 14 年 4 月文化審議会答申）等の趣旨を踏まえ、

史跡の積極的な活用を行うこと。

(35) 指定文化財の保存管理について

昭和 39 年 6 月 16 日 文委庶第 41 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化財保護委員会事務局長通知

文化財保護法の規定により指定された文化財の保存管理については、同法による所定の手続きが必ずしも適正に行なわれていない等その保存管理がふじゆうぶんなため、憂慮すべき事例が少なくなく、国会等においてもしばしば問題としてとりあげられているところであります。

ついては、貴教育委員会におかれては、管下の指定文化財の所有者または管理団体に対して、とくに下記の点に御留意のうえ、所管の指定文化財の保存管理に万全を期するようあらためて御指導方をお願いします。

なお、とくに史跡名勝天然記念物に関しては、旧史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8 年法律第 44 号) 第五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物を管理すべきものとして指定された地方公共団体のなかには、同法の廃止に伴いその指定を解除されたものと誤解している向きや(別添関係法令参照のこと)、市町村の廃置分合のさい新市町村への管理事務の引き継ぎが円滑に行なわれなかつたため管理団体としての認識が稀薄である等の向きもあるので、この点についてもあわせて注意を喚起されるようお取り計らいください。

記

1 重要文化財について

重要文化財の国(文化財保護委員会)に対する売渡の申出および重要文化財の管理に関する諸届出(管理責任者の選任・解任届、所有者または管理責任者の変更届、滅失き損届、所在の場所の変更届、修理届)の励行に努めること。

とくに国に対する売渡の申出、所有者の変更届および所在の場所の変更届については、所定の手続きが行なわれていないことまたは所定の期間内に行なわれないことがあり、保存管理上支障をきたしているので、じゆうぶん留意すること。

2 史跡名勝天然記念物について

- (1) 史跡名勝天然記念物の指定地域を確認すること。
- (2) 史跡名勝天然記念物の所有者および権限に基づく占有者に対し、その所有または占有にかかる物件が史跡名勝天然記念物の指定を受けていることをあらためて周知徹底させること。
- (3) 史跡名勝天然記念物の現状を的確に把握し、無許可の現状変更等の違法行為の防止に努めること。
- (4) 史跡名勝天然記念物の保存施設(標識・説明板・境界標・囲さく等)および防災施設(警火装置・防火施設等)の整備をはかり、除草、清掃、見廻り等

の保護管守に努めるとともに必要な復旧を行なうこと。

- (5) 史跡名勝天然記念物の保存管理に関する諸届出(土地の所在・地番・地目または地積の異動届、管理責任者の選任・解任届、所有者または管理責任者の変更届、滅失き損届、復旧届)の励行に努めること。

- 3 なお、上記のほか「文化財の焼失・盗難事故の防止について」(昭和 37 年 8 月 6 日付文委美第 25 号)のとおり、火災・盗難等の事故の防止に努めること。この場合において、さきに作成配布した「文化財防火・防犯の手引き」を参考とすること。

■文化財の修理にかかる基準・指針

(36) 重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準の改正について

平成 27 年 10 月 8 日 27 庁財第 365 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事に従事する主任技術者の承認については、「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」(昭和 47 年 9 月 26 日庁保建第 146 号)に基づき実施してきたところですが、今回別紙のとおり改正したので通知します。ついては、域内の市町村教育委員会に対し御周知いただき、今後の文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事の実施に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

(別紙) 重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準

昭和 47 年 9 月 26 日 庁保建第 146 号
平成 24 年 8 月 29 日・平成 27 年 10 月 8 日改正

文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事(以下「補助事業」という。)に従事する主任技術者の承認の基準は、次のとおりとする。

第 1 別表に掲げる補助事業に従事する主任技術者

次に掲げる基準を全て満たす者とする。

一 次の各号のいずれかに該当する者であること。

- 1 学校教育法による大学等において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について 12 年以上の実務経験を有する者
- 2 学校教育法による短期大学又は高等専門学校等において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について 16 年以上の実務経験を有する者
- 3 学校教育法による高等学校において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について 20 年以上の実務経験を有する者

4 前各号の学校において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等以外を修めて卒業した後、重要文化財建造物について当該各号に規定する実務経験年数に2年を加算した年数以上の実務経験を有する者

5 学校教育法による中学校を卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について25年以上の実務経験を有する者

6 前各号に掲げる者と同等以上の学力及び実務経験を有すると文化庁が認める者

二 文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項(昭和47年8月1日文化庁文化財保護部長裁定)に定める上級コースを受講した者又はそれと同等以上の知識及び技術を有すると文化庁が認める者であること。

三 当該補助事業の設計又は施工監理等の総括的業務を行う者にふさわしい能力を有すると文化庁が認める者であること。

第2 別表に掲げる補助事業以外の補助事業に従事する主任技術者

次の第一項及び第二項の基準を満たす者とする。ただし、半解体又は解体修理、及びそれらに準ずると文化庁が認める補助事業においては第一項から第三項までの基準を全て満たす者とする。

一 次の各号のいずれかに該当する者であること。

1 学校教育法による大学等において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について6年以上の実務経験を有する者

2 学校教育法による短期大学又は高等専門学校等において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について10年以上の実務経験を有する者

3 学校教育法による高等学校において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等を修めて卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について14年以上の実務経験を有する者

4 前各号の学校において建築に関する学科又はこれに準ずる学科等以外を修めて卒業した後、重要文化財建造物について当該各号に規定する実務経験年数に2年を加算した年数以上の実務経験を有する者

5 学校教育法による中学校を卒業した後、重要文化財建造物の修理における設計又は施工監理等について19年以上の実務経験を有する者

6 前各号に掲げる者と同等以上の学力及び実務経験を有すると文化庁が認める者

二 文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項に定

める普通コースを受講した者又はそれと同等以上の知識及び技術を有すると文化庁が認める者であること。

三 当該補助事業の設計又は施工監理等の総括的業務を行う者にふさわしい能力を有すると文化庁が認める者であること。

【別表】

一 次の号のいずれかに該当する文化財建造物の半解体又は解体修理

1 国宝である建造物

2 重要文化財である建造物のうち、鎌倉時代以前建立の建造物、五間堂以上の仏堂、五間社以上の社殿、複合社殿、二手先以上の組物を有する建造物、二重以上の屋根(もこしを含む。)を有する社寺建造物、3階以上の城郭建造物、延面積330平方メートル以上の建造物、又は主要構造部に大規模な改変があつて高度の調査を必要とする建造物

ただし、木造小塔、建物内に安置された小建築、石造塔は除く

二 文化庁が前項に掲げる補助事業と同等の取扱いを必要と認めるもの

注

1) 実務経験年数の詳細については別途定める。

2) 第1の第一項第1号及び第2の第一項第1号の「学校教育法による大学等」は短期大学を除く大学、防衛大学校、職業能力開発総合大学校(長期課程又は応用課程の卒業生)、高等専門学校(本科+専攻科)、職業能力開発大学校(応用課程の卒業生)、専修学校(専門課程で修業年限が4年以上)とする。

3) 第1の第一項第2号及び第2の第一項第2号の「学校教育法による短期大学又は高等専門学校等」は短期大学、高等専門学校(本科)、職業能力開発総合大学校(専門課程のみの卒業生)、職業能力開発大学校(専門課程のみの卒業生)、職業能力開発短期大学校、専修学校(専門課程で修業年限が2年以上)とする。

4) 第1の第一項及び第2の第一項の「建築に関する学科及びこれに準ずる学科」は、次に掲げる全ての内容に関する講義又は演習を履修する学科とする。

イ 建築設計製図に関する講義又は演習

ロ 建築計画に関する講義又は演習

ハ 建築環境工学に関する講義又は演習

ニ 建築設備に関する講義又は演習

ホ 構造力学に関する講義又は演習

ヘ 建築一般構造に関する講義又は演習

ト 建築材料に関する講義又は演習

チ 建築生産に関する講義又は演習

リ 建築法規に関する講義又は演習

ただし、高等学校においては、イ、ロからニまでのい

ずれか、ホからトまでのいずれか、チ及びリを履修する学課とする。

(37) 文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事に従事する主任技術者の承認に伴う事務処理について

平成 27 年 1 月 7 日 26 庁財第 419 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

標記のことについては、平成 24 年 8 月 29 日付け 24 庁財第 369 号で通知した「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準及び文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事に従事する主任技術者の承認に伴う事務処理について」に基づき実施してきたところですが、従来の補助金交付申請と同時に提出する事務手続きを見直し、主任技術者の承認手続きについては下記により取り扱うこととしましたので、今後の文化財補助金の交付を受けて行う重要文化財建造物の修理工事の実施に当たっては遺漏なきようにお願いします。

記

- 1 文化庁は、「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」に基づき、補助事業ごとに当該補助事業に従事する主任技術者の承認を行う。

補助事業者は、あらかじめ主任技術者の承認申請を行い、初年度の事業着手までに承認を受けるものとする。

次年度以降の承認については、毎年度の事業着手までに主任技術者の届出を行うことで足りることとする。

なお、主任技術者を変更する場合は、変更予定日までにあらかじめ変更の承認を受け、速やかに変更の届出を行うこととする。

- 2 文化財建造物修理の設計又は施工監理を業務とする機関又は組織については、次に掲げる補助事業に従事する主任技術者に限り、一括で承認を受けることができることとする。

○「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」第 2 の主任技術者のうち、半解体又は解体修理、及びそれらに準ずると文化庁が認める補助事業以外の補助事業に従事する主任技術者

主任技術者の承認を一括で受けようとする機関又は組織は、あらかじめ文化庁に承認申請を行い、補助事業開始年度の前年度末までに承認を受ける必要がある。

一括で承認を受けた主任技術者が従事する補助事業については、補助事業者は主任技術者の承認申請を行う必要はなく、毎年度の事業着手までに主任技術者の届出を行うことで足りることとする。

また、年度途中において、当該年度に承認を受けた範囲内で主任技術者を変更する場合は、変更予定日までに変更の届出を行うことで足りることとする。

(38) 登録有形文化財建造物修理にかかる設計監理技術者の承認基準の改正及び文化財補助金を受けて行う登録有形文化財（建造物）修理補助事業の設計監理技術指導者の承認に伴う事務処理について

平成 24 年 11 月 26 日 24 庁財第 517 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

文化財補助金の交付を受けて行う登録有形文化財（建造物）修理補助事業の設計監理における技術指導者の承認基準については、「登録有形文化財建造物修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準」（平成 9 年 8 月 5 日庁保建第 181 号）で定めているところですが、このたび「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」（昭和 47 年 9 月 26 日庁保建第 146 号）が改正されたことを踏まえ、下記のとおり、前掲承認基準及びその取扱いを改正したので通知します。については、域内の市町村教育委員会に対し、御周知願います。

記

- 1 「文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱」第 4 条第 18 号では、登録有形文化財（建造物）の修理の場合、補助金の交付の条件として、「設計管理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと」としている。この承認の基準を改正した。

- 2 文化庁は、補助事業ごとに従事する技術指導者の承認を行うこととする。技術指導者の承認申請及び届出は補助金交付申請書と同時に提出し、次年度以降の交付申請時には技術指導者の届出で足りることとする。なお、補助事業開始の前年度末に、重要文化財建造物修理工事主任技術者として一括で承認されている者を技術指導者に充てる場合にも届出で足りることとする。また、技術指導者を変更する場合は変更予定日の 30 日前までに承認申請及び変更の届出を行うこととする。技術指導者の承認申請及び届出は別紙 1 及び別紙 2 の様式によることとする。

(別紙 1)

第 号

平成 年 月 日

文化庁文化財部長 殿

補助事業者

住所

氏名

登録有形文化財建造物修理設計監理技術指導者

(変更) 承認申請書

国庫補助金の交付を受けて実施する登録有形文化財建造物修理事業の設計監理の技術指導者（の変更）について下記のように承認を受けたいので申請します。

記

- 1 事業対象文化財

- 1) 名称・登録番号
- 2) 所在地
- 2 事業の概要
- 1) 設計監理事業の概要
- ・事業期間：全体 年 月 日～ 年 月 日
本年度 年 月 日～ 年 月 日
 - ・事業費：全体 円、 本年度 円
 - ・内容：ア 基本設計、イ 実施設計、ウ 施工監理、エ 調査等、オ 報告書作成
- 2) 修理工事の概要
- ・工事期間：全体 年 月 日～ 年 月 日
本年度 年 月 日～ 年 月 日
 - ・工事費：全体 円、 本年度 円
 - ・工事内容：ア 解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観等部分修理、塗装修理、構造補強等
イ アに伴う設備等設置改修工事
ウ 災害復旧工事

- 3 設計監理技術指導者
- 1) 所属団体・事務所等名称
- 2) 団体または技術指導者住所
- 3) 技術指導者氏名
- 4 修理事業設計監理者（未定の場合は記入不要）
- 1) 建築士資格及び氏名（団体名）
- 2) 所在地
- 3) 文化財建造物の修理等の実績
- 5 修理工事施工者（未定の場合は記入不要）
- 1) 氏名（団体名）
- 2) 所在地
- 3) 文化財建造物の修理等の実績

（別紙2）

第 号
平成 年 月 日

文化庁文化財部長 殿

補助事業者
住所
氏名

登録有形文化財建造物修理設計監理技術指導者
（変更）の届出について

国庫補助金の交付を受けて実施する登録有形文化財建造物修理事業の設計監理の技術指導者（の変更）について下記のように届け出ます。

記

- 1 事業対象文化財
- 1) 名称・登録番号
- 2) 所在地
- 2 事業の概要
- 1) 設計監理事業の概要

- ・事業期間：全体 年 月 日～ 年 月 日
本年度 年 月 日～ 年 月 日
- ・事業費：全体 円、 本年度 円
- ・内容：ア 基本設計、イ 実施設計、ウ 施工監理、エ 調査等、オ 報告書作成

- 2) 修理工事の概要
- ・工事期間：全体 年 月 日～ 年 月 日
本年度 年 月 日～ 年 月 日
 - ・工事費：全体 円、 本年度 円
 - ・工事内容：ア 解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観等部分修理、塗装修理、構造補強等
イ アに伴う設備等設置改修工事
ウ 災害復旧工事

- 3 設計監理技術指導者
- 1) 技術指導者名
- 2) 所属団体名称
- 4 修理事業設計監理者（未定の場合は記入不要）
- 1) 建築士資格及び氏名（団体名）
- 2) 所在地
- 3) 文化財建造物の修理等の実績
- 5 修理工事施工者（未定の場合は記入不要）
- 1) 氏名（団体名）
- 2) 所在地
- 3) 文化財建造物の修理等の実績
- 6 その他（変更届出の場合は、変更理由及び変更日を記載）

（別紙）登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準

平成9年8月5日庁保建第181号文化財保護部長決裁
平成24年11月26日改正

文化財補助金の交付を受けて行う登録有形文化財（建造物）修理の設計監理業務について、その技術的指導を行う者の承認の基準は、次の第一号及び第二号を満たしている者とする。

- 一 文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項に定める普通コースを修了した者またはそれと同等以上の知識及び技術を有すると文化庁が認める者であること。
- 二 当該補助事業の設計監理業務について技術的指導を行う者にふさわしい能力を有すると文化庁が認める者であること。

（39）重要文化財（建造物）耐震診断指針の改正について

平成24年6月21日24庁財第189号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

重要文化財（建造物）の地震時における安全性確保につ

いては、文化庁は、各都道府県教育委員会の協力をお願いしているところであります。

文化庁では、平成 11 年に「重要文化財（建造物）耐震診断指針」を策定し、「重要文化財（建造物）耐震診断指針の策定について」（平成 11 年 4 月 8 日庁保建第 149 号）において本指針を示し、これに基づき耐震対策を行うに際して推奨される標準的な手順・方法及び留意すべき事項について指導して参りました。

本指針が策定から 10 年近くが経過し、耐震対策及び研究成果等の蓄積も増えてきたことを受け、文化庁では平成 20 年度より専門家及び有識者による「重要文化財建造物の耐震対策のあり方に関する協力者会議」を組織し、本指針の改正について検討して参りました。このたび、根本的な対策を行うまでの経過的な耐震補強について新たに盛り込むなどして、本紙心を別紙のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

本指針に基づき、所有者等が自主的に重要文化財（建造物）の耐震診断を行うことが望まれ、また、診断に際しては、市区町村教育委員会と連携のもと貴教育委員会が適切な指導助言を行うをお願いいたします。

併せて、貴域内の市区町村（教育委員会及び関係部局）、重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の所有者等への周知方よろしくお願いいたします。

（別紙）重要文化財（建造物）耐震診断指針
（平成 11 年 4 月 8 日文化財保護部長裁定）
（平成 24 年 6 月 21 日改正）

（目的）

1 本指針は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保について」（平成 8 年 1 月 17 日庁保建第 41 号文化庁文化財保護部長通知）においてその必要性を述べている、所有者・管理責任者・管理団体（以下、「所有者等」という。）が重要文化財（建造物）の地震被害の想定並びに対処方針の策定を行うに際して推奨される標準的な手順と方法、及び留意すべき事項を示すものであり、耐震診断に係る技術的細目については別途定める実施要領に示すものとする。

（診断対象）

2 重要文化財（建造物）の地震時の安全性を確保することは、文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 31 条の規定に基づいて所有者等が管理義務を遂行するために必要な行為であり、所有者等は全ての重要文化財（建造物）について自主的に耐震診断を実施することが望ましい。

なお、登録有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物についても、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）の適用を受ける場合にはそれを満たした上で、本指針の趣旨を尊重して地震時における安全性の確保に努めるものとする。

（適用範囲）

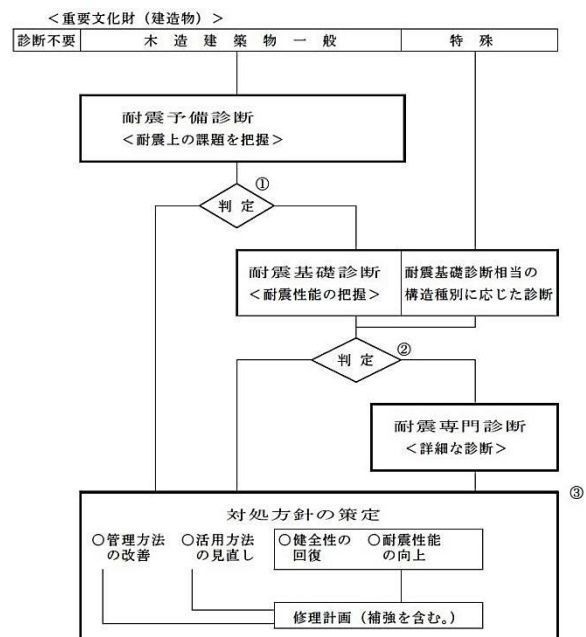
3 本指針は重要文化財（建造物）に適用する。
本指針で示す具体的な耐震診断の手法は、重要文化財（建造物）のうち木造建築物を対象とする。

対象建築物のうち特に大規模なもの及び特殊な構造を有するものなど本指針の適用が困難な場合であっても、本指針の趣旨を尊重して当該建築物の構造特性に応じた手法により耐震診断を行うものとする。

なお、木造以外の構造からなる建築物（組積造、鉄骨造、コンクリート造等）及び土木構造物（橋梁、隧道、堰堤等）等（以下、「木造以外の建造物」という。）についても、本指針の趣旨を尊重して当該建造物の構造特性に応じた手法により耐震診断を行うものとする。

ただし、以下のいずれか一に該当するものは本指針の耐震診断の手法によらず別途安全性を確認することで行うものとする。

- （1）延べ面積 10 平方メートル以内の建築物
- （2）その他の小規模な建造物（鳥居、石塔、塀等の小規模な工作物など）



都道府県教育委員会は、所有者等の求めに応じて、
①市区町村教育委員会及び文化財保護指導委員等の意見を聴取し、耐震基礎診断の必要性について指導助言する。
②建築構造専門家等の意見を聴取し、耐震専門診断の必要性について、指導助言する。
③必要に応じて文化庁と協議の上、今後の対処方針について、指導助言する。

図 耐震診断と対処方針策定の流れ

（診断方針）

4 本指針に示す耐震診断は、「耐震予備診断」、「耐震基礎診断」、及び「耐震専門診断」の 3 段階からなるものとする。「耐震予備診断」は所有者等が自ら実施に努めるものであり、所有者等はその後必要に応じて専門家に依頼して「耐震基礎診断」及び「耐震専門診断」を行うものとする（図参照）。必要に応じて地盤・地震工学、建築歴史、

文化財建造物修理等の専門家によって構成される協議の場を設け、その協力を得て行うものとする。

- (1) 耐震予備診断は、重要文化財（建造物）の立地環境、構造特性、保存状況について、所有者等が自ら耐震上の課題を把握することを目的とするものであり、原則として所有者等が自ら実施するものとし、必要に応じて当該市町村（組合及び特別区を含む。以下同じ。）教育委員会の協力を得るものとする。
- (2) 耐震基礎診断は、耐震予備診断等の結果その必要性が認められた場合に、都道府県教育委員会の指導助言を得て、所有者等が適切な文化財建造物修理技術者、建築士その他の建築構造専門家に依頼して実施するものであり、主として外形的な観察により得られるデータや地質図等の既往の資料に基づいて、当該重要文化財（建造物）の構造物及び地盤の保有する耐震性能（以下、「保有耐震性能」という。）が、文化財的価値の保存と活用時の安全性確保のために必要な耐震性能（以下、「必要耐震性能」という。）を満たしているかどうかを判定することを目的とする。
- (3) 耐震専門診断は、耐震基礎診断等の結果その必要性が認められた場合に、修理等の機会に得られる各部位の様相等の詳細なデータに基づいて、当該重要文化財（建造物）の構造特性に応じた適切な手法による詳細な診断を行うことを目的とする。都道府県教育委員会の指導助言を得て、所有者等が適切な建築構造専門家に依頼して実施するものとする。

（診断手順）

5 耐震診断は、以下の手順により実施する。

(1) 耐震予備診断

ア 所有者等は、耐震予備診断を実施して別に定める耐震予備診断書を作成した場合には、当該診断書を都道府県教育委員会に提出して、指導助言を受けることができる。

イ 都道府県教育委員会は、前掲アの指導助言を行う際には、事前に現地の状況を把握している市町村教育委員会及び文化財保護指導委員その他の建築専門家の意見を聴取するものとし、必要に応じて文化庁と協議する。

(2) 耐震基礎診断

ア 所有者等は、耐震基礎診断を実施して別に定める耐震基礎診断書を作成した場合には、当該診断書を都道府県教育委員会に提出して、指導助言を受けることができる。

イ 都道府県教育委員会は、前掲アの指導助言を行う際は、事前に適切な建築構造専門家の意見を聴取するとともに、文化庁と協議するものとする。

(3) 耐震専門診断

所有者等は、耐震専門診断を実施して耐震専門診断書を作成した場合には、当該診断書を都道府県教育委員会を通じて文化庁に提出して、指導助言を受けることができる。

（対処方針）

6 所有者等は、前掲5の診断結果に基づいて必要な改善措置についての対処方針を定めるものとし、都道府県教育委員会の指導助言を得ることができる。

7 都道府県教育委員会は、前掲6の指導助言を行う場合は必要に応じて文化庁と協議するものとする。

（耐震予備診断）

8 耐震予備診断の対象とする重要文化財（建造物）は、木造建築物（前掲3の（1）、（2）を除く）とする。

対象建築物のうち実施要領全体の適用が困難な建築物であっても、適用可能な評価事項・項目については耐震予備診断を行うことが望ましい。

9 耐震予備診断は、立地環境、構造特性、保存状況に係る事項について、簡単な方法による採点を行って当該建築物の耐震上の課題を把握するものであり、具体的な診断項目及び診断方法については、別に定める「耐震予備診断実施要領」に示す。

10 前掲の調査に基づいて、以下の標準区分を参考に判定して、耐震予備診断を確定する。

1) 重要文化財（建造物）が耐震性をおおむね確保しているとみなされる。

2) 重要文化財（建造物）本来の構造的な健全性を回復するための措置（簡単な応急的補強を含む。）、または管理・活用方法の改善措置を行う必要がある。

3) 重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む。）又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。

（耐震基礎診断）

11 耐震基礎診断の対象とする重要文化財（建造物）は、耐震予備診断等の結果、基礎診断が必要と判断されたものとする。また、木造以外の建造物であっても、延べ面積10平方メートルを超えるものは、原則として耐震基礎診断相当の診断の対象とする。

なお、不特定多数の利用に供し、安全性の確保が特に求められるもの、災害時における機能の継続性が特に求められるもの、その他、都道府県教育委員会が特に必要と認めたものについても診断の対象とする。

12 耐震基礎診断は、当該建造物の保有耐震性能が必要耐震性能を満たしているかどうかを判定するものであり、具体的な診断項目及び診断方法については、別に定める「耐震基礎診断実施要領」に示す。

(1) 破損状況については別途調査を実施して、き損や劣化した部位等については補修により復するものとし、建造物が本来の健全な状態であることを前提

として診断する。

- (2) 地盤・基礎については、必要に応じて別途調査を実施するものとする。

(保有耐震性能の確認)

- 13 耐震基礎診断の保有耐震性能は、以下の方法により把握する。ただし、必要に応じてこれに準ずる方法を用いてもよい。

(1) 適用範囲

当該建造物の耐震性能が以下の1)～3)のいずれに該当するかを診断する。なお、必要に応じて中地震動時についても検討を行う。

- 1) 大地震動時の機能維持
- 2) 大地震動時の非倒壊
- 3) 大地震動時の倒壊危険性

(2) 入力地震動

建築基準法施行令等に準じて、大地震動及び中地震動、その他必要に応じて適切な地震動を想定する。

(3) 限界変形

ア 診断に用いる非倒壊、機能維持、損傷なしのそれぞれに対応する限界変形は、建造物の構造特性に応じて定める。

イ 非倒壊の限界変形は、繰返し加力の影響を考慮した各階の荷重変形曲線上において、鉛直荷重支持能力を失わない限界の変形とする。

ウ 機能維持の限界変形は、仕上げ材の落下や建具の開閉障害等により建造物の使用に著しい支障が生じない限界の変形とする。

エ 損傷なしの限界変形は、各階の荷重変形曲線上において、おおむね直線域（弾性域）と見なせる限界の変形とする。

(4) 応答予測

ア 地震時の最大応答変位の予測は、建造物の各部の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、及び耐震要素の荷重変形関係によって求められる各階の荷重変形関係に基づき、適当な方法を用いて行う。

イ 最大応答変位の予測に当たっては、水平構面の剛性、荷重や耐震要素の平面的偏在、各階の剛性耐力の不均一等の影響を適切に勘案することとする。

(5) 固定荷重

ア 原則として積算により、各階の固定荷重を算出する。

イ ねじれや水平構面の変形を考慮した計算を行う場合には、モデル化に必要な各部の固定荷重を算出する。

(6) 積載荷重及び積雪荷重

建築基準法施行令等を参考に、実情に応じた床

の積載荷重、屋根等の積雪荷重を算出する。

(7) 耐震要素

主要な耐震要素として、柱、梁、貫、壁等の効果を考慮する。なお、腐朽、虫害、材の狂い、継手・仕口の緩み、不同沈下等、耐久性に係る項目に基づく耐力の低下は、ここでは考慮せず、健全な状態にあるものとして求める。

(8) 判定

予測される最大応答変位が、限界変形を超えないことにより、以下の方法に基づいて設定した必要耐震性能の有無を確認する。

ア 必要耐震性能は、文化財的価値の維持と、活用時の安全性確保の観点に基づいて設定するものとする。

イ 所有者等は、必要耐震性能の設定に際しては、都道府県教育委員会の指導助言を得るとともに、前掲4(2)の建築専門家の意見を聴取するものとする。

ウ 必要耐震性能は、大地震動時に許容される被災程度により、以下に区分する。なお、必要に応じて中地震動時についても検討を行う。

- 1) 「機能維持水準」：大地震動時に機能が維持できる。
- 2) 「安全確保水準」：大地震動時に倒壊しない。
- 3) 「復旧可能水準」：大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる。

(耐震専門診断)

- 14 耐震専門診断の対象とする重要文化財（建造物）は、耐震基礎診断等の結果、耐震専門診断の必要があると認められたものとする。

- 15 耐震専門診断は、耐震基礎診断に準拠した方法又は当該建造物の構造特性に応じた適切な手法により、保有耐震性能の詳細な診断と対処方針の策定を行うものとし、以下に留意する。

(1) 当該建造物の文化財的価値と本来の構造形式、材料、技術について十分理解する。

(2) 敷地地盤で想定される地震動を想定する。

ア 公的機関が発行する地質図等の資料を入手し、必要に応じて地中レーダーやボーリング等による調査を実施する。

イ 地盤性状の確認に際しては、局所的な性状にも留意する。

ウ 過去の災害歴や土地利用歴について、歴史資料や聞き取りによる調査を行う。

(3) 当該建造物の不同沈下、軸組の変形、材料の亀裂、継手仕口の緩みなどの損傷状況とその経年変化についての詳細な観察を行う。

(4) 伝統的構法・仕様からなる各部位の保有する耐震

要素としての働きを、可能な限り正確に把握する。
ア 非破壊調査による判断が困難で、外装の一部をはがしたりコア抜き等の調査が不可欠な場合は、調査方法及び調査箇所について事前に都道府県教育委員会と協議する。

イ 必要に応じて試験体による材料試験・構造実験を実施する。

(5) 前掲の調査に基づいて、損傷に係る構造的要因の解明と、構造物の耐震性能についての評価を行う。

(6) 診断のために実施した各種の詳細調査についての記録を作成し、技術情報の公開に努める。

(耐震性能の向上措置)

16 耐震診断の結果に基づいて耐震性能の向上措置を行う場合は以下に留意する。

(1) 重要文化財（建造物）としての文化財的価値を損なわないように、本来の材料、工法・仕様、意匠を尊重する。

(2) 維持管理の充実に図り、適切な修理を行うなど当該建造物が本来有する性能を最大限に発揮させる。

(3) 耐久性に係る原因により必要な耐震性能が阻害されていると判断される場合には、補修等の実施に努める。

(4) 管理及び活用方法の見直しによる改善が可能な措置についても併せて検討する。

(5) 補強等の対策によって文化財的価値を損なうおそれがある場合は、活用内容等を見直して代替的措施を併せて検討する。

ア 本来の建設意図を超えて構造的耐力の著しい増強を要する用途への転用を避ける。

イ 活用内容の見直しや危険性の明示、避難経路の確保などの代替的措施も併せて検討する。

(6) 応急措置として、当該建造物の構造的な健全性の回復及び簡易な補強について検討する。

(7) 根本的な対策を行うまでの経過措置として、少しでも被害を軽減させる補強方法等について検討する。

(8) 耐震性能の向上を要する場合は、利用状況の判断と、現状での耐震性能の適切な評価に基づいて、必要耐震性能の設定を行い、これに適合するように耐震要素の量とバランスの確保、荷重の低減、部材、接合部の補強等の対策を検討する。

ア 建築構造、建築歴史、文化財建造物修理等の専門家の参画による多面的な検討を経た上で総合的に判断する。

イ 建造物の構造、意匠、用途や周囲の環境など様々な側面から総合的に検討した上で、必要な措置を定める。

ウ 間仕切りの変更、構造躯体の変更など現状の大

規模な変更を伴う措置、外観及び内部の意匠に大きな影響を及ぼす措置の必要性については、耐震専門診断を実施した上で判断する。

(40) 重要文化財（建造物）耐震予備診断（旧所有者診断）実施要領の改正について

平成 24 年 6 月 12 日 24 財参事第 10 号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁文化財部参事官（建造物担当）通知

重要文化財（建造物）の地震時における安全性確保については、文化庁は、各都道府県教育委員会の協力をお願いしているところであります。

文化庁では、平成 11 年に「重要文化財（建造物）所有者診断実施要領」を策定し「重要文化財（建造物）所有者診断実施要領の策定について」（平成 11 年 4 月 8 日保建第 217 号）において本実施要領を示し、これに基づき耐震予備診断（旧所有者診断）を行うに際して推奨される具体的な診断項目及び診断方法について指導して参りました。

本実施要領が策定から 10 年近くが経過し、耐震対策及び研究成果等の蓄積も増えてきたことを受け、文化庁では平成 20 年度より専門家及び有識者による「重要文化財建造物の耐震対策のあり方に関する協力者会議」を組織し、本実施要領の改正について検討して参りました。このたび、診断の名称を「所有者診断」から「耐震予備診断」に変更するとともに、本実施要領を別紙のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

本実施要領に基づき、所有者等が自主的に重要文化財（建造物）の耐震診断を行うことが望まれ、また、診断に際しては、市区町村教育委員会と連携のもと貴教育委員会が適切な指導助言を行うことをお願いいたします。

併せて、貴域内の市区町村（教育委員会及び関係部局）、重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の所有者等への周知方よろしくお願いいたします。

（別紙）重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領

（平成 11 年 4 月 8 日文化財保護部建造物課長裁定）

（平成 24 年 6 月 12 日改正）

第 1 節 総則

(1) 適用範囲

耐震予備診断は、重要文化財（建造物）の立地環境、構造特性、保存状況について、所有者・管理責任者・管理団体（以下、「所有者等」という。）が自ら耐震上の課題を把握することを目的とするものであり、原則所有者等が自ら実施するものとする。

実施にあたっては必要に応じて当該市町村（組合及び特別区を含む。）教育委員会の協力を得るものとする。また診断内容は一部専門的な内容を含むため、適切な文化財建造物修理技術者、建築士その他の建築専門家の協力を得るのが望ましい。

耐震予備診断の対象は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」3に示す木造建築物とする。対象建築物のうち本実施要領の適用が困難な建築物であっても、適用可能な評価事項・項目については耐震予備診断を行うことが望ましい。

(2) 診断

診断は立地環境、構造特性、保存状況に係る事項について、簡単な方法による採点を行って当該建築物の耐震上の課題を把握する。

記述方法については「第2節診断手順」の「1 建築物の名称」及び「2 項目別評価」に示す。

なお、採点の選択肢に該当しない特殊な仕様の場合は、診断項目の趣旨に鑑み診断者の判断で評点を調整する。

(3) 判定

診断に基づいて、以下の標準区分を参考にして判定し、耐震予備診断を確定する。

ア 重要文化財（建造物）が耐震的におおむね健全とみなされる。

イ 重要文化財（建造物）本来の構造的な健全性を回復するための措置（簡単な応急的補強を含む。）、または管理・活用方法の改善措置を行う必要がある。

ウ 重要文化財（建造物）の根本的な修理（補強を含む。）、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある。

なお、耐震予備診断はあくまでも簡易な予備診断であるため、ア又はイと判定されたものについても、念のため耐震基礎診断等を実施することが望ましい。

判定方法については「第2節診断手順」の「3 判定」に示す。

(4) 管理・活用方法の把握

重要文化財（建造物）の現状での管理体制、活用方法等で耐震対策上特記すべき事項について記す。

記述方法については「第3節管理・活用方法の把握手順」に示す。

(5) 耐震予備診断書

上記の内容をまとめた耐震予備診断書を作成する。

診断書は（書式）に倣って作成し、以下の資料を添付するものとする。

ア 所在地を記入した周辺の地質図

イ 壁及び柱の配置を示す略平面図

ウ 主要構造材の腐朽・虫害及び変形状況を示す写真

第2節 診断手順

1 建築物の名称等

(1) 名称

ア 官報告示の重要文化財（建造物）名称とする。

イ 活用に伴う施設名称等がある場合は（ ）内に併記する。

(2) 所在地

(3) 所有者等氏名

ア 地方公共団体及び法人の場合は、診断担当者の職名及び氏名を（ ）内に併記する。

イ 所有者等以外の者が診断を代行した場合は、所属及び氏名を（ ）内に併記する。

(4) 所有者等住所

2 項目別評価

以下に示す各事項の各項目について調査して該当する区分を求め、調査で得た評点（各項目の（ ）内の数値）、特記事項を記し、必要な略図の作成及び写真記録を行う。

(1) 立地環境に係る事項

ア 地域区分

立地する地域における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他の地震の性状に応じて想定される地震被害の大きさに基づいて区分するものであり、建築基準法施行令第88条第1項及び当該条項に基づく昭和55年建設省告示第1793号（改正平成19年国土交通省告示第597号）に定める地方の区分にしたがって表1に定める区分により、以下の①～④に区分する。

①Ⅳに該当する地域（15）

②Ⅲに該当する地域（10）

③Ⅱに該当する地域（5）

④Ⅰに該当する地域（0）

表1 地域区分

区分	地域
I	区分Ⅱ～Ⅳ以外の地域
II	秋田県・山形県・新潟県・島根県・岡山県・広島県・愛媛県・高知県・宮崎県全県、北海道のうち札幌市・函館市・小樽市・室蘭市・北見市・夕張市・岩見沢市・網走市・苫小牧市・美瑛市・芦別市・江別市・赤平市・三笠市・千歳市・滝川市・砂川市・歌志内市・深川市・富良野市・登別市・恵庭市・伊達市・札幌郡・石狩郡・厚田郡・浜益郡・松前郡・上磯郡・亀田郡・茅部郡・山越郡・檜山郡・爾志郡・久遠郡・奥尻郡・瀬棚郡・島牧郡・寿都郡・磯谷郡・虻田郡・岩内郡・古宇郡・積丹郡・古平郡・余市郡・空知郡・夕張郡・樺戸郡・雨竜郡・上川郡（上川支庁）のうち東神楽町・上川町・東川町及び美瑛町・勇払郡・網走郡・斜里郡・常呂郡・有珠郡・白老郡、青森県のうち青森市・弘前市・黒石市・五所川原市・むつ市・東津軽郡・西津軽郡・中津軽郡・南津軽郡・北津軽郡・下北郡、福島県のうち会津若松市・郡山市・白河市・須賀川市・喜多方市・岩瀬郡・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・河沼郡・大沼郡・西白河郡、富山県のうち魚津市・滑川市・黒部市・下新川郡、

	石川県のうち輪島市・珠洲市・鳳至郡・珠洲郡、 鳥取県のうち米子市・倉吉市・境港市・東伯郡・西伯郡・日野郡、 徳島県のうち美馬郡・三好郡、 香川県のうち高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・小豆郡・香川郡・綾歌郡・仲多度郡・三豊郡、 熊本県・大分県（Ⅲに掲げる地域を除く）
Ⅲ	山口県・福岡県・佐賀県・長崎県全県、 北海道のうち旭川市・留萌市・稚内市・紋別市・士別市・名寄市・上川郡（上川支庁）のうち鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町及び下川町・中川郡（上川支庁）・増毛郡・留萌郡・苫前郡・天塩郡・宗谷郡・枝幸郡・礼文郡・利尻郡・紋別郡、 熊本県のうち八代市・荒尾市・水俣市・玉名市・本渡市・山鹿市・牛深市・宇土市・飽託郡・宇土郡・玉名郡・鹿本郡・葦北郡・天草郡、 大分県のうち中津市・日田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・西国東郡・東国東郡・速見郡・下毛郡・宇佐郡、 鹿児島県（名瀬市及び大島郡を除く）
Ⅳ	沖縄県全県

イ 災害歴

過去 100 年内の地震・出水・土砂崩れ等、災害による被害を受けた場合、その災害の有無に基づいて、以下の①②に区分し、被災状況を特記する。

- ①無し（15）
- ②有り（5）

ウ 活断層

半径 5 km 以内の活断層の有無について、当該地域を管轄する土木事務所、地質図関連のウェブページ等の地質図により確認し、以下の①②に区分する。

- ①無し（15）
- ②有り・不詳（5）

エ 地盤

地盤の強弱により想定される地震被害の大きさに基づいて区分するものとし、地質図により、洪積世以前の地盤により構成される地盤を①、腐植土・泥土等の軟弱な土質の沖積層により構成される地盤を③、その他を②とする。

- ①良い（20）
- ②やや悪い（10）
- ③非常に悪い（0）

オ 造成状況

敷地の造成状況により想定される地震被害の大きさに基づいて以下に区分する。

- ①切土地・未造成地（20）
- ②盛土地・不詳（10）
- ③埋立地（河川・沼・池）（0）

カ 周辺地形

当該建築物に隣接する地域の地形により想定

される地震被害の大きさに基づいて、以下に区分する。

- ①おおむね平地（15）
- ②池沼に隣接（10）
- ③急傾斜地に隣接（5）

(2) 構造特性に係る事項

A 規模・形状に係る事項

ア 延べ面積

当該建築物が被災した場合には、建築物の規模に応じて被害が大きくなることが予想されることから、規模を示す指標として延べ床面積を取り上げて区分する。各階の床面積（「床面積」は、外周の壁・柱で囲まれた範囲の面積とする。以下同じ。）の計を算定して、以下の①～④に区分する。二重仏堂・二重門等の上重については床の有無に関わらず床面積に算入するものとする。

- ①100 m²未満（25）
- ②100 m²以上 250 m²未満（20）
- ③250 m²以上 500 m²未満（10）
- ④500 m²以上（5）

イ 軒高

当該建築物が被災した場合には、建築物の高さに応じて被害が大きくなることが予想されることから、高さを示す指標として調査が容易な軒の高さにより区分する。塔屋を除く最上階の軒高（「軒高」は、1階の柱底から最も高い茅負外下角までの高さとする。以下同じ。）により以下の①～④に区分し、階数・塔屋の有無を特記する。

- ①3m 未満（25）
- ②3m 以上、6m 未満（20）
- ③6m 以上、9m 未満（10）
- ④9m 以上（5）

ウ 軒高／短辺長（軒高の短辺長に対する比）

建築物の安定性を示す指標の一つとして、前項で求めた軒高の、1階の短辺（間口又は奥行の長さのいずれか短いもの）の長さに対する比を求めて、以下の①～④に区分する。

- ①0.5 未満（25）
- ②0.5 以上、1 未満（20）
- ③1 以上、2 未満（10）
- ④2 以上（5）

エ 形状

建築物の安定性を示す指標の一つとして、建築物の平面及び立面の形状について、図 1 に準拠して整形か不整形か判断して、以下の①～③に区分する。

- ①平面・立面とも整形 (25)
- ②平面が不整形 (15)
- ③立面が不整形 (5)

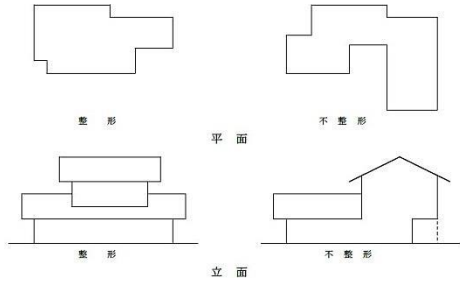


図1 建造物の形状

B 軸部構造に係る事項

ア 土壁の配置

- 1) 建築物の耐震要素として重要な土壁の配置を、1階の略平面図に示す(図2参照)。

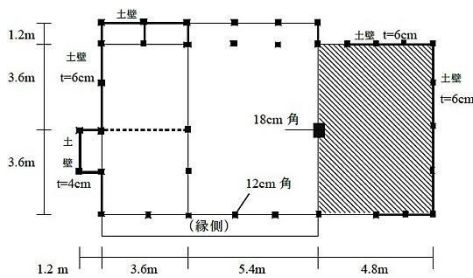


図2 壁及び柱の略配置図 (t:壁厚)

- 2) 1階の外壁に関して、各面の外壁長さに対する内法全面を土壁とする壁の長さの比を求め(図3参照)、以下の①~④に区分する。

- ①四面とも土壁長が1/5以上 (20)
- ②土壁長が1/5未満の面がある (10)
- ③外壁に土壁がない面がある (5)
- ④外壁に土壁がない (0)

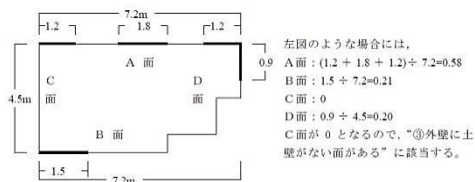


図3 外壁長さに対する土壁長さの比

イ 柱の配置

- 1) 1階の柱の配置を前掲の略平面図に併せて示す(図2参照)。
- 2) 内外の柱がバランス良く配置されているかどうか、以下の①②に区分する。

- ①内外とも規則正しい (15)
(例:内外の柱とも桁行・梁行きの柱筋が揃っている場合など)
- ②外部又は内部が不規則 (10)

- ウ 柱断面積計/床面積 (柱断面積計の床面積に対する比)

- 1) 1階の本柱及び間柱を略平面図に示し、主要な断面寸法を記す(図2参照)。
- 2) 床面積に対して柱の本数や太さが耐震的に適切であるかどうか、前掲の調査に基づいて1階の床面積に対する柱断面積計の比を求め、以下の①~③に区分する。

- ①0.01以上 (15)
- ②0.01未満、0.005以上 (10)
- ③0.005未満、不詳 (5)

エ 柱底部の一体性

庇などを除く主体部の側柱が柱底部で相互に一体化されているかどうか、構造形式により以下の①~③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

- ①土台建 (15)
- ②礎石建で地長押等により柱を連結 (10)
- ③礎石建で各柱が独立 (5)

オ 柱脚部の一体性

庇などを除く主体部の側柱が床面位置(床のない場合はこれに相当する位置)で相互に一体化されているかどうか、構造形式により、以下の①~③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

- ①貫及び長押を使用 (10)
- ②貫又は長押のいずれかを使用 (5)
- ③貫・長押を使用しない (0)

カ 天井

水平方向の変形が生じにくいかな否か、1階の主要室の天井の形式により、以下の①~③に区分する。混合の場合はその旨を特記し、評点を調整する。

- ①大引・根太・組入天井 (15)
- ②棹縁・格・鏡天井 (10)
- ③竹木舞・漆喰・天井なし (5)

キ 礎石の大きさ

建築物が移動した際に柱が礎石から脱落する恐れがないか、主要な柱の礎石の大きさにより、以下の①~③に区分する。

- ①柱周囲に柱径の1/2以上の余裕がある (10)
- ②柱周囲に柱径の1/3以上の余裕がある (5)
- ③柱周囲にほとんど余裕がない (0)

C 屋根構造に係る事項

ア 小屋組

水平方向の変形が生じにくいかな否か、主要部の小屋組の形式により、以下の①~③に区分する。虹梁又は首組構造は①に区分する。なお、組積造の煙突のある場合はその旨を特記する。

- ①洋小屋 (25)

- ②和小屋 (20)
- ③又首組・垂木構造 (10)

イ 屋根野地

水平方向の変形が生じにくいか否か、野地の形式により、以下の①～③に区分する。

- ①板張・屋中竹下地 (25)
- ②板木舞・不明 (10)
- ③竹木舞 (0)

ウ 屋根葺材

屋根荷重の観点から、主要部の屋根葺材により、以下の①～④に区分する。

- ①金属板葺・板葺 (25)
- ②檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺(葺土なし) (20)
- ③棧瓦葺(葺土あり)・茅葺 (15)
- ④本瓦葺 (5)

エ 軒面積／床面積(軒面積の床面積に対する比)

軸部に対する屋根の荷重やバランスを示す指標として、最上階に関して床面積に対する軒面積の比を求め、以下の①～③に区分する。軒の範囲は庇等を除く主体構造部を対象とする。

- ①1.2 未満 (25)
- ②1.2 以上、1.4 未満 (15)
- ③1.4 以上 (5)

(3) 保存状況に係る事項

ア 不同沈下

不同沈下の状況について、目視等により以下の①～③に区分し、沈下の状況について特記する。

- ①無し (25)
- ②有り (15)
- ③著しい (5)

イ 主要構造材の腐朽・虫害

柱、梁、桁等の主要構造材の腐朽及び虫害の状況を調査し、以下の①～③に区分する。なお、②又は③の場合は腐朽及び虫害部位を特記し、被害状況を示す写真を添付する。

- ①健全 (25)
- ②一部被害 (15)
- ③過半被害 (0)

ウ 主要構造材の変形

柱、梁、桁等の主要構造材の変形について目視による調査を行い、以下の①～③に区分する。柱長に対する柱頭の水平変位の大きさがおおむね 1/60 以上のもの、柱梁等の垂下が著しいもの、主要構造材が折損しているものは③とする。なお、②又は③の場合は変形部位を特記し、変形状況を示す写真を添付する。また、木造の構造体の内部に煉瓦造の煙突が含まれる場合や、

主要構造材の組手部分に欠陥が見られる場合、その他の部分的な構造欠陥がある場合はその旨を特記する。

- ①健全 (25)
- ②変形がある (15)
- ③変形が著しい (5)

エ 根本修理歴

建築物の健全性を示す指標として、根本修理竣工後の経過年数により、以下の①～③に区分する。なお、根本修理とは、主要な部材の解体又は半解体修理などを指し、屋根葺替等の部分的な修理は含まない。また、現在修理を要するか否かは問わないものとする。根本修理が実施されていない場合は、建築後年数を根本修理後年数に読み替える。修理の際に耐震補強を実施している場合は、その内容を特記する。

- ①根本修理後 100 年未満 (25)
- ②根本修理後 100 年以上、200 年未満 (15)
- ③根本修理後 200 年以上 (5)

3 判定

各事項毎に前掲 2 の () 内に示す各項目の評点の和を求め、以下の標準区分を参考にして判定する。

なお、評点は耐震性能上の弱点や改善すべき事項を知るための目安として暫定的に示す数値であり、当該建築物の個別性に留意して総合的に判断する必要がある。

ア 重要文化財(建築物)が耐震性をおおむね確保しているとみなされる(各事項とも評点の和がおおむね 60 点以上の場合を目安とする。)

イ 重要文化財(建築物)本来の構造的な健全性を回復するための措置(簡単な応急的補強を含む)、又は管理・活用方法の改善措置を行う必要がある(保存状況に係る事項がおおむね 60 点未満の場合を目安とする。)

ウ 重要文化財(建築物)の根本的な修理(補強を含む)、又は使用方法の見直しが必要となる可能性が高く、速やかに耐震基礎診断を実施する必要がある(構造特性に係る事項のうち、いずれか 1 以上の事項が 60 点未満の場合を目安とする。)

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

第3節 管理・活用方法の把握手順

重要文化財(建築物)の現状での管理体制や活用方法等で耐震対策上特記すべき事項について記す。

耐震対策に関連する事項としては以下のものがあるので、耐震対策を検討する上で必要と思われる事項について記す。

・管理体制

管理者の常駐の有無、定期的見回りの有無、連絡体制の整備の有無など

・活用状況

用途（居住、収納、業務用、公開、公共施設、その他）

内部立ち入り状況（常時、時々、無し）（昼夜とも、昼間のみ）

立ち入り人数の概況（不特定の人、関係者のみ）（多数、少数）

使用方法（滞留型、通過型）

屋外退避（容易、困難）

入場制限（全面、一部、無し）

危険性明示の有無（有り、無し）

（書式）

耐震予備診断書

平成 年 月 日

1 建造物の名称等

名称	所在地
所有者等氏名	所有者等住所

2 項目別評価（該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を求める）

診断項目	評点	特記事項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地域区分		
① IVに該当する地域	15	
② IIIに該当する地域	10	
③ IIに該当する地域	5	
④ Iに該当する地域	0	
イ 災害歴		被災状況を記入
① 無し	15	
② 有り	5	
ウ 活断層		
① 無し	15	
② 有り・不詳	5	
エ 地盤		
① 良い	20	
② やや悪い	10	
③ 非常に悪い	0	
オ 造成状況		
① 切土地・未造成地	20	
② 盛土地・不詳	10	
③ 埋土地（河川・沼・池）	0	
カ 周辺地形		
① おおむね平地	15	
② 池沼に隣接	10	
③ 急傾斜地に隣接	5	
計	【 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 【 m ² 】		
① 100 m ² 未満	25	
② 100 m ² 以上 250 m ² 未満	20	
③ 250 m ² 以上 500 m ² 未満	10	
④ 500 m ² 以上	5	
イ 軒高 【 m】		
① 3m 未満	25	
② 3m 以上、6m 未満	20	
③ 6m 以上、9m 未満	10	
④ 9m 以上	5	
ウ 軒高/短辺長 【 m/ m】		
① 0.5 未満	25	
② 0.5 以上、1 未満	20	
③ 1 以上 2 未満	10	
④ 2 以上	5	

エ 形状		
① 平面・立面とも整形	25	
② 平面不整形	15	
③ 立面不整形	5	
計	【 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置		
① 四面とも土壁長が1/5以上	20	略平面図に壁配置記入
② 土壁長が1/5未満の面がある	10	
③ 外壁に土壁がない面がある	5	
④ 外壁に土壁がない	0	
イ 柱の配置		
① 内外とも規則正しい	15	略平面図に柱配置記入
② 外部又は内部が不規則	10	
ウ 柱断面積計/床面積 【 m ² / m ² 】		
① 0.01 以上	15	上記図面に主要柱断面寸法記入
② 0.01 未満、0.005 以上	10	
③ 0.005 未満、不詳	5	
エ 柱底部の一体性		
① 土台建	15	
② 礎石建で地長押等により柱を連結	10	
③ 礎石建で各柱が独立	5	
オ 柱脚部の一体性		
① 貫及び長押を使用	15	
② 貫又は長押のいずれかを使用	10	
③ 貫・長押を使用しない	5	
カ 天井		
① 大引・根太・組入天井	15	
② 棹縁・格・鏡天井	10	
③ 竹木舞・漆喰・天井なし	5	
キ 礎石の大きさ		
① 柱周囲に柱径の1/2以上の余裕がある	10	
② 柱周囲に柱径の1/3以上の余裕がある	5	
③ 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
計	【 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
① 洋小屋	25	
② 和小屋	20	
③ 又首組・垂木構造	10	
イ 屋根野地		
① 板張・屋中竹下地	25	
② 板木舞・不明	10	
③ 竹木舞	0	
ウ 屋根葺材 【 葺】		
① 金属板葺・板葺	25	
② 檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺(葺土なし)	20	
③ 棧瓦葺(葺土あり)・茅葺	15	
④ 本瓦葺	5	
エ 軒面積/床面積 【 m ² / m ² 】		
① 1.2 未満	25	
② 1.2 以上、1.4 未満	15	
③ 1.4 以上	5	
計	【 】	
(3) 保存状況に係る事項		
ア 不同沈下		
① 無し	25	沈下状況
② 有り	15	
③ 著しい	5	
イ 主要構造材の腐朽・虫害		
① 健全	25	被害部位
② 有り	15	
③ 著しい	0	
ウ 主要構造材の変形		
① 健全	25	変形部位 構造欠陥 部位
② 変形がある	15	
③ 変形が著しい	5	
エ 根本修理歴 【根本修理： 年度】		
① 根本修理後 100年未満	25	既存補強 内容
② 根本修理後 100年以上、200年未満	15	
③ 根本修理後 200年以上	5	
計	【 】	

3 判定

判定欄には判定結果のほか、診断者の所見も記述する。

--

注) 判定結果が、ア～ウのいずれの場合も、必要な改善措置について、都道府県教育委員会の指導助言を受けることができる。

4 管理・活用方法の把握

管理・活用の現状で()の該当するものを○で囲む。その他、特記すべき点について末尾の欄に記す。

A 管理体制 ア 常駐管理者(有り、無し) イ 定期的見回り(有り、無し) ウ 連絡体制の整備(有り、無し)
B 活用状況 ア 用途(居住、収納、業務用、公開、公共施設、その他()) イ 内部立ち入り状況(常時、時々、無し)(昼夜とも、昼間のみ) ウ 立ち入り人数の概況(不特定の人、関係者のみ)(多数、少数) エ 使用方法(滞留型、通過型) オ 屋外待避(容易、困難) カ 入場制限(全面、一部、無し) キ 危険性明示の有無(有り、無し)

(41) 重要文化財(建造物)耐震基礎診断(旧基礎診断)実施要領の改正について

平成24年6月12日24財参事第11号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁文化財部参事官(建造物担当)通知

重要文化財(建造物)の地震時における安全性確保については、文化庁は、各都道府県教育委員会の協力をお願いしているところであります。

文化庁では、平成13年に「重要文化財(建造物)基礎診断実施要領」を策定し「重要文化財(建造物)基礎診断実施要領の策定について」(平成13年4月10日13財建造第2号)において本実施要領を示し、これに基づき耐震基礎診断(旧基礎診断)を行うに際して推奨される具体的な診断項目及び診断方法について指導して参りました。

本実施要領が策定から10年近くが経過し、耐震対策及び研究成果等の蓄積も増えてきたことを受け、文化庁では平成20年度より専門家及び有識者による「重要文化財建造物の耐震対策のあり方に関する協力者会議」を組織し、本実施要領の改正について検討して参りました。このたび、診断の名称を「基礎診断」から「耐震基礎診断」に変更するとともに、本実施要領を別紙のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

本実施要領に基づき、所有者等が自主的に重要文化財(建造物)の耐震診断を行うことが望まれ、また、診断に際しては、市区町村教育委員会と連携のもと貴教育委員会が適切な指導助言を行うをお願いいたします。

併せて、貴域内の市区町村(教育委員会及び関係部局)、重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)の所有者等への周知方よろしくお願いいたします。

(別紙)重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領(平

成13年4月10日文化財保護部建造物課長裁定、平成24年6月12日改正)(略)

(42) 国宝・重要文化財(建造物)保存修理における漆の使用方針について

平成27年2月24日26庁財第510号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

文化庁では、文化財建造物の保存に必要な高品位の植物性資材を安定的に確保することを目的として、平成18年度から「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

本事業では「ふるさと文化財の森」を設定し、その所有者に対して文化財建造物保存修理への積極的な資材供給を求めるなど、国産修理用資材の供給体制整備に努めてきました。これら植物性資材のうち、とりわけ漆については、「ふるさと文化財の森」設定林からの供給量が近年増加傾向にあります。

このことから、今後、国庫補助事業として実施する国宝・重要文化財(建造物)保存修理に使用する漆については下記のとおりとしますので、十分に御知の上、域内の市区町村教育委員会並びに国宝・重要文化財所有者に対し、御周知願います。

記

1. 原則として国産漆を使用する。
2. 現在の需給状況を鑑み、当面、上塗りの中塗りを国産漆とし、平成30年度を目途に下地までその対象とすることを旨とする。

■文化財の活用等にかかる基準・指針

(43) 重要文化財(建造物)の活用について

平成8年12月25日19庁保建第161号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財保護法第一条は、この法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置づけています。

しかし、文化財(建造物)の活用については現在必ずしも十分な状況になく、今後の活用の促進に関する施策の充実が強く求められています。

このため、文化庁文化財保護部では、学識経験者等から成る「重要文化財(建造物)の活用指針に関する調査研究協力者会議」を組織し、対策を検討してきましたが、このたび、同会議により別紙「重要文化財(建造物)の活用に対する基本的な考え方(報告)」が取りまとめられました。

この報告は、今後の重要文化財(建造物)の活用施策に

についての基本的な提言であり、文化庁としては今後の施策に生かすべく、さらに具体的な検討を続けていく予定です。

今後、貴教育委員会において重要文化財（建造物）の活用に関する施策を推進されるに当たっては、別紙報告の内容に配慮していただくようお願いします。また、貴管下市（区）町村教育委員会及び文化財建造物の所有者に対しても、この趣旨を周知していただくようお願いいたします。

なお、文化庁としては、今回の報告を踏まえ、重要文化財（建造物）の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること及び既に活用されており今後の参考となるものについて活用事例集をとりまとめることを予定しておりますので、これらについてご協力をお願いします。

（別紙）重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）（平成8年12月16日）

重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議は、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成6年7月15日）、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告「近代の文化遺産の保存と活用について〔建造物分科会関係〕」（平成7年10月16日）等において重要文化財（建造物）の活用方策について検討する必要があると指摘されていることにかんがみ、平成7年10月24日から、重要文化財（建造物）の今後の活用の方向に関して調査研究を進めてきたところである。このたび、本協力者会議の6回の検討を踏まえ、結果を取りまとめたのでここに報告する。

1 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。しかしながら、従来の文化財（建造物）保護行政では、保護の力点が保存に置かれてきたことは事実である。

なお、遺産の保護に関する国際的な原則を示している国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「文化遺産および自然遺産の国内的保護に関する勧告」（1972年）においても、各国は文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備活用について責任を負うとしている。

文化財の保護は、文化財の価値を維持すること即ち保存することがまず必要な条件となるのは当然であるが、歴史的建造物保護の主たる対象が、近年まで社寺建築など現代的な活用には馴染まないものが中心であり、かつ、優品に限定されていたことなどから、活用よりも保存が優先されてきたと考えられる。

しかし、最近では所有者等や地域住民、地方公共団体などにおいて、文化財に対する関心が高まるとともに、それを積極的に活用したいという希望や意欲が高まっている。特に、現代社会の中で機能し続けているものが多

い近代の建造物や、居住等に用いられている民家等の文化財では、継続的な使用を可能とし活用していくことが文化財としての保存の前提となる。また、保存のため公有化される文化財建造物も増えているが、公共の施設として活用されることが期待される。このように、文化財（建造物）が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるためには、文化財（建造物）の保存とともに活用を適切に進めることが大切である。

一方、文化財の保存に対する配慮を欠いた利用は、結果として文化財の価値を損なうおそれもある。言うまでもなく、文化財建造物は、一度失われてしまえば取り戻すことのできない固有の価値を持っている。とりわけ、重要文化財である建造物は、数多くの歴史的な建造物の中でも典型的な存在であり、活用に当たっては文化財としての価値を損なうことのないよう特別に配慮する必要がある。したがって、重要文化財の活用に当たっては適切な基準ないし考え方が示されることが必要である。

このような観点に立つて、本協力者会議は、今後求められる重要文化財（建造物）（以下、「文化財」と略記する。）の活用のための基本的な考え方を以下にまとめて記すこととする。

2 文化財の活用求められるもの

（1）文化財の活用

文化財において、何をもって活用をしていると言うべきか。文化財の活用と言えば、建物内部を美術館やレストランとして使用している事例が直ちに思い起こされる。しかし、このような事例ばかりが活用ではない。公共の財産としての文化財の活用を、文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら、文化財に日常的に接し得ることなども広く活用該当すると考えられる。

（2）公開

活用の中で最も一般的な方法は、文化財の公開である。文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法と言える。

公開については、まず文化財の外観の公開が基本となる。特に、近代の公共建築や大型の社寺建築など都市や集落の歴史的な景観を構成する要素となっているものは、その場所に在り続け、誰もがいつでも眺め親しむことができること自体が活用であると言える。

文化財の外観の公開について一層効果を高めるには、文化財の所在やその内容を容易に知ることができるような標識や解説資料などの充実、また文化財の外観をより引き立てるような周辺地区の整備等が今後望まれる。

一方、外観の公開にとどまらず、文化財の内部を公

開したり、広大な敷地内に所在する文化財の外観を公開する場合には、所有者のプライバシー保護や宗教建築としての性格の保持、管理方法などの調整を図る必要がある。しかし、それぞれの文化財の状況に応じて、期間を限定するなどの工夫を図り、建物内外の公開の機会を設けることが望まれる。

(3) 機能や用途の維持

次に、文化財がもつ機能や用途を維持し、使い続けることは活用のひとつの在り方である。例えば民家建築に住み続けること、社寺建築を宗教行事に用いることなどが該当する。

文化財を理解する上で、建設当時の機能や用途それ自体が重要であり、それが維持されていることが文化財の価値の一部となっている場合が多い。このことは、例えば、現役の民家が移築された無住の民家よりも生き生きと感じられることや、閉鎖されていた芝居小屋での演劇再開が地域から大きな期待を持って迎えられることから明らかである。

ところが、文化財の本来の機能や用途も、時代の変化によりかつてのものと同じではなくなっている。特に、民家建築における居住の形態は、建築当初とは大きく異なっており、現代の暮らしを続けるために必要な建具や家具の変更、設備等の更新などが今後とも求められている状況にある。

このような要請に応じて内部の改造等を行うことは、文化財としての価値を損なう可能性を有するが、方で、居住に用いられるというような従来からの機能や用途が維持されていることの意義は非常に大きい。したがって、本来の機能や用途の維持をできる限り図るとともに、既に機能や用途が失われている文化財についてもその復活が可能となるように十分に配慮すべきである。

(4) 新しい機能や用途の付加

一方、公共建築や民家の一部を喫茶店として使用することや、工場建築をショールームとして用いるなど、建物が本来持っていた機能や用途が失われてしまった後に、新しい機能や用途を加えて積極的に活用する方法もある。

これらの方法は、特に本来の機能や用途を維持できなくなった近代の建造物や民家建築にあっては、公開の機会の拡大につながるもので、文化財の魅力を広く伝える手法として極めて有効と言える。

しかし、近年、歴史的建造物の活用为名を借りて実質は文化財の価値の破壊行為となる事例も散見される。そのため、機能や用途の変更に当たっては、文化財の持つ価値の所在を把握し、工事等の実施による価値の損失を最小限にとどめ、むしろその魅力を引き出すような手法を確立することが求められる。

(5) 活用と文化財的価値との両立

文化財は、建設後長い年月を経ていることから、後世の改変が加えられている場合が少なくない。改変部分を含めて構造・空間構成・部材・各部の技法などあらゆる部分に、独自の価値を見出すことができる。

しかし、あらゆる面に価値があることを強調して現状を変えることを頑なに否定することは、改造を伴う活用の有効性を全く否定してしまうこととなる。

文化財に新しい機能や用途を加えて活用する場合はもちろん、本来の機能や用途を維持する場合でも、部分的な現状の変更は避けられないことがある。

文化財保護の要である保存と活用の両立を目指す際には、文化財の現状を変更してはならない部分と、変更もやむを得ない部分を十分に議論して認知しておく必要がある。

文化財には、景観上の重要な役割を果たしているものなど歴史的な景観の形成に大きな寄与をしているものや、屋敷構を構成している民家建築のような一連の建造物群として価値が見出せるものなど、位置や規模を含めた外観に文化財的価値の力点があるとみなされるものがある。このようなものの中には、活用のために行われる内部の改造は、文化財的価値を必ずしも大きくは減じないと判断される場合もあると考えられる。また、細部に価値の力点があるとみなされるものでは、装飾的部材や特殊な技法・仕様を損傷しないよう配慮を要するなど、文化財の価値に応じた判断が必要となる。

3 文化財の活用における景観や環境の役割

(1) 景観や環境と一体となった文化財

建造物は、その建設時における景観や環境を前提条件として作られたものであり、同時に、文化財の存在が周囲に影響を与え、景観や環境が形成されてきている。このような文化財を中心とする歴史的景観や環境に対しても、保全と活用が求められる。

既に、文化財である建造物については、建造物単体の歴史的あるいは芸術的な評価に基づく指定に加え、一連の建造物群としての評価に基づく複数棟の指定や、建造物と一体となっている土地の指定などを行い、また、伝統的建造物群の保護制度を創設するなど、景観や環境の保全に一定の成果をあげてきた。

しかし、文化財の隣接する各種の便益施設の整備に際しても、景観や環境に対する配慮の必要性が強く叫ばれている。景観や環境の保全自体が、総合的な文化財の活用となる方途を考えるべきである。

(2) 活用の対象となる範囲

文化財保護法では、有形文化財を「有形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成して

いる土地その他の物件を含む。)と定義し、建造物についてはこれまでに民家を中心にして一体的な価値を有する敷地について、土地を含めた指定を行っている。

ここで、「一体をなしてその価値を形成している土地」を、敷地単位など歴史上意味のある範囲に限定せずに、周囲の景観や環境の保全にも配慮して土地の指定を進め、活用のための保全あるいは整備を行うことが望まれる。

(3) 景観や環境への配慮

文化財を中心とした景観や環境は、土地の形質・敷地の区画・植生・水系・その他の建造物など、多くの要因が絡み合って形成されている。したがって、その保全に当たっては、文化財が最も魅力的な存在であった時期の景観や環境を前提としながら、活用を図る必要がある。

特に、駐車場・管理施設・商業施設など文化財の活用のために便益施設を整備しようとする場合には、文化財とその周辺の景観や環境に対して十分に調和を図ることが必要である。

また、やむを得ず文化財を移築する際にも、移築先が本来の立地条件を想起させるものであることが望ましい。

4 文化財の活用を進めるための施策

(1) 文化財に対する公的規制の在り方

文化財であっても、所有者等にとっての資産である。どのような方向で保存していくか、活用していくかの決定は基本的には現に所有している者の意思によるべきものである。しかし、公共的な存在である文化財の保存という観点からは、文化財の改変等に法的規制を加えることが必要である。

そのような規制の代表的なものが、文化財保護法第43条に定める「現状の変更」及び「保存に影響を及ぼす行為」に対しての文化庁長官の許可制度である。

文化財の現状を変更する行為は、「維持の措置」と「非常災害のために必要な応急措置」に該当する行為を除けば、全て予め許可を必要とする。「維持の措置」には、文化財がき損している場合の原状復旧と、き損拡大防止のみが該当するものとされている。

このような規制は、文化財の保存に関して大きな役割を果たしており、保存のために不可欠なものであるが、一方では「釘一本打つこともできない文化財」というような誤った認識が流布していることも事実である。現行の規制の運行はかなり厳格になされており、そのことが文化財の積極的な活用を妨げている側面があるのではないかと指摘もある。

現状の変更等の規定の運用については、今後とも、許可制度の意義を踏まえつつ、文化財の価値の所在点

や実状に応じて活用に資するという視点を考慮し、一層適切な措置を図るようすべきである。

近代の大規模な建造物や土地と一体になった建造物群からなるものなどは、その機能や用途を維持し安全性を保持するために、常に補修・改修を必要とする。建造物の維持管理に際して通常行われる行為など、文化財の本来的な機能や用途を維持していくために必要な事項については、状況に応じて現状変更を許可したり、あるいは現状の変更等の許可を要しない「維持の措置」に含めて考えたりすることについても今後検討の必要がある。

また、活用のための改変が許可を要する「現状の変更」に該当するか否か、該当した場合に許可されるかどうかを所有者等が事前に判断することが困難であるとの指摘もある。許可される場合でも手続に要する期間が相当かかるとも言われる。このようなことが絡みあって、所有者が重要文化財として指定を受けたり、指定後の活用を進めることに対して消極的となっているとも考えられる。

今後、規制の範囲を明確にして運用の仕方について分かり易く所有者等に示していくことが必要である。文化財的価値に影響を及ぼさない軽微な現状の変更については、事務手続を簡略化し、所有者自身の判断に基づき迅速に対応できるよう検討する必要がある。

また、「保存に影響を及ぼす行為」についても、「影響の軽微である場合」は許可を必要としないものと規定されているが、どのような場合が該当するか明確に示しておく必要がある。

(2) 活用計画の必要性

このように、公的な規制を再検討し、弾力的な措置等を適用するに際しては、文化財の所有者等は、事前に文化財の保存のために必要な維持管理や修理に関する事項を定めた保存管理計画を策定し、その中で周囲の景観や環境と一体となった活用計画を明確にしておく必要がある。

活用計画では、当該文化財を如何にして活用していくかの基本方針を定め、活用に係る問題点、特に安全面での課題について把握した上で、その解決案を作成しておくことが必要である。不特定多数が使用する施設として活用する場合には、重要文化財であっても十分な安全性を確保しておくことが必須条件となる。

保存と活用の両立を図るためには、文化財保護のために守るべき事項を明確にし、文化財としての価値の所在、すなわち厳密な保存が要求される箇所と活用に資するために改変が許される箇所とを可能な限り明らかにしておくことが重要である。このため、活用にもなって補修や改造が予定される場合など、所有者等は必要に応じて文化庁と緊密な連絡・協議を行う必

要がある。

活用計画の策定に際して、所有者等による自主的な判断と対応を可能とすることは、活用に関する様々な企画を誘導し、ひいては文化財保護の拡充を進める上で必要である。このために、活用を含む保存管理計画の策定についての基準を示し、これに則って計画された活用内容に沿った現状の変更等については、許可手続の簡略化を図るなどの措置についても検討する必要がある。

機能や用途を維持し安全性を維持するために、継続的な補修・改修が常に想定される場合には、このような措置が特に必要である。

(3) 活用事例の評価と広報

文化財の活用は、いまだ社会的な認知を十分に得ているとは言えないが、現在様々な手法で広がっており、今後とも多様化していくものと考えられる。しかし、その一方で、活用に名を借りて行われた行為が文化財の価値を著しく損ねてしまった場合もある。

したがって、文化財の活用の具体的な手法について、どのようなことが可能か、どのようなことが適切かなど、広く経験を交換できるような方策が必要である。

このため、重要文化財とその周辺環境を中心とする、地域にとっても魅力的な総合的な文化財活用事業が各地で行われるために、文化財の外観や内部の公開、機能や用途の維持、新しい機能や用途の付加など、様々な手法による活用事業をモデル的に実施することが望まれる。

また、活用に関する各種事例を広く収集し、活用と文化財的価値との両立の観点からその評価を行うとともに、特に参照すべき事例については、その内容を周知していくような努力を継続的に行っていく必要がある。

(参考資料) (略)

(44) 重要文化財(建造物)保存活用計画の策定について

平成 11 年 3 月 24 日庁保建第 164 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

重要文化財(建造物)の保存と活用については、文化庁は、各都道府県教育委員会の協力をお願いしているところでもあります。

このたび、文化庁では、今後その一層の充実を図るため、所有者等が重要文化財(建造物)の保存活用計画を策定する際に考慮すべき事項や必要な手続に係る「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」を定めました。

保存活用計画は、所有者等が重要文化財(建造物)の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、

所有者等が自主的に行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等・関係地方公共団体・文化庁等の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とするものであり、所有者等が「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」を参照のうえ自主的に策定することが望まれます。

貴教育委員会におかれては、域内の市(区)町村教育委員会及び重要文化財(建造物)の所有者に対して周知していただくとともに御指導方よろしくお願ひいたします。

(別紙)重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(平成 11 年 3 月 24 日文化庁文化財保護部長裁定)

(指針の目的)

1 本指針は、「重要文化財(建造物)の活用について」(平成 8 年 12 月 25 日庁保建第 161 号文化庁文化財保護部長通知)においてその必要性を述べている保存及び活用に係る計画(以下、「保存活用計画」という。)を策定するために必要な事項を示すものである。

2 本指針は、個別の重要文化財(建造物)について具体的な保存の手法や活用の内容を規定するものではなく、多様な重要文化財(建造物)に対して対応が可能なたちで計画に定めるべき事項や留意すべき事項を示すものである。

(計画の目的)

3 保存活用計画は、所有者・管理責任者・管理団体(以下、「所有者等」という。)が重要文化財(建造物)の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等と都道府県及び市町村(組合及び特別区を含む。以下同じ。)教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的として策定される。

(計画の策定)

4 保存活用計画は、原則として所有者等が都道府県及び市町村教育委員会の指導・助言を得て策定するものとし、必要に応じて文化庁と協議するものとする。

5 市町村教育委員会は、必要に応じて所有者等の依頼を受けて計画策定の全て又は一部を代行することができる。(計画区域)

6 保存活用計画の対象とする区域(以下、「計画区域」という。)は、所有者等の権限の及ぶ土地の範囲内において自主的に定めるものとするが、必要に応じて関係者の了解を得てその周辺地域を含むことができる。(計画の内容)

7 保存活用計画は、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定めたものからなり、原則としてこれらのすべてを含む総合的な計画として策

定するものとする。(付1を参照のこと)

- 8 計画区域内に含まれる重要文化財(建造物)以外の国及び地方公共団体により指定・登録等の保護がなされている建造物及びこれと一体となった土地の保存・活用に係る計画は、関係機関と協議の上定めるものとする。

(技術的指導)

- 9 所有者等は保存活用計画の策定に係る事項について、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)第47条第4項及び国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(昭和50年9月30日文部省令第29号)第1条の規定に基づいて、文化庁に技術的指導を求めることができる。

- 10 前項に従って文化庁に技術的指導を求める場合は、国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第1条に規定する技術的指導を求める書面のうち、同条第2項第1号及び第2号に規定する書類は保存活用計画案をもって代えることができる。

- 11 計画の内容に文化財保護法第43条第1号に規定する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が含まれる場合は、所有者等は計画策定にあたって事前に都道府県教育委員会を通じて文化庁と協議し、必要に応じて同法第47条第4項の規定に基づいて、文化庁に技術的指導を求めることができるものとする。

(計画の確認)

- 12 所有者等は、都道府県教育委員会を通じて文化庁に計画書一部を提出し、計画の内容と必要な手続について文化庁の確認を受けることができるものとする。

- 13 文化庁は、都道府県教育委員会に計画書受理の旨を通知し、もって確認の通知とする。

- 14 保存活用計画書は、所有者等、市町村教育委員会、都道府県教育委員会、文化庁において各一部を保管する

- 15 確認を受けた計画の内容を変更する場合は、所有者等は変更後の計画書に変更前の計画書を添えて文化庁の再確認を受けるものとする。

- 16 「国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則」(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第3号)に規定する許可申請書のうち、同規則第2条第1項1～3号に定める添付書類は、確認を受けた計画書をもってその一部とすることができるが、必要に応じて仕様書等を追加するものとする。

- 17 「国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則」(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第4号)に規定する届出書のうち、同規則第1条第2項1号及び2号に定める添付書類は、確認を受けた計画書をもってその一部とすることができるが、必要に応じて仕様書等を追加するものとする。

(関係行政機関等との調整)

- 18 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、所有者

等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、以下の事項について関係行政機関等関係者との調整を図る。

- (1) まちづくり施策と関連する事項(都市計画、地域整備、観光計画、環境保全計画等)

- (2) 防災対策に係る事項(消防計画、防火訓練、震災対策、治山・治水計画、消防団・地元住民の協力等)

- (3) 地域の学習活動と関連する事項(社会教育活動その他の生涯学習活動等)

- (4) 文化財の保存に係る事項(現状変更等)

- (5) 地域住民の生活に関わる事項(周辺環境整備等)

- (6) その他必要な事項

(計画の作成)

- 19 保存活用計画の具体的な構成及び内容は、対象とする文化財の種別・性格等の相違や活用方針等により異なるが、別紙に示す「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」を参照して、保存管理、環境保全、防災及び活用に配慮して計画するものとし、併せて保護に係る諸手続を定めたものとする。(付2を参照のこと)

付1 重要文化財(建造物)保存活用計画策定の手順(略)

付2 重要文化財(建造物)保存活用計画の標準構成(略)

(45) 「歴史文化基本構想」策定技術指針について

平成24年2月10日23庁財第504号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

文化庁では、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月30日)」を踏まえ、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」の普及促進を図るため、平成20年度から、3か年にわたりモデル事業を実施しつつ、これと並行して、平成22年度からは、有識者会議を設置し、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定する場合の技術的な留意点等を検討してきました。

このたび、これらを踏まえ、地方公共団体の技術的な参考となるよう、別添のとおり、「歴史文化基本構想」策定の基本的考え方や構想中に定める事項等を「歴史文化基本構想」策定技術指針として取りまとめました。

なお、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)第7条第1項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」(平成23年2月8日閣議決定)においては、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」が、重点的に取り組むべき施策として位置付けられています。

今後、全国の地方公共団体において、本技術指針を参考に「歴史文化基本構想」が策定され、構想に基づき、多様な地域の文化財が適切に継承されていくことを期待しています。文化庁としても、相談窓口の設置や研修会の開催、策定後の取組への支援方策等を予定しており、その詳細に

については、別途、連絡します。

貴教育委員会におかれては、域内の市（区）町村教育委員会に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

（別添）「歴史文化基本構想」策定技術指針（平成 24 年 2 月／文化庁文化財部）

はじめに

文化財は、我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない国民共通の財産であり、各地域において長い歴史を経て育まれてきたものです。しかしながら、近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み、支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況において、今後、文化財を適切に継承していくためには、地域が自らの文化財を再認識するとともに、行政だけでなく、地域社会に関わるあらゆる主体が参画し、地域の文化財の保護を担っていくことが必要です。

各々の主体が、地域の文化財の保護活動を通じて、地域の文化の継承に積極的に関わることで、地域振興や地域コミュニティの活性化、地域のアイデンティティ確立にもつながっていきます。

また、文化財は人々の営みと関わりながら価値を形成してきたものであり、文化財同士も相互に関連性を持っているものです。こうした地域の多様な文化財を継承していくためには、個々の文化財について、その単体としての価値を把握し、指定等により保護していくことに加え、指定の有無や種類の違いにかかわらず、文化財の価値を総合的に把握し、それらの関連する文化財と周辺環境を一体として保護していくことがますます必要とされています。さらに、文化財の顕著な価値だけを評価するのではなく、地域独自の視点から評価することも必要です。

これらの課題に応えるための具体的な方策として、文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書（平成 19 年 10 月）において、「歴史文化基本構想」が提唱されました。

この「歴史文化基本構想」は、各地方公共団体において、文化財保護に関するマスタープランとして、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するために策定するものです。また、文化財保護施策に限らず、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用することも可能です。

文化庁では、上記報告書を踏まえ、「歴史文化基本構想」の普及促進を目指し、平成 20 年度から 3 カ年にわたりモデル事業を実施し、これと並行して有識者会議を設置し、「歴史文化基本構想」の策定に当たった技術的な留意点等を検討してまいりました。

本技術指針は、上記の 3 カ年にわたるモデル事業で得られた知見や、「歴史文化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会（平成 22 年 6 月 1 日設置、座長：西村幸夫東京大学大学院教授）での議論を踏まえて、各地方公共団体

における「歴史文化基本構想」策定の促進を図るため、「歴史文化基本構想」の円滑な策定作業に資するよう文化庁として策定するものです。

また、本技術指針は、基礎自治体である市町村が「歴史文化基本構想」を策定する際の参考となることを想定して取りまとめたものですが、都道府県が策定する場合にも参考になるものです。

今後、全国の各地方公共団体において、本技術指針が活用され、行政、住民、NPO 法人、企業等の連携の下、地域主体で「歴史文化基本構想」が策定され、この構想に基づき、多様な地域の文化財が適切に継承されていくことを期待します。

なお、文化庁としては、各地における「歴史文化基本構想」の策定状況を踏まえ、本技術指針がより良いものとなるように、適宜見直していくことを申し添えます。

1. 経緯

我が国においては、昭和 25 年に制定された文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、文化財類型ごとの特性に応じ、文化財の保存・活用のための措置が講じられている。

文化財保護法は、時代の趨勢や社会の変化に応じて幾度かの改正が行われ、保護すべき文化財の対象や手法を拡大してきた。

最初の改正は昭和 29 年で、無形文化財の指定やその保持者の認定の制度を設けた。また民俗資料を新たな文化財類型として有形文化財から独立させ、重要民俗資料の指定制度を創設するとともに、無形の民俗資料について記録選択の制度を設けた。同時に埋蔵文化財も有形文化財から独立させた。

昭和 50 年の改正では、伝統的建造物群保存地区制度の創設と文化財保存技術の保護対象化を図った。また、民俗資料を民俗文化財と改称し、無形の民俗文化財についても、新たに指定制度を創設した。

平成 8 年の改正では、文化財登録制度を創設し、直近の平成 16 年の改正では、文化的景観の保護制度の創設、民俗技術の保護対象化、文化財登録制度の拡充を図っている。

以上のような改正を経て、文化財保護法における保護対象は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という 6 類型の文化財に拡大され、埋蔵文化財と文化財保存技術を加えた現行制度が整備されている。

昭和 25 年の文化財保護法の制定以降、文化財保護制度は適宜充実されてきたが、文化財を取り巻く環境は、大きく変化してきている。例えば、社会環境の変化や価値観の多様化、特に過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を、次世代に継承していくことが困難になってきていると

の指摘がある。特に、地域や人々の暮らしの中に埋もれている指定等がなされていない文化財については、その価値が見いだされないうまま失われつつあるとの指摘もある。しかし一方で、国民の間では、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつあり、歴史文化を生かした地域づくりの気運も高まりつつある。

こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくためには、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成18年7月21日設置、調査会長：石森秀三北海道大学教授）により提言された。

この提言を受け、文化庁では、各地方公共団体における「歴史文化基本構想」の策定に際しての課題を抽出し、策定に資する指針づくりの参考とするため、平成20年度から平成22年度までの3カ年にわたり、全国20地域（23市町村）において実際に「歴史文化基本構想」を策定する「文化財総合的把握モデル事業」を実施した。

並行して、平成22年6月から、「歴史文化基本構想（仮称）」策定技術指針に関する検討会（座長：西村幸夫東京大学大学院教授）を設置し、地方公共団体における「歴史文化基本構想（仮称）」策定のための技術指針について、有識者による検討を行った。

さらに、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第1項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」（平成23年2月8日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置付けられている。

2. 「歴史文化基本構想」の基本的考え方

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。

このため、「歴史文化基本構想」には、策定の目的や行政上の位置付け、当該地方公共団体の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また、必要に応じて、相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方、文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方、文化財（群）を適切に保存活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。

文化財とは、長い時間をかけて人々の継続的な営為によって創出され、今日まで継承されてきたものである。こうした貴重な文化財を後世に継承していくためには、長期的な視点に立った総合的な文化財の保護の方針となるよう留意する必要がある。

また、「歴史文化基本構想」を策定することにより、その策定過程から策定後も含め、以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として、文化財保護の充実にも資するものといえる。

- ・文化財を総合的に把握することは、類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり、文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
- ・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって、文化財を核とした地域の魅力の増進につながり、地域の活性化にも資する。
- ・文化財を人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承され、発展してきたものという視点から捉えることにより、文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果、地域との連携協力の推進が図られる。
- ・「歴史文化基本構想」の策定に当たり、関係機関との連携が不可欠であることから、他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

以上のような効果を踏まえ、地方公共団体においては、地域主体の文化財の保存・活用が展開されるように、地域の実情に応じ、創意工夫により「歴史文化基本構想」を策定することが望まれる。

3. 「歴史文化基本構想」に定める事項について

3. 1. 「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

社会全体で文化財を適切に保存・活用するためには、住民に身近な行政を担う地方公共団体が、地域の歴史文化を踏まえて文化財を総合的に把握し、それらの保存・活用の方針として「歴史文化基本構想」を示す必要がある。こうした明確な方針を地域に示すことによって、歴史文化を生かした地域づくりの基本方針としても活用することができる。

なお、ここでいう地域づくりとは、都市計画や景観計

画等に基づいたまちづくりに関する施策だけではなく、文化財を支える技術や文化財に関わる人々の活動等も含め、幅広く捉えたものとする。

また、地方公共団体が総合的に一貫性を持って、文化財の保存・活用、さらには歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むためには、「歴史文化基本構想」を策定する際に、地方公共団体が定める基本的な構想や他の行政計画等と整合性を図る必要がある。

文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 号第 1 項の規定に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）において、「重点戦略 4：文化芸術の次世代への確実な継承」の重点的に取り組むべき施策の一つとして「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」が定められている。

これを踏まえ、地方公共団体においては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想や他の行政分野における基本的な方針や計画等と整合性を図り、文化財保護における基本的な構想として「歴史文化基本構想」を定めることが望ましい。

3. 2. 地域の歴史文化の特徴

「歴史文化基本構想」の策定に当たっては、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握した上で、地域の歴史文化の特徴を適切に捉え、「歴史文化基本構想」にその特徴を明確にする必要がある。

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、本技術指針でいう文化財の周辺環境のことである。

地域の特徴を示す歴史文化に基づき、多様な文化財を群として一体的に捉えることにより、文化財の持つ新たな価値を明らかにできるようになる。さらに、自らの住む地域の歴史文化との関わりとともに、文化財を捉えることによって、人々が文化財をより身近に感じられるようになる。その結果、社会全体で文化財を支える気運が高まることにつながる。

3. 3. 文化財把握の方針

「歴史文化基本構想」の策定に先立ち、既に行ってきた文化財調査の現状とその課題を整理し、充実を図るべき文化財の種類や分野、補足すべき項目等を整理する必要がある。さらに、地域の文化財の特性に応じて、既往の文化財の種類に捉われず多角的な視点から見直すことや、有形・無形、指定・未指定にかかわらず、総合的に把握することが必要である。

そのため、あらかじめ類型ごとの文化財調査の現状と今後の方針を明らかにした上で、こうした総合的な把握調査の対象となる文化財や評価の基準、調査手法、記録の管理方法等の方針について定めることが必要である。

なお、文化財の総合的な把握調査を実施する場合は、従来の文化財の種類ごとの調査を充実するだけでなく、一定のテーマに基づき、類型を横断的に捉える調査方法が考えられる。その結果、これまで単体として評価が難しかった文化財であっても、テーマに関わる文化財の一つとして評価することも可能になる。

また、学術の評価にとらわれず、地域の人々の視点から文化財を調査する手法も文化財の総合的な把握調査の一つと考えられる。

こうした文化財の総合的な把握調査に当たっては、文化財を維持・継承するための利用方法や製作方法等の技術等も併せて調査を行うことが重要である。

3. 4. 文化財の保存・活用の基本的方針

文化財の総合的な保存・活用を推進するためには、文化財保護制度による保護施策と、それ以外の制度による文化財保護に関する施策や周辺環境の保護に関する施策とが体系的に位置付けられ、一貫性をもって実施されることが重要である。

そのため、これまで指定等により保護してきた文化財の保存・活用の基本的な方針を整理して、「歴史文化基本構想」に定めた上で、その周辺環境を含めた一体的な保存・活用の方針を定めることが必要である。また、総合的に保存・活用することが望ましいとされる関連文化財群を設定する際には、その保存・活用の基本的な方針を定めることが必要である。

文化財の保存・活用の方針の策定に当たっては、文化財の価値を維持・継承すること、すなわち保存の方針を明確にした上で、この方針を踏まえた活用の在り方を定めることを基本的な考え方とする。

ここでいう保存とは、必ずしも現状を維持することだけではなく、使い続けることによって文化財の価値の維持・継承につながる場合もあることから、文化財の特性に応じ、保存の在り方をきめ細やかに捉えるよう留意する必要がある。また、活用とは文化財の価値やその魅力を広く社会に示すことである。そのため、例えば、文化財の特性から公開できないものについては、写真や模写、模型、解説文等様々な媒体を用い、文化財の価値を示す等、活用の在り方を幅広く捉えるよう留意する必要がある。さらに、本来の機能や用途を維持することも、文化財の理解を深めることから活用方策の一つとして捉えることも可能である。

また、関連文化財群の保存・活用の基本的な方針については、個々の文化財に限定されることなく一体的に捉えることが重要である。そのため、例えば、関連文化財

群全体として捉えた場合、既に失われているものを復元することも保存・活用に資するといえる。この場合、誤解が生じないように、厳密な学術的な調査研究に基づいて復元するように、十分留意する必要がある。また、関連文化財群の活用とは、個々の文化財だけではなく群としての価値や魅力を社会に示すことが基本であることから、全体としての繋がりを明確に示すための復元・整備、ルートマップの作成、案内表示等を整備することが想定される。

3. 5. 関連文化財群の考え方

関連する複数の文化財を、関連文化財群として捉え、一体的に保存・活用していくことは、文化財の魅力を高めるとともに、魅力的な形でかつ分かりやすく価値を伝えていくための効果的な方策の一つである。

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたものであるが、どのような観点からまとめるのか、あるいはどのような文化財を対象にするかにより、多様な捉え方が考えられる。

そのため、関連文化財群を設定する場合には、各地方公共団体の実情に応じて、その捉え方、対象となる文化財の基準等についての考え方を明確にすることが必要である。

なお、これまでも伝統的建造物群や史跡における古墳群や名勝における庭園群等、同じ類型の文化財を群として保護してきたものもあるが、関連文化財群については、類型を越えた群の設定も想定している。

3. 6. 歴史文化保存活用区域の考え方

歴史文化保存活用区域とは、不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域である。しかし、対象とする文化財や周辺環境の捉え方などにより、様々な区域を設定することができる。

そのため、歴史文化保存活用区域を設定する場合には、その目的、区域を設定するための要件等、地方公共団体の実態や文化財の特性に応じて、これらの考え方を明確にすることが必要である。

歴史文化保存活用区域の設定に当たっては、都市計画担当部局や景観担当部局等、他の部局との連携を図りながら区域を設定し、文化財を核とした歴史文化の薫る地域づくりが総合的に推進されることが期待される。

本区域における文化財とその周辺環境とは、例えば、城郭跡を中心とした旧城下町区域、庭園と借景となる区域、歴史的な建造物とその保存のための資材を供給する区域、祭りや民俗芸能とそれらが行われる集落等が想定

される。

3. 7. 保存活用(管理)計画の考え方

保存活用(管理)計画とは、実際に文化財を総合的に保存・活用するために必要とされる詳細な計画であり、「歴史文化基本構想」とは別に作成するものである。

そのため、保存活用(管理)計画を作成する際には、地方公共団体の文化財保護施策の基本となる「歴史文化基本構想」において、対象となる文化財(群)、保存活用(管理)計画を作成する者、文化財(群)とその周辺環境の整備の方針、その他の保存活用(管理)計画に定めることが望ましい項目等について考え方を明確にすることが必要である。この考え方に基づき、保存活用(管理)計画を策定することとする。

これまで、文化財である建造物については、所有者による主体的な活用の推進を目的とした保存活用計画の策定が進められてきている。また、史跡名勝天然記念物についても、保存管理計画を策定し、適切な保存管理が進められてきている。これらの計画も保存活用(管理)計画とみなし、文化財を総合的に保存・活用するために積極的に策定することが望まれる。

さらに、史跡と重要文化財(建造物)や伝統的建造物群保存地区と名勝など異なる文化財類型が重複して指定等されている場合、保存活用(管理)計画を策定し、調整を図るとともに、総合的に保存・活用を図ることができるようにしておくことが望ましい。

これらに加え、歴史文化保存活用区域を設定した場合には、周辺環境も含めて一体的に保存・活用を推進するために保存活用(管理)計画を策定することが望ましい。

保存活用(管理)計画を作成する者としては、基本的に地方公共団体が想定されるが、文化財によっては地方公共団体以外の所有者等が策定することも想定される。

定めるべき事項については、文化財の保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画等が考えられる。なお、具体的な事業計画を定める場合は、都市計画や景観計画等、関連する他の計画と整合性を図るよう十分留意する必要がある。

3. 8. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

「歴史文化基本構想」は、地方公共団体が策定することを基本とするが、地域の人々がその大切さに気づき、地域社会の中で保存・活用されていくことが本来の姿であることから、地域社会の連携・協体制が不可欠である。さらに、文化財を継承していくためには、その保存のために欠くことのできない技術や技能の継承も併せて検討することが必要であり、保存のために必要な材料の確保や伝承者等の育成等も考慮した体制整備が必要である。

そのため、文化財の保存に必要な原材料や用具の確保、

人材の育成、地域住民やNPO法人、企業等民間団体との連携の仕組み等を検討し、それぞれの組織の役割や連携の在り方等を明らかにし、これら方針を定めることが必要である。

4. 「歴史文化基本構想」の策定・見直しについて

4. 1. 「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方

「歴史文化基本構想」に基づく施策を具体化するためにも、定めるべき内容や策定・見直しの手続きにおいて、住民の積極的な参画を得ながら、住民や関係機関等との連携や理解を深めていくことが必要である。

また、保存活用（管理）計画の内容や策定・見直しの手続きについても、「歴史文化基本構想」同様に、住民や関係機関等の参画を得ながら進めていくことが重要である。

4. 2. 適時適切な改訂

「歴史文化基本構想」については、地域における文化財に関する意識の醸成や社会情勢の変化、学術的調査の結果等を踏まえ、適時見直しを検討し、改訂する必要がある。そのため、策定後も見直しや充実を図ることを想定し、弾力性を持たせることが重要である。また、それに併せて文化財保護施策についても、適時見直し、充実を図ることが重要である。

5. 「歴史文化基本構想」策定・運用に当たっての留意点

5. 1. 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携

歴史文化を生かした地域づくりを推進するためには、文化財の保護に関する制度・施策と文化財に関わる他の制度・施策とを一貫性をもって実施することが重要である。そのため、適宜、文化財保護に関わる他の制度・施策を所管する部局と、情報共有を図る必要がある。例えば、不動産である文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画や景観行政、博物館等を所管する社会教育行政、文化財に対する理解増進に資する学校教育や生涯学習行政、文化財に関する産業振興行政、文化財を生かした観光振興行政等との連携が想定される。

5. 2. 文化財に関わる他の制度・施策との連携

平成20年5月に、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）（通称「歴史まちづくり法」）が制定された。この法律に基づき策定される歴史的風致維持向上計画は、計画期間の間に歴史的風致を維持するだけでなく、歴史的な建造物の復原や修理等の手法により、積極的にその良好な市街地の環境を向上させることを目

的としたものであり、こうした施策を文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携の下、総合的かつ一体的に推進するための計画である。歴史的風致を構成する固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物等は、文化財であることが多いことから、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、あらかじめ文化財の保存・活用の方針等を含む「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえたものとするよう努めることが望ましいとされている※。

また、歴史的風土特別保存地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区、特別緑地保全地区、景観地区、高度地区等の地域地区の指定や公園・緑地の都市計画決定などの都市計画制度との連携も想定される。都市計画運用指針においては、歴史的建造物、遺跡等と一体となった重要な緑地や伝統的又は文化的に重要な意義を有する緑地を特別緑地保全地区又は風致地区に指定することにより保全するとともに、歴史的文化的資産と一体となった緑地を公園等の公共空地として決定し、地域の歴史、文化に触れ合う場としての整備を図るなど、歴史的環境の保全に向けた都市計画制度の運用に関する考え方が示されている。

こうした関連する制度・施策と積極的に連携していくためには、文化財の周辺環境も含めた保存・活用の方針等を明確に示すことが必要である。その結果、都市計画等に適切に反映され、文化財を核とした魅力的な地域づくりが推進されることが期待できる。

※「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」を参照。

5. 3. 地域づくりにおける住民等との協働体制の強化

「歴史文化基本構想」に基づいた地域づくりの一層の推進を図るためには、地域の人々が自発的かつ主体的に文化財の保存・活用及びそれらを生かした地域づくりに参画することが重要である。

そのため、文化財に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、住民による地域づくりへの支援、住民からの意見の聴取、住民との意見交換といったきめ細かい対応を積み重ね、住民等との協働体制の強化を図っていくことが重要である。

「歴史文化基本構想」の策定に当たり、実施した文化財の総合的把握調査等によって把握された文化財の情報をデータベース化するなどして適切に管理し、適宜、公表することは、住民等への意識の醸成にもつながるものと考えられる。

また、地方公共団体においては、文化財に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、推進体制の充実を図ることが望ましい。

■文化財の公開にかかる基準・指針

(46) 国宝・重要文化財の公開について

昭和34年6月2日 文委美第24号
都道府県教育委員会教育長、各国立博物館長、大阪市立美術館長、
鎌倉国立博物館長あて文化財保護委員会事務局長通知

標記のことについては平素格別の御配慮にあずかり感謝しております。

さて、近時、臨時施設における重要文化財の公開が激増しつつあり、なかには出品することが危険なものや、同一指定物件が連続して数ヶ所の会場に出品されるなど誠に寒心にたえないものがあります。

ついては公開許可申請をしたことのある新聞社、デパート等に対して、このたび別紙のとおり協力方を依頼したので貴教育委員会（館）においても今後の公開について一層の御協力と御指導方依頼します。

なお、当委員会の許可通知があるまでは、引渡しすることないように注意願います。

(別紙) 国宝、重要文化財の公開について

昭和34年6月2日 文委美第24号
新聞社関係（朝日新聞東京本社、同大阪本社、同名古屋本社、日本経済新聞社、同大阪本社、読売新聞社各企画部長。毎日新聞社、同大阪本社、信濃毎日新聞社、中部日本新聞社、京都新聞社、西日本新聞社各事業部長）百貨店（三越本店、三越池袋店、大丸東京店、大丸大阪店、白木屋、東横、松屋本店、松屋浅草店、松坂屋銀座店、松坂屋上野店、高島屋東京店、高島屋大阪店、伊勢丹、中村百貨店、そごう大阪店、丸光、岩田屋、玉屋、藤崎、金沢大和、岡山天満屋、福岡スポーツセンターあて文化財保護委員会事務局長依頼

国宝・重要文化財等の公開は文化財保護法の趣旨により、文化財の活用を図り、もつて国民の文化的向上に資することを目的として、行なわれるものであり、公開許可申請のあった場合は慎重に審議の上、できるだけ申請者の希望に添うよう努力してきましたが、最近の傾向として、常設の博物館、美術館以外の臨時展観の場所における国宝・重要文化財の公開が激増し、同一の国宝あるいは重要文化財が連続して数ヶ所の展覧会場に出品されたり、破損の程度の高いものの、特別出品許可を申請してくる等、文化財保護法の第一の目的である貴重な文化財の保存の万全を期しがたい場合がまゝあり、憂慮されるものがあります。当事務局としても梱包、輸送、展観中の保管、会場の施設警備等について、種々注意を与えておりますが、なにぶん数百年以上を経ている文化財であるために、そのつど目に見えない破損は免れず、万一の場合を考えて甚だ寒心にたえません。

各位におかれましても前述の事情を御賢察のうえ、今後これらの場所における公開についての申請は、十分慎重に検討され、当委員会の指示について、一層の御注意と御協力をお願いします。

なお、今後公開許可申請をされる場合は下記事項につき特に御留意願います。

記

1 公開許可申請（追加、変更申請を含む）

(1) 別紙様式により、公開しようとする日の20日前までに公開する場所の所在する都道府県の教育委員会

を経由して提出すること。

(2) 申請後の追加、変更等の書類提出は公開しようとする日の10日前までに当事務局に申請書が必着するよう提出すること。

(3) 出品目録は必ず指定名称で記入すること。俗称名で申請された場合所有者が同一名称のものを2つ持っていたり、あるいは同一俗称名で、1つは指定、他の1つは未指定等があつたりして出品物件がいずれをさすものか判定しがたく誤る虞れもあるため。

(4) 員数を明記すること。1件の指定名称で数点を一括指定したものもあり、出陳物件の内訳を明かにするとともにその員数を必ず記入すること。

2 その他の事項

(1) 所有者の承諾書を必ず添付すること（本書または写）。

(2) 東京、京都、奈良国立博物館、大阪市立美術館、鎌倉国宝館に出品（寄託のものを含む）中のものは、その旨を明記すること。

(3) 所轄の消防署の意見書を添付すること。

(4) 展覧会場の図面を添付すること。

なお、委員会で許可が決定されるまでは、博物館等から集荷することはできませんから、この点注意されたい。

別紙様式

昭和 年 月 日

申請者

所在地

主催者

代表責任者

印

文化財保護委員会

委員長

殿

国宝・重要文化財の公開許可について（申請）

このたび下記により国宝・重要文化財の公開をいたしたく、文化財保護法第53条第1項の規定により申請いたします。

記

1 展覧会の名称

1 展覧会の趣旨

1 主催

1 後援

1 公開の期間

1 公開の場所

1 公開品目

1 入場料

1 陳列、撤回等の技術指導者

1 保管責任者

1 輸送方法

添付資料 所轄消防署意見書、会場図面、所有者出品承諾書、昼夜間警備状況および非常時における待避計画、全

出品リスト

註 各都道府県の教育委員会を經由の上、公開の 20 日前までに当委員会に到着するよう提出すること。

(47) 国宝・重要文化財の公開許可申請について

昭和 36 年 10 月 9 日 文委美第 62 号
都道府県教育委員会教育長あて文化財保護委員会事務局次長通知

標記申請の進達につきましては、平素から種々御配慮をわずらわしておりますが、事務の円滑と相互の緊密な連絡をはかるため、今後は下記のとおり事務処理をあらためてゆきたいので、趣旨御承のうえよろしく御協力願います。

記

1 主催者から文化財所在の教育委員会へ事前連絡をさせることについて。

公開許可申請書を開会の 20 日以前に当委員会に到着するよう提出されたい旨、これまでも機会あるごとに教育委員会の御指導を願ってきましたが、当委員会の許可決定の通知が、関係都道府県教育委員会へ到着する以前に宝物の輸送が行なわれることもなしとせず、文化財所在の都道府県教育委員会が管下の文化財の管理状況を把握するうえに支障を生じたという御意見も 2、3 ありました。

これにかんがみ、今後は主催者から自発的に文化財所在の都道府県教育委員会へ連絡させるようにいたしたく、従来の実績の多い主催者へは、直接に当委員会から別紙写のとおり様式例を添えて協力を依頼しました。

したがって貴委員会におかれても、今後はこの自発的な事前連絡の励行について、管下の主催者を御指導くださるようお願いします。

2 所有者の承諾書添付について。

これまでは公開許可申請の前に所有者の承諾書を取り、これを申請書に添付するよう御指導ねがいましたが、今後は事務処理促進のため、間に合わないものは省略しても差支えないことといたしますので、提出期限の厳守を励行するよう、つとめて御指導願います。

したがって、当委員会が公開を許可した品目で、所有者の承諾がえられず出品されないものもあり得ていますが、それはやむをえぬことといたします。

3 国宝・重要文化財以外の物件の件数を併記させることについて。

公開許可申請書には従来国宝・重要文化財のみを記載してもらっていましたが、展覧会の全容を知ることは許可の審議の上により便利でありますので、国宝・重要文化財のほか、重要美術品等認定物件および指定外物件の出品件数を申請書に併記させるようにしてください。

別紙（略）

(48) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程の一部改正について

平成 8 年 8 月 30 日 庁保美第 166 号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて文化庁次長通知

このたび、文化財保護法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 66 号）の施行に伴い、別添（平成 8 年文化庁告示第 12 号）のとおり、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程の一部が改正されました。

については、下記の事項に十分留意され、貴管下の市（区）町村教育委員会及び博物館その他の施設に対し、このことを周知されるとともに、実施について遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

文化財保護法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 66 号）の施行に伴い、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者で文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体又は文化庁長官があらかじめ承認した博物館その他の施設の設置者が展覧会その他の催し（以下「展覧会等」という。）を主催して重要文化財を公開する場合には、これを文化庁長官に届け出ることによって公開を行うことができる博物館その他の施設が公開承認施設として文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項ただし書に規定されたこと等により、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程（平成 8 年文化庁告示第 9 号。以下「規程」という。）の一部を改正するものである。

2 改正事項

規程第 1 条（趣旨）、第 2 条（承認）及び第 5 条（変更の承認等）において、公開承認施設を規定するなど所要の改正を行った。

3 運用上の留意事項

（1）法第 53 条第 1 項ただし書の公開承認施設に関する改正点

- ① 公開承認施設において展覧会等を主催して重要文化財を公開しようとする場合に、これを文化庁長官に届け出ることをもって足りる展覧会等の主催者に、新たに公開承認施設の設置者が加えられたこと。
- ② 公開承認施設において展覧会等を主催した者が行う文化庁長官に対する届出は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して 20 日以内であること。
- ③ 公開承認施設において展覧会等を主催した者が文化庁長官に届け出る書面の記載事項が、文部省令で定められたこと。

(2) 重要文化財の公開の届出について

この度の改正によって、公開承認施設における重要文化財の公開に係る文化庁長官への届出に関し、届出の時期が公開前から公開後 20 日以内と規定されたこと、及び届出事項が文部省令で定められることになったことに伴い、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定について（平成 8 年 8 月 2 日付庁保美第 3 の 3 号文化庁次長通知。以下「通知」という。）の四（重要文化財の公開の届出）は削除すること。

なお、通知の四の公開の届出事項については、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開の申出及び費用負担に関する規則の一部を改正する省令（平成 8 年文部省令第 31 号）により、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則第五条（公開の届出）に規定されたので念のため申し添える。

4 施行日

改正規程は、平成 8 年 10 月 1 日から適用すること。

別添（略）

(49) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準について

平成 8 年 7 月 12 日庁保美第 77 号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて文化庁次長通知

このたび、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項本文に基づく重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に関し、別紙のとおり重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準（平成 8 年 7 月 12 日文化庁長官裁定。以下「基準」という。）が制定されました。

ついては、下記の事項に十分留意され、貴管下の市（区）町村教育委員会及び博物館その他の施設に対し、このことを周知されるとともに、実施について遺漏のないようお願いいたします。

なお、本基準は、行政手続法第五条に基づく審査基準となることから、先に通達した「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」（平成 6 年 11 月 25 日付庁保伝第 141 号）のうち「別紙二の六 重要文化財の所有者等以外による公開の許可に係る審査基準について」は廃止します。

記

1 制定の趣旨

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、その主催する展覧会その他の催し（以下「展覧会等」という。）において重要文化財の公開を行う場合に必要な法第 53 条第 1 項本文に基づく文化庁長官の許可に関する基準を

明確にし、重要文化財の公開を促進することを目的とするものであること。

2 運用上の留意事項

(1) 公開の許可手続等

イ この基準は、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に関するものであること。また、公開の許可は、重要文化財の公開を行う展覧会等ごとに行われるものであること。

ロ 重要文化財の公開許可手続きは、「国宝・重要文化財の公開について（昭和 34 年 6 月 2 日付け文化財保護委員会事務局長通知 文委美第 24 号）」及び「国宝・重要文化財の公開許可申請について（昭和 36 年 10 月 9 日付け文化財保護委員会事務局次長通知 文委美第 62 号）」によること。

(2) 第 3（学芸員の配置）関係

第四に規定する学芸員は、文化庁が主催する指定文化財（美術工芸品）展示取扱講習会の修了者であることが望ましいこと。

(3) 第 4（博物館等の建物及び設備）関係

イ 第 4 に規定する博物館その他の施設の建物の構造や設備の機能等の詳細については、「文化財公開施設の計画に関する指針」（「文化財公開施設の計画に関する指針の策定について」（平成 7 年 8 月 29 日付け文化庁文化財保護部長通知 文保美第 86 号））を参考にすること。

ロ 第 4 の本文に規定する「文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。」には、次に掲げる措置が講じられていることを必要とすること。

- ① 文化財の搬出入口が専用であること。
- ② 収蔵庫、くん蒸施設等についても、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。
- ③ 文化財の運搬に使用されるエレベーターが設置されている場合は、文化財専用のものであり、十分な容積と地震等に対する安全性が確保されていること。
- ④ ホ及びヘに規定する博物館その他の施設については、次に掲げるものであること。
 - ・当該博物館その他の施設専用の観覧者等の出入口が設けられていること。
 - ・文化財の搬出入経路が明確になっており、防火及び防犯に支障がないこと。

ハ 第 4 のホを同一建物内で商業施設と併設して設置されている博物館その他の施設に適用する場合には、観覧者等の出入口が、緊急時における観覧者等の安全の確保に十分な広さを将来にわたって維持することができる公道などに面していることが

必要であること。

ニ 第4のトに規定する「専用の施設」とは、当該施設が臨時に設けられた展覧会場でないことをいうこと。また、「隔絶」とは、併設している商業施設から完全に独立した施設として機能するよう建物の構造上措置（非常口を除く。）されていることをいうこと。したがって、出入口は当該施設の専用口であること。

(4) 公開が行われた博物館その他の施設

重要文化財の公開が行われた博物館その他の施設（基準の制定以前に、公開の許可を得て重要文化財の公開を行った博物館その他の施設を含む。）において、新たに公開の許可の申請を行う場合には、当該博物館その他の施設は第4（博物館等の建物及び設備）に掲げる要件を満たしているものとする。

ただし、当該申請の直前の公開の許可以降に、当該施設の建物又は文化財の保存及び公開に関連する設備の改築、改修等が行われた場合はこの限りでないこと。

3 重要文化財の公開に関する留意事項

(1) 重要文化財の公開は、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（平成8年7月12日文化庁長官裁定）に基づいて行うこと。

(2) 重要文化財の公開に際しては、展示会場の規模及び公開を行う文化財の数に応じて会場の監視要員等の数を確保する必要があること。

(別紙) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準(平成8年7月12日文化庁長官裁定)(公開の実施者)

第1 重要文化財の公開を行う者が、重要文化財の公開を円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するのにふさわしい者であること。

(重要文化財の管理)

第2 重要文化財の管理の体制が、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 公開又は公開のための移動によって重要文化財がき損するおそれがないこと、及び重要文化財の保存に支障が生じるおそれがないこと。

ロ 公開を行う博物館その他の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

(学芸員の配置)

第3 公開を行う博物館その他の施設に博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する専任の学芸員が1名以上配置されており、公開に係る業務に従事すること。

(博物館等の建物及び設備)

第4 重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物

及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館その他の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館その他の施設の専用のものであること。

ト 博物館その他の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館その他の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。

(50) 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について

平成8年7月12日庁保美第76号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて
文化庁文化財部保護部長通知

このたび、重要文化財等の適切な公開に資するため、別紙のとおり国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項(平成8年7月12日文化庁長官裁定)を定めました。については、今後、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行う場合には、この要項に基づいて重要文化財等を取り扱われるよう、貴管下の市(区)町村教育委員会及び博物館その他の施設並びに国宝・重要文化財の所有者等に対し、このことを周知されるとともに、実施について遺漏のないようお願いいたします。

(別紙) 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項(平成8年7月12日文化庁長官裁定)

国宝・重要文化財(美術工芸品等。以下「重要文化財等」という。)の公開は、国民が文化財に親しむ機会を確保する観点から積極的に推進する必要がある。しかし、我が国の文化財は材質がぜい弱なものが多いため、公開によって貴重な文化遺産が損なわれることがないように保存について細心の注意を払わなければならない。

このため、博物館その他の施設において重要文化財等の公開を行うに当たっては、この要領に基づき適切な取扱い等を行うことにより、公開と保存の調和を図る必要がある。

なお、重要文化財等の材質、形状、保存状態は個々に異

なっており、実際の公開に際しては、それぞれの文化財に応じ専門的知識に基づいた責任ある判断を行う必要がある。

1 公開を避けなければならないもの

き損の程度が著しく、応急措置を施しても公開のための移動又は公開によってさらにき損が進行するおそれがある重要文化財等については、抜本的な修理が行われるまで公開を行わないこと。

2 公開の回数及び期間

(1) 原則として公開回数は年間2回以内とし、公開日数は延べ60日以内とする。なお、重要文化財等の材質上、長期間の公開によってたい色や材質の劣化を生じるおそれの少ないものについては、この限りでないこと。

(2) たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、年間公開日数の限度を述べ30日以内とし、他の期間は収蔵庫に保管して、温・湿度に急激な変化を与えないようにする必要があること。

3 公開のための移動

(1) 原則として年間2回以内とし、移動に伴う環境の変化に十分な対応を行うとともに、重要文化財等の梱包又は移動の際の取扱いは慎重に行うこと。

(2) 材質がぜい弱であるもの又は法量(寸法)が大きいもの若しくは形状が複雑であるものなど、き損等の危険性が極めて高い重要文化財等は、移動を伴う公開を行わないこと。

4 陳列、撮影、点検、梱包及び撤収時の取扱い

陳列、撮影、点検、梱包及び撤収に伴う重要文化財等の取扱いは、十分な知識と経験を有する学芸員が行うこと。

5 公開の方法

(1) 原則として、展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計された展示ケース内で展示する(法量(寸法)が特に巨大なもの及び材質が特に堅牢なものを除く。)とともに、展示ケースには次の措置を講じること。

① 展示ケースのガラス等は、十分な強度を有するものを使用すること。

② 移動展示ケースは重心の位置を低くし、横滑りなどの防止措置を施すこと。

(2) 重要文化財等の材質、形状、保存の状態を考慮した適切な方法によるとともに、次の措置を講じること。

① 展示ケース内の温湿度調整法は、展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上、適切な方法を採用すること。

② 卷子装(巻物)のものなどを鑑賞の便宜のために傾斜台上に置く必要がある場合には、原則として傾斜角度を水平角30度以下にすること。

6 公開の環境

重要文化財等の公開は、じんあい、有毒ガス、かび等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行うとともに、温度及び湿度の急激な変化は極力避けるとともに、次に掲げる保存に必要な措置及び環境を維持すること。

① 慣らし

多湿な環境に常時置かれてきたもの及び寒冷期に長距離を輸送されてきたものの梱包を解く時は、十分な慣らしの期間を確保すること。

② 温湿度の調整

温度は摂氏22度(公開を行う博物館その他の施設が所在する地域の夏季及び冬季の平均外気温の変化に応じ、季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。)、相対湿度は60パーセント±5パーセント(年間を通じて一定に維持すること。)を標準値とする。ただし、金工品の相対湿度については、55パーセント以下を目安とすること。

なお、温湿度の設定に際しては、同一ケース内に材質の異なる文化財を展示したり、展示する作品が展示の前に長期間置かれていた保存環境と大きく異なる場合などには、重要文化財等の種類及び保存状態に応じて適切に判断すること。

③ 照度

イ 原則として、照度は150ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避けること。また、特にたい色や材質の劣化の危険性が高い重要文化財等については、公開期間(露光時間)を勘案して照度をさらに低く保つこと。

ロ 蛍光灯を使用する場合には、紫外線の防止のためたい色防止処理を施したものをを用い、白熱灯を使用する場合には、熱線(発熱)の影響を避けるよう配慮する必要があること。

7 公開の協議

重要文化財等の公開がこの要項によりがたい場合には、事前に文化庁文化財保護部美術工芸課と協議すること。

(51) 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程について

平成8年9月5日庁保伝第72号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて文化庁次長通知

このたび、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第56条の15※第1項ただし書の規定に基づく重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者に

よる公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関し、別添のとおり、重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程(平成8年文化庁告示第14号)が制定されました。

については、左記の事項に十分留意され、貴管下の市(区)町村教育委員会及び博物館その他の施設に対し、このことを周知されるとともに、実施について遺漏のないようお願いいたします。

記

1 制定の趣旨(第1条関係)

重要有形民俗文化財の公開については、従来、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、公開の30日前までに文化庁長官に届け出なければならないこととされていたが、本年6月に行われた文化財保護法の一部改正により、文化庁長官以外の国の機関や地方公共団体が、あらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設(公開事前届出免除施設)において展覧会等を主催する場合又は当該施設の設置者が当該施設において主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に届出をすることをもって足りることとしたこと(法第56条の15第1項ただし書)に伴い、公開事前届出免除施設の事前の届出の免除の基準及び事前の届出の免除に係る手続を定め、もって重要有形民俗文化財の適切な公開を促進することを目的とするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 第2条(事前の届出の免除)関係

事前の届出の免除は、重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に関するものであること。

(2) 第3条(事前の届出の免除の基準)関係

ア 第二号ロに規定する「文化財の取扱いに習熟している」とは、文化庁が主催する歴史民俗資料館等専門職員研修又は指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会等を修了していること、若しくは博物館等の施設の学芸員として5年以上の経験を有し同研修又は講習会修了者と同等の技能を持つと認められることであること。

イ 第3号に規定する博物館等の施設の建物の構造や設備の機能等の詳細については、「文化財公開施設の計画に関する指針」(「文化財公開施設の計画に関する指針の策定について」(平成7年8月29日付け文化庁文化財保護部長通知 文保美第86号))を参考にすること。

ウ 第3号本文に規定する「文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。」には、

次に掲げる措置が講じられていることを必要とすること。

① 文化財の搬出入口が専用であること。

② 収蔵庫、くん蒸施設等についても文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

③ 文化財の運搬に使用されるエレベーターが設置されている場合は、文化財専用のものであり、十分な容積と地震等に対する安全性が確保されていること。

④ 第3号へに規定する博物館等の施設については、次に掲げるものであること。

・当該施設専用の観覧者等の出入口が設けられていること。

・文化財の搬出入経路が明確になっており、防火及び防犯に支障がないこと。

エ 第3号ホを同一建物内で商業施設と併設して設置されている博物館等の施設に適用する場合には、観覧者等の出入口が、緊急時における観覧者等の安全の確保に十分な広さを将来にわたって維持することができる公道などに面していることが必要であること。

オ 第3号トに規定する「専用の施設」とは、当該施設が臨時に設けられた展覧会場でないことをいうこと。また、「隔絶」とは、併設している商業施設から完全に独立した施設として機能するよう建物の構造上措置(非常口を除く。)されていることをいうこと。したがって、出入口は当該施設の専用口であること。

カ 第4号に規定する「重要有形民俗文化財の公開等を適切に三回以上行った実績があること。」とは、重要有形民俗文化財又は重要文化財の公開の実績が合計して3回以上あり、それらの公開において、当該重要有形民俗文化財又は当該重要文化財の良好な維持・保存が行われ、盗難、火災等の事故が生じなかったことをいうこと。

(3) 第4条(事前の届出の免除の申請)関係

ア 第3号に掲げる「学芸員の履歴を記載した書類」には、当該学芸員が文化庁及び東京国立文化財研究所が開催する研修を修了している場合、必ずその研修期間を記載すること。

イ 第8号に掲げる「その他参考となる書類」には、博物館等の施設の設置時から申請時までの間における盗難又は火災に関する事項を記載した書類を含めること。

ウ 文化財保護法第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設として承認されている施設については、第1項第1号から第6号に掲げる書類を添

付せず、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程（平成8年8月2日文化庁告示第9号）第4条第1項第1号から第6号に掲げる書類に替えることができること。その場合、第7号及び第8号に掲げる書類については、添付することが必要であること。

ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合は、第1項第1号から第8号に掲げる書類を事前の届出の免除の申請の際に添付しなければならないこと。

(4) 第5条（変更の届出等）関係

ア 第1項に規定する変更の届出は、改築又は改修に関する詳細を記載した書類及び図面により申請を行うこと。

イ 公開事前届出免除施設の設置者は、前条第1項第1号又は第2号に掲げる書類（同条第3項の規定により公開承認施設の書類に替えた場合にはその書類）の内容に変更があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならないこと。

3 重要有形民俗文化財の保存及び公開に関する留意事項

(1) 公開事前届出免除施設は、文化財の保存環境を良好に維持するため、定期的な保存環境の調査を実施し、調査の結果に応じた措置を講じる必要があること。

(2) 重要有形民俗文化財の公開に際しては、展示会場の規模及び公開を行う文化財の数に応じ会場の監視要員等の数を十分に確保する必要があること。

別添（略）

※ 平成16年度の法改正により第56条の15は第84条に改正

■証書等交付にかかる規定

(52) 重要無形文化財の保持者又は保持団体に対する認定書の交付について

昭和44年3月19日文部大臣裁定
最終改正 平成17年4月1日

第一 認定書の交付

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第2項又は第4項の規定により重要無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、文部科学大臣は、当該保持者又は当該保持団体に対して、認定書一通を交付するものとする。ただし、二人以上の保持者を一括して保持者として認定したときは、当該二人以上の保持者に対して一通を交付するものとする。

（中略）

第五 再交付

1 認定書を亡失し、若しくは盗みとられ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足る書類又は破損した認定書を添えなければならない。

2 保持者にあつてはその氏名、芸名、雅号等を変更したときは、さきに交付した認定書と引換えに再交付を行うものとする。

第六 返付

1 文部科学大臣は、文化財保護法第72条第2項の規定により保持者又は保持団体の認定を解除したときは、当該保持者又は保持団体に交付した認定書を返付させるものとする。

2 文部科学大臣は、文化財保護法第72条第4項の規定により保持団体の認定が解除されたときは、当該保持団体に交付した認定書を返付させるものとする。

（後略）

(53) 重要無形民俗文化財の指定証書の交付について

昭和51年2月28日文化庁長官裁定
最終改正 平成17年4月1日

第一 指定証書の交付

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条の規定により重要無形民俗文化財が指定されたときは、文化庁長官は、当該重要無形民俗文化財の保護団体に対し、指定証書一通（二以上の団体があるときは、各一通）を交付するものとする。

（中略）

第五 再交付

1 指定証書を亡失し、若しくは盗み盗られ、又はこれが紛失し、若しくは破損したときは、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足る書類又は破損した指定証書を添えなければならない。

2 保護団体がその名称を変更したときは、さきに交付した指定証書と引換えに再交付を行うものとする。

第六 返付

1 文化庁長官は、文化財保護法第79条第1項の規定により重要無形民俗文化財の指定が解除されたときは、当該重要無形民俗文化財の保護団体に交付した指定証書を返付させるものとする。

2 文化庁長官は、保護団体が解散したときは、当該保護団体に交付した指定証書を返付させるものとする。

(54) 選定保存技術の保持者又は保存団体に対する認定書の交付について

昭和 50 年 12 月 20 日 文部大臣裁定

第一 認定書の交付

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 8 3 条の 7 第 2 項又は第 4 項の規定により選定保存技術の保持者又は保存団体を認定したときは、文部大臣は、当該保持者又は当該保持団体に対して、認定書一通を交付するものとする。

（中略）

第五 再交付

- 1 認定書を亡失し、若しくは盗みとられ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足り書類又は破損した認定書を添えなければならない。
- 2 保持者にあつてはその氏名、雅号等を変更したとき、保存団体にあつてはその名称、事務所の所在地又は、代表者を変更したときは、さきに交付した認定書と引換えに再交付を行うものとする。

第六 返付

- 1 文部大臣は、文化財保護法第 83 条の 8 第 2 項の規定により保持者又は保存団体の認定を解除したときは、当該保持者又は保存団体に交付した認定書を返付させるものとする。
- 2 文部大臣は、文化財保護法第 83 条の 8 第 4 項の規定により保存団体の認定が解除されたときは、当該保持団体に交付した認定書を返付させるものとする。

（後略）

■文化財保護啓蒙等

(55) 文化庁選定「歴史の道百選」について

平成 8 年 11 月 1 日 庁保記第 24 号
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財保護部記念物課長通知

このたび、文化庁では、「歴史の道百選」として、選定委員会の検討を踏まえ、別紙に掲げられている七八か所の街道等を選定しました。

これは、これまでの「歴史の道」の調査・整備・活用事業の実績と蓄積を踏まえて、より一層、「歴史の道」及び地域の文化財への国民の関心と理解を深めることを目的に、都道府県教育委員会の協力により、全国各地の最もすぐれた「歴史の道」を選定委員会で厳選したものです。

今回の第一次選定では、主に明治時代まで活用された七八か所の街道・運河を選定しました。今後さらに良好な「歴史の道」を選定していく予定です。

つきましては、「歴史の道百選」の選定に当たり、多大の

ご協力を賜ったことを厚く感謝申し上げますとともに、管下の市町村教育委員会をはじめ、関係団体・機関に選定結果の周知をお図りくださいますよう、お願い申し上げます。

別紙（略）

【参考】

- 1 選定委員会〔省略〕
- 2 選定の基準
 - (1) 原則として、土道・石畳道・道形等が一定区間良好な状態で残っているものを選定する。
 - (2) 他の地域との連続性を持っているものを選定する。
 - (3) 単体または単独の交通遺跡は、選定の対象外とする。
 - (4) 参詣道、信仰関係の道は、広域信仰圏（数か国規模）を有するもののみを選定する。
 - (5) 原則として、現用の舗装道路は選定の対象外とするが、街道としての連続性を考慮する場合に限り含める。
- 3 今後の整備について
今後は、文化庁で行っている「歴史の道整備活用推進事業」の他、建設省等の関係機関と調整、協力して推進していく予定です。

(56) ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱

平成 18 年 10 月 17 日
平成 23 年 4 月 1 日改正
文化庁長官決定

1. 目的

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うふるさと文化財の森システムを推進する。

2. 事業内容および実施方法

ふるさと文化財の森システムを推進するため以下の事業を実施する。

(1) ふるさと文化財の森の設定

- ① 文化庁は、文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林としてふるさと文化財の森を設定する。
- ② 設定は、資材毎に別に定める設定要件を満たした土地の範囲を対象に行なう。
- ③ 設定は、ふるさと文化財の森候補地所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき行なう。

- ④ 設定は、所有者等に通知して行うものとし、所有者等に設定書を交付する。
- ⑤ 文化庁は、ふるさと文化財の森が設定要件を満たさなくなったとき、その他特別の理由があるときは設定を解除する。
- ⑥ 設定及び解除は、ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の助言を得て行う。
- ⑦ 文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等を顕彰する。
- ⑧ 文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等に対して説明板を供与する。
- ⑨ 文化庁は、ふるさと文化財の森の候補地調査及び設定後のモニタリングを行う。
- ⑩ ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物の保存のために必要な良質な資材の生産及び文化財建造物の保存事業への積極的な資材供給並びに伐採計画等の情報公開に努めることを求める。
- ⑪ ふるさと文化財の森の所有者等に対して、ふるさと文化財の森を資材採取等の研修及び文化財修理用資材等に関する普及啓発に活用することについて協力することを求める。

(2) 資材採取等研修事業の実施

資材採取等の技能の向上と後継者の養成を図るため、資材採取等研修を実施する。

(3) 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業の実施

- ① 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業として、公開セミナー、研修、体験学習、展示、修理現場公開等を行う。
- ② 事業は、地方公共団体、民間活動団体等で、事業の適切な事務処理を行うことができると認められるものに委嘱して、若しくは文化庁が実施する。

(4) 研修及び普及啓発のための施設への支援

文化財建造物の保存のために必要な植物性資材採取等のための研修及び普及啓発のための資料展示等を行なう地域拠点施設として地方公共団体が設置するふるさと文化財の森センターを支援する。

(5) 管理業務への支援

植物性材料の供給の安定化及び促進を図るため、ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物保存修理に使用される資材の育成に必要な管理業務に要する経費を支援する。

3. ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の設置

(1) 設置の目的

文化庁がふるさと文化財の森システム推進事業を促進するにあたり、その適切な執行のため、当該分野

の専門家及び学識経験者等より意見を聴取することを目的に設置する。

(2) 協議事項

- ① ふるさと文化財の森の設定及び解除に関すること
- ② その他、ふるさと文化財の森システム推進事業に関すること

(3) 構成

文化財建造物に必要な資材に関する幅広い識見を有する者7名程度で構成し、必要に応じて臨時委員を置く。

(4) 委員の任期

任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(5) 委員会の開催

委員会は原則として定例会と必要に応じて開く臨時委員会とする。

(6) 委員会の庶務

委員会に関する庶務は、文化庁文化財部参事官(建造物担当)が担当する。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

■記念物にかかる事務処理並びに諸通知

(57) 記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について

平成23年4月1日23財記念第5号
各都道府県教育委員会文化財担当課長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

標記のことについて、平成23年4月1日以降については、申請者の負担軽減及び事務処理方法の効率化の観点から、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

については、具体的な事務処理方法の変更内容についてご了知の上、遺漏のないように対応いただくとともに、関係部署及び域内の市(区)町村に対して、ご周知いただきますようお願いいたします。

なお、今回の事務処理方法の変更に関する照会等については、記念物課担当者にお問い合わせ願います。

1 記念物に係る具体的な現状変更の事務処理の変更内容について

(1) 現状変更許可後に期間延長をする場合の取扱いについて

これまで、許可後に期間延長をする場合は、改めて申請書の提出を求め許可してきた。今後は、事前に期間延長する際の要件とするよう取扱いを改めた。

(2) 現状変更許可後に計画内容の変更する場合の取扱

いについて

これまで、許可後に計画内容を変更する場合についても、期間延長する場合と同様に改めて申請書の提出を求め許可してきた。

今後は、現状変更の計画内容を変更する場合のうち、以下の場合については、事前に計画変更書を提出して、承認を受けることを許可する際の要件とするよう取扱いを改めた。

- ① 軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合
 - ② 現状変更の許可時の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合。
- (3) 包括的な現状変更の申請及び許可の取扱いについて

次に掲げる現状変更の許可については、当初の「現状変更許可申請書」に将来的な計画等を含めた記載をすることも可能とし、当該事業に関して包括的な許可の取扱いをすることとした。

この包括的な許可をした場合、個々の現状変更の実施にあたっては、事前に現状変更計画書を提出して、承認を受けることを許可する際の条件とした。

- ① 文化財担当部局等が計画的に実施する文化財に関する整備事業
- ② 文化財担当部局が計画的に実施する発掘調査
- ③ 文化財保存、学術研究及び他法令（鳥獣保護、自然公園法）等に基づき、継続的に実施される諸調査
- ④ 毎年又は定期的に同様な現状変更が実施され、過去において重大な違反などが起きていない事項

2 現状変更の事務処理方法の変更に伴う記載事項等について

- (1) 許可後に期間延長する場合の期間変更届け（別記記載例1）
- (2) 許可後に計画内容を1（2）①により変更する場合の計画変更書（別記記載例2）
- (3) 許可後に計画内容を1（2）②により変更する場合の計画変更書（別記記載例3）
- (4) 包括的な許可の対象事項の場合の申請書（別記記載例4）
- (5) 包括的な許可の個々の現状変更する場合の現状変更計画書（別記記載例5）

別記記載例1

（文書番号）
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

申請者名
〇 〇 〇 〇

現状変更の期間変更届について

平成〇〇年〇月〇日付け23受庁財第4号の〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、以下の理由により期間の延長をする必要がありますので、期間変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡〇〇城跡
（史跡名勝天然記念物の種別及び指定名称を記載すること）
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
（所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。）
- 3 現状変更の申請内容
（照明設備の設置、案内板の設置など具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。）
- 4 現状変更の期間を変更する理由
（期間を延長する必要が生じた理由を具体的に記載すること。）
- 5 許可されていた期間及び期間変更後の期間
許可された期間
平成22年10月1日から平成23年4月30日
変更後の期間
平成22年10月1日から平成23年7月30日
- 6 申請者が所有者等以外の場合
（今回の期間延長にあたっては、所有者の承諾を得ていることを具体的に記述するか所有者等の承諾書を添付すること）
- 7 その他に参考となるべき資料
（必要に応じて、期間変更届け提出時の現状写真などを添付してください）

別記記載例2

（文書番号）
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

申請者名
〇 〇 〇 〇

現状変更の計画変更届について

平成〇〇年〇月〇日付け23受庁財第4号の〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、以下のとおり軽微な計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡〇〇城跡
（史跡名勝天然記念物の種別及び指定名称を記載する

こと)

- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)
- 3 現状変更の申請内容
(照明設備の設置、案内板の設置など具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
※必要に応じて別紙に記載すること
(軽微な仕様(材質、色、形状)の変更が必要となった理由及び文化財に配慮したものであることについての説明を記載すること。(注1及び2)を参照)
- 5 現状変更に係る地域の地番
(現状変更の計画内容の変更が生じた当該地域の地番が、確認できるように記載すること。)
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
※該当する場合に記載
許可された期間
平成22年10月1日から平成23年4月30日
変更後の期間
平成22年10月1日から平成23年7月30日
(計画内容の変更に伴い、期間を延長する場合に記載する。なお、この場合には、別紙記載例1の期間変更届けの手続きは不要とする。)
- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
(申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書を添付すること。なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること)
- 9 その他に添付することが必要な資料
・変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
・計画内容を変更する必要が生じた軽微な仕様に関する写真等
・現状変更に係る地域の現況写真 など
(注1) 軽微な仕様(材質、色、形状)の変更について
材質の変更とは、鉄製から木製の柵への変更、色の変更とは、原色から中間色への看板の色彩変更、形状の変更とは、照明等設置工事において、当初は高さ3mのハイポールタイプを設置する計画から、高さ80cmのフットライトタイプに変更するなどの場合等が該当する。
(注2) 文化財に配慮されている場合について
保存管理計画等が策定されている場合には、当該変更が保存管理計画等において許容されている場合。策定されていない場合には、変更前よりも、当該文化財への影響や周囲の景観等に与える影響が小さくなる場合など

が該当する。

別紙記載例3

(文書番号)

平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

申請者名

〇〇〇〇

現状変更の計画変更書の提出について

平成〇〇年〇月〇日付け23受庁財第4号の〇〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、許可時の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに以下のとおり計画の内容変更をする必要がありますので、計画変更について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡〇〇城跡
(史跡名勝天然記念物の種別及び指定名称を記載すること)
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)
- 3 現状変更の申請内容
(照明設備の設置、案内板の設置など具体的な行為の内容を簡潔に記載すること。)
- 4 現状変更の期間を変更する理由
※必要に応じて別紙に記載すること
(許可時の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容の変更をする理由を具体的かつ詳細に記載すること。)
- 5 現状変更に係る地域の地番
(現状変更の計画内容の変更が生じた当該地域の地番が、確認できるように記載すること。なお、計画内容の変更に伴い、追加となる地域の地番がある場合は、その旨を確認できるように記載して、地域の地番及び地ぼうを標示した実測図を添付すること。)
- 6 許可されていた期間及び期間変更後の期間
※該当する場合に記載
許可された期間
平成22年10月1日から平成23年4月30日
変更後の期間
平成22年10月1日から平成23年7月30日
(計画内容の変更に伴い、期間を延長する場合に記載する。なお、この場合には、別紙記載例1の期間変更届けの手続きは不要とする。)
- 7 申請者が所有者等以外の場合 ※該当する場合に記載
(今回の計画内容の変更にあたっては、所有者等の承諾を得ていることを具体的に記載するか所有者等の承諾書を添付すること。)
- 8 管理団体がある場合 ※該当する場合に記載
(申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の

意見書を添付すること。なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること)

9 その他に添付することが必要な資料

- ・変更前・変更後の変更内容が確認できる図面等
- ・計画内容を変更する必要がある軽微な仕様に関する写真等
- ・現状変更に係る地域の現況写真 など

別記記載例 4

(文 書 番 号)

平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

申 請 者 名

〇 〇 〇 〇

現状変更許可申請書

このことについて、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 史跡〇〇城跡

(史跡名勝天然記念物の種別及び指定名称を記載すること)

2 指定年月日 昭和〇年〇月〇日

3 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

4 所有者の氏名又は名称及び住所

(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)

5 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

(占有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる占有者を記載すること。)

6 管理団体の名称及び事務所の所在地

(文化財保護法第 113 条の管理団体を記載すること。)

7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

(文化財保護法第 119 条第 2 項の管理責任者を記載すること。)

8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名 〇〇市教育委員会教育長 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

9 現状変更等を必要とする理由

これまでの発掘調査結果を踏まえて、史跡〇〇城跡の構造を解明して、復元整備の資料を得るため、第〇次発掘調査を5か年計画で行うものである。

なお、〇〇年度は、〇〇地区の発掘調査を実施する。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても計画的に事業を実施する必要性を具体的に記載すること。)

注 既に計画が実施されている事業については、残りの計画期間を包括的な許可として取り扱うことは可能です。

10 現状変更等の内容及び実施の方法

「史跡〇〇城跡第〇次発掘調査」については、国庫補助事業により、別紙〇、5か年計画に基づき実施する。
なお、〇〇年度は、〇〇地区の発掘調査を実施する。
発掘調査は、地下遺構の保存を前提として行うため、調査方法は平面での確認を原則とし、必要に応じて一部の半截を行う。調査後は砂を敷いた跡に埋め戻し保存する。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても、計画的に事業を実施する必要性を具体的に記載すること。)

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項

史跡の内容を確認するために必要であり、調査による掘削を必要最低限に収めるため、史跡に与える影響は軽微である。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても、具体的に記載すること。)

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手：平成 23 年〇月〇日 (許可あり次第等も可)

終了：平成 28 年〇月〇日

(終了時期については、余裕をもって記載すること。)

13 現状変更等に係る地域の地番

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 (平成 23 年度実施)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成 24 年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成 25 年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成 26 年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成 27 年度実施予定)

(申請時に5か年計画で実施する場所が確定している場合には、地番を記載し、地番が確定していない場合は、調査予定地区を記載すること。)

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名 〇〇市教育委員会教育長 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

15 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合には発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

経歴 発掘に関する略歴

(別紙に経歴書を添付いただくことも可能とする。)

16 出土品の処置に関する希望

〇〇資料室において一括保管し、文化財保護活動等の資料として活用したい

(出土品の取扱いについて具体的に記載すること。)

17 申請者が所有者等以外の場合※該当する場合に添付

(今回の事業に関する所有者等の承諾書を添付するこ

と)

- 18 管理団体がある場合 ※該当する場合に添付
(申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書を添付すること。なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること。)
- 19 発掘調査箇所が申請者以外の土地所有である場合
※該当する場合に添付
(土地所有者から、申請者宛の埋蔵文化財発掘調査承諾書を添付すること。)
- 20 その他参考となるべき事項
 - ・第〇次発掘調査の事業計画書
 - ・第〇次発掘調査の年度別調査予定地区
(地図上に指定範囲及び予定地区を記載すること。)
 - ・現状変更に係る地域の現況写真 など

別記記載例 5

(文 書 番 号)
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

申 請 者 名
〇 〇 〇 〇

現状変更計画書

平成〇〇年〇月〇日付け23受庁財第4号の〇〇〇で別添のとおり許可された現状変更については、許可時の条件に基づき、個々の現状変更の実施にあたり現状変更計画書を下記のとおり提出しますので、承認下さいますようお願いいたします。

について承認くださいますようお願いいたします。

- 1 史跡〇〇城跡
(史跡名勝天然記念物の種別及び指定名称を記載すること)
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)
- 3 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
(占有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる占有者を記載すること。)
- 4 管理団体の名称及び事務所の所在地
(文化財保護法第113条の管理団体を記載すること。)
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
(文化財保護法第119条第2項の管理責任者を記載すること。)
- 6 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 〇〇市教育委員会教育長 〇 〇 〇 〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

- 7 現状変更等を必要とする理由
これまでの発掘調査結果を踏まえて、史跡〇〇〇城跡の

構造を解明して、復元整備の資料を得るため、第〇次発掘調査を5か年計画で行うものである。

なお、〇〇年度は、〇〇地区の発掘調査を実施する。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても、包括的な現状変更の申請時の理由を記載すること。)

8 現状変更等の内容及び実施の方法

「史跡〇〇〇城跡第〇次発掘調査」については、国庫補助事業により、別紙〇、5か年計画に基づき実施する。

なお、〇〇年度は、〇〇地区の発掘調査を実施する。

発掘調査は、地下遺構の保存を前提として行うため、調査方法は平面での確認を原則とし、必要に応じて一部の半截を行う。調査後は砂を敷いた跡に埋め戻し保存する。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても、包括的な現状変更の申請時の理由及び個々の現状変更に伴う内容等について具体的に記載すること。)

9 現状変更等により生ずる物件の滅失もしくははき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項

史跡の内容を確認するために必要であり、調査による掘削を必要最低限に収めるため、史跡に与える影響は軽微である。

(発掘調査の場合の記入例を記載したが、その他の場合についても、包括的な現状変更の申請時の理由及び個々の現状変更に伴う内容等について具体的に記載すること。)

10 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手：平成24年〇月〇日(許可あり次第等も可)

終了：平成〇年〇月〇日

(終了時期については、余裕をもって記載すること。)

11 現状変更等に係る地域の地番

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 (平成23年度実施)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成24年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成25年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成26年度実施予定)

〇〇県〇〇市〇〇地区 (平成27年度実施予定)

(提出時に年度別に調査を実施する場所が確定している場合には、地番を記載し、地番が確定していない場合は、調査予定地区を記載すること。)

12 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
氏名 〇〇市教育委員会教育長 〇 〇 〇 〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇

13 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の許可申請書の場合には発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
氏名 〇 〇 〇 〇

住所 ○○県○○市○○町○丁目○○

経歴 発掘に関する略歴

(別紙に経歴書を添付いただくことも可能とする。)

14 出土品の処置に関する希望

○○資料室において一括保管し、文化財保護活動等の資料として活用したい

(出土品の取扱いについて具体的に記載すること。)

15 申請者が所有者等以外の場合※該当する場合に添付
(今回の事業に関する所有者等の承諾書を添付すること。ただし、許可申請時に事業計画に対して承諾を得ている場合は、改めて承諾を得ずに許可申請時の写しを添付すること。)

16 管理団体がある場合 ※該当する場合に添付
(申請者が管理団体以外の方であるときは、管理団体の意見書を添付すること。なお、管理責任者がある場合にも、同様の取扱いをすること。)

17 発掘調査箇所が申請者以外の土地所有である場合
※該当する場合に添付
(土地所有者から、申請者宛の埋蔵文化財発掘調査承諾書を添付すること。ただし、許可申請時に事業計画に対して承諾を得ている場合は、改めて承諾を得ずに許可申請時の写しを添付すること。)

18 その他参考となるべき事項

- ・第○次発掘調査の事業計画書
- ・第○次発掘調査の年度別調査予定地区
(地図上に指定範囲及び予定地区を記載すること。)
- ・現状変更に係る地域の現況写真 など

(58) 記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更等について

平成 23 年 4 月 1 日事務連絡
各都道府県教育委員会文化財担当者あて
文化庁文化財部記念物課長補佐通知

日頃から、文化財行政に関してご尽力及びご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 23 年 4 月 1 日付け文化庁記念物課長名で「記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について」を各都道府県教育委員会文化財担当課長宛てに通知させていただいておりますが、今回の事務処理方法の変更に伴う文化庁からの許可通知等の一覧を別添のとおり参考資料として送付します。

なお、現状変更の事務処理に関しては、以下の事項についてもご留意いただくとともに、関係部局および域内の市(区)町村に対しても、併せて周知していただきますようお願いいたします。

1 現状変更の許可申請者が地方公共団体の長の場合について

各地方公共団体からの申請において、知事名、市(区)町村名で申請される場合には、申請者氏名の下段に括弧書きで当該現状変更の担当部局等を記載するようお願いいたします。

2 市(区)町村教育委員会からの進達文書について
このことについては、市(区)町村教育委員会が申請者から受理した申請書を進達する際の宛先が、各都道府県宛に作成されている文書が散見されます。

今後の進達文書については、市(区)町村教育委員会教育長名で文化財保護法第 189 条に基づく意見を付して、文化庁長官宛に作成いただきますようお願いいたします。

3 同一記念物に係る同一申請者からの複数現状変更の申請について
このことについては、これまで同一申請者が同一時期に複数行う現状変更について、個別に申請される場合が散見されます。

今後は、各市(区)長村教育委員会において、このような場合には申請者に対して可能な限り、一件の申請書にまとめて申請いただくようご指導願います。

また、各都道府県教育委員会にあつては、複数の個別申請がなされた場合には文化庁長官への進達の際、複数の申請書を一件にまとめて進達するようお願いいたします。

(別紙) 文化庁からの許可通知等の一覧

- (1) 現状変更の許可時の通知文書例(条件なし)(参考資料 1)
- (2) 現状変更の許可時の通知文書例(条件付き)(参考資料 2)
- (3) 許可後の期間変更届けに対する承認文書例(参考資料 3)
- (4) 許可後の計画変更書に対する承認文書例(指示なし)(参考資料 4)
- (5) 許可後の計画変更書に対する承認文書例(指示あり)(参考資料 5)
- (6) 包括的な現状変更許可時の通知文書例(下記条件なし)(参考資料 6)
- (7) 包括的な現状変更許可時の通知文書例(下記条件あり)(参考資料 7)
- (8) 包括的な許可の条件に基づく現状変更計画書に対する承認文書例(指示なし)(参考資料 8)
- (9) 包括的な許可の条件に基づく現状変更計画書に対する承認文書例(指示あり)(参考資料 9)

参考資料 1

23 受庁財第 4 号の○○○
申請者名
○○○○

平成 23 年○月○日付け(文書番号)で申請のあった史跡○○城跡の現状変更(○○○○)を文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 125 条第 1 項の規定によって許可しま

す。

ただし、実施に当たっては、〇〇県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届けを提出して承認を受けてください。

また、軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

平成 23 年 月 日

文化庁長官 ○ ○ ○ ○

参考資料 2

23 受庁財第 4 号の〇〇〇

申 請 者 名

○ ○ ○ ○

平成 23 年〇月〇日付け（文書番号）で申請のあった史跡〇〇城跡の現状変更（〇〇〇〇）を文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項の規定により下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、〇〇県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届けを提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

平成 23 年 月 日

文化庁長官 ○ ○ ○ ○

記

1 〇〇〇〇の実施にあたっては、〇〇〇教育委員会職員の立会いを求めること。

2 重要な遺構等が発見された場合には、設計計画変更等により、その保存を図ること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文化庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には意義申立てをすることができなくなります。）

2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の

所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

参考資料 3

受庁財第 4 号の〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

申 請 者 名

○ ○ ○ ○ 殿

文 化 庁 長 官

○ ○ ○ ○

現状変更の期間変更届けについて（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提出のあった標記については、期間変更について承認します。

参考資料 4

受庁財第 4 号の〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

申 請 者 名

○ ○ ○ ○ 殿

文 化 庁 長 官

○ ○ ○ ○

現状変更の計画変更書について（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提出のあった標記については、計画内容の変更を承認します。

参考資料 5

受庁財第 4 号の〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

申 請 者 名

○ ○ ○ ○ 殿

文 化 庁 長 官

○ ○ ○ ○

現状変更の計画変更書について（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提出のあった標記については、下記の条件を付して計画内容の変更を承認します。

記

1 〇〇〇〇の実施にあたっては、〇〇〇教育委員会職員の立会いを求めること。

2 重要な遺構等が発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

参考資料 6

23 受庁財第 4 号の〇〇〇

申 請 者 名

○ ○ ○ ○

平成 23 年〇月〇日付け（文書番号）で申請のあった天然記念物〇〇〇〇〇〇繁殖地の現状変更（〇〇〇の生態調査）を文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項

の規定により、個々の現状変更の実施前に現状変更計画書を提出して、承認を受けることを条件として包括的に許可します。

ただし、実施に当たっては、〇〇県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届けを提出し、承認を受けてください。

平成 23 年 月 日

文化庁長官 ○ ○ ○ ○

(注) 取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文化庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には意義申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

参考資料 7

23 受庁財第 4 号の〇〇〇

申請者名

○ ○ ○ ○

平成 23 年〇月〇日付け（文書番号）で申請のあった史跡〇〇城跡の現状変更（〇〇〇〇整備事業）を文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条第 1 項の規定により個々の現状変更の実施前に現状変更計画書を提出して、承認を受けること及び下記の条件を付して許可します。

ただし、実施に当たっては、〇〇県教育委員会の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届けを提出し、承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合には、事前に計画変更書を提出し、承認を受けて下さい。

平成 23 年 月 日

文化庁長官 ○ ○ ○ ○

記

- 1 現状変更の実施にあたっては、事前に〇〇〇教育委員

会職員の立会いを求めること。

- 2 重要な遺構等が発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

(注) 取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文化庁長官に対して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には意義申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

参考資料 8

受庁財第 4 号の〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

申請者名

○ ○ ○ ○ 殿

文化庁長官

○ ○ ○ ○

現状変更計画書について（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提出のあった標記については、計画内容を承認します。

参考資料 9

受庁財第 4 号の〇〇〇

平成〇〇年〇月〇日

申請者名

○ ○ ○ ○ 殿

文化庁長官

○ ○ ○ ○

現状変更計画書について（回答）

平成〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で提出のあった標記については、下記の指示する事項を付して計画内容を承認します。

なお、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けて下さい。

記

- 1 現状変更の実施にあたっては、事前に〇〇〇教育委員

会職員の立会いを求めること。

- 2 重要な遺構等が発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

(59) 史跡等の現状変更の権限委譲及び現状変更の事務処理について

平成 16 年 12 月 28 日事務連絡
各都道府県教育委員会文化財主管課長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

内閣に設置されております地域再生本部が定めた基本方針に基づき、地域再生構想の第 2 次提案を募集したところ（平成 16 年 6 月 1 日～30 日）、史跡等の現状変更の許可について、都道府県教育委員会又は市教育委員会への権限委譲を促進する観点から、「管理のための計画」（文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヌに規定）を定めた都道府県教育委員会又は市教育委員会からの申出を受けて、文化庁長官がその適用区域を指定するための基準を明確にするよう要望を受けました。

これを踏まえ、別紙のとおり、「管理のための計画（管理計画）策定にあたっての留意事項」を送付しますので、事務の参考にしてください。

また、史跡等の現状変更の許可について、迅速に対応するよう要望を受けましたので、貴教育委員会におかれましては、申請書類を受領した後、意見を具して文化庁へ進達するまでの処理機関を可能な限り短縮するよう努めていただきますようお願いいたします。文化庁としても、都道府県教育委員会と連携しながら、事務処理のより一層の迅速化に努めることとします。

（別紙）管理のための計画（管理計画）策定にあたっての留意事項

I 総論

1 管理計画とは

(1) 趣旨

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 項ヌの「管理のための計画」（以下「管理計画」という。）は、ある史跡名勝天然記念物について、その指定地域内の一定区域における現状変更等の許可権限を都道府県又は市の教育委員会で包括的に行使できるようにすることを目的として定めるものである。

そのポイントは現状変更等の許可基準及びその適用区域を定めることにある。

(2) 保存管理計画とその関係

a 管理計画で定める現状変更等の許可の基準（許可基準）は、保存管理計画で定めている現状変更等の取扱い基準（保存管理基準等）と基本的に同じでよい。

b ただし、管理計画は、保存管理計画とは策定する意義・趣旨において異なる。管理計画は、あくまで権限

委譲のために策定するものであり、現状変更許可・不許可のルールを定める限定的な役割しか持たない。管理計画が定められても既策定の保存管理計画は有効であり、管理計画とより包括的な計画である保存管理計画とが並立して、それぞれの役割を果たすこととなる。

- c 管理計画の策定者は、実際にそれを適用して現状変更等の許可等の事務を行うものでなければならないため、政令上、権限委譲を受ける都道府県又は市の教育委員会と定められている。

これに対して、保存管理計画の策定者は、当該史跡名勝天然記念物の管理団体となっている教育委員会等、保存・管理が適切に行えるものであればよく、特段の定めもない。

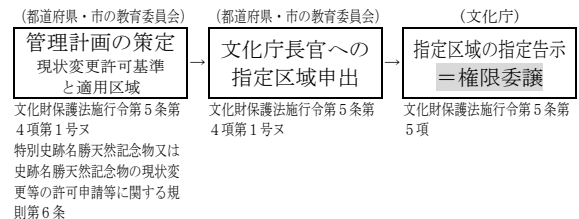
その結果、管理計画と保存管理計画の策定者が異なる場合があり得るが、それ自体は問題がない。ただし、管理計画の許可基準を策定する際には、保存管理計画ですでに定められている許可基準と齟齬や矛盾が生じないように配慮する必要がある。

- d 保存管理計画が未策定の史跡名勝天然記念物についても、法律上は、管理計画を定めれば権限委譲は可能である。遺構のないことが確認されている人家密集地等現状変更の申請件数が多いが史跡名勝天然記念物に対する影響がほとんどない区域では、保存管理計画がなくても権限委譲を行うこととしてよい。

しかしながら、史跡名勝天然記念物を将来にわたり適切に保護していくため、管理計画による権限委譲の際に、保存管理計画が同時に又はこれに先立って策定されることが望ましい。

2 手続

管理計画の策定から実際の権限委譲までの手続は次のとおりである。



3 申出書類

(1) 文化庁長官への指定区域の申出には、次の書類が必要である。

- ① 申出書
- ② 管理計画
- ③ 許可の基準の適用区域を示す図面【一般縦覧用】
- ④ (必要に応じ) 参考図【官報掲載用】
- ⑤ (必要に応じ) 関係資料

(2) 申出書

- a 申出書（おもて紙）は、文化庁長官宛に、指定区域

の申出を行う都道府県・市の教育委員会教育長名で作成する。

- b 標題は、当該史跡名勝天然記念物の名称と文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの指定区域の申出であることが一目でわかるように記す。

【例】史跡〇〇〇に関する文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの指定区域の申出について

- c 本文には、申出の理由等を簡潔に記す。

【例（申出者が都道府県の場合）】

史跡〇〇〇につき、別紙のとおり、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヌの管理のための計画（〇〇〇管理計画）を定めました。

については、〇〇〇管理計画の適用区域である◇◇町及び××村の一部における同号ヌの指定区域の指定について申し出ます。

(3) 管理計画

- a 管理計画は、申出の日より前に、又は同日付で、権限委譲を受けようとする教育委員会が定めておくことが必要である。

- b 管理計画には、以下の記載事項を記す（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第6条第1項）。様式は問わない。

- ① 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- ② 指定年月日
- ③ 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- ④ 管理計画を定めた教育委員会
- ⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- ⑥ 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- ⑦ 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- ⑧ その他参考となるべき事項

- c 管理計画には、史跡名勝天然記念物の名称を明らかにした標題を付す。

史跡名勝天然記念物が複数の県又は市町村にまたがる等のために同じ史跡名勝天然記念物について複数の管理計画があり得る場合には、「××町、△△村関係」「□□地区関係」等を付す。

【例】名勝〇〇〇〇管理計画（◇◇市関係）

(4) 許可の基準の適用区域を示す図面【一般縦覧用】

- a 許可基準の適用区域を示す図面（同規則第6条第2項）には、①都市計画の定められている区域においては縮尺1/2500の地図、②その他の地域においては可能な限り縮尺1/2500、最小でも縮尺1/10000までの地図を使用する。図面は実測図をもって代えてもよい。

- b 図面には、縮尺、スケール及び方位を表示する。

- c 指定を申し出る区域を太線等により明確に表示する。

- d 適用区域の区分けは、従来の保存管理計画上の地域区分（A地区、B地区／第1種区域、第2種区域等）と基本的に同じでよい。

- e 権限委譲を受けた都道府県又は市の教育委員会に据え置いて一般の縦覧に供するためのものであるので、太線、網掛け、色分け等により地域ごとの境界線が明確にわかるように表示する。

(5) 参考図【官報掲載用】

- a A4サイズの紙に史跡名勝天然記念物の指定地全域が入る縮尺の地図を使用する。

- b 地図には、縮尺、スケール及び方位を表示する。

- c 指定を申し出る区域を太線等により明確に表示する。

- d 適用区域の区分けは、(4)の図面と同じとする。

- e 参考図は、告示の際、官報に掲載するためのものであるため、太線や網掛け等により地域ごとの境界線が白黒でもわかるように表示する。

- f 指定区域が地番又は座標により明確なため、参考図の官報掲載を省略する場合には、添付しなくてもよい。

(6) 関係資料

- a 保存管理計画がある場合は、最新の保存管理計画を添付する。

- b 史跡名勝天然記念物の位置を示す必要がある場合は、広域図を添付する。

- c その他必要に応じ、現況・航空写真等の資料を適宜添付する。

4 告示

指定区域の指定告示には、次の事項を掲載する。

- ① 種別
- ② 名称
- ③ 指定区域
- ④ 許可等の事務を行う教育委員会
- ⑤ 参考図（地番又は座標により明確な場合は省略可）

【例】

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次のとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する
平成×年×月×日

文化庁長官 ◇◇ ◇◇

種別	名称	指定区域	許可等の事務を行う教育委員会
史跡	〇〇〇〇〇	別図のとおり ◇◇県◇◇市◇◇町の全域 同△△町△丁目△番△号、…、 ×番×号	××市教育委員会
名勝	◇◇◇◇◇	別図のとおり C地区 〇〇県〇〇都〇〇町〇番、×番 D地区 同〇〇村字〇〇の一部 (参考図1参照)	□□県教育委員会

備考 別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に据え置いて縦覧に供する。

名勝◇◇◇◇◇関係指定区域 参考図(略)

II 各論

- 1 史跡名勝天然記念物の別・名称
指定告示のとおり記す。
- 2 指定年月日
一部追加指定・解除、特別史跡名勝天然記念物への指定年月日等の関係も記す。
【例】 大正〇〇年〇月〇日史跡指定
昭和××年×月×日追加指定・名称変更
平成△△年△月△日特別史跡指定
- 3 史跡名勝天然記念物の所在地
 - (1) 権限委譲を受ける区域だけに限定せず、史跡名勝天然記念物全体の所在地を記す。
 - (2) 市町村名・字名まで記す。史跡名勝天然記念物の指定告示のように地番又は座標まで詳細に示す必要はない。
【例】 〇〇県〇〇市〇〇町及び◇◇町
△△県△△郡△△村大字××小字××
- 4 管理計画を定めた教育委員会
 - (1) 町・村の区域については都道府県教育委員会、市の区域については当該市の教育委員会である。
 - (2) 史跡名勝天然記念物の指定地域が二以上の都道府県や同じ都道府県内でも複数の市や市と町村にまたがる場合は、権限委譲を受ける都道府県・市が各々策定することとなるが、内容的に矛盾や齟齬をきたさないよう相互に十分に連絡調整しながら策定するようにする。
ただし、策定の時期は必ずしも同じ日である必要はない。
- 5 管理の状況
これまでの史跡名勝天然記念物の管理状況について簡潔に記す。例として、次のような事項が考えられる。
 - a 所有者の状況（民有地及び公有化の状況）
 - b 管理団体がある場合は、その名称、指定年月日
 - c 日常的な保守管理の状況（保守管理の内容、管理を行っている機関・団体名等）
 - d 特記すべき現状変更等（過去に行われた大規模な現状変更等）
 - e 発掘調査実績（実施年月日、調査結果（遺構の状況等）等）
 - f 保存管理計画がある場合には、その名称、策定年月日、保存管理計画を策定した教育委員会名、計画策定の趣旨
 - g 文化財保護法以外の法令・条例による規制の状況
- 6 管理に関する基本方針
文化財としての史跡名勝天然記念物の保護の基本的な方針・考え方について簡潔に記す。保存管理計画に基本方針がある場合には、基本的に同じでよい。
- 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準

及びその適用区域

- (1) 管理計画で定める現状変更等の許可の基準（許可基準）及びその適用区域は、保存管理計画で定めている現状変更等の取扱い基準（保存管理基準）及びその適用区域と基本的に同じでよい。
- (2) 「許可基準」であることから、「〇〇については認める（許可する）。」「××以外は認めない（許可しない）。」「△△については認めない（許可しない）。」等のルールを記す。
【例】
A地区は、史跡の保護のため特に重要な地域であることから、次の事項以外の現状変更は認めない。ただし、やむを得ない場合であって必要最小限度と認められる現状変更については、この限りではない。
 - 一 既存の建築物の改築
 - 二 三月以内の期間を限って設置される建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却
 - 三 ……
- (3) 適用区域については、次のように記す。
 - a 権限委譲を受ける全域について、市町村名・字名及び地番まで、若しくは座標で記す。史跡名勝天然記念物の指定の告示が図面又は座標によるため、地番により特定できない場合には、「〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇の一部」「国土調査法による第〇座標系を基準とする*、*、*、*、*を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲」等と記す。
 - b 許可基準の適用区域（A地区、B地区／第1種区域、第2種区域等）ごとに、市町村名・字名及び地番まで記す。
- 8 その他参考となるべき事項
 - (1) 旧文化財保護法第99条第1項第2号の規定に基づき、いわゆる個別権限委任を受けていた場合は、権限委任の際の告示の番号・年月日及び権限委任を受けた地域の概要について記す（該当する史跡名勝天然記念物については、参考2参照）。
 - (2) 保存管理計画がある場合には、当該保存管理計画における地区区分と許可基準の適用区域との関係その他の重要事項について記す。
 - (3) 他法令・条例により規制を受けている場合には、その名称及び許可等の権限を有するものについて簡潔に記す。
 - (4) その他権限委譲を受けるにあたって参考となりそうな事項について、適宜記す。

(60) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の許可の事務の処理基準

平成12年4月28日 文部大臣裁定
(平成27年12月21日最終改正)

※ 最終校正是平成27年12月21日 27庁財第457号「文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令等の改正について」(各都道府県・指定都市教育委員会あて文化庁次長通知)にて通知

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年制令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第5条第4項の規定のより同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において

準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請書の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 3 令 5 条第 4 項第 1 号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつて効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 4 令 5 条第 4 項第 1 号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標注、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令 5 条第 4 項第 1 号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 7 令 5 条第 4 項第 1 号ト関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 8 令 5 条第 4 項第 1 号チ関係
- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史蹟名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史蹟名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 9 令 5 条第 4 項第 1 号リ関係
- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生育状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない

い程度の一時的な捕獲をいう。

- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を越えて行われる場合
 - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令5条第4項第1号又関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

(61) 採石法及び砂利採取法の規定による認可処分と史跡等の文化財の保護について

昭和50年10月1日庁保記第194号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財保護部長通知

文化財保護法の一部を改正する法律（昭和50年法律第49号）による改正後の文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第80条の2（※1）及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第2条の規定によつて、史跡、名勝又は天然記念物につき法第80条（※2）の規定により文化庁長官の許可を受けなければならないこととされている行為で、採石法（昭和25年法律第291号）第33条及び第33条の5第1項の規定による認可（第33条の5第1項の規定による認可にあつては、岩石採取場の区域の拡張に係るものに限る。）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条及び第20条第1項の規定による認可（第20条第1項の規定による認可にあつては、砂利採取場の区域の拡張に係るものに限る。）をも要するものについては、当該認可の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該認可をするときは、令第3条各号に掲げる事項を文化庁長官に通知するものとされております。

この制度は、採石又は砂利採取と史跡等の文化財の保護との関係について、それぞれの行政の担当機関の間で連絡調整する必要から生まれたものであり、この趣旨に沿い、文化庁と通商産業省及び建設省は、その運用について下記Ⅰのとおり了解に達しております。ついては、貴職におかれてもこのことを御了知の上、下記Ⅱのとおり適切な措置を講じるよう御配慮ください。

記

- I（1）都道府県の採石法施行担当部局が、法第80条の2に規定する行為に係る岩石採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し、採石法施行規則第8条の15第1項に規定する申請書の全部若しくは一部（申請者の住所及び氏名等、岩石採取場の区域、採取をする岩石の種類及び数量並びに採取の期間の記載があるものに限る。）の写し又は同規則第8条の16第1項に規定する申請書の写しを送付したときは、それをもつて法第80条の2の通知を行つたものとするができること。

また、都道府県の採石法施行担当部局が、法第80条の2に規定する行為に係る岩石採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し、採石法第33条又は第33条の5第1項の認可についての連絡を行つたときは、それをもつて法第80条の2の通知を行つたものとするができること。

- (2) 都道府県の砂利採取法施行担当部局又は河川管理者が、法第80条の2に規定する行為に係る砂利採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対

し、砂利の採取計画等に関する規則第3条第1項に規定する申請書の全部若しくは一部(申請者の住所及び氏名等、砂利採取場の区域、採取をする砂利の種類及び数量並びに採取の期間の記載があるものに限る。)の写し又は同規則第4条第1項に規定する申請書の写しを送付したときは、それをもって法第80条の2の通知を行つたものとするができること。

また、都道府県の砂利採取法施行担当部局又は河川管理者である都道府県知事が、法第80条の2に規定する行為に係る砂利採取場の所在地を管轄する都道府県の教育委員会に対し、砂利採取法第16条又は第20条第1項の認可についての連絡を行つたときはそれをもって法第80条の2の通知を行つたものとすることができること。

- II (1) 都道府県の教育委員会は、Iによる書類等の送付又は連絡があつた場合において、当該書類の送付等に係る採石又は砂利採取が史跡、名勝又は天然記念物につき法第80条の規定による許可を要するものであり、現に同条の規定による許可の申請が行われていないときは、当該採石又は砂利採取を行おうとする者に対し、法の趣旨に基づく適切な指導を行うとともに文化庁に關係書類を添えて通知すること。
- (2) 都道府県の教育委員会は、この制度の運用に当たり、各都道府県の採石又は砂利關係行政担当部局その他の關係行政機関と十分連絡し、その円滑な推進に配慮すること。

※1・2 平成16年度の法改正により第80条及び第80条の2はそれぞれ第125条及び第125条126に改正。

(62) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行について

昭和47年10月13日序保記第179号
各都道府県政令市教育委員会教育長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

このたび公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)が昭和47年6月15日に、同法施行令(昭和47年政令第284号)が昭和47年7月17日に、同法施行規則(昭和47年建設省令・自治省令第1号)が昭和47年8月17日にそれぞれ公布され、同法の施行期日を定める政令(昭和47年政令第283号。昭和47年7月17日公布)により、昭和47年9月1日(同法第二章(市街化区域内の土地の先買い)にかかる部分については、昭和47年12月1日)から施行されることになりました。これに伴い、市街化区域の整備の促進のために必要な土地の先買いに関する制度および地方公共団体に代つて土地の先行取得等を行なうことを目的とする土地開発公社に関する制度が設けられることになりました。

この中に史跡等の指定地域の土地に関する下記1のよう

な制度が含まれておりますので、この点にご留意のうえ下記2の措置について遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、貴管下市町村教育委員会等への周知方についてもよろしくご配慮ください。

記

1 史跡指定地等に関する新しい制度について

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項※の規定によつて指定された史跡、名勝、天然記念物(以下「史跡等」という。)の地域のうち都市計画法による市街化区域内に所在するもので、都道府県知事(指定都市の場合はその長。以下同じ。)が指定し、建設省令・自治省令で定めるところにより公告した区域内の土地については、当該土地の所有者は、その土地を有償で譲り渡そうとするときは、その面積が300㎡未満のものを除き、市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならないこと(法第4条第1項第2号ニ、同法施行令第2条第1項第1号、同法施行規則第2条、第6条)。

また、上記の知事の指定した地域外の土地を含めて市街化区域内の土地(その面積が300㎡以上のものに限る。)の所有者で、その土地の地方公共団体等による買取りを希望する者は、市町村長を経由して都道府県知事にその旨を申し出ることができること(法第5条第1項、同法施行令第4条、同法施行規則第5条、第6条)。

- (2) (1)の届出または申出があり、法第6条の規定による協議によつて買い取られた土地は、届出にかかるものにあつてはこれを史跡等の保護または管理に関する事業の用に、申出にかかるものにあつてはこれらの事業等またはこれにかかる代替地の用に供しなければならないこと(法第9条第1項、同法施行令第5条第4号)。
- (3) 地方公共団体は、この法律の規定する土地の取得および管理その他の業務を円滑に処理するため、土地開発公社を設立することができることとなるが、この公社が取得し、および管理することのできる土地として史跡等の保護または管理のために必要な土地が含まれること(法第10条、同法施行令第6条第2号)。

2 新しい制度の運用について留意すべき事項

- (1) 土地の先買いに関する法の規定の施行に伴い、都道府県知事は届出にかからしめる土地の範囲を指定し、当該史跡等の種別、名称および当該範囲を公告しなければならないので、貴教育委員会においては、次の事項に留意して、指定すべき土地の範囲の決定につき遺漏のないよう早急に措置されたい。
- (ア) 指定すべき土地の範囲の決定にあつては、

あらかじめ当該史跡等の現況、現状変更等の規制の方針、整備による活用、それらに伴う財源の確保等に関する見通しを立てて行なうこと。

(イ) また、この場合、史跡等の所在する市町村、法第二章の施行を所掌する部局および国庫補助等の関係上文化庁ともあらかじめ充分協議すること。

なお、上記の土地の指定が行なわれた場合には、その史跡等の種別、名称、所在地および当該土地の範囲、面積を、図面および当該公告の写を添付し文化庁へ連絡されたい。

(2) 土地開発公社は、地方公共団体にかわつて土地の先行取得を行なうことを目的として設立されるものである。従来各種公社等において実施例のある史跡等の先行取得も土地開発公社の業務の範囲内に含まれることとなつたものである。従来各種公社等のなかには、史跡等の先行取得をその業務の範囲とするか否かについて疑義の生じていたものもあつたが、教育委員会においては、新しい土地開発公社の制度に着目し、史跡等の指定地にかかる法の規定による先買ひその他の土地の先行取得について適切な措置をとるよう配慮されたい。なお、法の規定による先買ひを含め、土地開発公社による先行取得の具体的な実施にあつては、関係部局および土地開発公社と充分連絡協議するとともに、従来どおり事前に文化庁に連絡し、財政措置等について充分協議するよう措置されたい。

おつて、土地開発公社は、法施行令第6条第2号の規定における史跡等のほか文部大臣による指定以前のものであつても、その保護または管理のために必要な土地については取得できるので念のため申し添える。

(なお、法の施行について、別紙のとおり、建設省および自治省から通達されているので、あわせてご了知おき願ひたい。)

※ 平成16年度の法改正により第69条は第109条に改正

(別紙) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行について

昭和47年8月25日建設省都政発第23号・自治画第92号各都道府県知事、各政令指定市長あて建設事務次官、自治事務次官依命通達
さる第68回国会(常会)で成立をみた公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)は昭和47年6月15日に、同法施行令(昭和47年政令第284号)は昭和47年7月17日に、同法施行規則(昭和47年建設省令・自治省令第1号)は昭和47年8月17日に、それぞれ、公布された。同法の施行期日は、公有地の拡大の推進に関する法律の施行期日を定める政令(昭和47年政令第283号)により昭和47年9月1日とされているが、同法第二章に係る部分については、先買ひについて国民に対する周知徹底を図

る必要があるので、同年12月1日とされているところである。

公有地の拡大の推進に関する法律は、最近における公共用地等の取得難に対処し、農林漁業との健全な調和を図りつつ良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、当面の措置として、市街化区域内の土地の先買ひに関する制度の整備、地方公共団体に代わつて土地の先行取得を行なうことを目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とするものである。

かかる本法制定の趣旨に従ひ、その施行にあつては、下記の点に十分留意して遺憾なきを期せられたく、命により通達する。

なお、貴下市町村についても、この旨、通知されたい。

記

1 公有地の確保および有効利用について

各地方公共団体は、本法の目的に従ひ、農林漁業との健全な調和を図りつつ良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、公有地の計画的な確保とその有効かつ適切な利用を図ること。この場合において、地方公共団体が自ら積極的に公有地の確保を図るとともに、法第三章に規定する土地開発公社を活用し、当該地方公共団体の土地需要に対処しうよう指導、監督すること。なお、公有地取得の現状にかんがみ、財源難等の理由によりみだりに公有地を処分することは厳に慎むべきものであること。

2 市街化区域内の土地の先買ひについて

法第二章の市街化区域内の土地の先買ひについては、民間における土地取引の安全を害することのないよう次の諸点に留意して制度の適切かつ円滑な運用を図ること。

(1) 法第4条第1項の届出または法第5条第1項の申出(以下「届出等」という。)は、規則第6条の規定により市町村長(特別区の存する区域にあつては、特別区の区長。以下本項において同じ。)を経由してしなければならないこととされているが、この場合における法第6条第2項に規定する「届出等のあつた日」および法第8条第3号に規定する「届出等をした日」は市町村長において届出等を受理した日であること。したがつて、市町村長は届出等を受理したときは、届出等に係る書類の写しを保管するとともに、届出等に係る書類の正本をただちに都道府県知事に送付し、事務処理の迅速化に努めること。

(2) 届出等に係る土地については、法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して1年を経過する日までの間、当該届出等をした者について

法第4条第1項の規定の適用が免除されているので、都道府県知事および市町村長は届出等に係る書類の正本および写しをそれぞれ整理して、特定の土地に係る法第4条第1項の規定の適用の有無について正確に把握し、事務処理の円滑化に努めること。

- (3) 都道府県知事および指定市の長は、あらかじめ法第4条第1項第1号から第3号までの土地の区域について関係行政機関から図面等を提出させること等により、都市計画の決定等の状況を正確に把握しておくとともに、地方公共団体等（法第2条第2号に規定する地方公共団体等をいう。以下同じ。）から用地取得計画を提出させる等の措置により市街化区域における地方公共団体等の土地取得の要望を適確に把握し、法第6条第1項または第3項の通知の迅速化に努めること。
- (4) 法第4条第1項の届出に係る土地の買取りの協議の運用にあたっては、民間自力建設住宅の比重の大きいことにかんがみ、民間による良好な住宅団地の建設等について十分配慮を行ない、民間の宅地、住宅の供給事業に不当な支障を生ずることのないよう留意すること。
- (5) 市街化区域内の土地の先買い制度は、民間における土地取引を制限するものであることにかんがみ法第二章の施行に際し、あらかじめ本法の趣旨、内容等について宅地建物取引業者、関係住民等に十分周知させるよう努めること。

また、法第4条第1項第1号から第3号までに係る土地について、都市計画を決定する場合等においては、当該土地の所有者に対して、本法による届出義務等の内容について周知措置をとるよう特段の配慮を払うこと。

- (6) 都道府県知事および指定市の長は地方公共団体等からなる連絡協議会の設置、事務処理要領の制定等法第二章に係る事務の執行体制の整備を図ること。

3 土地開発公社について

(1) 土地開発公社の設立について

ア 土地開発公社は、各地方公共団体において設立することができることとなつているが、公共施設の整備等公有地需要の著しい地域においては、所要の手続きを経て、土地開発公社を発足させるよう努めること。

なお、既存の民法上の公益法人である地方公社で、公共用地等の取得、造成および処分を行なつているもの等その業務内容からみて今後、土地開発公社として運営してゆくことが適当と認められるものについては、法附則第2条の規定による組織変更の方法を活用して土地開発公社への切

換えを図るよう検討すること。

イ 土地開発公社は、各地方公共団体が単独に設立することができるが、本法は共同設立の途をも開いており市町村においては広域的見地からの公共施設の整備等のため必要な土地について総合的かつ効率的な取得をはかるため、広域的な生活圏域内の市町村が共同して設立することが望ましいこと。なお大都市、大都市周辺都市等で人口の増加および地価の上昇が著しい地域、その他特別の事情が認められる地域においてはこの限りでないこと。

ウ 土地開発公社への出資金の額は、土地開発公社の経営の健全化に寄与するとともに、土地開発公社に出資する各地方公共団体の財政事情等も勘案して定めること。

(2) 土地開発公社の役員および職員について

ア 土地開発公社の役員については、土地開発公社の業務の適正かつ能率的な運営を図るため、慎重に選任すること。

イ 土地開発公社の役員および職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている趣旨にかんがみ役職員の身分および職務の公共性について厳重に注意を喚起し、規律の向上を図るよう指導すること。

ウ 土地開発公社の役職員の数は、事業量等を勘案して過大となることのないよう配慮すること。

(3) 土地開発公社の業務について

ア 土地開発公社の業務の執行にあたっては、土地開発公社が地方公共団体に代わつて土地の取得等を行なうという性格にかんがみ、都市計画、農業上の土地利用計画、その他地方公共団体の各種計画との調整が担保されるよう緊密な連けいを確保し、その適正な運営を図ること。

なお、土地開発公社は各種公共施設等の用地の確保に積極的に対処するとともに、国その他の公共的団体から土地の取得のあつせん等について委託があつた場合には委託に係る事業の公共性等を十分考慮のうえ、これに応ずることとするよう指導すること。

イ 土地開発公社が事業計画を作成するにあたっては、土地開発公社の組織、資金事情等を勘案して土地の取得、管理、処分等について事業の計画的かつ円滑な実施が図られるよう努めることとし、処分価格についても適正であるよう十分に指導すること。

ウ 土地開発公社が資金計画を作成するにあたっては、事業の資金の確保を図るため、土地開発公社が負担する債務について設立団体が債務保証を

行なうこと等により良好な条件で民間資金が導入できるよう協力すること。

なお、土地開発公社に対しては、公営企業金融公庫の融資の途が開かれていますので当該制度を活用させ、あわせて農協系統資金の利用についての制度が緩和されることとなつているところであるので留意すること。

エ 従来の民法上の公益法人である地方公社においては、ややもすればその運営に適切を欠くことによつて赤字を生じ、設立地方公共団体にその負担が転嫁されることがあつたが、土地開発公社についてはこのようなことのないよう健全な運営を図ること。

オ 土地開発公社は耕作目的での土地の取得または農地としての代替地の取得を行なわないこととし、転用目的で取得した農地は原則として次の収穫期までに非農地化するよう指導すること。

(2) 土地開発公社の監督について

市町村の設立に係る土地開発公社に対しては、業務の健全な運営を確保するため適切な指導に努めるとともに、随時報告を求める等によつて十分監督すること。

■参考条例等

(63) 都道府県の文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の参考案について

昭和50年9月30日庁保第190号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知

このことについて、文化財保護法の一部を改正する法律(昭和50年法律第49号)の施行に伴い、別添一及び別添二のとおり作成しましたので、御参考までに送付します。

貴都道府県においては、この参考案を参照の上、それぞれの実情に応じて所要の措置を執るよう御配慮願います。

(別添一) 都道府県文化財保護条例(参考案)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十八条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で都道府県の区域内に存するものうち都道府県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて都道府県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

注 「都道府県にとつて」というのは、当該文化財の重要性を判断する場合の立場をいうのであり、その素材たる文化財は、文化財保護法第九十八条第二項及び第二条の規定から明らかとなつて「我が国にとつて価値

の高いもの」でなければならない。

なお、「我が国にとつて」というのは、「日本の文化」というような意味に解せられる。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

注(1) 法第八十三条の三の規定により市町村が定めた伝統的建造物群保存地区について都道府県が選定する旨の規定を設ける場合には、伝統的建造物群を文化財の定義の中に含める必要がある。

注(2) 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物について法第二条第一項第一号から第四号までの字句を掲げることは、もとより差し支えない。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 教育委員会は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 都道府県指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定有形文化財(以下「都道府県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。

3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める〇〇都道府県文化財保護審議会(以下「都道府県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による都道府県(公)報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該都道府県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

注 指定の効力発生時期につき法第二十八条第二項ただし書のような規定を置かないのは、所有者等の同意を指定の要件としたからである。

(解除)

第五条 都道府県指定有形文化財が都道府県指定有形文化

財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 都道府県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県(公)報で告示するとともに、当該都道府県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第四項の規定による都道府県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、都道府県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

注(1) 都道府県指定有形文化財がその都道府県の区域内に所在しなくなった場合(一時的な所在の場所の変更を除く。)は、特殊な事由のうちに含めて取り扱うことが適当である。また、指定は、第四条第二項の規定により所有者等の同意を要件としているので、所有者等において、指定の当時の事情に著しい変更があり、所有者等の同意が当然予想されないような事態に立ち至つたときは、特殊の事由に該当するものとして指定の解除をするのが、所有権尊重の趣旨に沿うものであろう。

注(2) 法においては、指定書の返付期限を限定しているが、法に認められるこれに対する過料の制裁が条例においては認められず、過料の制裁のない期限の限定を条例に規定することは、あまり実益がないので「速やかに」としたのであるが、事務の便宜上施行規則に期間を限定することは、もとより差し支えない。

以下同様とする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 都道府県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、都道府県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 都道府県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したとき

は、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。(滅失、き損等)

第八条 都道府県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九条 都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届出をもつて足りる。

注 都道府県の区域外への移動について、許可制をとられている向きもあるようであるが、所有権の制限として行き過ぎの感があるので、このような条項は削除されることが適当である。

なお、既に補助金を交付した都道府県指定有形文化財が都道府県の区域外に移動する場合は、有償譲渡の場合が多いと考えられるので、第十三条の規定により納付金を納付させることは、もとより可能である。

(管理又は修理の補助)

第十条 都道府県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、都道府県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十一条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、都道府県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 都道府県指定有形文化財の管理が適当でないため当該都道府県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 都道府県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都道府県の負担とすることができる。

4 前項の規定により都道府県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項及び前条の規定を準用する。

注 管理又は修理について命令制度を設け、罰則をもって強制することは、条例による制限としては不適當であると思われるので、このような命令制度は設けていない。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 都道府県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第十条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した都道府県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該都道府県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該都道府県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を都道府県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した都道府県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に、当該耐用年数から修理等を行った時以後当該都道府県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該都道府県指定有形文化財を都道府県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、都道府県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十四条 都道府県指定有形文化財に関しその現状を変更

し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、都道府県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十五条 都道府県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第十六条 教育委員会は、都道府県指定有形文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該都道府県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、都道府県指定有形文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該都道府県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第一項の規定による出品のために要する費用は、都道府県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を都道府県の負担とすることができる。

4 都道府県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、第一項の規定により都道府県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該都道府県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る都道府県指定有形文化財の管理に関し必要な指示

をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

- 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該都道府県指定有形文化財を滅失し、又はき損したときは、都道府県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第十七条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、都道府県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第九条の規定による届出があつた場合には、前条第六項の規定を準用する。

注 第三者による公開を法第五十三条のように許可制によつて規制する必要性は、比較的薄いので、本条による所有者の届出、所有者に対する指示によつて間接的に処置するものとしたのである。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、都道府県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該都道府県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

注 指定のための強制調査権を規定することは、法においてもこれを避けているので、条例においてもこれを規定しない方がよいと思われる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 都道府県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該都道府県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該都道府県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第三章 都道府県指定無形文化財

(指定)

第二十条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する無形文化財（法第五十六条の三第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち都道府県にとつて重要なものを〇〇都道府県指定無形文化財（以下「都道府県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていて団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、別に定める都道府県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- 4 第一項の規定による指定は、その旨を都道府県（公）報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体（保持団体にあつては、その代表者）として認定しようとするものに通知してする。

- 5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

- 6 前項の規定による追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(解除)

第二十一条 都道府県指定無形文化財が都道府県指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第三項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を都道府県（公）報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

- 5 都道府県指定無形文化財について法第五十六条の三第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を都道府県（公）報で告示するとともに、当該都道府県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、都道府県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を都道府県（公）報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第二十二条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、

事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第二十三条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、都道府県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都道府県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

（公開）

第二十四条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し都道府県指定無形文化財の公開を、都道府県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による都道府県指定無形文化財の公開には、第十六条第三項及び第六項の規定を準用する。

3 都道府県は、第一項の規定による都道府県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

（保存に関する助言又は勧告）

第二十五条 教育委員会は、都道府県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

注 都道府県指定無形文化財以外の無形文化財について法第五十六条の九のようにその記録の作成等に関する規定を設けなかつたのは、国の場合と異なり都道府県の場合には、このような制度を特に設ける必要が少ないと思われるからである。

第四章 都道府県指定有形民俗文化財・都道府県指定無形民俗文化財

（指定）

第二十六条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第五十六条の十第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定有形民俗文化財（以下「都道府県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第五十六条の十第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定無形民俗文化財（以下「都道府県指定無形民俗文化財」と

いう。）に指定することができる。

2 前項の規定による都道府県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による都道府県指定無形民俗文化財の指定には、第二十条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による都道府県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を都道府県（公）報に告示してする。

（解除）

第二十七条 都道府県指定有形民俗文化財又は都道府県指定無形民俗文化財が都道府県指定有形民俗文化財又は都道府県指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による都道府県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による都道府県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十一条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による都道府県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を都道府県（公）報に告示してする。

5 都道府県指定有形民俗文化財又は都道府県指定無形民俗文化財について法第五十六条の十第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該都道府県指定有形民俗文化財又は都道府県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の都道府県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

7 第五項の場合の都道府県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を都道府県（公）報で告示しなければならない。

（都道府県指定有形民俗文化財の保護）

第二十八条 都道府県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（都道府県指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第二十九条 第六条から第十三条まで及び第十六条から第十九条までの規定は、都道府県指定有形民俗文化財について準用する。

（都道府県指定無形民俗文化財の保存）

第三十条 教育委員会は、都道府県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、都道府県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都道府県

は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

(都道府県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第三十一条 教育委員会は、都道府県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第二十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

(都道府県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十二条 教育委員会は、都道府県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(都道府県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十三条 教育委員会は、都道府県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、都道府県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第二十条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

第五章 都道府県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十四条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する記念物（法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち都道府県にとって重要なものを〇〇都道府県指定史跡、〇〇都道府県指定名勝又は〇〇都道府県指定天然記念物（以下「都道府県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

注 「都道府県指定史跡名勝天然記念物」については、史跡名勝天然記念物の呼称が一般名詞に近いので、都道府県指定のものについて有形文化財の場合のような国の指定のものとの誤解、混用を避ける適当な呼称を見出し難いので、一応この呼称としたのであり、より適当な呼称があれば、それによることは、もとより差し支えない。

(解除)

第三十五条 都道府県指定史跡名勝天然記念物が都道府県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 都道府県指定史跡名勝天然記念物について法第六十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該都道府県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識の設置)

第三十六条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、都道府県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

注 標識等の設置は、保存のための管理であるので、第三十九条で準用される第十条第一項の規定により補助金の交付が可能である。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十七条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第三十九条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第三十八条 都道府県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、都道府県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第三十九条 第六条から第八条まで、第十条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条第一項の規定は、都道府県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第六章 都道府県選定保存技術

(選定等)

第四十条 教育委員会は、都道府県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第八十三条の七第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち都道府県として保存の措置を講ずる必要があるものを〇〇都道府県選定保存技術（以下「都道府県選定保存技術」という。）として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、都道府県選定保存技術の保持者又は保存団体（都道府県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 一の都道府県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第二十条第三項から第六項までの規定を準用する。（解除）

第四十一条 教育委員会は、都道府県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第二十一条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 都道府県選定保存技術について法第八十三条の七第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該都道府県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、第二十一条第六項の規定を準用する。
- 6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、都道府県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を都道府県（公）報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第四十二条 保持者及び保存団体には、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

（保存）

第四十三条 教育委員会は、都道府県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、都道府県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、都道府県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十条第二項及び第十一条の規定を準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第四十四条 教育委員会は、都道府県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第七章 補則

（施行規則）

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

注 本条にいう「この条例の施行に関し必要な事項」とは条例の施行に関し必要な事項である限り、法令、条例に違反せず、かつ、教育委員会規則で定めうる範囲内の事項であれば、手続的事項のみに限定されることはない。

第八章 罰則

（刑罰）

第四十六条 都道府県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十七条 都道府県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十八条 第十四条又は第三十八条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、都道府県指定有形文化財若しくは都道府県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、昭和 年 月 日から施行する。

注 文化財の名称の変更に伴う必要の経過措置（例えば、

従前の都道府県指定民俗資料を新制度における都道府県指定有形民俗文化財とみなすこと。) 罰則の変更に伴う必要な経過措置等については、当然附則において規定を設ける必要があるが、これらについては、文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)の附則及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第〇〇号)の附則等を参照して措置されたい。

(別添二) 都道府県文化財保護審議会条例(参考案)
(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百五条の規定に基づき、〇〇都道府県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に〇〇都道府県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員〇人で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

注 委員の定数については、審議会が合議制であること及び各専門分野に対応する委員が必要であること等を考慮すれば、一応、二十人程度が適当と考えられるが、従来の文化財専門委員の定数など各都道府県の事情により適宜措置されたい。

第四条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

注 「学識経験のある者」として文化財に関する専門の学識を有する者のほか、広く文化財に関する学識経験を有する者(いわゆる一般学識経験者)も含めて任命するよう考慮することが望ましい。

第五条 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育委員会〇〇課において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

- 1 この条例は、昭和 年 月 日から施行する。
- 2 〇〇都道府県文化財専門委員条例(昭和〇〇年条例第〇〇号)は、廃止する。

(64) 伝統的建造物群保存地区の制度の実施について

昭和50年9月30日庁保第192号
各都道府県教育委員会あて文化庁文化財保護部長通知

このことについては、別途、文化庁次長より「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和50年9月30日付け庁保管第191号)で通達されたところであり、関係市町村において、必要な条例の制定等について、さらに下記事項に留意し、この制度の実施に遺漏なきを期するよう、貴管下市町村に対し周知徹底を図るとともに、適切に指導されるようお願いいたします。

記

1 条例の制定について

伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の制度の実施に必要な市町村の条例については、別添の標準条例に準拠して制定されたいこと。

2 保存地区の決定について

(1) 保存地区を定めようとするときは、保存地区が文化財である伝統的建造物群を保存するために定められる地区であること等にかんがみ、当該保存地区の区域の決定、保存計画の策定その他について市町村長と市町村の教育委員会は相互に連絡協議を密接に行い、保存地区の保存の適切円滑を期するよう配慮すること。

なお、教育委員会は、当該保存地区に係る伝統的建造物群の認定、これと一体をなしてその価値を形成している環境の範囲の認定その他当該保存地区の保存計画の策定等に当たっては、学識経験者、関係行政機関の職員等よりなる審議会に諮問して慎重、適切を期することが望ましく、このため条例で、例えば伝統的建造物群保存地区保存審議会(標準条例参照)を設けるのが適切であること。

(2) 都市計画区域内では、保存地区の名称(例えば

〇〇市(町村) 〇〇伝統的建造物群保存地区) を定めることとなった(文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和 50 年政令第 293 号。以下「整備政令」という。)第 4 条により改正された都市計画法施行令第 4 条)が、都市計画区域以外の区域にあつても同じ趣旨により保存地区に名称を定めること。

- (3) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 4 項の臨港地区又は第 3 条の 3 の規定による港湾計画が定められた区域(以下「臨港地区等」という。)で、都市計画区域以外の区域において保存地区を定めようとするときは、あらかじめ、港湾管理者と協議するようにすること。
- (4) 国有林が所在する地域で都市計画区域以外の区域において、保存地区を定めようとするときは、教育委員会は、あらかじめ営林局長と十分協議すること。民有林が同地区内に含まれることとなる場合には、私権を十分尊重して行うとともに、同地区の決定に関し、林務担当部局と協議して行うこと。

3 保存計画の決定について

- (1) 保存地区を決定したときは、教育委員会は、当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定め、これを告示する必要がある。保存計画に定めるべき基本的事項については、標準条例に準拠することとし、保存計画の内容については、建造物等の保存整備計画及び保存、管理等に必要な経費の補助基準等を具体的に定める必要がある。

なお、教育委員会が保存計画を策定するに当たっては、当該市町村及び都道府県(当該市町村に建築主事が置かれていない場合は、都道府県)の建築行政担当部局と、都市計画が定められている地域にあつては、都市計画行政担当部局とあらかじめ、十分協議すること。

- (2) 保存地区内においては、市町村は、一定の場合、建設大臣の承認を得て、条例で建築基準法第 21 条から第 25 条まで、第 28 条、第 43 条、第 44 条、第 52 条、第 53 条、第 55 条、第 56 条及び第 61 条から第 64 条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができることとされたが、このことについては追つて通知する。

4 現状変更の規制について

保存地区における現状変更については、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「施行令」という。)第 4 条第 2 項の規定に基づき、市町村の条例において、あらかじめ、市町村の教育委員会(都市計画に定めた保存地区にあつては、市町村の長及び教育委員会)の許可を受けなければならないこととなるが、許可等の

処分については、次の諸点に留意されたい。

- (1) 都市計画に定めた保存地区にあつては、現状変更の許可申請書上の申請先は、書類上市町村の長及び教育委員会の連記とし、教育委員会に一通提出することをもつて足りることとする等、条例等の制定に当たつて、申請書の様式、提出の手続等につき住民の便宜を計るよう配慮すること。
- (2) 臨港地区等に保存地区が定められている場合において、教育委員会が許可等の処分を行おうとするときは、あらかじめ、港湾管理者と協議するようにすること。
- (3) 施行令第 4 条第 2 項ただし書の非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、標準条例に準拠して定めることとするほか、次の事項に留意すること。

非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、単に災害時における行為のみならず、災害防止上猶予できないものであつて災害の発生した年の 4 月 1 日の属する年度内に施行する箇所に係る事業及びその実施に必要な行為を含むものとする。これを具体的に例示すれば、次のとおりである。

- ア 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 41 条に規定する保安施設事業のうち、当年発生災害の復旧のために緊急に施行する治山事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号。以下「国庫負担法」という。)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業、並びに国庫負担法に規定する道路、河川、海岸及び砂防設備の災害復旧事業
- ウ 林地崩壊防止事業実施要綱(昭和 41 年 11 月 10 日付け 41 林野治第 1858 号農林事務次官依命通達)に規定する林地崩壊防止事業
- エ 小規模山地災害対策事業実施要綱(昭和 50 年 4 月 10 日付け 50 林野治第 673 号農林事務次官依命通達)に規定する小規模山地災害対策事業
- オ 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 2 条第 4 項に規定する地すべり防止工事

- (4) 保存地区の保存等に関する重要事項については、学識経験者等からなる審議会に諮問する等により適切な判断が行われるようにすることが望ましい。
- (5) 都市計画に定めた保存地区において市町村長が施行令第 4 条第 3 項第 8 号に定める基準により許可等の処分を行うものとされたのは、法第 83 条の 3 第 1 項の規定により、都市計画区域内にあつては、特に、保存地区を都市計画に定めて、その保存を図

ることとされた立法趣旨に従い、現状変更行為の目的、行為後の建築物等又は土地の用途等の観点からも判断を加え保存の十全を期そうとしたものであること。したがって、この運用に当たっては、地域住民の生活との関連を十分配慮しつつ、具体的事例に即して、公正かつ客観的判断に基づいて行うよう努めること。

(6) 国又は地方公共団体の機関については、一般の場合の許可に代えて協議するものとされているが（施行令第4条第5項）、教育委員会がこの協議を受けるに当たっては、それぞれの行政が目的とする公益性について適切に配慮するとともに、許可基準の趣旨に即して歴史的風致の維持が図られるよう十分努力することが必要であること。なお、国又は地方公共団体の機関には、法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされた法人（日本国有鉄道法による日本国有鉄道のほか日本専売公社はじめ25法人（整備政令第11条から第35条まで参照）を含むものであること。

(7) 郵便局舎の新築、改築、増築、移築若しくは除却に係る協議又は許可の申請については、郵政事業の特殊性にかんがみ十分配慮すること。

(8) 施行令第4条第6項の規定による通知の制度は、同項各号に掲げられたそれぞれの事業の公益性にかんがみ、許可又は協議の対象から除外されたものであり、条例の必要的記載事項であるが、それぞれ保存地区の実態にてらし、その保存に支障があると認められる場合又は著しい支障があると認められる場合には、市町村の条例で通知の対象から除外できることとなっていること。なお、各号に掲げられた行為に類する行為については、それぞれの保存地区に著しい支障がないと認めて特に条例で定めるものについては、通知行為とすることができる。（標準条例第9条各号に列記されている行為は、公益性が特に大であるとして掲げられたものであるので特別の事情のない限り原則として除外しないこと。）

なお、同項第1号中「国、都道府県又は市町村」には、法令の規定により国の行政機関又は地方公共団体とみなされた法人（日本電信電話公社はじめ15法人（整備政令参照）を含むものであること。

5 保存のための措置について

市町村が、保存地区の保存のため行う措置については、保存のため市町村が自ら実施する事業と所有者等が行う保存行為に対する助成措置その他の援助とがある。市町村が自ら実施する事業には歴史民俗資料館等当該伝統的建造物群保存地区の公開活用のための施設のほか、防災施設、説明板、標識、標柱等が考えられる。

所有者等が行う保存行為に対しては、都道府県及び市

町村は、所有者等の負担をできるだけ軽減するように、十分な財政援助を行う必要がある。

6 その他

保存地区の決定及び取消し並びに保存地区に関する条例の制定及び改廃その他保存地区の保存に関する重要な事項については、市町村及び都道府県の関係行政担当部局（市町村及び都道府県の文化財保護行政担当部局、建築行政担当部局、都市計画行政担当部局等）は相互に十分協議して行うようにすること。

(別添) ○○市（町村）伝統的建造物群保存地区保存条例（都市計画区域以外の区域の場合）

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第八十三条の三（※1）第二項の規定に基づき、本市（町村）が定める伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もつて本市（町村）の文化的向上に資することを目的とする。

（注）伝統的建造物群保存地区を都市計画法の規定により都市計画に定める場合にあつては、第一条は、次のとおりとすること。

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第八十三条の三第一項の規定に基づき、本市（町村）が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もつて本市（町村）の文化的向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第二条第五号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第八十三条の二に規定する「伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）をいう。

（保存地区の決定）

第三条 教育委員会は、本市（町村）の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

2 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生

ずる。

(注) 都市計画に保存地区を定める場合にあつては、本条を省略すること。

(保存地区の取消し)

第四条 教育委員会は、保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

(注) 都市計画に保存地区を定める場合にあつては、本条を省略すること。

(保存計画)

第五条 教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 第一項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- 二 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(注)「伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件」には、それぞれの伝統的建造物群の実情に応じ、それと一体をなして歴史的風致の形成に重要な関連を有している樹木、池、川等の自然物及び土地が考えられる。

- 三 建造物の保存整備計画に関する事項
- 四 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(注)「助成措置等」とは、本条例第十二条の規定による経費の補助のほか、各市町村で行う物資の提供、あつ旋に関すること、資金の融資、固定資産税その他の市町村税の優遇措置に関することなどをいうものである。

- 五 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 第一項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第六条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- 二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外

観を変更することとなるもの

- 三 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- 四 木竹の伐採
- 五 土石類の採取
- 六 水面の埋立て又は干拓

(注1) 都市計画に保存地区を定める場合にあつては、この条から第十条まで中、「教育委員会」を「市(町村)長及び教育委員会」とすること。

(注2) 第六号は、文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第二項第六号の規定に基づき、条例で特に許可対象行為に加えるものとしてこの標準条例に掲げたものである。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- 一 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 二 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - イ 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ロ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

三 次に掲げる木竹の伐採

- イ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ハ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
- ニ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ホ 仮植した木竹の伐採

四 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(注)「法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為」とは、例えば、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条第一項の規定に基づく消防用設備等の設置に係る行為などである。

- ロ 都道府県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- ハ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(注)「林業を営むために行う行為」とは、新植、補植、下刈り、枝打ち、除伐、つる切り、間伐、主伐、架線集材等をいうが、林業を営む者の認定にあつては、継続的に林業を営む者すなわち伐採後遅滞なく植林を行うことが確実にする者に限るものとする。

(イ) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、
移転又は除却（仮設の工作物を除く。）

(ロ) 用排水施設又は幅員が二メートルを超える
農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所
として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が三
メートルを超える林道の設置

(ハ) 宅地の造成又は土地の開墾

(ニ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために
行うものを除く。）

(ホ) 水面の埋立て又は干拓

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合には、保存
地区の保存のため必要な限度において条件を付すること
ができる。

(許可基準)

第七条 教育委員会は、前条第一項各号に掲げる行為で次
の各号に定める基準に適合しないものについては、同条
同項の規定による許可をしてはならない。

(注) 都市計画に保存地区を定める場合にあつては、「次
の各号に定める基準」の下に、「(市(町村)長にあつ
ては、第八号に定める基準)」を加えること。

一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝
統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、
模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更する
こととなるものについては、それらの行為後の伝統的
建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統
的建造物群の特性を維持していると認められるもの
であること。

二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該
伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同
じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び
移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持し
ていると認められるものであること。

三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当
該伝統的建造物群の特性を維持していると認められ
るものであること。

四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは
改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外
観を変更することとなるものについては、それらの行
為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色
彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうもの
でないこと。

五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建
築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴
史的風致を著しく損なうものでないこと。

六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態
が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうもので
ないこと。

七 前条第一項第三号から第六号までの行為について

は、それらの行為後の地貌(ぼう)その他の状態が当該
保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこ
と。

八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土
地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保
存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれが
ないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第八条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定に
より国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法
人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、
第六条第一項の許可を受けることを要しない。この場合
において、当該国の機関等は、第六条第一項の許可に係
る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会
に協議しなければならない。

第九条 次の各号に掲げる行為については、第六条第一項
及び第八条の規定は適用しない。この場合において、第
六条第一項の許可又は第八条の協議に係る行為をしよう
とするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知
しなければならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による都市
計画事業の施行として行う行為

二 都市計画法による国、都道府県若しくは市町村（都
の特別区を含む。）又は当該都市計画施設を管理する
こととなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に
関する都市計画に適合して行う行為

三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第
一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定に
より指定された河川の改良工事の施行又は管理に係
る行為

四 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工
事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が
準用されるものを含む。）に係る行為

五 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）に
よる地すべり防止工事の施行に係る行為

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭
和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止
工事の施行に係る行為

七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五
条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係
る行為

八 森林法第四十一条に規定する保安施設事業の施行
に係る行為

九 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十
六年法律第九十七号）又は農林水産業施設災害復旧事
業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年
法律第百六十九号）に規定する林地荒廃防止施設災害
復旧事業

- 十 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第一号の二及び同条第二項に規定する業務に係る行為
- 十一 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 十二 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）に規定する業務に係る行為（第三号に掲げるものを除く。）
- 十三 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 十四 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれからの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- 十五 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 十六 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- 十七 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為
- 十八 港則法（昭和三十二年法律第百七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- 十九 漁港法（昭和三十五年法律第三百七十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- 二十 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号から第十一号までに掲げる港湾施設（同条第六項の規定により同条第五項第一号から第十一号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- 二十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場で公共の用に供するものの設置又は管理に係る行為
- 二十二 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- 二十三 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 二十四 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- 二十五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和三十二年法律第百十号）第八条の二、第九条並びに第四十四条第一項第一号及び第二号に基づく行為
- 二十六 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第六条まで及び第八条に基づく行為
- 二十七 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 二十八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- 二十九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 三十 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為
- 三十一 農用地開発公団法（昭和三十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号及び第六号（第一号に係るものに限る。）に規定する業務に係る行為
- 三十二 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- 三十三 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十（※2）第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条（※3）第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第六十九条（※4）第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条（※5）第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- 三十四 日本国有鉄道、日本鉄道建設公団又は本州四国連絡橋公団が行う鉄道施設又は軌道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- 三十五 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第一条第一項若しくは第二項に規定する地方鉄道の敷設（駅等の建設を除く。）、同条第三項に規定する索道で一般の需要に応じ旅客も若しくは物品を運送するものの建設又はこれらの施設の管理に係る行為

三十六 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

三十七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第一百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為

三十八 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

三十九 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

四十 日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が行う公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

四十一 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

四十二 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

四十三 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為

四十四 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

四十五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

四十六 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

四十七 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

四十八 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和三十九年法律第一号）第五条による歴史的風土保存計画に基づく事業の施行に係る行為

四十九 首都圏近郊緑地保全法（昭和三十九年法律第一号）第四条による近郊緑地保全計画に基づく事業の執行に係る行為

五十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十

二年法律第三百号）第四条による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為

（許可の取消し等）

第十条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第六条第一項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

一 この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

二 この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしてゐる者若しくはした者

三 第六条第三項の規定により許可に付した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、第六条第一項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

（損失の補償）

第十一条 市（町村）は、第六条第一項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

（経費の補助等）

第十二条 市（町村）は、保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。（審議会の設置等）

第十三条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

（注）都市計画に保存地区を定める場合にあつては、市（町村）長及び教育委員会の諮問に応じることができるものとする。

3 審議会の委員の定数は十五人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。

5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（罰則）

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定に違反した者
- 二 第十条第一項の規定に基づく命令に違反した者
(規則への委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(注) 都市計画に保存地区を定める場合にあつては、「教育委員会規則」を「市(町村)規則及び教育委員会規則」とすること。

(後略)

※1～5 平成16年度の法改正により第83条の3は第143条、第56条の10は第78条、第57条は第92条、第69条は第109条、第70条は第110条に改正

■指定報告等

(65) 文化財の保護のための条例の制定の場合の報告について

平成21年6月3日事務連絡
各都道府県教育委員会文化財保護担当課あて
文化庁文化財部伝統文化課通知

文化財保護法第182条第3項において、地方公共団体が条例の制定若しくはその改廃又は文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文化庁長官にその旨を報告しなければならないとされています。

現在、書面にて報告いただいているところですが、電子化を見据え、今後は書面に加え、電子データもあわせて添付いただきますようお願いいたします。

なお、電子データにつきましては、書面に記載する事項テキストファイルで、写真及び図面はJPGファイルで報告をお願いします。

6 県条例・規則・通知等

(1) 宮城県文化財保護審議会条例

昭和50年12月25日宮城県条例第50号
最終改正平成25年4月1日

(趣旨)

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条の規定に基づき、文化財保護審議会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 文化財保護法第九十条第一項の規定に基づき、宮城県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。
3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
4 部会に属すべき委員及び部会委員は、六人以内とし、会長が指名する。
5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び部会委員の互選によつて定める。
6 第四条の規定は部会委員について、前二条（第五条第

一項を除く。）の規定は部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
(文化財専門委員の設置に関する条例の廃止)
2 文化財専門委員の設置に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十七号）は、廃止する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] (略)

附則（平成一七年条例第八七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二五年条例第七号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] (略)

(2) 宮城県文化財保護条例

昭和50年12月25日宮城県条例第49号
最終改正平成28年4月1日

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	有形文化財（第三条—第十五条）
第三章	無形文化財（第十六条—第二十一条）
第四章	民俗文化財（第二十二条—第二十九条）
第五章	埋蔵文化財（第三十条・第三十一条）
第六章	史跡名勝天然記念物（第三十二条—第三十七条）
第七章	文化的景観（第三十八条—第四十三条）
第八章	文化財の保存技術の保護（第四十四条—第四十六条）
第九章	罰則（第四十七条—第五十条）
第十章	雑則（第五十一条・第五十二条）
附則	
第一章	総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するものうち重要なものの保存及び活用を図るため必要な措置を講ずるとともに、法の施行に関し必要な事項を定め、もつて県民の文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

第二章 有形文化財

(指定)

第三条 教育委員会は、有形文化財のうち重要なものを宮城県指定有形文化財に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 第一項の指定は、告示をもつて行い、当該告示があつた日からその効力を生ずる。

(解除)

第四条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けた宮城県指定有形文化財(以下「指定有形文化財」という。))が指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたとき又は指定有形文化財の全部が滅失したときは、当該指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

(管理又は修理の指示)

第五条 教育委員会は、指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に対し、指定有形文化財の管理又は修理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第六条 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定有形文化財を管理しなければならない。

2 指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、当該指定有形文化財の管理は、教育委員会が行うことができる。

3 指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。))に選任することができる。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。(所有者等の変更)

第七条 指定有形文化財の所有者に変更があつたときは新たに所有者となつた者、指定有形文化財の権原に基づく占有者に変更があつたときは新たに権原に基づく占有者になつた者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者(以下この章において「所有者等」という。))は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。(滅失、き損等)

第八条 指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)及び権原に基づく占有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九条 所有者等は、当該指定有形文化財の所在する場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第十条 知事は、指定有形文化財の管理又は修理について多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、所有者等に対し、予算の範囲内で補助することができる。

(現状変更等の制限)

第十一条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、当該指定有形文化財の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第一項の規定による許可を受けた者が前項の規定による許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 県は、第一項の規定により許可を受けることができなかつたことにより、又は第二項の規定により許可に条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十二条 所有者等は、当該指定有形文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の三十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条の規定による補助又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第十三条 所有者等以外のものが指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、所有者等に対し、当該指定有形文化財の公開を勧告することができる。

(報告の徴取)

第十四条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、当該指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

第十五条 所有者等に変更があつたときは、新たに所有者

等となつた者は、当該指定有形文化財に関しこの条例に基づく教育委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

第三章 無形文化財

(指定)

第十六条 教育委員会は、無形文化財のうち重要なものを宮城県指定無形文化財に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、指定しようとする無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第一項の規定による指定及び前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

4 第一項の指定及び第二項の認定は、告示をもつて行ふ。

5 教育委員会は、第一項の規定により指定をした後においても、当該指定を受けた宮城県指定無形文化財(以下「指定無形文化財」という。)の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の追加認定には、第三項及び第四項の規定を準用する。

(解除)

第十七条 教育委員会は、指定無形文化財が指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認める場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認める場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第一項の指定の解除又は前項の認定の解除には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 指定無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該指定無形文化財の指定及び当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

(保持者の氏名変更等)

第十八条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるとき

は、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散したときにあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存の補助）

第十九条 知事は、指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

第二十条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

第二十一条 教育委員会は、指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 民俗文化財

（指定）

第二十二条 教育委員会は、有形の民俗文化財のうち重要なものを宮城県指定有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち重要なものを宮城県指定無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の宮城県指定有形民俗文化財の指定には第三条第二項から第四項までの規定を、前項の宮城県指定無形民俗文化財の指定には第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。

（解除）

第二十三条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けた宮城県指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）又は宮城県指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）が指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定有形民俗文化財の指定の解除には第三条第三項及び第四項の規定を、前項の指定無形民俗文化財の指定の解除には第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該指定有形民俗文化財又は当該指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。指定有形民俗文化財の全部が滅

失したときも、同様とする。

（指定有形民俗文化財の現状変更等の届出等）

第二十四条 指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（指定有形民俗文化財の公開）

第二十五条 指定有形民俗文化財の所有者、権原に基づく占有者又は次条において準用する第六条第三項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者（以下次項において「所有者等」という。）以外のものが指定有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、所有者等に対し、当該指定有形民俗文化財の公開を勧告することができる。

（指定有形民俗文化財に係る準用）

第二十六条 第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定は、指定有形民俗文化財について準用する。

（指定無形民俗文化財の記録の公開）

第二十七条 教育委員会は、指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、当該記録の公開を勧告することができる。

（指定無形民俗文化財に係る準用）

第二十八条 第十九条及び第二十一条の規定は、指定無形民俗文化財について準用する。

（指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財に関する補助）

第二十九条 知事は、指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助することができる。

第五章 埋蔵文化財

（報償金）

第三十条 法第一百五十五条第一項後段の規定による報償金の支給及び同条第三項の規定による報償金の額の決定に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（譲与等）

第三十一条 教育委員会は、法第一百五十五条第一項前段の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第六章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十二条 教育委員会は、記念物のうち重要なものを宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は、宮城県指定天然記念物に指定することができる。

2 前項の指定には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

(解除)

第三十三条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けた宮城県指定史跡、宮城県指定名勝又は宮城県指定天然記念物(以下「指定史跡名勝天然記念物」という。)が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第三条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたとき、又は指定史跡名勝天然記念物の全部が滅失したときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

(管理団体)

第三十四条 教育委員会は、指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合は所有者、権原に基づく占有者若しくは第三十七条において準用する第六条第三項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると認める場合には、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該指定史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の指定には、第三条第四項の規定を準用する。

第三十五条 教育委員会は、前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、同項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章において「管理団体」という。)の指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第三条第四項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第三十六条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可には、第十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(準用)

第三十七条 第五条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において管理団体が指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧を行うときは、第五条及び第六条第一項中「所有者及び権原に基づく占有者」とあり、第八条中「所有者(管理責任者がある場合は、その者)及び権原に基づく占有者」とあり、第十条、第十二条第一項及び第十四条中「所有者等」とあるのは、それぞれ「管理団体」と読み替えるものとする。

第七章 文化的景観

(選定)

第三十八条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち重要なものを宮城県選定文化的景観(以下「選定文化的景観」という。)として選定することができる。

2 前項の選定には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

(解除)

第三十九条 教育委員会は、選定文化的景観が選定文化的景観としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の選定の解除には、第三条第三項及び第四項の規定を準用する。

3 選定文化的景観について法第三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定があつたとき、又は選定文化的景観の全部が滅失したときは、当該選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。

(滅失又はき損)

第四十条 選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者(以下この章において「所有者等」という。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理に関する勧告)

第四十一条 教育委員会は、管理が適当でないため選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

(現状変更等の届出等)

第四十二条 選定文化的景観に関しその現状を変更し、又

はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合又は教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第四十三条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、選定文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

第八章 文化財の保存技術の保護

(選定)

第四十四条 教育委員会は、伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（以下「保存技術」という。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを宮城県選定保存技術として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定しようとする保存技術の保持者又は保存団体（保存技術を保存することを主たる目的とする社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第一項の選定及び前項の認定には、第十六条第三項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第四十五条 教育委員会は、前条第一項の規定による選定を受けた宮城県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認める場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認める場合その他特殊の事由があるときは、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の選定の解除又は前項の認定の解除には、第十六条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 県選定保存技術について法第四百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。
- 5 保持者が死亡したとき又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は解除されたものとする。

(準用)

第四十六条 第十八条、第十九条及び第二十一条の規定は、県選定保存技術について準用する。

第九章 罰則

(罰則)

第四十七条 指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十八条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第十一条第一項又は第三十六条第一項の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで指定有形文化財若しくは指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は第十一条第三項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、教育委員会の指定有形文化財若しくは指定史跡名勝天然記念物の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第十章 雑則

(申請等の受理等の特例)

第五十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第五十五条第一項の規定により、別表第一号の表の上欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の下欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第二号の表の上欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の下欄に掲げる市町村が伝達することとする。

(委任)

第五十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の文化財保護条例の規定によつてなされた指定、許可、届出その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。
 - 3 この条例の施行前に行つた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(屋外広告物条例の一部改正)

4 屋外広告物条例 (昭和四十九年宮城県条例第十六号)
の一部を次のように改正する。

[次のよう] (略)

別表 (第五十一条関係)

一 市町村が受理する申請等の範囲等

申請等	市町村
<p>一 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十二条第一項の規定による届出</p> <p>ロ 法第九十四条第一項及び第三項の規定による通知等</p> <p>ハ 法第九十七条第一項及び第三項の規定による通知等</p> <p>ニ 法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請 (文化財保護法施行令 (昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。) 第五条第四項第一号イからヲまでに掲げる現状変更等 (同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の市の区域 (法第一百五十一条に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を県教育委員会が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。) 内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。) に係るものに限る。)</p>	各市町村
<p>二 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十三条第一項の規定による許可の申請 (令第五条第三項第一号イ及びロに掲げる現状変更等 (仙台市の区域内において行われる場合を除く。) に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第五十三条第一項の規定による許可の申請 (公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合 (仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。) に限る。)</p> <p>ハ 法第九十三条第一項の規定による届出</p> <p>ニ 法第九十六条第一項の規定による届出</p>	各市町村 (仙台市を除く。)
<p>三 法第八十八条第一項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出</p>	各市町村 (仙台市を除く。)
<p>四 この条例及びこの条例の施行のための教育委員会規則に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第七条 (第二十六条及び第三十七条において準用する場合を含む。) の規定による届出</p> <p>ロ 第八条 (第二十六条及び第三十七条において準用する場合を含む。) の規定による届出</p> <p>ハ 第九条 (第二十六条において準用する場合を含む。) の規定による届出</p> <p>ニ 第十一条第一項の規定による許可の申請</p> <p>ホ 第十二条第一項 (第三十七条において準用す</p>	各市町村

<p>る場合を含む。) の規定による届出</p> <p>ヘ 第十三条第一項の規定による許可の申請</p> <p>ト 第十八条 (第四十六条において準用する場合を含む。) の規定による届出</p> <p>チ 第二十四条第一項の規定による届出</p> <p>リ 第二十五条第一項の規定による届出</p> <p>ヌ 第三十六条第一項の規定による許可の申請</p> <p>ル 第四十条の規定による届出</p> <p>ヲ 第四十二条第一項の規定による届出</p> <p>ワ イからヲまでに掲げるもののほか、この条例の施行に係る事務のうち、教育委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの</p>	
--	--

二 市町村が伝達する処分等の範囲等

処分等	市町村
<p>一 法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十三条第四項 (法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。) の規定による停止命令 (文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第五十一条第五項 (法第五十一条の二 (法第八十五条において準用する場合を含む。) 及び第八十五条において準用する場合を含む。) の規定による停止命令 (公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が県の区域内に存するものである場合に限る。)</p> <p>ハ 法第五十三条第四項の規定による停止命令 (文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)</p> <p>ニ 法第八十四条第二項の規定による停止命令</p> <p>ホ 法第九十二条第二項の規定による指示等</p> <p>ヘ 法第九十四条第二項及び第三項の規定による通知等</p> <p>ト 法第九十七条第二項及び第三項の規定による通知等</p> <p>チ 法第二百二十五条第一項及び第三項の規定による許可等 (令第五条第四項第一号イからヲまでに掲げる現状変更等 (同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の特定区域内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。) に係るものに限る。)</p> <p>リ 法第三十条 (法第七十二条第五項において準用する場合を含む。) の規定による報告の徴収 (チに掲げる許可に係るものに限る。)</p>	各市町村
<p>二 法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可等 (令第五条第三項第一号イ及びロに掲げる現状変更等 (仙台市の区域内において行われる場合を除く。) に係るものに限る。)</p> <p>ロ 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可等 (公開に係る重要文化財が県の</p>	各市町村 (仙台市を除く。)

<p>区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。）</p> <p>ハ 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収（イに掲げる許可に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第九十三条第二項の規定による指示</p> <p>ホ 法第九十六条第二項、第五項、第七項及び第八項の規定による命令等</p>	
<p>三 法第八十八條第三項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知</p>	<p>各市町村（仙台市を除く。）</p>
<p>四 この条例及びこの条例の施行のための教育委員会規則に基づく処分等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第三条第一項の規定による指定</p> <p>ロ 第四条第一項の規定による解除</p> <p>ハ 第十一条第一項及び第三項（第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可等</p> <p>ニ 第十三条の規定による許可等</p> <p>ホ 第十四条（第二十六条及び第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収</p> <p>ヘ 第十六条第一項、第二項及び第五項（第四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定等</p> <p>ト 第十七条第一項及び第二項の規定による解除</p> <p>チ 第二十条の規定による勧告</p> <p>リ 第二十一条（第二十八条及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による勧告</p> <p>ヌ 第二十二条第一項の規定による指定</p> <p>ル 第二十三条第一項の規定による解除</p> <p>ヲ 第二十四条第二項の規定による指示</p> <p>ワ 第二十五条第二項の規定による勧告</p> <p>カ 第二十七条の規定による勧告</p> <p>ヨ 第三十二条第一項の規定による指定</p> <p>タ 第三十三条第一項の規定による解除</p> <p>レ 第三十四条第一項の規定による指定</p> <p>ソ 第三十五条第一項の規定による解除</p> <p>ツ 第三十六条第一項の規定による許可</p> <p>ネ 第三十八条第一項の規定による選定</p> <p>ナ 第三十九条第一項の規定による解除</p> <p>ラ 第四十一条の規定による勧告</p> <p>ム 第四十二条第二項の規定による勧告</p> <p>ウ 第四十三条の規定による報告の徴収</p> <p>キ 第四十四条第一項及び第二項の規定による選定等</p> <p>ノ 第四十五条第一項及び第二項の規定による解除</p>	<p>各市町村</p>

附則（平成一二年条例第一二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一七年条例第一五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（屋外広告物条例の一部改正）

2 屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕（略）

附則（平成二七年条例第一三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年条例第九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（3）宮城県文化財保護条例施行規則

昭和 51 年 1 月 30 日宮城県教育委員会規則第 5 号
最終改正平成 23 年 4 月 1 日

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 有形文化財（第二条—第十五条）
第三章 無形文化財（第十六条—第十九条）
第四章 民俗文化財（第二十条—第二十四条）
第五章 埋蔵文化財（第二十五条—第二十七条）
第六章 史跡名勝天然記念物（第二十八条—第三十三条）
第七章 文化的景観（第三十四条—第四十条）
第八章 文化財の保存技術の保護（第四十一条・第四十二条）
第九章 雑則（第四十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 有形文化財

（指定の通知及び指定書の交付）

第二条 教育委員会は、条例第三条第一項の規定により指定したときは、その旨を当該指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するとともに、当該所有者に指定書（様式第一号）を交付するものとする。ただし、当該所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により交付された指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、当該所有者は、指定書再交付申請書（様式第二号）によりその再交付の申請をすることができる。

（平一七教委規則一七・一部改正）

（原簿）

第二条の二 教育委員会に指定書の原簿を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該指定有形文化財の名称及び員数
- 二 条例第三条第一項の規定により指定有形文化財に

指定された年月日

三 当該指定有形文化財が建造物であるときは、その構造及び形式

四 当該指定有形文化財が絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものであるときは、その寸法、重量又は素材その他の特徴

五 指定書の記号番号

六 当該指定有形文化財の所在の場所

七 当該指定有形文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

2 指定書の交付又は再交付をしようとする場合には、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付のときは、その理由を記載し、かつ、この原簿に掛けて当該指定書に割印を押すものとする。

(平二三教委規則五・追加)

(解除の通知及び告示並びに指定書の返付)

第三条 教育委員会は、条例第四条第一項の規定により指定を解除したとき又は同条第三項の規定により指定が解除になったときは、その旨を当該解除の際における当該指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。ただし当該所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、条例第四条第三項の規定により指定有形文化財の全部が滅失したことにより指定が解除になったときは、その旨を告示するものとする。

3 第一項の規定により通知を受けた所有者は、当該通知を受けた日から三十日以内に当該指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理責任者の選任及び解任の届出)

第四条 指定有形文化財の所有者は、条例第六条第三項の規定により選任したときは、当該管理責任者と連署の上当該選任の日から二十日以内に管理責任者選任届(様式第三号)によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財の所有者は、前項の管理責任者を解任したときは、当該解任の日から二十日以内に管理責任者解任届(様式第四号)によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(所有者の変更等の届出)

第五条 条例第七条第一項の規定による届出は所有者(占有者)変更届(様式第五号)により、同条第二項の規定による届出は所有者(占有者、管理責任者)氏名等変更届(様式第六号)により行うものとする。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、当該変更届に当該指定書を添えなければならない。

2 指定有形文化財について引き続き権原に基づく占有者がいない場合で新たに権原に基づく占有者となつた者は、

占有者届(様式第七号)によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 指定有形文化財の所有者は、当該指定有形文化財について権原に基づく占有者がなくなつたときは、占有者不在届(様式第八号)によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(滅失、き損等の届出書)

第六条 条例第八条の規定による届出は、滅失等届(様式第九号)により行うものとする。

(所在場所の変更の届出書)

第七条 条例第九条の規定による届出は、所在場所変更届(様式第十号)に当該指定書を添えて行うものとする。

ただし、所在の場所を変更した後、一年以内の現在の所在の場所又は当該指定書記載の所在の場所に復する場合は、当該指定書の添付を要しない。

(所在場所の変更の届出を要しない場合等)

第八条 条例第九条ただし書の規定により教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第五条の規定により指示を受けて行う管理又は修理のために所在場所を変更しようとするとき。

二 条例第十条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために所在場所を変更しようとするとき。

三 条例第十一条第一項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)のために所在場所を変更しようとするとき。

四 条例第十二条第一項の規定による届出をして行う修理のために所在場所を変更しようとするとき。

五 条例第十三条第一項又は第二項の規定による許可又は勧告を受けて行う公開のために所在場所を変更しようとするとき。

六 文化庁長官の指定する博物館その他の施設に出品するために所在場所を変更しようとするとき。

七 条例第九条の規定による届出を行つて所在場所を変更した後、当該変更届に記載した期日(期日の変更の届出を行つたときは、その期日)において復することを明らかにした場所に復するために所在場所を変更しようとするとき及び前各号に掲げる所在場所の変更を行つた後、変更前の所在場所又は当該指定書記載の所在場所に復するために所在場所を変更しようとするとき。

八 前各号に掲げる場合以外の場合であつて所在場所の変更が三十日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在場所を変更しようとする場合を除く。

2 条例第九条ただし書の規定により教育委員会規則で定める所在場所を変更した後届け出ることをもつて足る

場合は、火災、震災等の災害に際し所在場所を変更する場合その他所在場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

3 前項の届出は、当該変更の日から二十日以内に行わなければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(現状変更等の許可申請)

第九条 条例第十一条第一項の規定により許可を受けようとする者（以下この項において「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（様式第十一号）に次に掲げる図書を添えてその旨を教育委員会に申請しなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 六 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第十一条第一項の規定により許可を受けた者は、前項の現状変更等許可申請書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更許可申請書（様式第十二号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(現状変更等の終了の届出)

第十条 条例第十一条第一項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（様式第十三号）にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(現状変更等の許可を受けることを要しない場合)

第十一条 条例第十一条第一項ただし書の規定により教育委員会規則で定める許可を受けることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財を当該き損前の原状に復するとき。
- 二 指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 条例第十条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。

四 指定有形文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(修理の届出)

第十二条 条例第十二条第一項の規定による届出は、修理届（様式第十四号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- 一 修理の設計仕様書及び設計図
- 二 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 修理をしようとする者（以下この項において「修理者」という。）が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 四 修理者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 五 修理者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第十二条第一項の規定により届出をした者は、前項の修理届又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、修理変更届（様式第十五号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(修理の修了の届出)

第十三条 条例第十二条第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る修理を終了したときは、速やかに、修理終了届（様式第十六号）にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(公開の許可)

第十四条 条例第十三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、公開許可申請書（様式第十七号）に次に掲げる図書を添えて、当該指定有形文化財を移動しようとする日の十日前までにその旨を教育委員会に申請しなければならない。

- 一 公開を行おうとする施設及び陳列、防災等の設備の概要を示す図面又は写真
- 二 所有者、権原に基づく占有者及び管理責任者の承諾書

2 条例第十三条第一項の規定により許可を受けた者は、前項の公開許可申請書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、公開変更許可申請書（様式第十八号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(平一七教委規則一七・平二三教委規則五・一部改正)

(指定書の引渡し)

第十五条 指定有形文化財の所有者に変更があつたときは、旧所有者は、当該指定有形文化財の引渡しと同時に当該指定書を新たに所有者となつた者に引き渡さなければならない。

第三章 無形文化財

(指定及び認定の通知並びに認定書の交付)

第十六条 教育委員会は、条例第十六条第一項の規定により指定し、又は同条第二項の規定により認定したときは、その旨を当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知するとともに、認定書(様式第十九号)を交付するものとする。同条第五項の規定により追加認定した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により交付された認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、当該保持者又は保持団体の代表者は、認定書再交付申請書(様式第二十号)によりその再交付の申請をすることができる。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(原簿)

第十六条の二 教育委員会に認定書の原簿を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該指定無形文化財の名称
- 二 条例第十六条第一項の規定により指定無形文化財に指定された年月日
- 三 当該指定無形文化財の保持者又は保持団体名
- 四 認定書の記号番号

2 認定書の交付又は再交付をしようとする場合には、前項の原簿に交付又は再交付の年月日及び再交付のときは、その理由を記載し、かつ、この原簿に掛けて当該認定書に割印を押すものとする。

(平二三教委規則五・追加)

(解除の通知及び告示並びに認定書の返付)

第十七条 教育委員会は、条例第十七条第一項の規定により指定を解除したとき若しくは同条第二項の規定により認定を解除したとき又は同条第四項の規定により指定及び認定が解除になつたときは、その旨の当該解除の際における当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第十七条第五項の規定により認定又は指定が解除になつたときは、その旨を告示するものとする。

3 第一項の規定により通知を受けた保持者又は保持団体の代表者は、当該通知を受けた日から三十日以内に当該認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出書)

第十八条 条例第十八条の規定による届出は、保持者氏名変更等届(様式第二十一号)又は保持団体名称変更等届

(様式第二十一号の二)により行うものとする。この場合において、当該届出が氏名又は名称の変更に係るものであるときは、当該変更等届に当該認定書を添えなければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(保持者が届出を要する事由)

第十九条 条例第十八条前段の規定により教育委員会規則で定める届出を要する事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
- 二 保持者にその保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

(平一七教委規則一七・一部改正)

第四章 民俗文化財

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第二十条 条例第二十四条第一項の規定による届出は、現状変更等届(様式第二十二号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 現状変更等をしようとする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 四 現状変更等をしようとする者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 五 現状変更等をしようとする者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 六 現状変更等をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第二十四条第一項の規定により届出をした者は、前項の現状変更等届又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更届(様式第二十三号)に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(指定有形民俗文化財の現状変更等の終了の届出)

第二十一条 条例第二十四条第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届(様式第二十四号)にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出を要しない場合)

第二十二条 条例第二十四条第一項ただし書の規定により教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 指定有形民俗文化財がき損している場合において、

その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形民俗文化財を当該き損前の原状に復するとき。

二 指定有形民俗文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 条例第二十六条において準用する条例第十条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。

四 指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(指定有形民俗文化財の公開の届出)

第二十三条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、公開届(様式第二十五号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

一 公開を行おうとする施設及び陳列、防災等の設備の概要を示す図面又は写真

二 所有者、権原に基づく占有者及び管理責任者の承諾書

2 条例第二十五条第一項の規定により届出をした者は、前項の公開届又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、公開変更届(様式第二十六号)に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(平一七教委規則一七・一部改正)

(指定有形民俗文化財に係る準用)

第二十四条 第二条から第八条まで及び第十五条の規定は、指定有形民俗文化財について準用する。この場合において、第二条から第五条まで及び第十五条中「指定有形文化財」とあるのは「指定有形民俗文化財」と、第二条第一項及び第二条の二第一項第二号中「条例第三条第一項」とあるのは「条例第二十二条第一項」と、第二条第一項に規定する様式第一号中「指定有形文化財」とあるのは「指定有形民俗文化財」と読み替えるものとする。

(平二三教委規則五・一部改正)

(指定無形民俗文化財の指定の通知及び指定書の交付)

第二十四条の二 教育委員会は、条例第二十二条第一項の規定により指定したときは、その旨を当該指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める団体(指定無形民俗文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるもの。以下「保護団体」という。)の代表者に通知するとともに、指定書(様式第十九号の二)を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、当該保護団体の代表者は、指定書再交付申請書(様式第二号)によりその再交付の申請をすることができる。こ

の場合において、様式第二号中「指定有形文化財」とあるのは、「指定無形民俗文化財」と読み替えるものとする。

(平二三教委規則五・追加)

(解除の通知及び指定書の返付)

第二十四条の三 教育委員会は、条例第二十三条第一項の規定により指定を解除したとき又は同条第三項の規定により指定が解除になったときは、その旨を当該解除の際における当該無形民俗文化財の保護団体の代表者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた保護団体の代表者は、当該通知を受けた日から三十日以内に当該指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(平二三教委規則五・追加)

(指定無形民俗文化財に係る準用)

第二十四条の四 第十六条の二の規定は指定無形民俗文化財について準用する。この場合において、「認定書」とあるのは「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは「指定無形民俗文化財」と、「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第二十二条第一項」と、「保持者又は保持団体名」とあるのは「保護団体名」と読み替えるものとする。

(平二三教委規則五・追加)

第五章 埋蔵文化財

(平一二教委規則五〇・追加、平一七教委規則一七・旧第四章の二繰下)
(報償金の額を決定するための埋蔵文化財の価格の決定)

第二十五条 条例第三十条の規定による報償金の額を決定するため、埋蔵文化財の価格を決定しようとするときは、埋蔵文化財価格評価員(以下「評価員」という。)の意見を聴かななければならない。

(平一二教委規則五〇・追加、平一七教委規則一七・旧第二十四条の二繰下・一部改正)

(評価員の職務)

第二十六条 評価員は、独立して前条の埋蔵文化財の価格を評価する。

2 前項の規定による評価は、原則として文書によるものとし、口頭による場合は、これを記録しなければならない。

(平一二教委規則五〇・追加、平一七教委規則一七・旧第二十四条の三繰下・一部改正)

(評価員の資格)

第二十七条 評価員は、学識経験者であつて、評価すべき物件について、直接利害関係のないものうちから、物件ごとに二人以上を、必要のつど教育長が委嘱する。

(平一二教委規則五〇・追加、平一七教委規則一七・旧第二十四条の四繰下)

第六章 史跡名勝天然記念物

(平一七教委規則一七・旧第五章繰下)

(指定の通知及び指定書の交付)

第二十八条 教育委員会は、条例第三十二条第一項の規定

により指定したときは、当該指定史跡名勝天然記念物の所有者及び権限に基づく占有者並びに条例第三十四条第一項に規定する指定管理団体にその旨を通知するとともに、指定書（様式第十九号の二）を交付するものとする。
（平一七教委規則一七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三教委規則五・一部改正）

（管理団体の指定又は解除の通知）

第二十九条 教育委員会は、条例第三十四条第一項の規定により指定したときは当該管理団体に、条例第三十五条第一項の規定により指定を解除したときは当該解除の際における当該管理団体にその旨を通知するものとする。

（平一七教委規則一七・旧第二十六条繰下・一部改正）

（現状変更等の許可申請）

第三十条 条例第三十六条第一項の規定により許可を受けようとする者（以下この項において「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（様式第二十七号）に次に掲げる図書を添えてその旨を教育委員会に申請しなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域の写真
- 四 現状変更等をしようとする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 七 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- 八 許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 九 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

3 条例第三十六条第一項の規定により許可を受けた者は、第一項の現状変更等許可申請書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更許可申請書（様式第二十八号）に第一項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（平一七教委規則一七・旧第二十七条繰下・一部改正）

（現状変更等の許可を受けることを要しない場合）

第三十一条 条例第三十六条第一項ただし書の規定により

教育委員会規則で定める許可を受けることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定史跡名勝天然記念物を当該き損又は衰亡前の原状に復するとき。
- 二 指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- 四 条例第三十七条において準用する条例第十条の規定により補助を受けて行う管理又は復旧のために現状変更等を行うとき。
- 五 指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

（平一七教委規則一七・旧第二十八条繰下・一部改正）

（標識等の設置）

第三十二条 指定史跡名勝天然記念物の所有者、権原に基づく占有者、管理責任者及び管理団体は、当該指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、標柱、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（平一七教委規則一七・旧第二十九条繰下）

（史跡名勝天然記念物に係る準用）

第三十三条 第三条（第三項を除く。）から第六条まで、第十条、第十二条、第十三条及び第十六条の二の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第三条、第四条及び第五条中「指定有形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、第三条第一項中「条例第四条第一項」とあるのは「条例第三十三条第一項」と、同条第二項中「条例第四条第三項」とあるのは「条例第三十三条第三項」と、第十二条及び第十三条中「修理」とあるのは「修復」と、第十六条の二中「認定書」とあるのは「指定書」と、「指定無形文化財」とあるのは「指定史跡名勝天然記念物」と、同条の二第一項第二号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第三十二条第一項」と、同条の二第一項第三号中「保持者又は保持団体名」とあるのは「所有者、権限に基づく占有者又は管理団体名」と読み替えるものとする。

（平一七教委規則一七・旧第三十条繰下、平二三教委規則五・一部改正）

第七章 文化的景観

（平一七教委規則一七・追加）

（選定の申出）

第三十四条 条例第三十八条第一項の規定による市町村の申出は、文化的景観選定申出書（様式第二十九号）により行うものとする。

（平一七教委規則一七・追加）

(選定の通知及び選定書の交付)

第三十五条 教育委員会は、条例第三十八条第一項の規定により選定したときは、その旨を当該選定文化的景観の所有者及び権原に基づく占有者並びに前条の申出を行った市町村(以下「申出市町村」という。)に通知するとともに、申出市町村に選定書(様式第十九号の二)を交付するものとする。

(平一七教委規則一七・追加、平二三教委規則五・一部改正)

(解除の通知及び告示)

第三十六条 教育委員会は、条例第三十九条第一項の規定により選定を解除したときは、その旨を当該解除の際における当該選定文化的景観の所有者及び権原に基づく占有者並びに申出市町村に通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第三十九条第三項の規定により選定文化的景観の全部が滅失したことにより選定が解除になったときは、その旨を告示するものとする。

(平一七教委規則一七・追加)

(滅失又はき損の届出)

第三十七条 条例第四十条の規定による届出は、滅失等届(様式第三十号)により行うものとする。

(平一七教委規則一七・追加)

(現状変更等の届出)

第三十八条 条例第四十二条第一項の規定による届出は、現状変更等届(様式第三十一号)に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌(ぼう)を表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域の写真
- 四 現状変更等をしようとする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 現状変更等をしようとする者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 現状変更等をしようとする者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 七 その他教育委員会が必要とする書類

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(平一七教委規則一七・追加)

(現状変更等の届出を要しない場合)

第三十九条 条例第四十二条第一項ただし書の規定により教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 選定文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該選定文化的景観を当該き損前の原状に復するとき。
- 二 選定文化的景観がき損している場合において、当該

き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 選定文化的景観の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

(平一七教委規則一七・追加)

(文化的景観に係る準用)

第四十条 第十六条の二、第二十条第二項及び第二十一条の規定は、選定文化的景観について準用する。この場合において、第十六条の二中「認定書」とあるのは「選定書」と、「指定無形文化財」とあるのは「選定文化的景観」と、同条の二第一項第二号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第三十八条第一項」と、同条の二第一項第三号中「保持者又は保持団体名」とあるのは「申出市町村名」と、第二十条第二項中「条例第二十四条第一項」とあるのは「条例第四十二条第一項」と、「前項」とあるのは「第三十八条第一項」と、第二十一条中「条例第二十四条第一項」とあるのは「条例第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

(平一七教委規則一七・追加、平二三教委規則五・一部改正)

第八章 文化財の保存技術の保護

(平一七教委規則一七・旧第六章繰下)

(選定及び認定の通知並びに認定書の交付)

第四十一条 教育委員会は、条例第四十四条第一項の規定により選定し、又は同条第二項の規定により認定したときは、その旨を当該県選定保存技術の保持者又は保存団体の代表者に通知するとともに、認定書(様式第三十二号)を交付するものとする。同条第三項において準用する条例第十六条第五項の規定により追加認定した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により交付された認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又は滅失し、若しくは破損した場合には、当該保持者又は保存団体の代表者は、認定書再交付申請書(様式第三十三号)によりその再交付の申請をすることができる。

(平一七教委規則一七・旧第三十一条繰下・一部改正)

(保存技術に係る準用)

第四十二条 第十六条の二及び第十七条から第十九条までの規定は、県選定保存技術について準用する。この場合において、第十六条の二、第十七条及び第十九条中「指定無形文化財」とあるのは「保存技術」と、第十六条の二第一項第二号中「条例第十六条第一項」とあるのは「条例第四十四条第一項」と、第十六条の二第一項第三号、第十七条及び第十八条中「保持団体」とあるのは「保存団体」と、第十七条及び第十八条中「指定」とあるのは「選定」と、第十七条第一項中「条例第十七条第一項」とあるのは「条例第四十五条第一項」と、第十七条第二項中「条例第十七条第五項」とあるのは「条例第四十五条第五項」と読み替えるものとする。

(平一七教委規則一七・旧第三十二条繰下、平二三教委規則五・一部改正)

第九章 雑則

(平一七教委規則一七・追加)

(市町村が処理する事務の範囲)

第四十三条 条例第五十一条の規定に基づき市町村が受理する申請等のうち教育委員会規則に基づく申請等は、次のとおりとする。

- 一 第二条第二項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による再交付の申請
- 二 第三条第三項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による返付
- 三 第四条(第二十四条及び第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 四 第五条第二項及び第三項(第二十四条及び第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 五 第九条第二項の規定による許可申請
- 六 第十条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 七 第十二条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 八 第十三条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 九 第十四条第二項の規定による許可申請
- 十 第十六条第二項の規定による再交付の申請
- 十一 第十七条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定による返付
- 十二 第二十条第二項(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 十三 第二十一条(第四十条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- 十四 第二十三条第二項の規定による届出
- 十五 第三十条第三項の規定による許可申請
- 十六 第三十四条の規定による申出
- 十七 第四十一条第二項の規定による再交付の申請

(平一七教委規則一七・追加)

附則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

(表)

宮城県教育委員会	年 月 日	右を宮城県指定有形文化財に指定する	構造、形式、寸法、重量、材質その他の特徴	名称 員数	割印	記号番号 指定書
----------	-------------	-------------------	----------------------	----------	----	-------------

41 センチメートル

(裏)

所有者	所有者
の住所	の住所
所在の場所	所在の場所
変更年月日	交付又は再交付の年月日

(注) 用紙には県章をすき入れする。

様式第2号 (第2条関係)

(平6教委規則3・一部改正)

指定書再交付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の指定書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので再交付されるよう申請します。

指定書の記号番号		指定年月日	
名称		員数	
亡失等の事実を知った年月日			
亡失等の状況			
参考事項			

様式第3号（第4条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

管理責任者選任届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の管理責任者を選任したので届け出ます。

名称		指定年月日	
管理責任者	住所	氏名又は名称	印
	上記指定有形文化財の管理の責めに任ずることを誓約します。		
選任年月日			
選任の理由			
参考事項			

様式第4号（第4条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

管理責任者解任届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の管理責任者を解任したので届け出ます。

名称		指定年月日	
管理責任者	住所	氏名又は名称	
解任年月日			
解任の理由			
参考事項			

様式第5号（第5条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

所有者（占有者）変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の所有者（権原に基づく占有者）に変更があつたので届け出ます。

名称		指定年月日	
旧所有者 （旧占有者）	住所	氏名又は名称	
変更年月日			
変更事由			
参考事項			

様式第6号（第5条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

所有者（占有者、管理責任者）氏名等変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり氏名（名称、住所）を変更したので届け出ます。

指定有形文化財の名称		指定年月日	
氏名（名称）	変更後		
	変更前		
住所	変更後		
	変更前		
変更年月日			
参考事項			

様式第7号（第5条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

占有者届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の権原に基づく占有者となつたので届け出ます。

名称		指定年月日	
占有者となつた年月日			
占有者となつた事由			
参考事項			

様式第8号（第5条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

占有者不在届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財について権原に基づく占有者がなくなつたので届け出ます。

名称		指定年月日	
占有者がなくなつた年月日			
旧占有者	住所		
	氏名（名称）		
占有者がなくなつた事由			
参考事項			

（注） 旧占有者とは、占有者がなくなつた日の前日において占有者であつた者をいう。

様式第9号（第6条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

滅失等届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財を滅失し（き損し、亡失し、盗み取られ）たので届け出ます。

名称		指定年月日	
滅失等の事実を知った年月日			
滅失等の状況	日時		場所
	滅失等の員数、箇所、程度等		
	原因		
	当時の管理の状況		
滅失等の事実を知った後にとつた措置			
参考事項			

- （注）1 日時の欄には、滅失等の事実の生じた日時が判明しない場合は推定日時を記載するものとする。
 2 き損の場合には、その状況を示す写真又は見取図を添付するものとする。

様式第10号（第7条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

所在場所変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の所在場所を変更する（した）ので届け出ます。

名称		指定年月日	
所在場所	変更後		
	変更前		
変更年月日			
変更事由			
参考事項			

様式第11号（第9条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

現状変更等許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の現状変更等をしたので許可されるよう関係図書を添えて申請します。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
現状変更等	箇所又は場所		
	内容		
	実施方法		
	理由		
	着手及び終了の予定時期		
	施工者	住所	氏名又は名称
現状変更等のために所在場所を変更するとき	変更後の所在場所		
	終了後復すべき所在場所及び時期		
参考事項			

様式第12号（第9条関係）

（平元教委規則3・平6教委規則3・一部改正）

現状変更等変更許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付け宮城県教育委員会指令第 号で許可された事項について、次のとおり変更したいので許可されるよう関係図書を添えて申請します。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第13号（第10条関係）

（平元教委規則3・平6教委規則3・一部改正）

現状変更等終了届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付け宮城県教育委員会指令第 号で許可された現状変更等を 年 月 日に終了したので関係図書を添えて届け出ます。

様式第14号（第12条関係）

（平6教委規則3・一部改正）

修理届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財を修理するので関係図書を添えて届け出ます。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
修理	箇所又は場所		
	内容		
	実施方法		
	理由		
	着手及び終了の予定時期		
	施工者	住所	
修理のために所在場所を変更するとき		変更後の所在場所	
		終了後復すべき所在場所及び時期	
参考事項			

様式第 15 号（第 12 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

修理変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付で届け出た事項について、次のと

おり変更したいので関係図書を添えて届け出ます。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第 16 号（第 13 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

修理終了届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付で届け出た修理を 年 月

日に終了したので関係図書を添えて届け出ます。

様式第 17 号（第 14 条関係）

（平 6 教委規則 3・一部改正）

公開許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形文化財の公開をしたいので許可されるよう関係図書を添えて申請します。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
展覧会等の名称			
公開施設名			

公開施設の所在地	
公開期間	
公開物件の荷造運搬方法	
公開期間中の管理方法	
参考事項	

様式第 18 号（第 14 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

公開変更許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付け宮城県教育委員会指令第 号で

許可された事項について、次のとおり変更したいので許可されるよう関係図書を添えて申請します。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第 19 号（第 16 条関係）

宮城県教育委員会	年 月 日	右の者（団体）を宮城県指定無形文化財の保持者（保持団体）として認定する。	保持者名（保持団体名）	割印	記号番号
				認定書	↑

41 センチメートル

（注）用紙には県章をすき入れする。

様式第 19 号の 2（第 24 条の 2、第 28 条、第 35 条関係）

（平 23 教委規則 5・追加）

宮城県教育委員会	年 月 日	右を宮城県（指定無形民俗文化財、指定史跡名勝天然記念物、選定文化的景観）として指定（選定）する。	指定（選定）名称 （所有者、権限に基づく占有者、管理団体名、申出市町村名） 保護団体名	指定（選定）書	記号番号
					↑

(注) 用紙には県章をすき入れする。大きさは、縦 29.5cm、横 41cm とする。

様式第 20 号 (第 16 条関係)

(平 6 教委規則 3・一部改正)

認定書再交付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定無形文化財の認定書を亡失し(盗み取られ、滅失し、破損し)たので再交付されるよう申請します。

認定書の記号番号		認定年月日	
名称			
亡失等の事実を知った年月日			
亡失等の状況			
参考事項			

様式第 21 号 (第 18 条関係)

(平 17 教委規則 17・全改)

保持者氏名変更等届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり氏名等を変更し(心身に故障が生じ、保持者が死亡し)たので届け出ます。

指定無形文化財の名称		指定年月日		認定年月日	
氏名等を変更した場合		変更後		変更前	
	氏名				
	住所				
	芸名等				
変更年月日					
心身に故障が生じた場合	故障の状況				
保持者が死亡した場合	保持者名				
	死亡年月日				
参考事項					

様式第 21 号の 2 (第 18 条関係)

(平 17 教委規則 17・追加)

保持団体名称変更等届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり名称等を変更し(構成員に異動を生じ、解散し)たので届け出ます。

指定無形文化財の名称		指定年月日		認定年月日	
名称等を変更した場合		変更後		変更前	
	名称				
	所在地				
	代表者				
	変更年月日				
構成員が異動した場合	異動内容				
	異動事由				
	異動年月日				
解散した場合	解散事由				
	解散年月日				
参考事項					

様式第 22 号 (第 20 条関係)

(平 6 教委規則 3・一部改正)

現状変更等届

年 月 日

宮城県教育委員会殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形民俗文化財の現状変更等をするので関係図書を添えて届け出ます。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
現状変更等	箇所又は場所		
	内容		
	実施方法		
	理由		
	着手及び終了の予定時期		
	施工者	住所	
現状変更等のために所在場所を変更するとき	変更後の所在場所		
	終了後復すべき所在場所及び時期		
参考事項			

様式第 23 号 (第 20 条関係)

(平 元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正)

現状変更等変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付で届け出た事項について、次のとおり変更するので関係図書を添えて届け出ます。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第 24 号（第 21 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

現状変更等終了届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付けで届け出た現状変更等を 年 月 日に終了したので関係図書を添えて届け出ます。

様式第 25 号（第 23 条関係）

（平 6 教委規則 3・一部改正）

公開届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定有形民俗文化財を公開するので関係図書を添えて届け出ます。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
展覧会等の名称			
公開施設名			
公開施設の所在地			
公開期間			
公開物件の荷造運搬方法			
公開期間中の管理方法			
参考事項			

様式第 26 号（第 23 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・一部改正）

公開変更届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付けで届け出た事項について、次のとおり変更するので関係図書を添えて届け出ます。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第 27 号（第 30 条関係）

（平 6 教委規則 3・平 17 教委規則 17・一部改正）

現状変更等許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり指定史跡名勝天然記念物の現状変更等をした
いので許可されるよう関係図書を添えて申請します。

名称		指定年月日	
現在の所在場所			
現状変更等	箇所又は場所		
	内容		
	実施方法		
	理由		
	着手及び終了の予定時期		
施工者	住所		氏名又は名称
現状変更等のために 所在場所を変更する とき	変更後の所在場所		
	終了後復すべき所 在場所及び時期		
参考事項			

様式第 28 号（第 30 条関係）

（平元教委規則 3・平 6 教委規則 3・平 17 教委規則 17・一部改正）

現状変更等変更許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

年 月 日付け宮城県教育委員会指令第 号で
許可された事項について、次のとおり変更したいので許可
されるよう関係図書を添えて申請します。

変更事項	変更後	
	変更前	
変更理由		
参考事項		

様式第 29 号（第 34 条関係）

（平 17 教委規則 17・追加）

文化的景観選定申出書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり文化的景観に選定されるよう関係図書を添え
て申し出ます。

名称	
区域又は地区	
景観法に基づく景観計画区域 又は景観地区として定めた日	年 月 日 (景観計画区域・景観地区)
申出の理由	
添付書類	
参考事項	

様式第 30 号（第 37 条関係）

（平 17 教委規則 17・追加）

滅失等届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり選定文化的景観が滅失（き損）したので届け出ます。

名称				選定年月日	
滅失等の事実を知った年月日					
滅失等の状況	日時			場所	
	滅失等の程度等				
	原因				
	当時の管理の状況				
滅失等の事実を知った後にとつた措置					
参考事項					

- （注） 1 日時の欄には、滅失等の事実の生じた日時が判明しない場合は推定日時を記載するものとする。
 2 滅失等の状況を示す写真又は見取図等を添付するものとする。

様式第 31 号（第 38 条関係）

（平 17 教委規則 17・追加）

現状変更等届

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり選定文化的景観の現状変更等をするので関係図書を添えて届け出ます。

名称				選定年月日	
現状変更等	箇所又は場所				
	内容				
	実施方法				
	理由				
	着手及び終了の予定時期				
	施工者	住所		氏名又は名称	
参考事項					

様式第 32 号（第 41 条関係）

（平 17 教委規則 17・旧様式第 29 号繰下・一部改正）

宮城県教育委員会	年	月	日	右の者（団体）を宮城県選定保存技術の保持者（保存団体）として認定する。	保持者名（保存団体名）	割印	記号番号
						認定書	

↑ 29.5センチメートル

← 41センチメートル →

（注） 用紙には県章をすき入れする。

様式第 33 号（第 41 条関係）

（平 6 教委規則 3・一部改正、平 17 教委規則 17・旧様式第 30 号繰下・一部改正）

認定書再交付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

住所

氏名又は名称

次のとおり県選定保存技術の認定書を亡失し（盗み取られ、滅失し、破損し）たので再交付されるよう申請します。

認定書の記号番号		認定年月日	
名称			
亡失等の事実を知った年月日			
亡失等の状況			
参考事項			

附則（平成元年教委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成六年教委規則第三号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成一二年教委規則第五〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一七年教委規則第一七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成二三年教委規則第五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（4）県指定文化財の指定について

平成 19 年 2 月 27 日文第 1718 号
 各市町村教育委員会教育長あて県教育委員会教育長通知

本県の教育行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、昭和 57 年 3 月 29 日付け文第 1056 号による通知に基づいて事務処理をしているところですが、文化財保護条例（平成 17 年宮城県条例第 15 号）の改正等にもない、下記の追加等を行い、別紙のとおり取り扱うこととしましたので、御承知願います。

記

- 1 文化財の種類に県選定文化的景観を追加
- 2 指定申請書を提出する場合の手続きのうち教育事務局を経由する部分を削除
(別紙) 県指定文化財の指定について

1 指定の基準

県指定有形文化財の指定等は、次表の左欄の種類に応じ、右欄に掲げる国指定基準を準用して行うものとする。

2 指定の条件

文化財の種類	基準
県指定有形文化財	国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
県指定無形文化財	重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準
県指定有形民俗文化財	重要有形民俗文化財指定基準
県指定無形民俗文化財	重要無形民俗文化財指定基準
県指定史跡名勝天然記念物	国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
県選定文化的景観	重要文化的景観選定基準
県選定保存技術	選定保存技術の選定並びに保持者及び保存団体の認定の基準

県指定有形文化財の指定等を行う場合は、文化財保護条例に規定しているもののほか、概ね次の要件を具備しているものについて行うものとする。

- (1) 市町村指定文化財であるもの。
- (2) 文化財としての価値が学術論文等で研究されているもの。
- (3) 無形民俗文化財については、保存会が整備されているもの。
- (4) 土地を伴う文化財（史跡、名勝、天然記念物）については、指定地の範囲が明確になっているもの。

3 指定申請の手続

県指定有形文化財の指定等を申請により受けようとする場合は、別記様式第 1 号により、市町村教育委員会の意見書を添えて提出するものとする。

4 同意書

文化財保護条例第 3 条第 2 項（第 22 条第 2 項で準用する場合を含む。）に基づく同意は別記様式第 2 号によるものとする。この場合において、県指定史跡名勝天然記念物の指定申請における同意についても準用するものとする。

別記様式第 1 号

(指定有形文化財及び指定有形民俗文化財の場合)

宮城県指定有形（有形民俗）文化財指定申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名又は名称 印

下記のとおり、宮城県指定有形（有形民俗）文化財の指定を受けたいので申請します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 所在の場所
- 3 所有者又は占有者の氏名、名称及び住所
- 4 寸法重量又は材質（建造物は、構造及び形式）
- 5 製作年代又は時代
- 6 由来及び沿革
- 7 現状
- 8 その他参考となる事項

添付書類

- 1 写真（キャビネ判）及び平面実測図
- 2 位置図
- 3 文献その他参考となる資料
- 4 所有者及び権原に基づく占有者の同意書

(指定史跡名勝天然記念物の場合)

宮城県指定史跡（名勝天然記念物）指定申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名又は名称 印

下記のとおり、宮城県指定史跡（名勝天然記念物）の指定を受けたいので、申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 所有関係の概要、面積
- 4 特徴
- 5 他の法令による規制、開発計画の状況
- 6 保護に関する将来計画の概要
- 7 その他参考となる事項

添付書類

- 1 写真（キャビネ判）及び文献その他参考となる事項
- 2 地籍調書及び地籍図
- 3 位置図
- 4 所有者及び権原に基づく占有者の同意書

(指定無形文化財、指定無形民俗文化財及び選定保存技術の場合)

宮城県指定無形(無形民俗)文化財指定
(宮城県選定保存技術選定)申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名又は名称 印

下記のとおり、宮城県指定無形(無形民俗)文化財の指定(宮城県選定保存技術の選定)を受けたいので申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在の場所
- 3 保持者の氏名、生年月日及び芸名又は雅号
- 4 保持(保存)団体の名称、代表者の氏名及び所在地

- 5 由来及び沿革
- 6 技芸等の内容
- 7 その他参考となる事項

添付書類

- 1 写真(キャビネ判)及び文献その他参考となる事項
- 2 保持者又は保持団体(保存団体)の経歴及び沿革
- 3 団体の場合は、その団体の構成員名簿(氏名・住所・生年月日・性別・芸名及び雅号を記載したもの)

別記様式第2号

指 定 同 意 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

申請者 住所
氏名又は名称 印

私の所有(占有)する下記物件が、宮城県指定有形(有形民俗)文化財に指定されることに同意します。

記

- 1 名称及び員数
- 2 物件の所在地

(5) 宮城県文化財保護指導員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第191条の規定に基づく宮城県文化財保護指導員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2 文化財保護法の趣旨に基づき、文化財の実態を把握し、もって文化財の適正な管理に資するため、宮城県文

化財保護指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、地区指導員及び専門指導員とする。

3 指導員は、非常勤とする。

(指導員の委嘱等)

第3 指導員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから、宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が委嘱する。

2 指導員の委嘱期間は1年とする。ただし、委嘱に係る日の属する会計年度内に限るものとする。

(地区指導員の推薦)

第4 市町村教育委員会は、宮城県文化財保護地区指導員推薦書(様式1号)により、毎年4月1日までに、県教育委員会に地区指導員を推薦するものとする。

(業務)

第5 地区指導員は、県教育委員会があらかじめ指定する市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとし、従事する日数は、担当する文化財の件数等により別に定める。

(1) 国指定の重要文化財(建造物)・史跡・名勝・天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地(重要遺跡)

(以下「文化財等」という。)のパトロールを行い、その状況を報告すること。

(2) 文化財等の保護に関する指導及び助言に関すること。

(3) その他文化財等の愛護に関する啓蒙活動に協力すること。

2 専門指導員は、県教育委員会があらかじめ指定する文化財等に関して県下全域にわたってパトロールし、その状況を報告する業務を行うほか、地区指導員が前項の業務のうち専門的知識を必要とする場合において、地区指導員とともにその業務を行うものとする。

3 地区指導員は、あらかじめ県教育委員会の承認をうけて専門指導員の調査を要請することができるものとする。

(費用の弁償)

第6 指導員が前条の業務に従事した場合は、予算の定めるところにより謝金および費用弁償を支給するものとする。

(身分証明書の携帯)

第7 指導員は、第5条の業務を実施するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告)

第8 指導員は、調査し又は指導した事項について、その都度文化財パトロール実施報告書および文化財パトロールカードにより県教育委員会に報告するものとする。ただし、緊急に措置する必要がある場合は、適宜電話等をもって報告するものとする。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和50年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月14日から施行する。

(様式1号)

第 号
年 月 日
宮城県教育委員会教育長 殿

市町村教員委員会教育長 印

宮城県文化財保護地区指導員設置要綱第4の規定に基づき、宮城県文化財保護地区指導員として下記の者を推薦いたします。

記

ふりがな	
氏名	
生年月日	
住所・電話	
職業	
勤務先の名称	
勤務先の住所・電話	
文化財に関する主な経歴	

(様式2号)

(表面)

第 号
住所 氏名
年 月 日生
宮城県文化財保護指導員証
平成 年 月 日交付
宮城県教育委員会

(裏面)

- 1 この証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
- 2 この証は、業務を実施するに当たって常に携帯しなければならない。
- 3 この証を紛失し、又は汚損したときは、すみやかに届け出なければならない。
- 4 この証の有効期限は、平成 年 3月 31日 までとする。

(6) 特別天然記念物ニホンカモシカの取扱いについて

平成25年11月29日自保号外
各市町村教育委員会文化財保護担当課長あて
県環境生活部自然保護課長・県教育委員会文化財保護課長通知

本県の文化財保護行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別紙1のとおり取り扱いますので御承知願います。

なお、同様の取扱いについて、県の各地方振興事務所(地域事務所) 林業(農林) 振興部長にも通知しております。

(別紙1) 特別天然記念物ニホンカモシカの取扱い

相談を受けた窓口において相談の主旨を確認した上で、相談内容が次の1、3—(2)及び4のなお書きであった場合は、市町村教育委員会及び県地方振興事務所(地域事務所) 林業(農林) 振興部(以下「県地方振興事務所林業振興部」という。)が協力し対応するもの。

1 傷病カモシカ発見の場合

(1) 市町村教育委員会及び県地方振興事務所林業振興部が協力して捕獲し、受入れ可能な傷病野生鳥獣救護機関(別紙2)の元へ搬送する。救護機関で治療後の係留(入院)が困難な場合は、発見場所付近で放獣する。

なお、治療を施しても助かる見込みがなく、しかも苦痛を伴う場合については、救護機関の判断で安楽死できるものとし、この場合は、市町村教育委員会が文化財保護法に基づく滅失届を文化庁長官へ提出する(県教育委員会経由)とともに、死亡個体記録調査票に記録する。

(2) 受入れ可能な傷病野生鳥獣救護機関が管外にしかない等治療困難な場合は、放獣とする。また、パラボックス等の感染症に罹患した、又は感染の可能性のある個体の対応は、別紙3のとおりとする。

2 死亡カモシカ発見の場合

(1) 市町村教育委員会が現場へ行き、死亡個体の検証・写真撮影後、埋葬する。

なお、検証に当たり、密猟と思われる損傷等を発見した場合は、所轄の警察署及び県地方振興事務所林業振興部へ通報する。

(2) 市町村教育委員会が文化財保護法に基づく滅失届を文化庁長官へ提出する(県教育委員会経由)とともに、死亡個体記録調査票に記録する。

3 農作業等被害の相談があった場合

(1) 相談を受けた窓口において、相談者に対し被害防止対策について、市町村農林関係部門に相談すること等の助言をする。

(2) 現にカモシカが出現しており、被害又はそれのおそれがある状態の場合は、市町村教育委員会、市町村農林関係部門及び県地方振興事務所林業振興部が協力して追い払いを行う。

4 市街地等に出没したとの相談があった場合

相談を受けた窓口において、次のとおり説明する。

なお、場所や時間帯によっては交通事故等の危険性が

あることから、必要に応じ、所轄の警察署に通報するとともに、市町村教育委員会及び県地方振興事務所林業振興部が協力して現地対応を行う。

- カモシカは人を襲わない動物であり、帰巢本能もある。山に帰って行くと思われるので、刺激せずに静かに見守ること。

(別紙2) カモシカ受入れ可能な傷病野生鳥獣救護機関名簿(略)

(別紙3) パラボックス等の感染症に罹患した(又は感染の可能性のある)カモシカを発見した際の対応案

◎ 山中での発見の場合

- 県地方振興事務所(地域事務所)林業(農林)振興部(以下「県地方振興事務所林業振興部」という。)が、必要に応じて現地調査の上、パラボックス等感染症に罹患しているか、又は感染している可能性があるかと判断した場合は捕獲しない。

◎ 人家周辺で発見された場合

- 市町村教育委員会と県地方振興事務所林業振興部が協力し、現地調査の上、パラボックス等感染症に罹患しているか、又は感染している可能性があるかと判断した場合は、発見場所近くの山中に追い込む。
- 搬送には、使用後に丸洗いできるトラック荷台を使用することが望ましい。
- 捕獲従事の際にはできるだけ使い捨ての作業服を使用し、従事後は手洗い及びうがいを実施する。
- 発見場所等には石灰や消毒剤などを散布する。

◎ 県民等により救護機関へ搬送された場合

- 救護機関によりパラボックス等感染症に罹患していると診断されたため、県に「引受・治療不可」の連絡があった場合は、市町村教育委員会と県地方振興事務所林業振興部が協力して生存個体を引き取る。
- 引き取った個体は、当初発見された場所に近い山中に放獣する。
- 搬送には、使用後に丸洗いできるトラック荷台を使用することが望ましい。
- 捕獲従事の際にはできるだけ使い捨ての作業服を使用し、従事後は手洗い及びうがいを実施する。
- 県民から問い合わせがあった場合には、対応について説明し、理解を得る。

☆ 上記のケースに関わらず、畜産農家付近での発見の際は、県家畜保健衛生所又は県畜産課に情報提供する。

II その他関係法令

1 銃砲刀剣関係

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (抄)

昭和33年3月10日法律第6号
最終改正：平成26年11月28日法律第131号

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条の十三)
- 第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可 (第四条—第十三条の四)
- 第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認 (第十四条—第二十一条)
- 第四章 雑則 (第二十一条の二—第三十条の三)
- 第五章 罰則 (第三十一条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り十五センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

(所持の禁止)

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合は、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一～五 (略)

六 第十四条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合

七～十三 (略)

2～4 (略)

第三条の二～第三条の十三 (略)

第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可 (略)

第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製

作の承認

(登録)

第十四条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

(登録証)

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、文部科学省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、文部科学省令で定める。

(登録証の返納)

第十六条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、速やかに登録証（第三号の場合にあつては、回復した登録証）を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

一 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

2 都道府県の教育委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、速やかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

(登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等)

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸付け若しくは保

管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行った都道府県の教育委員会に届け出なければならない。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

- 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研ま若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。
- 都道府県の教育委員会は、第一項の届出を受理した場合においては、速やかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

- 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。
- 何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
(刀剣類の製作の承認)

第十八条の二 美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は、製作しようとする刀剣類ごとに、その住所の所在する都道府県の教育委員会（政令で定める場合にあつては、文化庁長官。第三項において同じ。）の承認を受けなければならない。

- 前項の承認を受けようとする者は、文部科学省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。
- 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による承認をした場合においては、速やかにその旨を承認を受けた者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。
- 第一項の承認に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

第十九条 削除

第二十条 削除

(所持の態様についての制限)

第二十一条 第十条（第二項各号を除く。）の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

第四章 雑則（第二十一条の二第三十条の三）（略）

第五章 罰則（第三十一条―第三十七条）（略）

附則（略）

（2）銃砲刀剣類所持等取締法施行令（抄）

昭和33年3月17日政令第33号
最終改正：平成27年3月18日政令第78号

第一条（略）

（銃砲の所持が許可される試験又は研究）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める試験又は研究は、第一号又は第二号のいずれか及び第三号に掲げる要件を具備したものとす。

- 他の製造に係る銃砲を使用して行う銃砲、銃砲弾、火薬類若しくは防弾具類の性能の試験又は他の製造に係る銃砲の複写その他の方法による研究で、銃砲、銃砲弾、火薬類又は防弾具類の国産化の促進、性能又は品質の改善その他生産の合理化に資するものである旨の国の関係行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）又はその地方支分部局の長の証明を受けたもの

二 内閣府令・文部科学省令で定める銃砲を使用して行う銃砲又は銃砲弾に関する学術研究であつて、政治、経済、文化、技術等の歴史の研究に資するものである旨の文化庁長官の証明を受けたもの

三 当該試験又は研究をする場所の構造設備が当該場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が危害予防上必要と認めて定める条件に適合するもの

第二条～第三十五条（略）

（文化庁長官が刀剣類の製作の承認を行う場合）

第三十六条 法第十八条の二第一項の政令で定める場合は、同項の承認を受けたことがない者が同項の承認を受けようとする場合とする。

（一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分）

第三十八条 法第二十四条の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃砲刀剣類等の区分	帰属先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲、刀剣類又は準空気銃	国
一 法第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する銃砲又は同項第六号に規定する刀剣類	都道府県
二 法第十四条に規定する美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類	
三 法第二十二条に規定する刃物	

第三十九条～第四十条（略）

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令

昭和50年3月31日総理府・文部省令第1号
最終改正：平成21年11月18日内閣府・文部科学省令第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。

附則

この命令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年八月一四日総理府・文部省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二一年一一月一八日内閣府・文部科学省令第一号)

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(平成二十一年十二月四日)から施行する。

(4) 銃砲刀剣類登録規則

昭和33年3月10日文化財保護委員会規則第1号
最終改正：平成12年3月15日文部省令第15号

(登録の手続等)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第十四条第一項の登録の申請は、第一号様式の登録申請書により、行わなければならない。

2 前項の登録申請書には、申請に係る銃砲が日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたこと、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来していたことを証明する資料等がある場合には、それを添付するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)に通知しなければならない。

4 申請者は、前項の通知を受けたときは、当該申請に係る火縄式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類を通知された日時に、通知された場所に持参しなければならない。

5 法第十四条第四項の通知には、当該通知に係る登録証の写しを添付するものとする。

(登録審査委員)

第二条 法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条 登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基

準に従つて公正に行なわなければならない。

(鑑定の基準)

第四条 火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行ふものとする。

一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式(かに目式)の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの

二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの(明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。)

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二 銘文が資料として価値のあるもの

三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの

四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

(鑑定の手続)

第五条 鑑定は、登録審査委員二名以上によつて行なわれなければならない。

(登録原票)

第六条 都道府県の教育委員会は、法第十五条第一項の登録証を交付するときは、火縄式銃砲等の古式銃砲に係るものにあつては第二号様式の銃砲登録原票、刀剣類に係るものにあつては第二号の二様式の刀剣類登録原票を作成しなければならない。

(登録証の様式)

第七条 登録証は、第三号様式のとおりとする。

(登録証再交付の手続)

第八条 法第十五条第二項の規定により登録証の再交付の申請は、第四号様式の登録証再交付申請書により、行わなければならない。

(所有者変更届出書等)

第九条 法第十七条第一項の規定による届出は、譲受け又は相続による取得の場合にあつては第五号様式の所有者変更届出書により、貸付け又は保管の委託の場合にあつては第六号様式の貸付け又は保管委託届出書により、貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合にあつては第七号様式の貸付け又は保管委託終了届出書により、しなければならない。

附則(抄)

1 この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 銃砲刀剣類等所持取締令第七条第一項に規定する火な

わ銃式火器及び刀剣類の登録に関する規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第六号）は、廃止する。

附則（平成一二年三月一五日文部省令第一五号）

- この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- この省令の施行の日の前日において登録審査委員である者の任期は、改正前の銃砲刀剣類登録規則第二条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第一号様式（第一条関係）登録申請書

都道府県教育委員会 殿	平成 年 月 日 住所 氏名	右の 刀剣類 火縄式鉄砲等の古式鉄砲 の登録を申請します。	登録申請書	種別	長さ(刀剣類) 全長(鉄砲)	銘文	備考

備考 本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

全部改正〔平成一二年文令一五号〕

第二号様式（第六条関係）鉄砲登録原票（略）

第二号の二様式（第六条関係）刀剣類登録原票（略）

第三号様式（第七条関係）登録証（略）

第四号様式（第八条関係）登録証再交付申請書

都道府県教育委員会 殿	平成 年 月 日 住所 氏名	右の登録証を平成 年 月 日 盗み取られ 滅失し 亡失し たから再交付を申請します。	登録証再交付申請書	登録証記号番号	交付年月日	備考

記載上の注意 備考の欄には、種別、長さ（全長）及び銘文並びに登録証を亡失し、盗み取られ、又は滅失した事情を

記載するものとする。

備考 本様式による申請書に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。
全部改正〔平成一〇年文令四五号〕

第五号様式（第九条関係）所有者変更届出書

都道府県教育委員会 殿	平成 年 月 日 住所 氏名	右の 刀剣類 火縄式鉄砲等の古式鉄砲 を 譲り受け 相続により取得し たから届出ます。	所有者変更届出書	登録証 記号番号	種別	長さ(刀剣類) 全長(鉄砲)	譲り受け、又は相続により取得した年月日	旧所有者の氏名

備考 本様式による届出に代えて、都道府県の教育委員会が定めるところにより、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えない。
全部改正〔平成一二年文令一五号〕

第六号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託届出書

都道府県教育委員会 殿	平成 年 月 日 住所 氏名	右のとおり 刀剣類 火縄式鉄砲等の古式鉄砲 の 貸付け 保管の委託 をしたから届出ます。	登録申請書	登録証 記号番号	種別	全長(刀剣類) 長さ(鉄砲)	貸付け又は保管の委託をした年月日	貸付け又は保管委託の相手方の住所及び氏名	貸付け又は保管委託の期間

備考 第五号様式備考に同じ。

第七号様式（第九条関係）貸付け又は保管委託終了届出書

都道府県教育委員会 殿	平成	右のとおり 刀剣類 火縄式鉄砲等の古式鉄砲 の返還を受けたから届出ます。	登録証 記号番号	貸付け又は保管委託終了届出書
	年		種別	
	月		全長（鉄砲） 長さ（刀剣類）	
	日		貸付け又は保管委託終了の年月日	
住所 氏名				

備考 第五・第六号様式備考に同じ。

（5）美術刀剣類製作承認規則

平成4年2月27日文部省令第3号
最終改正：平成12年3月15日文部省令第15号

（承認の申請）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の二第二項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した承認申請書により、行わなければならない。

- 一 承認申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 承認申請者と製作担当者が異なる場合は、製作担当者の氏名及び住所
- 三 製作担当者の生年月日及び刀工歴
- 四 製作を依頼した者の氏名又は名称及び住所
- 五 製作しようとする刀剣類の種別及び員数（影打ちの員数を含む。）
- 六 製作の目的
- 七 製作の場所
- 八 製作の着手及び完了の予定時期
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の承認申請書には、副本二通を添付しなければならない。

（承認）

第二条 文化庁長官は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある刀匠（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことのある刀匠を含む。）の下で引き続き五年以上技術の練磨に専念して刀剣類の製

作担当者として十分な技術を習得したことを、その刀匠が証明し、かつ、登録審査委員二名以上が保証した者で、文化庁長官の行う刀剣類の製作に関する研修を受けたものである場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことのある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。

3 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、刀剣類の製作につき、承認を行う場合には、承認申請者に対し承認書を交付し、承認を行わない場合には、その旨を承認申請者に通知するものとする。

附則

1 この省令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の美術刀剣類製作承認規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第二号）第二条の規定によりされている承認の申請は、改正後の第二条及び第三条の規定によりされた承認の申請とみなす。

附則（平成一二年三月一五日文部省令第一五号）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日の前日において登録審査委員である者の任期は、改正前の銃砲刀剣類登録規則第二条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（6）宮城県銃砲刀剣類登録審査委員設置要綱

（設置）

第1 銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条に基づき、銃砲刀剣類登録審査委員（以下「登録審査委員」という。）を置く。

（登録審査委員）

第2 登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験がある者のうちから宮城県教育委員会が委嘱する。

2 登録審査委員は、4人以内とする。

3 登録審査委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠登録審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 国庫補助金関係

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

昭和30年8月27日法律第179号
最終改正：平成14年12月13日法律第152号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 補助金等の交付の申請及び決定（第五条—第十条）

第三章 補助事業等の遂行等（第十一条—第十六条）

第四章 補助金等の返還等（第十七条—第二十一条）

第五章 雑則（第二十一条の二—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十三条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二

十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に

係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服

があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長

に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間

接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができ

る。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基き命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附則抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等

に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の施行の日から施行する。

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して

必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四五年四月一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一月一日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十一年七月一日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七條第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新

地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

昭和30年9月26日政令第255号
最終改正：平成28年11月28日政令第361号

(補助金等の交付の申請の手続)

第一条～第二条（略）

(補助金等の交付の申請の手続)

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補

助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
- 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に

準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、

独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構若しくは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しをしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

- 5 農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助

金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

第十六条（略）

（都道府県が行う事務の範囲及び手続）

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

- 2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。
- 3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。
- 4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。
- 5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。
- 6 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

（都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施）

第十八条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附則（略）

（3）文化庁文化財補助金交付規則

昭和 43 年 12 月 26 日文化庁告示第 6 号
最終改正：平成 21 年 3 月 12 日文化庁告示第 8 号

（趣旨）

第 1 条 文化庁長官が行う文化財に関する補助金の交付（日本芸術文化振興会法（昭和 41 年法律第 88 号）の規

定による日本芸術文化振興会に係るものを除く。以下「補助金の交付」という。）については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 250 号。以下「令」という。）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和 60 年 3 月 5 日文部省告示第 28 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（申請書等）

第 2 条 令第 3 条第 1 項第 5 号に規定する各省各庁の長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 補助金の交付の申請に係る事務又は事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業に係る文化財（以下「文化財」という。）の名称
- 二 補助事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するときは、変更後の場所並びに補助事業の完了後復すべき所在の場所及びその時期
- 三 補助事業の着手の予定時期
- 四 その他参考となるべき事項

2 法第 5 条の申請書（以下「申請書」という。）は、文化庁長官が別に指定する提出期限までに文化庁長官に提出しなければならない。

3 令第 3 条第 2 項第 6 号に規定する各省各庁の長が定める事項は、次に掲げる書類に記載すべき事項とする。

- 一 補助事業に係る設計書及び設計図（補助事業の性質上これらの書類を添付しがたい場合には、補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書）
- 二 補助事業に係る収支の予算書
- 三 補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し、議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続を経たことを証する書類
- 四 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況を明らかにした書類で、次の表の左欄に掲げる区分に応じて定める同表の右欄に掲げる書類

左欄	右欄
申請者が地方公共団体であるとき	当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政規模を記載した書類
申請者が地方公共団体以外の法人であるとき	当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前 3 年度分の収支及び財産の状況を明らかにした書類
申請者が法人以外の者であるとき	申請書を提出した日の属する年の前年分の収支及び財産の状況を明らかにした書類

五 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す

写真及び図面

4 令第3条第3項の規定により同条第2項の添付書類中省略することができる書類は、同項第1号及び第4号に掲げる事項を記載した書類

(参考資料の提出等)

第3条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助金の交付のために参考となる書類を提出させ、又は説明を求めることができる。

(申請の取下げ)

第4条 法第9条第1項に規定する各省各庁の長が定める期日は、申請者が法第8条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告書)

第5条 法第14条の規定による補助事業実績報告書は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する国の会計年度が終了した日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合には文化庁長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合には都道府県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第16条第2項で準用する法第14条の規定による補助事業実績報告書について準用する。

附則

- 1 この規則は、昭和43年12月26日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に文化財保護委員会補助金交付規則(昭和39年文化財保護委員会規則第2号)の規定により文化庁長官に対してされている補助金の交付の申請は、この規則の相当規定によりされた補助金の交付の申請とみなす。

(4) 文化財保存事業費関係補助金交付要綱

昭和54年5月1日文化庁長官裁定
最終改正：平成29年4月1日

(通則)

第1条 文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存整備費補助金及び史跡等購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、文化庁文化財補助金交付規則(昭和43年文化庁告示第6号。以下「交付規則」という。)、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件(平成12年文部省告示第58号。)及び補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限

する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(交付の対象となる事業の種類、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる文化財保存事業(以下「補助事業」という。)の種類は、別表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、同表の右欄に掲げる者とする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額(率)及び補助金の交付のための手続きについては、この要綱に定めるもののほか、別に文化庁長官(以下「長官」という。)が定める「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」並びに各補助事業の種類に応じてそれぞれごとに長官が定める補助要項によるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定に当たっては、長官(第5号、第13号及び第14号に係るものにあつては長官又は都道府県教育委員会)は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第1)を、都道府県教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の20パーセント(当該金額が5万円未満の場合は5万円)を超えない額の相互間流用の場合はこの限りでない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。

(2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、都道府県教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (5) 必要に応じて補助事業の遂行の状況に関する報告書（様式第2）を別に指示する日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県教育委員会に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- （補助事業者が地方公共団体の場合）
- (10) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第3）を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- （補助事業者が地方公共団体以外の場合）
- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (12) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行なわなければならないこと。
- （間接補助事業の場合）
- (14) ア 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。

こと。

イ 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第1号から第12号までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。

(15) 第14号イにより付した条件に基づき、補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ長官の承認又は指示を受けなければならないこと。

※特殊条件

（国宝・重要文化財建造物修理の場合）

(16) 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。

(17) 補助事業者は、補助事業で得られた知見について情報発信等の措置をしなければならないこと。

（国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合）

(18) 補助事業を教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。

（登録有形文化財建造物修理の場合）

(19) 設計監理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと。

（防災施設設備関係の場合）

(20) 設置した当該防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに長官に報告しなければならないこと。

（史跡等土地買上げ等の場合）

(21) 補助事業者は、当該補助事業により取得した土地について の保存に適した整備を行わなければならないこと。

（申請の手続）

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第4）を別に定める提出期限までに都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補

助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 長官は、第4条第1号ア又はイに該当し計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。

4 第1項又は第3項の場合において、補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書(様式第7)又は変更交付決定内容通知書(様式第8)を都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書(様式第5)又は補助金交付決定変更通知書(様式第6)を送付するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定(前条第2項による変更交付決定を含む。以下、第10条第1項及び第11条第1項において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式第9)を都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合において、補助事業者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の法令の定めに従い、補助事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村の法令の定め に準拠して実施しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補

助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県教育委員会に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第10)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。

2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 長官又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第4条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第11)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書(様式第12)に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。

4 長官又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税

等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第13）を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
（交付決定の取消等）

第13条 長官は、第4条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、交付規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第5項の規定を準用する。

（別表） 補助事業の種類及び補助事業者

左欄	右欄
文化財保存事業費	
1. 建造物	
(1) 調査 近代和風建築等総合調査	都道府県
(2) 保存修理 国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業 近代化遺産等重点保存修理事業 登録文化財保存修理	所有者、管理団体
(3) 防災施設等 防災施設等 耐震対策	所有者、管理団体 所有者（民家保存管理施設） 地方公共団体（買上）
(4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業	
	所有者、地方公共団体、団体

2. 美術工芸品	
(1) 調査	地方公共団体
(2) 保存修理 一般 特殊	所有者、管理団体
(3) 防災施設	所有者、管理団体
(4) 重要文化財等保存活用整備事業	所有者、管理団体
3. 記念物	
(1) 調査 名勝 天然記念物	地方公共団体
(2) 史跡等保存活用計画等策定	地方公共団体、管理団体
(3) 天然記念物再生事業	所有者、地方公共団体
(4) 天然記念物食害対策	地方公共団体
4. 埋蔵文化財 発掘調査等	地方公共団体
一般 特殊	
5. 文化的景観 重要文化的景観保護推進事業	地方公共団体
6. 伝統的建造物群	市町村
(1) 調査	
(2) 保存修理	
(3) 防災施設等	
(4) 買上	
7. 指定文化財 指定文化財管理	地方公共団体、管理団体
8. 無形文化財	
(1) 伝承 重要無形文化財保持団体補助	保存団体、地方公共団体
(2) 公開 日本伝統工芸展 国家指定芸能特別鑑賞会	保存団体、地方公共団体
9. 民俗文化財	
(1) 調査	地方公共団体等
(2) 修理・防災 保存修理 一般 特殊 防災施設	所有者、管理団体
(3) 伝承・活用等 民俗文化財伝承活用等事業	保護団体、所有者、地方公共団体
(4) 重要文化財等保存活用整備事業	所有者、管理団体
10. 文化財保存技術 団体補助 個人補助 ふるさと文化財の森構想 （資材採取等研修）	保存団体、保存技術保持者、地方公共団体
11. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人
12. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業	所有者、管理団体
13. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人
14. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	地方公共団体、法人
15. 観光拠点形成重点支援事業（優良モデル創出）	別に要項において定める者
16. 史跡等の買上げ 直接買上 先行取得償還	地方公共団体

(様式第1)

第 号
平成 年 月 日
文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名(記名押印又は署名)

計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

区分	平成 年度	補助金
事業の名称		
変更の理由		
変更の内容		
変更により増(減)額 すべき国庫補助金の額		

(記載上の注意)

別紙として、事業計画書(該当部分について変更前及び変更後を2段に記入するなど判別しやすくすること。)を添付すること。

(注)用紙は日本工業規格A4とする。

署名は必ず本人が自署すること。

(様式第2)

補助事業状況報告書

平成 年度 補助金の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

文化庁長官

(教育委員会)殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名(記名押印又は署名)

記

- 補助事業の内容
- 補助事業施行の場所 場所又は所在地
及び工事施工者 施工者
- 工事施工者の指定方法(契約書の写を添えること。)
- 補助事業に要する経費の収支状況

収入					
区分	当初予算	実施予算	収入済額	収入未済額	備考
負担金等	所有者(管理団体)				
	補助金				
	補助金				

募金					
小計					
国庫補助金					
計					
雑収入					
合計					

支出					
区分	当初予算	実施予算	収入済額	収入未済額	備考
主たる事業費					
その他経費					
合計					

5. 補助事業の進行(実施)状況

- 契約年月日(請負工事の場合)平成 年 月 日
- 工事着手年月日 平成 年 月 日
- 工事着手から現在までの経過日数
- 工事完了の予定年月日 平成 年 月 日
- 工事の出来高 約 %
- 工程(上段は当初予定、下段は実施の工程(現在以後は予定)である。)

施行科目	月			月			備考
	10	20	30	10	20	30	

(注)用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第3)

補助金調書

平成 年度

国		地方公共団体										備考		
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出									
		科目	予算規模	収入済額	科目	予算規模	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年繰越	うち国庫補助金相当額			

(記載要領)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。

なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することを禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。

2. 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。

3. 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。

4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。

この場合においては、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

(注) 用紙は日本工業規格A4とする。

(様式第4)

第 号

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名（記名押印又は署名）

平成 年度 補助金交付申請書

平成 年度 について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金の交付の申請に係る事業及び補助事業に係る文化財の名称
2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の経費の配分

主たる事業費 円
その他の経費 円
計 円

4. 補助事業の経費の使用方法

5. 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 平成 年 月 日
完了 平成 年 月 日

6. 交付を受けようとする補助金の額 円

(補助対象経費 円の %又は定額)

7. 補助事業の実施のために文化財所在の場所を変更するとき

- イ 変更後の場所
- ロ 事業完了後復すべき場所及び時期

8. その他参考となるべき事項

※補助金交付申請書の添付書類

1. 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類

- (1) 申請者が地方公共団体である場合・・・当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政規模を記載した書類

年度（一般会計）										
人口	歳出総額	歳入総額	歳入総額内訳					不交付区分	交付税の交付・ 交付税交付	備考
			税収入額	国庫支出金	交付金	普通交付税	特別交付税			
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

(記載上の注意)

1. 決算ができない場合は、予算額でよい。
2. 備考欄には、財政力指数を記載すること。

- (2) 申請者が地方公共団体以外の法人である場合・・・当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前3年度分の収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類

イ. 収支計算書提出上の留意事項

1. 各年度ごとの収支計算書は、当該法人の責任役員会や理事会その他当該法人の規則等で定める機関で承認された収支計算書の写しを提出すること。
2. 当該法人が特別会計を設定し、通常の会計と区分して処理を行っている場合には、その特別会計の収支計算書についても当該法人の責任役員会や理事会その他当該法人の規則等で定める機関で承認されたものの写しを提出すること。
3. 収益事業を行っている場合には、法人税法の規定による確定申告書の写しを併せて提出する

(ハ) 職工休憩所

(ニ) 便所

(ホ) 工事場境界柵

(2) 解体工事

(3) 基礎工事

(4) 木工事

(5) 屋根工事

(6) 雑工事

(7) 共通工事

3. 「4. 補助事業に係る収支予算書」のうち「収入の部」の区分欄については、国庫補助額以外のものを一括記載することなく、必ず所有者(管理団体)負担額、都道府県補助額、市町村補助額、募金額等に区分してそれぞれの予定額を記載すること。

雑収入金(利子等を含む。)は、当初から計上し難い場合は、計上できる時期にいたったとき内容を変更すること。

4. 「6. 補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続きを経たことを証する書類」については、申請をする地方公共団体又はその他の法人(宗教法人も含む。)が特別の事情により申請の時までに所定の手続を経ることができない場合であって、申請書提出後においてその手続を経ることが確実にできる場合には、この旨を記載するとともに、議決案の写又は定款、寄付行為若しくは規則に定める手続を進めていることを証する書類等を添付すること。この場合には、その手続を経た後に必ずこれを証する書類を提出すること。

8. 消費税法上の課税事業者である場合は、第5条第2項に基づき申請すること。

9. 補助事業の実施に併せて、当該補助事業に係る文化財の情報発信を補助事業者の自主事業として実施する場合は、当該情報発信事業の概要

(様式第5)～(様式第8)(略)

(様式第9)

第 号

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

法人番号

所在地

代表者氏名(記名押印又は署名)

平成 年度 補助金交付申請の取下げ書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金

の交付の決定の通知を受けました平成 年度

補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 平成 年 月 日

2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(注) 第6条第2項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。

用紙は日本工業規格A4とする。

署名は必ず本人が自署すること。

(様式第10)

第 号

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者

法人番号

所在地

代表者氏名(記名押印又は署名)

平成 年度 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により

補助金の交付の決定を受けた の実績に

ついて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業及び文化財の名称

2. 補助事業の実施期間

着手 平成 年 月 日

完了 平成 年 月 日

3. 補助事業の実施の方法

3. 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額 円

精算額 円

不用額 円

5. 添付書類

(1) 補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「4. 補助事業に係る収支予算書」の様式に準ずる。)

(2) 補助事業実施仕様書

(3) 補助事業実施設計書

(4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料

(5) その他(補助事業により設置した機械器具機能の試験検査査証等)

(注) 第6条第2項に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。

消費税法上の課税事業者である場合は、第10条第2項に基づき報告すること。

用紙は日本工業規格A4とする。

署名は本人が必ず自署すること。

(様式第11)～(様式第12)(略)

(様式第 13)

平成 年 月 日

(教育委員会) 殿

補助事業者

法人番号

所在地

代表者氏名 (記名押印又は署名)

平成 年度国宝重要文化財等保存整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった国宝重要文化財等保存整備費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化財保存事業費関係補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 補助金額 (交付要綱第 10 条による額の確定額) 円
- 3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額 円
- 4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 円
- 5. 補助金返還相当額 (4 - 3) 円

(5) 文化財保存事業費関係国庫補助実施要領

昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定
最終改正：平成 29 年 4 月 1 日

文化財保存事業費関係国庫補助の実施については、文化財保存事業費関係補助金交付要綱 (以下「補助金交付要綱」という。) に定めるもののほか、この実施要領並びに別表の左欄に掲げる補助事業の種類に応じて、それぞれ別に文化庁長官 (以下「長官」という。) が定める別表の右欄に掲げる各補助事業ごとの補助要項 (以下「各補助要項」という。) の定めるところによる。

- 1. 補助対象経費
補助対象となる経費は、各補助要項においてそれぞれの補助事業の種類に応じて定める主たる事業費及びその他の経費の合計額とする。
- 2. 補助金の額 (率)
補助金の額 (率) は、各補助要項に定めるところによるものとする。
- 3. 補助事業の期限
補助事業は、補助金交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了するものとする。

4. 申請書の様式等

- (1) 補助金交付申請書の様式 補助金交付要綱の様式 第 4
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 交付申請書に添付すべき書類
 - ア 補助事業に係る設計書及び設計図 (補助事業の性質上これらの書類を添付し難い場合には、補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書)
 - イ 補助事業に係る収支の予算書
 - ウ 補助金の交付の申請をした者 (以下「申請者」という。) が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し、議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則に定める手続きを経たことを証する書類
 - エ 申請者の財政規模又は収支及び財産状況を明らかにした書類で、下表に掲げる申請書の区分に応じて定めるそれぞれに掲げる書類

申請者	提出書類
申請者が地方公共団体であるとき	当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の前々年度の財政規模を記載した書類
申請者が地方公共団体以外の法人であるとき	当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度以前 3 年度分の収支及び財産の状況を明らかにした書類
申請者が法人以外の者であるとき	申請書を提出した日の属する年の前年分の収支及び財産の状況を明らかにした書類

- オ 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面
- カ その他参考となるべき事項

- (4) 交付申請書等の提出の経路及び経由機関の事務
補助事業者は、都道府県の教育委員会を經由して交付申請書を長官に提出するものとする。この場合、都道府県の教育委員会はその交付申請に係る事業の内容を審査の上、意見を付して長官に進達するものとする。

補助事業に関し、計画を変更しようとする場合、事業を中止し、又は廃止しようとする場合等における長官への承認申請、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合等における長官への報告並びに補助金の交付の申請を取り下げる場合における長官への取下げ書の提出についても、同様とする。

5. 災害復旧に関する対応

長官は、自然災害等により被災国指定等文化財の応急的な災害復旧工事について、当該工事が交付決定前すでに施工済み又は施工中であり、かつ別表の補助事業に該当する場合、その被害写真等により状況を確認し、補助事業の対象とすることができる。

別表

左欄	右欄
文化財保存事業費	
1. 建造物	
(1) 調査 近代和風建築等総合調査	近代和風建築等総合調査費国庫補助要項
(2) 保存修理 国宝重要文化財建造物 保存修理強化対策事業 近代化遺産等重点保存 修理事業 登録文化財保存修理	重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、 防災事業費国庫補助要項 登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項
(3) 防災施設等 防災施設等 耐震対策	重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、 防災事業費国庫補助要項 民家保存管理施設費国庫補助要項（民家保 存管理施設） 重要文化財建造物等買上費国庫補助要項（買上） ふるさと文化財の森管理業務支線事業国 庫補助要項
(4) ふるさと文化財の森管 理業務支援事業	
2. 美術工芸品	
(1) 調査	資料調査費国庫補助要項
(2) 保存修理 一般 特殊	重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、 防災事業費国庫補助要項
(3) 防災施設	重要文化財（建造物、美術工芸品）修理、 防災事業費国庫補助要項
(4) 重要文化財等保存活用 整備事業	重要文化財（美術工芸品、民俗文化財）保 存活用整備事業費国庫補助要項
3. 記念物	
(1) 調査 名勝 天然記念物	名勝地調査費国庫補助要項 天然記念物緊急調査費国庫補助要項
(2) 史跡等保存活用計画等 策定	史跡等保存活用計画等策定費国庫補助要項
(3) 天然記念物再生事業	天然記念物再生事業費国庫補助要項
(4) 天然記念物食害対策	天然記念物食害対策費国庫補助要項
4. 埋蔵文化財 発掘調査等 一般 特殊	埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項
5. 文化的景観 重要文化的景観保護推進事業	文化的景観保護推進事業国庫補助要項
6. 伝統的建造物群	
(1) 調査	伝統的建造物群保存対策費国庫補助要項
(2) 保存修理	重要伝統的建造物群保存地区保存事業費 国庫補助要項
(3) 防災施設等	
(4) 買上	
7. 指定文化財 指定文化財管理	指定文化財管理費国庫補助要項
8. 無形文化財	
(1) 伝承 重要無形文化財保持団 体補助	重要無形文化財伝承事業費国庫補助要項
(2) 公開 日本伝統工芸展 国家指定芸能特別鑑賞会	重要無形文化財等公開事業費国庫補助要 項
9. 民俗文化財	
(1) 調査	民俗文化財調査費国庫補助要項
(2) 修理・防災 保存修理 一般 特殊 防災施設	重要有形民俗文化財修理、防災事業費国庫 補助要項
(3) 伝承・活用等 民俗文化財伝承活用等 事業	民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項
(4) 重要文化財等保存活用 整備事業	重要文化財（美術工芸品、民俗文化財）保 存活用整備事業費国庫補助要項

10. 文化財保存技術 団体補助 個人補助 ふるさと文化財の森構想 （資材採取等研修）	文化財保存技術保存事業費国庫補助要項
11. 文化財建造物等を活用し た地域活性化事業	文化財建造物等を活用した地域活性化事 業費国庫補助要項
12. 美しい日本探訪のための文 化財建造物魅力向上促進事業	美しい日本探訪のための文化財建造物魅 力向上促進事業費国庫補助要項
13. 歴史活き活き！史跡等総 合活用整備事業	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 費国庫補助要項
14. 地域の特色ある埋蔵文化 財活用事業費	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国 庫補助要項
15. 観光拠点形成重点支援事 業（優良モデル創出）	観光拠点形成重点支援事業（優良モデル創 出）費国庫補助要項
16. 史跡等の買上げ 直接買上 先行取得償還	史跡等購入費国庫補助要項

（6）災害復旧に係る文化財補助金の補助率につ
いて

平成 10 年 11 月 20 日文化庁長官裁定
最終改正：平成 27 年 4 月 1 日

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項（平成 9 年 7 月 11 日文化庁長官裁定）、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費（平成 27 年 4 月 1 日文化庁長官決定）国庫補助要項、文化的景観保護推進事業国庫補助要項（平成 17 年 4 月 1 日文化庁長官決定）、重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）、重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている災害復旧事業として行われる場合の補助率は、下記のとおりとする。

記

災害復旧事業として行われる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に 20%を加算した率とする。

ただし、補助対象経費の 85%を上限とする。

（7）文化財補助金の適正な執行について

平成 25 年 3 月 15 日 24 庁財第 724 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知

文化庁では、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資するため文化財補助金の交付を行っているところですが、先般、史籍購入に係る国庫補助事業において、事業が完了していないにもかかわらず、虚偽の写真を使用することにより、事業が完了したものととして実績報告を行い、不正に補助金を受給した事例が発覚しました。

このような行為は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令に違反することはもとより、文化財行政に対する国民の期待や信頼を損なうものであり、極めて遺憾であります。

ついては、今後の文化財補助事業のより一層適正な遂行を確保するため、補助事業者及び地方公共団体が特に留意すべき事項に関して別紙のとおり通知しますので、内容について後了知いただくとともに、管下市区町村等に対して周知徹底をお願いします。

（別紙）文化財補助金の執行にあたっての留意事項

1. 補助事業者の留意事項

（1）補助事業者における会計処理は、補助事業者が所在する都道府県又は市区町村の会計規則に準拠して行うこと。

（2）組織内における相互チェックや情報共有が可能となるように、以下のような措置を講じるよう努めること。

- ・契約、支出等にあたっては、稟議書による決裁や、理事会等合議制の機関での決定を経ることとし、一部の担当者のみで判断することがないようにすること。
- ・契約と検収は別の者が担当することとし、発注内容と成果物に齟齬がないか確認すること。
- ・定期的に内部監査や公認会計士等による外部監査を実施し、鑑査の結果や改善方針を組織内で共有すること。

（3）補助事業の収支に係る証拠書類（見積書、予定価格調書、契約書、検査調書、請求書、領収書等）を必ず作成又は受領し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

（4）実績報告書は、収支精算書及びその内訳の記載内容が、個々の収支に係る証拠書類と合致しているか照合しながら作成すること。

2. 地方公共団体の留意事項

（1）管下の補助事業者から必要に応じて事業の進捗状況を報告させ、現状把握に努めること。また、計画変更、繰越、概算払等の制度の周知を図り、各種手続に関する指導・助言を適切に行うこと。

（2）都道府県教育委員会が管下の補助事業の額の確定を行う場合は、収支精算書及びその内訳の記載内容と、個々の支出に係る証拠書類の内容の整合性を十分に確認すること。また、可能な限り現地確認を行い、無断計画変更など交付決定の内容及びそれに附した条件に違反するような事項がないか確認すること。

（8）「文化財補助金の補助率加算に係る取扱要領」について

平成27年6月23日27庁財第153号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁文化財部長通知

このたび、文化財補助金の補助率加算に係る取扱要領（平成27年6月23日文化庁長官決定）を別紙のとおり定めましたので、御了知いただくとともに、文化財補助金の補助率加算については本取扱要領に基づき算定いただきますようお願いいたします。

（別紙1）文化財補助金の補助率加算に係る取扱要領

平成27年6月23日文化庁長官決定

1. 趣旨

この取扱要領は、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、「重要文化財（美術工芸品・民俗文化財）保存活用整備事業費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、「文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項」（平成25年5月15日文化庁長官決定）（以下「交付要項」という。）により行われる文化財補助金の補助率加算について、必要な事項を定め事業の円滑化を図ろうとするものである。

2. 交付申請書の添付資料について

文化財関係国庫補助事業に係る交付申請に当たり、申請者が地方公共団体以外の法人である場合には、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）の様式第4「※補助金交付申請書の添付書類」に沿って提出するものとする。

3. 当該法人の平均収入額に算入する収入額の範囲について

交付要綱に定める補助率加算を行う場合、事業規模指数の算定における「当該補助事業者の財政規模」は、交付要項5.（1）ア（イ）「当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額」とされており、「平均収入額」を算定するために算入する収入額の範囲は、原則として、以下のとおりとする。

（1）当該法人が通常の会計のみにより法人の経理処理を行っている場合は、通常の会計の収支計算書の収入額の総額とする。

（2）当該法人が通常の会計の他に特別会計を設定し、通常の会計と区分して経理処理を行っている場合には、通常の会計及び全ての特別会計の収支計算書の収入額の総額を基礎とする。

ただし、当該特別会計が学校及び病院等の公益事業に係る会計である場合は、収入額の範囲から控除することとする。

（3）当該法人の通常の会計及び特別会計の収入のうち、①他会計からの繰入額（公益事業など収入額から除かれた会計の繰入金については含めるものとする。）、②補助金等収入（国庫補助金、地方公共団体

補助金等)が当該会計年度の収入額に含まれている場合は、その金額を当該収支計算書の収入額から控除することとなる。

4. 補助事業者が財政規模の変動状況を加算率の算定等に適切に反映させる仕組みについて

当該補助事業が複数年にわたり継続して実施される場合、上記3.における「補助事業者の財政規模」について、文化庁は、原則として、当該補助事業開始後6年目(1回目の見直し遺構、見直し年度を含めて6年ごと)の交付申請時において、前々年度以前の3箇年の当該補助事業者の収支計算書等を徴取して財政規模の変動状況を把握し、その後の当該補助事業において、資金計画及び補助率の加算の算定に反映する。

5. 附則

本件取扱については、平成28年度以降に実施する新規事業より適用するものとする。

(別紙2)会計検査院からの意見表示について(概要)(略)

(9) 国庫補助事業における補助率加算の算定について

平成27年11月10日事務連絡
各都道府県文化財補助金総括担当者あて文化庁文化財部伝統文化課通知

平成29年度新規事業における補助率加算の算定につきましては、平成27年6月23日付けでお知らせした「文化財補助金の補助率加算に係る取扱要領」とともに「補助率算定における運用について」及び「補助率算定の運用におけるQ&A」に基づき下記のとおり作業を行われますようお願いいたします。

記

1. 一般会計のほかに特別会計で経理している団体(地方公共団体及び営利法人を除く)が下記に掲げる事業を実施する場合は、収入状況報告書(別紙様式1)の提出を求めること。

- ・建造物保存修理事業
- ・近代化遺産等重点保存修理事業
- ・建造物防災施設等
- ・建造物耐震対策事業
- ・文化財建造物等を活用した地域活性化事業
- ・美術工芸品保存修理事業
- ・美術工芸品防災施設事業
- ・美術工芸品保存活用整備事業
- ・民俗文化財保存活用整備事業

2. 各都道府県におかれましては、事業者から提出のあった収入状況報告書及び収支計算書等の決算書をもとに補助率加算算定計算書(別紙様式2)を作成し、申請書に添付するとともに、各事業ごとの補助率加算算定計算書の電子データを下記の助成係アドレスに送付願います。

※控除する収入については、決算書等で明確に確認できる必要があります。

(別紙) 補助率算定における運用について

1. 補助率加算に係る収入額の範囲の考え方

(1) 補助率算定に係る事業者の収入について

事業者が通常の会計(一般会計)の他に特別会計を設定し、通常の会計と区分して経理処理を行っている場合には、通常の会計及び全ての特別会計の収支計算書の収入額の総額をもって補助率算定の基礎とする。

(2) 事業者の収入額から控除することができる収入について

※控除できる収入については、決算書等で明確に確認できるものに限る。

①事業者の恒常的な収入といえないもの

(例)

- ・遠忌及び遷宮や文化財修復などにおける特定の目的のための積立金
- ・資産の売却収入
- ・借入金
- ・補助金(国庫補助金、地方公共団体補助金、民間団体助成金)
- ・文化財修復のための寄附金
- ・各種積立金の取崩し金
- ・貸付回収金

など

②公益(事業者の主たる活動以外)を目的とした会計収入

- ・学校及び病院事業会計など

③その他

- ・他会計からの繰入金(公益事業など収入から控除された会計からの繰入れは除く)
- ・原則、通常の会計(一般会計)の前年度繰越金については収入に計上する。

2. 事業途中での補助率の見直しについて

原則として、当該補助事業開始後6年目の交付申請時において、改めて補助率の算定を行うものとする。

3. 当該運用の適用時期について

平成29年度以降に実施する新規事業より適用する。

(別紙2) 補助率算定の運用におけるQ&A

1. 国庫補助事業における補助率加算について

重要文化財(建造物・美術工芸品)修理などの一部補助事業において、補助事業者が公益法人や個人などである場合に当該事業者の財政状況に応じて補助率加算を行っています。

また、補助率の上限としては、50%を基礎にして最大85%まで加算を行っています。

2. 補助率加算の算定について

補助事業者の過去3カ年の平均収入額のほか、総事業費

と施工年度数をもとにして加算率を算出します。補助事業者の平均収入額が少なく、総事業費が大きく、施工年度数が短いほど、加算率が大きくなる仕組みとなっています。

3. 収入額の範囲について

事業者の通常の会計（以下一般会計という）や特別会計の補助事業者のすべての収入額に基づき補助率を算出します。

ただし、下記の収入については、原則、補助事業者の収入額から控除します。

※控除する収入については、決算書等で明確に確認できることが必要です。

①事業者の恒常的な収入といえないもの

- ・遠忌や遷宮や文化財修復などにおける特定の目的のための積立金
- ・資産の売却収入
- ・借入金
- ・補助金（国庫補助金、地方公共団体補助金、民間団体助成金）
- ・文化財修復のための寄附金
- ・各種積立金の取崩し金
- ・貸付回収金など

②公益（事業者の主たる活動以外）を目的とした会計収入

- ・学校及び病院事業会計など

③その他

- ・他会計からの繰入金（公益事業など収入から控除された会計からの繰入れは除く）

4. どのような場合に恒常的な収入といえないものとなりますか。

恒常的とはいえない収入としては、修繕積立金や退職金基金などの特定の用途が定まっている積立資金などのほか、国及び地方公共団体からの補助金、資産の売却収入や借入金などの一時的な収入が想定されます。

5. 文化財修復のための寄附金は収入から控除できますか。

文化財修復のための寄附金は控除することができます。ただし、指定寄附金など明確に文化財修復のために使用される収入に限られます。一部でも寄附金が法人活動などの文化財修復以外に使用されている場合は控除することはできません。

6. 前年度繰越金は収入に含まれるのですか。

原則、一般会計に前年度繰越金が計上されている場合は収入に含まれます（※前年度繰越金のうち、修繕や退職金などの積立金として経理していることが明確に示せる場合は収入から控除します。）。

なお、特別会計の前年度繰越金については収入から除かれます。

7. 財産目録や貸借対照表に記載されている現金預金や積立金などは収入に含まれますか。

含みません。

8. 公益事業とはどのようなものですか。

公益事業とは、特定少数者の利益ではなく不特定多数のための利益を図り、営利を目的としない事業と理解されます。収入額から控除される公益事業としては事業者の主たる活動以外の事業が該当し、例えば宗教法人にあっては宗教法人法第6条に基づく公益事業が想定されます。

9. 宗教法人が行う墓地事業は公益事業となりますか。

宗教法人が行う墓地事業の形式として、檀家のみが使用する檀家墓地（宗教活動）と宗派を問わない霊園事業（公益事業）があります。宗教法人が霊園事業などの公益事業を行っている場合は、宗教法人規則に記載されることになっていますので、当該霊園事業が宗教活動か公益事業であるかを判別するため法人規則に公益事業として記載されているか確認する必要があります。

10. 宗教法人とは別組織である奉賛会や総代会などの収入を含める必要はありますか。

当該奉賛会等に団体規則が作成されているほか、宗教法人とは別に財産目録が作成されているなど、宗教法人とは組織的・会計的に別団体であると確認できれば、収入額の範囲から除きます。

11. 収益事業の収入とはどのようなものですか。

物品販売業や不動産貸付業など法人税法に定められた34事業による収入です。

12. 他会計からの繰入金は収入から控除できますか。

一般会計や収益事業会計などからの繰入金については収入から控除します。ただし、公益事業など収入から控除された会計からの繰入れについては収入に含まれます（※前年度繰越金や他会計からの繰入金などを控除したことにより、結果的に全額控除となった会計からの繰入金については収入から控除します。）。また、どこの会計からの繰入金であるか繰出先の会計を明確にする必要があります。

13. 積立金などから発生した利子は収入に含まれますか。

利子は収入に含まれます。同様に貸付回収金から発生した利子も収入に含まれます。

14. 有価証券の売却収入は収入に含まれますか。

有価証券の売却収入から財産目録に記載されている当該有価証券の簿価額を控除することができます。簿価額を差し引いた残額が売却益として収入に計上することになります。

15. 博物館等が主催する展覧会等の文化財出陳料は収入に含まれますか。

文化財出陳料は博物館等から支払われる謝金（対価）であるため収入に含まれます。

16. 公益（社団・財団）法人及び一般（社団・財団）法人に係る収入額の取扱いについて教えてください。

公益財団法人及び一般社団法人などの収入状況を示す資料である「正味財産増減計算書」に基づき収入額の範囲を算出することになります。「正味財産増減計算書」の会計区分として「一般正味財産経常収入」、「一般正味財産経常外収入」、「指定正味財産収入」の3つの区分により構成されていますので、各区分の収益額（指定正味財産収入は受取寄付金などが該当）の合計が収入額の範囲となります。

17. 公益法人が美術品などの寄贈を受けた場合、その評価額を受贈益として計上していますが、収入から控除することができますか。

控除することができます。

18. 収入状況を明らかにする書類としてどのような書類を提出することになりますか。

交付要綱にお示ししているとおり、過去3カ年分の特別会計を含むすべての会計に係る収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類（財産目録）を提出するとともに、収益事業を行っている場合には、法人税法の規定による確定申告書の写しを併せて提出することになります。補助率算定にあたっては、補助事業者の総収入額を確認する必要がありますので、上記決算書類のほか、収入状況報告書（別紙様式1）の提出をお願いすることになります。

19. 補助率加算はどのように算出することになりますか。

補助事業者から提出のあった収入状況報告書及び収支計算書等の決算書に基づき補助率加算を算出することになります。補助率加算算定計算書（別紙様式2）に各年度・各会計ごとに収入額のほか繰入金などの控除経費を記載して平均収入額を算出するとともに、総事業費・事業期間を記載して事業規模指数を算出します。

補助率加算算定計算書については各事業ごとに作成し、申請書締切日までに文化庁に電子データを送信願います。

20. 事業途中での補助率算定について

6年以上の複数年にわたって実施される事業については、事業開始6年目に改めて過去3カ年の収入額、総事業費及び施工年度数に基づき補助率算定を行います。

21. 現在実施している事業についても補助率算定が行われるのですか。

平成28年度新規事業から適用されますので、平成28年度以前から実施している事業については事業途中での補助率算定を行うことはありません。

平成28年度新規事業で、6年以上にわたって実施する事業については、6年目である平成33年度に再度補助率算定を行うこととなります。

22. 10年以上の長期事業を行う場合に、6年目で補助率の見直しを行えば、今後見直しを行うことはないのですか。

見直しを行うこととなります。2回目の補助率見直しの時期については、1回目の見直し年度を含めて6年目に行うこととなります。

（例）平成28年度新規事業で22年間事業の場合

- 1回目平成33年度
- 2回目平成38年度
- 3回目平成43年度
- 4回目平成48年度

※当該Q&Aは平成28年3月15日に更新

（別紙様式1）

収入状況報告書

単位：円

24年度		25年度		26年度	
合計		合計		合計	

※上記会計ごとに収支計算書等の決算書を添付すること。平成24年度、平成25年度、平成26年度における宗教法人〇〇の総収入であることを証明します。

平成 年 月 日

宗教法人 〇〇

代表役員 〇〇 〇〇 印

（会計担当者）〇〇 〇〇

連絡先 000-00-0000

（別紙様式2）（略）

（10）「文化財関係国庫補助事業に係る財産処分の承認基準」の一部改正について

平成24年11月6日24庁財第447号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知

「文化財関係国庫補助事業に係る財産処分の承認基準」（平成23年4月1日文化庁長官決定）の一部を別紙のとおり改正しましたので、御知知たたくとともに、貴域内の市区町村教育委員会等へ周知くださるようお願いいたします。

（別紙）文化財関係国庫補助事業に係る財産処分の承認基準

平成23年4月1日文化庁長官決定
最終改正：平成24年11月6日

補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊すことをいう。以下同じ。）の承認の取扱いについては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、適正化法、同法施行令（昭和30年

政令第 250 号) 並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(昭和 60 年文部省告示第 28 号)に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

1. 補助事業の範囲

(目) 国宝重要文化財等保存整備費補助金又は(目) 史跡等購入費補助金(予算科目の統廃合によってこれら 2 目に組み込まれた目を含む。)の交付を受けて実施した補助事業。ただし、文化財保護法の規定に基づき行われる財産処分については、この承認基準は適用しない。

2. 承認手続等

(1) 申請手続

補助事業者等が財産処分を行う場合には、処分前に財産処分承認申請書(別紙様式 1)を文化庁長官に提出し、承認を受けるものとする。

(注 1) 財産処分の種類

転 用: 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用

譲 渡: 補助対象財産の所有者の変更

交 換: 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換

なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換でなく廃棄にあたる。

貸 付: 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

取壊し: 補助対象財産の使用を止め、一部又は全部を取り壊すこと

廃 棄: 補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること

担保に供する処分: 補助対象財産に抵当権を設定すること

(注 2) 一時使用の場合

補助対象財産を、休日等を利用して、文化財の保存及び本来の使用目的に支障をきたさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注 3) 承認後の変更

財産処分の承認を受けた後、当該財産処分の内容と異なる処分を行う場合、又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、文化庁長官に対し改めて必要な手続を行うものとする。

(注 4) 処分制限期間が 10 年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が 10 年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、手続は不要である。

(2) 経過期間

補助事業者等がこの承認基準により財産処分承認申請書又は財産処分報告書を文化庁長官に提出する場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3. 申請手続の特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分については、処分前に財産処分報告書(別紙様式 2)を文化庁長官に提出することにより、文化庁長官の承認があったものとみなす。

なお、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条の規定のより、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき行われる処分については、同法第 21 条の規定により文化庁長官の承認があったものとみなす。

(1) 地方公共団体が、補助事業完了後 10 年以上経過した補助対象財産について行う無償による財産処分。ただし、当該補助対象財産と同等以上の設備若しくは機能が確保されていることを条件とする。

(2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄

(3) 文化財の適切な保存・活用に当たって、著しく不適当で特別な事情がある補助対象財産について、補助事業により当該補助対象財産の新增改築等を行うために必要な取壊し、廃棄

(4) 文化財の適切な保存・活用の充実のために必要な補助対象財産について、補助事業により当該補助対象財産の新增改築等を行うために必要な取壊し、廃棄(補助事業実施後も従前の機能が確保される場合に限る。)

4. 国庫納付に関する基準

(1) 地方公共団体が行う財産処分

①国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項に係る財産処分、又は経過年数が 10 年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文化庁長官が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件(財産処分に係る納付金(以下「財産処分納付金」という。))を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。)を付さずに承認するものとする。

②国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記①に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に 5 に定める額の納付を求めるものとする。

(2) 地方公共団体以外の者が行う財産処分

①国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

- (i) 3 (2) に掲げる災害等による取壊し、廃棄
- (ii) 経過年数が 10 年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、文化の振興に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産を文化の振興に資する事業に使用する場合
 - ウ 文化の振興に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために取壊し、廃棄を行うことが必要な場合
 - エ 他の用途での活用が見込めない補助対象財産の取壊し、廃棄。ただし、当該補助対象財産と同等以上の設備若しくは機能が国庫補助事業以外により確保されていることを条件とする
 - オ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

②国庫納付に関する条件を付して承認する場合
 上記①に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に 5 に定める額の納付を求めらるものとする。

③再処分に関する条件を付す場合
 (i) 再処分に関する条件を付す場合
 上記①のうち、(ii) に掲げる財産処分については、再処分に関する条件(当初の財産処分の承認後 10 年(残りの処分制限期間が 10 年未満である場合には、当該期間)を経過するまでの間は、文化庁長官の承認を受けず、当該補助対象財産(交換の場合には、交換により得た補助対象財産)の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。)を付すものとする。

(ii) 再処分に関する条件を付された者の財産処分
 再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。この場合、補助対象のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

(3) 担保に供する処分(抵当権の設定)
 担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させる

ことを条件として承認するものとする。
 承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

5. 財産処分納付金の額
- (1) 有償譲渡又は有償貸付の場合
 財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額(施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。)の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。)を上限とする。
- (2) 上記(1)以外の場合
 残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

(別記様式 1) (財産処分承認申請書)
 ○○○ 第 号
 平成 年 月 日

文化庁長官 殿
 補助事業者等名 印
 ○○○○○○費補助金により取得した△△△△に係る財産処分について
 標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に基づき(*)、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

- 1 処分の種類(該当するものに○)
 (転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し 廃棄 担保に供する処分(抵当権の設定))
- 2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地
⑤補助対象財産種別	⑥建築規模	⑦処分に係る建築延面積	⑧建築延面積の全体
	造	㎡	㎡
⑨国庫補助相当額(処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度
円	円	円	年度
⑬補助対象財産の使用開始年月日			⑭経過年数
年 月 日			年 年
⑮処分の内容			⑯処分予定年月日

⑩譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有無)

→無の場合(承認基準の4の該当項目に○)

- ・地方公共団体 (1) ①
- ・地方公共団体以外 (2) ① (i)
- (ii) (アイウエオ)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金実績報告書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・代替施設等の図面、仕様書及び写真等(代替施設等が設置されている場合)
- ・補助対象事業者の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象財産となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑫処分の内容」欄には、次の令のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付されている場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(別記様式2)(財産処分報告書)

○○○ 第 号

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者等名 印

○○○○○○費補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき(*)、次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類(該当するものに○)

(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し 廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地
⑤補助対象財産種別		⑥建築規模	⑦処分に係る建築延面積
		造	m ²
⑧建築延面積の全体		m ²	
⑨国庫補助相当額(処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度
円	円	円	年度
⑬補助対象財産の使用開始年月日			⑭経過年数
年 年			年 年
⑮処分の内容			⑯処分予定年月日
⑩譲渡予定額 (譲渡の場合)			
円			

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準の3の該当項目(番号を○で囲む)

(1) (2) (3) (4)

5 納付金 (有無)

→無の場合(承認基準の4の該当項目に○)

- ・地方公共団体 (1) ①
- ・地方公共団体以外 (2) ① (i)
- (ii) (アイウエオ)

6 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金実績報告書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・代替施設等の図面、仕様書及び写真等（代替施設等が設置されている場合）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

（1）「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象財産となる施設又は設備等の名称を記載すること。

（2）⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

（3）「⑩処分の内容」欄には、次の令のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分に当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付されている場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目を○で囲むこと。

5 添付書類

（1）当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

（2）間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

（3）補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

（4）その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

（11）文化財保存事業費関係国庫補助実施要領における「5. 災害復旧に関する対応」の取扱について

平成23年11月10日事務連絡
各都道府県教育委員会文化財主管課あて
文化庁文化財部伝統文化課通知

「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」（昭和54年5月1日文化庁裁定）の一部改正について」（平成23年11月10日付け23庁財337号文化庁次長通知）で通知しました「5. 災害復旧に関する対応」の取扱については、下記のとおりとしたのでお知らせします。については、貴域内の市区町村教育委員会等に周知願います。

記

1. 災害復旧に係る交付決定前着工について

災害復旧に係る交付決定前着工（以下、「事前着工」という。）については、次の要件を満たす場合に限り、認めるものとする。

なお、着工した事実をもって文化財補助金の対象とすることを確約する者ではない。

（1）事前着工を行う災害復旧事業が国庫補助対象となり得ること

（2）文化財の滅失、崩壊の危険性が拡大し、交付決定後の着手では当該文化財に深刻な被害をもたらす恐れがある、又は被害を受けた文化財により、生命や財産に危害が及ぶ恐れがあるなど、当該文化財の置かれた現地の状況を踏まえ早急に着工する必要があるものであること

（3）事前着工の内容等について、文化庁及び都道府県教育委員会と事前に確認がとれていること

2. 事前着工の対象となる補助事業について

次の補助要項において、災害復旧事業として行われる事業

（1）重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）

（2）登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）

（3）史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）

（4）文化的景観保護推進事業国庫補助要項（平成17年4月1日文化庁長官決定）

（5）重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）

（6）重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）

（7）民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項（平成11年4月1日文化庁長官裁定）

3. 手続の流れについて

別紙「事前着工に関する手続の流れ」のとおり

4. 事前着工届について

(1) 当該文化財の所有者又は管理団体（以下、「所有者等」という。）は、事前着工をする必要がある場合、事前着工の内容等について、文化庁及び都道府県教育委員会に確認をとり、事前着工届（別紙様式）を、都道府県を通じて文化庁へ提出すること（提出先：文化庁文化財部伝統文化課助成係）

(2) 事前着工届には、被害状況や文化財の状況等が確認できる写真、図面等を添付すること

(3) 所有者等は、提出した事前着工届及びその関係書類の写しを保管すること

5. 事前着工後の交付申請書の提出について

(1) 所有者等は、事前着工後、できる限り速やかに文化庁と協議の上、補助事業計画を策定し、交付申請書を提出すること

(2) 交付申請書作成の際、様式中「8. その他参考となるべき事項」に、当該事業が事前着工届を提出の上、施工中または施行済である旨を記載すること

記載例：事前着工届 平成00年00月00日提出済

工期 平成00年00月00日

～平成00年00月00日

(3) 事前着工届提出後に、本格復旧などの計画を策定し併せて交付申請書を提出する場合は、補助対象経費等についてそれぞれの事業が区別できるよう記載すること

(4) 補助事業者は、補助金関係書類と併せて事前着工届及びその関係書類の写しを保管すること

6. 留意点について

(1) 本取扱は、災害復旧において応急的な対応が求められるものを対象とすること

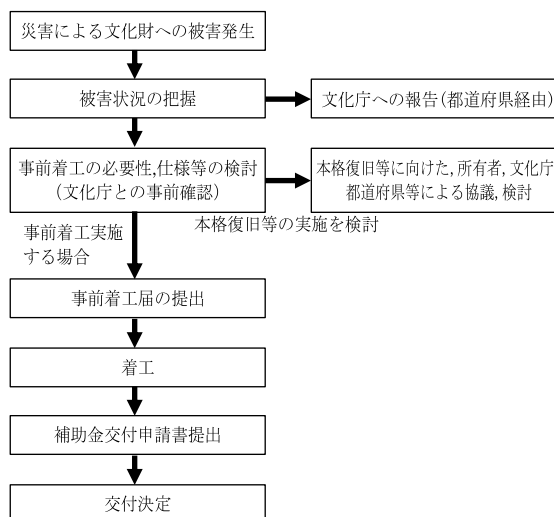
(2) 着工した事実をもって文化財補助金の対象とすることを確約するものではないこと

(3) 着工前に当該工事費の概算額を把握するとともに、着工後も随時把握すること

(4) 補助事業の対象となる場合、経費の自己負担分について確実に行えるよう財源の確保を確認すること

(5) 事前着工に伴う文化財保護法における手続については、文化庁各担当課に確認すること

(別紙) 事前着工に関する手続の流れ



(別紙様式)

事前着工届

文化財の名称			
文化財の所在地			
補助事業者(予定)			
災害名		被災日	
被災状況			
事前着工の復旧内容			
工事期間			
事前着工の理由			
工事費用(概算)及び予定補助率			
備考			
文化庁使用欄			

※この届のほか、被害状況が確認できる図面、写真等を添付すること。

(12) 史跡等の土地を先行取得する場合の取扱いについて

昭和50年2月1日庁保記第28号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知

史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保護のために地方公共団体又はその依頼を受けた土地開発公社が史跡等の土地を先行取得する場合及び先行取得に係る経費について国が補助する場合の取扱いについては、別紙要領のとおりとすることとしたので、遺憾のないようにお取り計らい願います。

なお、この制度は後年度に財政負担を必要とすることもあり、緊急性、周辺の状況、買上げ費の総額等を勘案の上、慎重に処理する必要があるため、事前に当庁と十分連絡協議するよう特に御配慮願います。

(別紙)(略)(13) 参照

(13) 史跡等の土地を先行取得する場合の取扱いについて

平成 年 月 日*(1)庁財第 号
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知

標記のことについては、金利水準の動向に鑑み、史跡等土地先行取得取扱要領（昭和 50 年 2 月 1 日文化庁長官裁定）の一部が改正され、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の関係市町村教育委員会にこの趣旨の徹底を図り、事務処理に遺漏のないようお取り計らいください。

記

1 利子支払額の取扱い

「史跡等土地先行取得取扱要領」(昭和 50 年 2 月 1 日文化庁長官裁定) 6. (2)「年 _____ パーセント」とあるのを「年 _____ *(a)パーセント」と改める。

2 適用の時期

この措置は、平成 年 月 日*(2)から適用する。

ただし、平成 年 月 日*(3)までに借入れ済みの資金についての利子支払額（同年 月 日*(4)以後にする利子支払のための借入金に係るものを除く。）については、当該借入金の借換えの時期までの間は、なお従前の例による。

3 指導利率

この改正は、主として市町村及び市町村土地開発公社の実情を考慮の上決定されたものであるので、現下の金利状況に鑑み、都道府県及び政令指定都市が行う土地の先行取得のための有利子資金の借入金に係る利子支払額は、平成 年 月 日*(5)から、年 _____ パーセントを限度とする借入金の利率により計算した額の範囲内とするよう努めるものとする。

(別紙) 史跡等土地先行取得取扱要領

昭和 50 年 2 月 1 日文化庁長官裁定
最終改正：平成 年 月 日*(6)

1. 趣旨

史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）を保護するため、地方公共団体が史跡等の土地を先行取得する場合の取扱い及び当該先行取得に係る経費につき国が行う補助に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 事前の確認

(1) 地方公共団体は、先行取得を実施しようとするときは、先行取得事前確認書（別記様式 1）を文化庁長官に提出し、あらかじめその確認を受けなければならないものとする。

(2) 確認は、当該事業の緊急性、当該史跡等の周辺の開発（予定）状況、買上げに多額の経費を要すること等を勘案して行うものとする。

3. 先行取得の方法

先行取得は、原則として地方公共団体が地方債の資金により取得を行うものとする。

4. 補助対象となる経費

先行取得に係る経費で、国の補助対象となる経費は土地の取得費（補償費を含む。以下同じ。）及び利子支払額とする。

5. 補助事業者

補助事業者は、地方債の資金により土地取得を行う地方公共団体とする。

6. 補助金の交付

国庫補助は、毎会計年度の予算の範囲内において、第 2 項の確認を受けた翌年度から、次に定めるところにより当該年度に発生する償還額及び利子支払額について行うものとし、補助率は 80 パーセントとする。

(1) 償還額

地方債の償還は、2 年間の据置後 8 年間の半年賦元金均等償還とする。

(2) 利子支払額

地方債に係るものについては、年 _____ *(a)パーセントを限度とする借入金の利率により計算した額とする。

なお、利子支払額の計算の基礎となる期間は、地方公共団体の取得費を支払った日又は地方債を借入した日のいずれか遅い日から計算するものとする。

7. 実績報告

地方公共団体は、先行取得が完了したときは、文化庁長官に先行取得実績報告書（別記様式 2）を提出しなければならないものとする。（この場合、先行取得が当該年度末までに完了していないときは、当該年度末までに取得の完了した部分に係る先行取得実績報告書を提出するものとする。）

8. 先行取得した土地の管理

先行取得した土地その他の財産の管理は、次に定めるところによるものとする。

(1) 先行取得した財産は、文化庁長官の承認を受けないで事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 先行取得を行った地方公共団体等は、当該先行取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9. 特別の事情により、上記の規定により難い場合においては、特別の取扱いをすることがある。

附則 抄

1 この文化庁長官裁定は、平成 年 月 日*(2)から適用する。

2 平成 年 月 日*(3)までに借入れ済みの資金についての利子支払額（同年 月 日*(4)以後にする利子支払のための借入金に係るものを除く。）については、当該借入金の借換の時期までの間は、なお従前の例による。

(注) 6. (2) 利子支払額に係る利率の改定状況 (略)

※ 本要領は、利率変更に伴い概ね1ヶ月に1度改定され、通知される。通常、(1)(2)(4)(5)は改正年月日(6)と同日、(3)はその1日前となる。

(別記様式1)

〇〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 〇〇県〇〇市
住所 〇〇市〇〇 000-00
代表者氏名 〇〇〇市長 〇〇 〇〇

史跡等土地先行取得事前確認申請書

史跡等土地について、先行取得を行いたいので、関係書類を添えて、下記のとおり確認を求めます。

記

- 史跡等の名称及び指定年月日
 - 名称 〇〇〇〇〇 (史跡名称)
 - 指定年月日 平成 年 月 日

2 先行取得を行う土地の所在地及び面積

土地の所在地	地目	面積 (㎡)
〇〇県〇〇〇市〇〇 〇〇丁目	000番0	山林 0,000.00
	000番0の一部	山林 000.00
	000番0の一部	山林 000.00
	000番0の一部	山林 00.00
	000番0の一部	山林 000.00
	000番0の一部	山林 000.00
	000番0の一部	山林 0,000.00
〇〇県〇〇〇市〇〇 本町0丁目	000番の一部 宅地	000.00
計	8筆	0,000.00

- 先行取得の方法 地方債によって、〇〇〇市が取得する。
- 先行取得の時期 平成 年 月 日以降
- 先行取得に要する経費の概算及びその調達方法
 - 概算 円
 - 調達方法 縁故債として金融機関より証書借入をする予定であり、借入条件は、半年賦、借入元金均等、10年償還 (据置き2年) とする。
- 有利子資金を利用する場合の借り入れ先別金利
 - 借り入れ先
 - 金利 年 0.00%
- その他

(添付書類)

- 指定地域図及び買収予定計画図 (境界、既公有地等四色別したもの)
- 買収予定面積、単価、総経費の積算内訳
- 説明書 (緊急先行取得の必要性)
- 買上げ予定地周辺の動向 (人口推移、土地開発状況等地価動向の説明)
- 単価、積算の根拠がわかる資料 (売買実例、鑑定事

例)

- 周辺都市計画地図
- 資金繰及び金利の状況 (過去の推移を含む。)
- その他参考となる資料

(別記様式2)

(文書番号) 第 号
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 〇〇県〇〇市
住所 〇〇市〇〇 000-00
代表者氏名 〇〇〇市長 〇〇 〇〇

平成 年度史跡等土地先行取得実績報告書

平成 年度史跡等土地先行取得の実績について、関係書類を添え報告します。

記

- 史跡等の名称及び指定年月日 〇〇〇〇〇〇跡
平成 年 月 日
- 先行取得事前確認年月日 平成 年 月 日
- 資金調達実績
 - 借入先及び借入年月日 株式会社〇〇銀行〇〇支店
平成 年 月 日
 - 金額 円
 - 金利及び条件 利率 0.00%
10年償還 (うち2年据置)
償還回数 年2回 (全20回 利子償還4回 元利償還16回)
償還方法 半年賦元金均等償還

4 先行取得実績

地番	地目	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	取得金額 (円)	備考
〇〇市〇〇〇〇丁目000番0	山林	0.00	0	0	
同 000番00	山林	0.00	0	0	
同 000番000	山林	0.00	0	0	
同	山林	0.00	0	0	
同	山林	0.00	0	0	
同	山林	0.00	0	0	
〇〇市〇〇本町0丁目000番0	宅地	0.00	0	0	

5 その他

(添付書類)

- 契約書写
- 登記簿写
- 購入地域図 (既買収地、公有地と色別けたもの)
- その他参考となる資料 (償還計画等)

3 県費補助金関係

(1) 補助金等交付規則

昭和 51 年 3 月 31 日宮城県規則第 36 号
最終改正：平成 7 年 10 月 1 日宮城県規則第 81 号

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 利子補給金
- 三 知事が指定する負担金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金（知事が指定するものを除く。）

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書（契約の申込にあつては、契約に関する書類）を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- 三 工事の施行にあつては実施設計書
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項
その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付すことがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するも

のとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することができる。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行

わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつてゐる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかつたときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行つた現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付

の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長するこ

とがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業者等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの
- 三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附則 (昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

(2) 宮城県文化財保護補助金交付要綱

昭和 57 年 6 月 1 日文化財保護課長決定
最終改正：平成 17 年 6 月 22 日

(趣旨)

第 1 県は、県内の文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者又は管理団体が行う文化財の保護修理に要する経費について、当該文化財保護事業に対し、予算の範囲内において文化財保護補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金交付規則(昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第 2 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 文化財の保存修理及び管理に関する事業
- (2) 文化財の防止施設等の設置に関する事業
- (3) 文化財の買い上げ補償に関する事業
- (4) 文化財の保護増殖等に関する事業
- (5) 文化財の調査等に関する事業
- (6) 文化財の保存伝承等に関する事業
- (7) 文化財の保存施設設置等に関する事業
- (8) 文化財の積極的活用を図る大規模又は総合的・複合的史跡活用事業
- (9) 文化的景観の保護推進に関する事業

(補助金の額)

第 3 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国庫補助を伴う事業(一般事業)

別表 1 の国庫補助事業を一般事業とし、補助金の額は、補助対象経費から国庫補助額を控除した額の 2 分の 1 以内の額とする。ただし、市町村が補助事業者の場合は、原則として 10,000,000 円を限度とする。

(2) 国庫補助事業を伴う事業(特別事業)

別表 2 の国庫補助事業を特別事業とし、補助金の額は、補助対象経費の 6 分の 1 以内の額とする。

(3) 国庫補助を伴わない事業

補助事業費の 2 分の 1 以内の額を原則とし、予算の範囲内で補助する。ただし、最高限度額 10,000,000 円とする。

(交付の申請)

第 4 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第 1 号によるものとし、その提出部数は 1 部、その提出期限は知事が定める日までとする。

第 5 規則第 3 条第 2 項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業に係る設計書及び工程表
- (4) 補助事業を実施しようとする箇所、地域又は対象を示す図面及び写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第 6 規則第 5 条の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式 2 号により、知事の承認を受けること。ただし、当該補助事業の目的及び仕様に基づき影響が軽微であると知事が認めるものを除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第 3 号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとし、その提出部数は1部とする。

第8 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支精算書
- (2) 工事請負契約書の写し及び工事竣工確認書の写し
- (3) 売買契約書の写し及び登記済証の写し
- (4) 補助事業の成果を証する書類及び写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の方法)

第9 補助金は、規則第13条の規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第10 規則第21条第2項及び第3号により処分の制限を受ける財産及び規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期限は、補助事業者等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業により取得した財産の処分期間(昭和43年文部省告示第8号)の例による。

附則

- 1 この要綱は、昭和57年6月1日から施行し、昭和57年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成9年10月9日から施行し、平成9年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成13年10月22日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成17年6月22日から施行し、平成17年度の予算に係る補助金から適用する。

別表1

事業名	事業内容
重要文化財(建造物、美術工芸品)修理、防災事業	国宝・重要文化財である建造物の保存修理事業、美術工芸品の解体・保存修理事業、災害等から守るための消火設備等の設置事業
民家保存管理施設	重要文化財である民家が現状変更等により、居住者の日常生活に著しい支障が生じた場合、新しく保存管理施設を設置する事業

重要文化財建造物等買上	重要文化財である建造物及びその敷地保存のための特別の事情による買上事業
史料調査	古文書、歴史資料及び陶磁器等の散逸・亡失を防ぐことを目的とする保存調査事業
天然記念物緊急調査	天然記念物の生態、分布等保存対策を目的とする緊急調査事業
史跡等保存管理計画策定	史跡、名勝、天然記念物の保存管理計画策定事業
史跡等保存整備(一般)	史跡、名勝、天然記念物の保存と活用を図るための修理、環境整備事業
歴史の道整備活用推進事業	江戸時代以前の古い道等の整備事業並びに保存整備に係る総合計画
史跡等活用特別事業	歴史的建造物の復元等、史跡の積極的活用を図る事業
史跡等防災施設	史跡、名勝、天然記念物を災害等から守るための土留、消火施設の設置、害虫防除等の事業
天然記念物保護増殖	天然記念物の給餌、樹勢回復等の保護増殖事業
埋蔵文化財緊急調査	開発等に対するための遺跡等の発掘調査、分布調査等の事業
埋蔵文化財出土遺物保存処理	発掘調査により検出された木製、金属製遺物の保存処理事業
伝統的建造物群保存対策	伝統的建造物群の保存状況調査並びに防災計画策定事業
重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区の建造物等の修理、修景、復旧等整備事業並びに防災施設等整備事業
指定文化財管理	文部省所管文化庁所属の文化財(国有文化財)の廃棄防止、見回り監視等保存管理事業並びに国宝・重要文化財の維持管理事業に対する地方公共団体の補助事業及び都道府県教育委員会が行う文化財パトロール事業
重要無形文化財伝承事業	重要無形文化財を保護するための技の鍛錬と伝承者養成にかかる事業
重要無形文化財等公開事業	重要無形文化財を保存、振興するための公開事業
民俗文化財保存活用支援事業	重要無形民俗文化財関係の用具、施設の修理並びに重要有形民俗文化財に関する調査、復元、記録作成等の事業
民俗文化財調査	民俗文化財のうち散逸、衰退、変容のおそれのあるもの等その保護を目的とする調査事業
重要有形文化財修理・防災事業	重要有形文化財の保存修理事業及び災害等から守るための防災施設等設置事業
民俗文化財地域伝承活動	伝統的な年中行事、民俗芸能等の保存を図るための伝承者養成、現地公開、記録作成等の事業
無形民俗文化財記録作成事業	無形民俗文化財保存のための記録作成事業
文化財保存技術保存事業	選定保存技術の保存のための伝承者養成等の事業
重要有形民俗文化財保存施設	重要有形民俗文化財の保存のための施設整備事業
天然記念物整備活用事業	天然記念物の保存について理解を深めるための学習施設、野外観察施設等の整備事業
登録有形文化財建造物修理	保存・活用の模範となる登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計管理事業
伝統文化伝承総合支援事業	国指定・選定以外の無形文化財・民俗文化財の保存伝承のための伝承や復元(再生・復活)の事業
史跡等購入	史跡等の保存のための史跡等の土地買上事業

伝統文化保存団体等 活動基盤整備事業	国指定以外の無形文化財・有形民俗文化財、無形民俗文化財及び国選定以外の文化財保存技術の保存及び伝承に関する事業
-----------------------	---

別表 2

事業名	事業内容
ふるさと文化財の森センター建設	文化財建造物の保存のために必要な植物性資材の安定的な確保に関わる技能者を育成し、また、これらの資材や技能を通じて文化財愛護及び普及啓発施設からなる「ふるさと文化財の森センター」を整備する

(様式第 1 号)

年度文化財保護補助金交付申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年度において（補助事業名）を下記により実施したので、補助金交付規則第 3 条の規定により文化財保護補助金 円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業費（総事業費）
- 3 補助事業の経費の使用方法
- 4 補助事業の着手及び完了予定期日

着手	年 月 日
完成	年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業に係わる設計図及び工程表
- (4) 補助事業を実施しようとする箇所、地域又は対象を示す図面及び写真

(様式第 2 号)

年度文化財保護補助金計画変更承認申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（教）指令第 号で文化財保護補助金の交付決定の通知のあった（補助事業名）について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書

(様式第 3 号)

年度文化財保護補助金中止（廃止）承認申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（教）指令第 号で文化財保護補助金の交付決定の通知のあった（補助事業名）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の内容

(様式第 4 号)

年度文化財保護補助金実績報告書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（教）指令第 号で文化財保護補助金の交付決定の通知のあった（補助事業名）について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の実施期間

着手	年 月 日
完成	年 月 日

- 3 補助事業の実施方法
- 4 補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

5 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 工事請負契約書の写し及び工事竣工確認の写
- (3) 売買契約書の写し及び登記済証の写し
- (4) 補助事業の成果を証する書類及び写真